雲南市地域防災計画
（震災対策編）

令和７年６月改訂

島根県　雲南市

雲南市地域防災計画（震災編）　目次

第１編　総則

第１章　計画の概要 …… 1
第１　計画の目的 …… 1
第２　計画の性格等 …… 1

第２章　防災の基本理念及び施策の概要 …… 3
第１　防災の基本理念及び施策の概要 …… 3
第２　予防・応急対策・復旧・復興の各段階における基本理念及び施策の概要 …… 3

第３章　地域防災計画において重点を置くべき事項 …… 6
第１　大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 …… 6
第２　被災地への物資の円滑な供給に関する事項…… 6
第３　住民等への円滑かつ安全な避難に関する事項…… 6
第４　被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 …… 6
第５　事業者や住民等との連携に関する事項…… 6
第６　大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項…… 6

第４章　地震防災環境 …… 7
第１　自然環境の特性 …… 7
第２　防災対策推進上の留意点 …… 8
第３　災害履歴 …… 9

第５章　地震被害想定 …… １３
第１　地震被害想定調査の概要 …… １３
第２　想定地震 …… １３
第３　想定される被害の概要 …… １５

第６章　関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱 …… ３０
第１　関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱 …… ３０
第２　国、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関、市民及び事業所の責務 …… ３５

第７章　計画の運用等 …… ３７
第１　平常時の運用 …… ３７
第２　災害時の運用 …… ３７

第２編　地震災害対策計画

第１章　地震災害予防計画

第１節　地盤災害の予防 …… ３８
第１　基本的な考え方 …… ３８
第２　崩壊危険地域の予防対策 …… ３８
第３　液状化危険地域の予防対策 …… ４１
第４　造成地の予防対策 …… ４２
第５　土地利用の適正化 …… ４３

第２節　建築物・公共土木施設災害の予防 …… ４４
第１　基本的な考え方 …… ４４
第２　建築物の災害予防 …… ４４
第３　まちの不燃化 …… ４６
第４　ライフライン施設の安全化 …… ４７
第５　交通施設の安全化 …… ５１
第６　河川等施設の耐震化 …… ５２

第３節　危険物施設等の安全対策 …… ５４
第１　基本的な考え方 …… ５４
第２　消防法に定める危険物施設の予防対策 …… ５４
第３　高圧ガス施設の予防対策 …… ５４
第４　火薬類施設の予防対策 …… ５５
第５　毒劇物取扱施設の予防対策 …… ５５

第４節　地震防災緊急事業五箇年計画の推進 …… ５６

第５節　防災活動体制の整備 …… ５７
第１　基本的な考え方 …… ５７
第２　災害対策本部体制の整備 …… ５８
第３　防災中枢機能等の確保・充実 …… ５８
第４　広域応援協力体制の整備 …… ５９
第５　災害救助法等の運用体制の整備 …… ６１
第６　公的機関等の業務継続性の確保 …… ６１
第７　複合災害体制の整備 …… ６２
第８　罹災証明書の発行体制の整備 …… ６２

第６節　情報管理体制の整備 …… ６３
第１　基本的な考え方 …… ６３
第２　情報通信設備の整備 …… ６３
第３　震度・潮位観測情報等伝達体制の整備 …… ６４
第４　総合防災情報システムの運用 …… ６４

第７節　広報体制の整備 …… ６６
第１　基本的な考え方 …… ６６
第２　市民への的確な情報伝達体制の整備 …… ６６
第３　報道機関等との連携体制の整備 …… ６７
第４　災害用伝言サービス活用体制の整備 …… ６７

第８節　避難予防対策 …… ６８
第１　基本的な考え方 …… ６８
第２　避難体制の整備 …… ６８
第３　指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の整備・周知 …… ７２
第４　応急仮設住宅の確保体制の整備 …… ７６

第９節　火災予防 …… ７７
第１　基本的な考え方 …… ７７
第２　出火防止 …… ７７
第３　初期消火 …… ７７
第４　消防力の強化 …… ７８

第10節　救急・救助体制の整備 …… ７９
第１　基本的な考え方 …… ７９
第２　救急・救助体制の整備 …… ７９
第３　救急・救助用資機材等の整備 …… ８０

第11節　医療体制の整備 …… ８２
第１　基本的な考え方 …… ８２
第２　情報収集管理体制の整備 …… ８２
第３　医療救護体制の整備 …… ８２
第４　防災訓練 …… ８２

第12節　交通確保・規制体制の整備 …… ８３
第１　基本的な考え方 …… ８３
第２　交通規制の実施責任者 …… ８３
第３　交通規制の実施体制の整備 …… ８３
第４　緊急通行車両の確認及び規制除外車両の事前届出…… ８４

第13節　輸送体制の整備 …… ８７
第１　基本的な考え方 …… ８７
第２　輸送体制の整備方針 …… ８７
第３　輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定 …… ８８
第４　緊急輸送道路啓開体制の整備 …… ８９

第14節　防災施設、装備等の整備 …… ９０
第１　基本的な考え方 …… ９０
第２　災害用臨時ヘリポートの整備 …… ９０
第３　防災装備等の整備・充実 …… ９０

第15節　食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備 …… ９２
第１　基本的な考え方 …… ９２
第２　食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備 …… ９２
第３　飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備 …… ９４
第４　燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備 …… ９４
第５　災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備 …… ９６
第６　医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備 …… ９７

第16節　廃棄物等の処理体制の整備 …… ９８
第１　基本的な考え方 …… ９８
第２　廃棄物処理体制の整備 …… ９８
第３　し尿処理体制の整備 …… ９８
第４　応援協力体制の整備 …… ９９

第17節　防疫・保健衛生体制の整備 …… １００
第１　基本的な考え方 …… １００
第２　防疫・保健衛生体制の整備 …… １００
第３　食品衛生、監視体制の整備 …… １００
第４　防疫用薬剤及び器具の備蓄 …… １００
第５　動物愛護管理体制の整備 …… １００

第18節　消防団及び自主防災組織の育成強化と連携 …… １０１
第１　基本的な考え方 …… １０１
第２　消防団の育成強化 …… １０１
第３　自主防災組織の育成強化 …… １０１
第４　**自主防災組織等との連携** …… １０２
第５　住民による地区の防災活動の推進 …… １０２

第19節　企業（事業所）における防災の促進 …… １０４
第１　基本的な考え方 …… １０４
第２　防災体制の整備 …… １０４
第３　事業継続の取組の推進 …… １０４
第４　事業者による地区の防災活動の推進…… １０５

第20節　災害ボランティアの活動環境の整備 …… １０６
第１　基本的な考え方 …… １０６
第２　災害ボランティアの活動内容 …… １０６
第３　災害ボランティアとの連携体制の整備 …… １０６
第４　災害ボランティアの育成 …… １０６
第５　災害ボランティアコーディネーターの育成 …… １０６
第６　災害ボランティアの普及・啓発 …… １０７

第21節　防災教育 …… １０８
第１　基本的な考え方 …… １０８
第２　市職員に対する防災教育 …… １０８
第３　市民に対する防災教育 …… １０８
第４　市民による防災学習 …… １１０
第５　学校教育における防災教育 …… １１０
第６　防災上重要な施設の職員等への教育 …… １１１
第７　事業所における防災の推進 …… １１２
第８　災害教訓の伝承 …… １１２

第22節　防災訓練 …… １１３
第１　基本的な考え方 …… １１３
第２　総合防災訓練 …… １１３
第３　シミュレーション訓練（図上訓練） …… １１３
第４　個別訓練 …… １１３

第23節　要配慮者等安全確保体制の整備 …… １１６
第１　基本的な考え方 …… １１６
第２　避難行動要支援者等支援体制の整備 …… １１６
第３　地域における要配慮者対策 …… １１９
第４　社会福祉施設・病院等における災害時要援護者対策 …… １２０

第24節　孤立地区対策 …… １２２
第１　基本的な考え方 …… １２２
第２　通信手段の確保 …… １２２
第３　物資供給・救助体制の確立 …… １２２
第４　孤立に強い地区づくり …… １２２
第５　道路寸断への対応 …… １２３

第25節　調査研究 …… １２４
第１　基本的な考え方 …… １２４
第２　震災対策調査研究の推進 …… １２４
第３　地域危険度調査研究の促進 …… １２４

第２章　地震災害応急対策計画

第１節　応急活動体制 …… １２５
第１　基本的な考え方 …… １２５
第２　県の応急活動体制 …… １２５
第３　市の応急活動体制の確立 …… １２８
第４　防災関係機関等の応急活動体制の確立 …… １４１

第２節　災害情報の収集・伝達 …… １４３
第１　基本的な考え方 …… １４３
第２　情報管理体制の確立 …… １４３
第３　地震情報の収集・伝達 …… １４４
第４　被害情報等の収集・伝達 …… １４９

第３節　災害広報 …… １６６
第１　基本的な考え方 …… １６６
第２　市による災害広報の実施 …… １６７
第３　関係機関等による災害広報の実施 …… １６７
第４　住民等からの問い合わせに対する対応…… １６８

第４節　広域応援体制 …… １６９
第１　基本的な考え方 …… １６９
第２　市町村・消防における相互応援協力 …… １６９
第３　市における広域応援体制 …… １６９
第４　緊急消防援助隊による応援 …… １７０

第５節　自衛隊の災害派遣体制 …… １７２
第１　基本的な考え方 …… １７２
第２　自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法 …… １７２
第３　自衛隊の災害派遣活動 …… １７４
第４　自衛隊の災害派遣に伴う受入れ体制等 …… １７６

第６節　災害救助法の適用 …… １８１
第１　基本的な考え方 …… １８１
第２　災害救助法の実施機関 …… １８１
第３　災害救助法の適用基準 …… １８１
第４　被災世帯の算定基準 …… １８４
第５　災害救助法の適用手続き …… １８４
第６　災害救助の実施方法等 …… １８５

第７節　避難活動 …… １８９
第１　基本的な考え方 …… １８９
第２　要避難状況の早期把握・判断 …… １８９
第３　避難の勧告・指示の実施 …… １８９
第４　警戒区域の設定 …… １９４
第５　避難の勧告・指示の伝達 …… １９５

第６　避難の誘導等 …… １９６
第７　避難所の開設、運営 …… １９８
第８　広域一時避難 …… ２０１

第８節　消防活動 …… ２０３
第１　基本的な考え方 …… ２０３
第２　市・消防本部等による消防活動 …… ２０３
第３　他の消防本部に対する応援要請 …… ２０４

第９節　救急・救助活動 …… ２０６
第１　基本的な考え方 …… ２０６
第２　救急・救助活動 …… ２０６
第３　救急・救助用資機材等の確保 …… ２０７

第10節　医療救護 …… ２０８
第１　基本的な考え方 …… ２０８
第２　緊急救護活動 …… ２０８
第３　助産救護活動 …… ２０９
第４　医薬品・医療用資器材等の調達 …… ２１０
第５　傷病者等の搬送 …… ２１０
第６　特別に配慮を要する患者への対応…… ２１０

第11節　警備活動 …… ２１２
第１　基本的な考え方 …… ２１２
第２　災害警備体制の確立 …… ２１２
第３　災害警備措置 …… ２１２

第12節　交通確保、規制 …… ２１７
第１　基本的な考え方 …… ２１７
第２　交通規制の実施 …… ２１７
第３　緊急通行車両の確認等 …… ２２０
第４　発見者等の通報と運転者のとるべき措置 …… ２２４
第５　道路啓開 …… ２２５

第13節　緊急輸送 …… ２２７
第１　基本的な考え方 …… ２２７
第２　緊急輸送の実施 …… ２２７
第３　緊急輸送手段等の確保 …… ２２７
第４　緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保 …… ２２９

第14節　浸水、土砂災害対策 …… ２３１
第１　基本的な考え方 …… ２３１
第２　浸水、土砂災害防止体制の確立 …… ２３１
第３　浸水被害の拡大防止 …… ２３１
第４　土砂災害等による被害の拡大防止 …… ２３１
第５　土砂災害防止法による緊急調査と土砂災害緊急情報 …… ２３３

第15節　施設等の応急対策 …… ２３４
第１　基本的な考え方 …… ２３４
第２　社会公共施設の応急対策 …… ２３４
第３　建築物の応急対策 …… ２３４
第４　宅地の応急対策 …… ２３６
第５　危険物施設等の応急対策 …… ２３６
第６　農作物、家畜及び関連施設の応急対策 …… ２３８
第７　ライフライン施設応急復旧体制 …… ２３８
第８　交通施設の応急対策 …… ２４６
第９　河川、砂防及び治山施設の応急対策 …… ２４７

第16節　要配慮者の安全確保 …… ２４９
第１　基本的な考え方 …… ２４９
第２　災害を契機に要援護者となった者に対する対策 …… ２４９
第３　高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動 …… ２４９
第４　児童、ひとり親家庭等に係る対策 …… ２５０
第５　観光客及び外国人に係る対策 …… ２５１
第６　社会福祉施設等に係る対策 …… ２５２

第17節　孤立地区対策 …… ２５３
第１　基本的な考え方 …… ２５３
第２　孤立実態の把握 …… ２５３
第３　物資供給、救助の実施 …… ２５３
第４　道路の応急対策 …… ２５３

第18節　食料、飲料水及び生活必需品等の供給 …… ２５４
第１　基本的な考え方 …… ２５４
第２　救援物資の管理体制 …… ２５４
第３　食料の確保及び供給 …… ２５６
第４　飲料水等の供給 …… ２５９
第５　生活必需品等の供給 …… ２６１

第19節　災害ボランティアの受入れ、支援 …… ２６４
第１　基本的な考え方 …… ２６４
第２　災害ボランティアの受入れ、支援 …… ２６４

第20節　文教対策 …… ２６５
第１　基本的な考え方 …… ２６５
第２　児童等の安全確認・施設被害状況確認 …… ２６５
第３　応急対策の実施 …… ２６５
第４　応急教育の実施 …… ２６６
第５　学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置 …… ２６７

第21節　廃棄物等の処理 …… ２６９
第１　基本的な考え方 …… ２６９
第２　廃棄物処理 …… ２６９

第３　し尿処理 …… ２７０
第４　応援協力体制の確保 …… ２７０
第５　廃棄物処理施設機能の復旧 …… ２７１
第６　事業者による廃棄物の処理 …… ２７１

第22節　防疫・保健衛生、環境衛生対策 …… ２７２
第１　基本的な考え方 …… ２７２
第２　防疫活動 …… ２７２
第３　保健活動 …… ２７２
第４　精神保健活動 …… ２７２
第５　動物愛護管理対策 …… ２７３

第23節　遺体の捜索、処理及び埋・火葬 …… ２７４
第１　基本的な考え方 …… ２７４
第２　遺体の捜索 …… ２７４
第３　遺体の収容等 …… ２７４
第４　遺体の検視等 …… ２７４
第５　遺体の埋・火葬 …… ２７４

第24節　住宅確保及び応急対策 …… ２７６
第１　基本的な考え方 …… ２７６
第２　応急住宅の提供 …… ２７６
第３　被災住宅の応急修理 …… ２７８
第４　住宅関係障害物除去 …… ２７９
第５　災害復旧用材の確保 …… ２７９
第６　民間賃貸住宅の紹介、斡旋…… ２７９

第３章　地震災害復旧・復興計画

第１節　災害復旧事業の実施 …… ２８１
第１　基本的な考え方 …… ２８１
第２　災害復旧事業計画の作成 …… ２８１
第３　災害復旧事業の実施 …… ２８１
第４　災害復興計画の作成 …… ２８３
第５　被災市町村への支援 …… ２８４

第２節　生活再建等支援対策の実施 …… ２８５
第１　基本的な考え方 …… ２８５
第２　被災者の生活相談 …… ２８５
第３　被災者の被災状況の把握 …… ２８５
第４　義援金、義援品の受付、配分 …… ２８５
第５　生活資金及び事業資金の融資 …… ２８７
第６　郵便・電話等の支援措置 …… ２８９
第７　税等の徴収猶予、減免 …… ２９０
第８　災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給 …… ２９１
第９　被災者生活再建支援法等に基づく支援 …… ２９１

第３節　激甚災害の指定 …… ２９５
第１　基本的な考え方 …… ２９５
第２　激甚災害指定手続 …… ２９５
第３　激甚災害指定基準 …… ２９６
第４　局地激甚災害指定基準 …… ２９８
第５　特別財政援助等の申請手続等 …… ２９９
第６　激甚法に定める事業及び関係部局 …… ２９９

第 1 編

総　　則

第１編　総　　則

第１章　計画の概要

第１　計画の目的

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき雲南市防災会議が作成する計画であって、県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して市の地域における地震による災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を震災から保護するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

【防災会議並びに防災計画の体系】

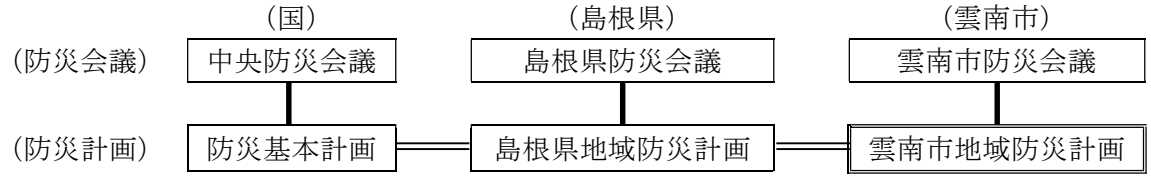

第２　計画の性格等

１　計画の前提

本計画は、市域の震災対策の基本計画であり、本編「第５章　地震被害想定」を前提とするとともに、近年の社会経済情勢の変化並びに兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、芸予地震、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）の教訓を反映するものとする。東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）の教訓としては、「自然現象は不確実性を伴うことから、想定には一定の限界があること」、「市町村の災害対策本部機能の低下等」、「各種物資の著しい不足」、「発災直後から復旧・復興に至るまでの被災者支援のあり方」などがあげられる。

２　計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは雲南市防災会議において検討を加え、所要の修正を行う。

３　防災計画以外の計画との整合性の確保等

(1) 他の法令に基づく計画との関係

本計画は、市域における震災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、本計画は、災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画（水防法に基づく水防計画等）又は防災に関連する計画（国土形成計画法に基づく中国圏広域地方計画等）の防災に関する部分と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

(2) 個別法に基づく地域防災計画への記載事項

次に掲げる事項は、個別法の規定に基づき防災計画に定めるべきとされており、地域防災計画に必要事項を確実に位置づける。

ア　大規模地震対策特別措置法第６条第１項に規定する地震防災応急対策に係る措置等に関する

事項

(3) 地域防災計画の作成に当たって留意すべき事項

地震災害対策については、地域防災計画等において、想定される地震災害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう務める。

４　国土強靭化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

国土強靭化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、国土強靭化基本計画に基づき、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法第 11 条において、国土強靭化基本計画以外の国の計画は、国土強靭化に関しては、国土強靭化基本計画を基本とするとされている。

国、指定公共機関、県及び市町村は、国土強靭化に関する部分について、次の基本目標を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

＜国土強靭化に関する基本目標＞

(1) 人命の保護が最大限図られること
(2) 国家（市）及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
(3) 国民（市民）の財産及び公共施設に係る被害の最小化
(4) 迅速な復旧復興

５　計画の周知、習熟

本計画は、市及び防災関係機関の職員に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については市民にも広く周知徹底するものとする。

また、各防災機関は、不断に危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、地震災害への対応能力を高めるものとする。

６　計画の用語

本計画における用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。

(1) 基本法 …… 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
(2) 救助法 …… 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
(3) 県防災計画 …… 災害対策基本法第40条に基づき、島根県防災会議が作成する島根県地域防災計画をいう。
(4) 市防災計画 …… 災害対策基本法第42条に基づき、雲南市防災会議が作成する雲南市地域防災計画をいう。

第２章　防災の基本理念及び施策の概要

第１　防災の基本理念及び施策の概要

(1) 想定される大規模地震災害時においては、下表に示すような災害による「人命危険」及び「生活上の制約（障害）」が生ずることが予想される。そのため、本計画では、これらの人命危険及び生活上の制約（障害）を防止するための対策を推進するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の基本理念を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視する。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

(2) 災害対策の実施に当たっては、国、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に緊密な連携を図る。併せて、国、県、市を中心に、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、県、市、事業者、県民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

(3) 本計画は、原則として人命危険防止対策及び生活上の制約（障害）の防止対策を最重要視するが、これらの事象の発生頻度、対策の効果の程度、効果の発現までの期間、対策に要する費用等を考慮して、各種対策計画を策定する。

災害による人命危険及び生活上の制約（障害）の例

危　険　等	内　　容
災害による人命危険	・家屋倒壊による下敷き、生き埋めによる人命危険 ・転倒・落下した家具による人命危険 ・ブロック塀等の倒壊による人命危険 ・津波による人命危険 ・地震火災による人命危険 ・地震時の斜面崩壊、土砂災害による生き埋め等による人命危険 ・重傷患者等の診療機会喪失による人命危険 ・高齢者等の生活環境の悪化に伴う二次的人命危険
災害による生活上の制約（障害）	・長期の避難所生活 ・長期の応急仮設住宅生活 ・長期にわたる生活再建の困難 ・ライフライン（水・電力・ガス・道路）の長期機能停止・低下に伴う寝食住及び交通（通勤・通学・営業等）の長期的制約 ・その他の生活上の重度の制約（例：葬儀、医療、教育、ごみ・し尿処理などの重度の制約）

第２　予防、応急対応、復旧・復興の各段階における基本理念及び施策の概要

本計画における「予防」「応急対応」「復旧・復興」の各段階における対策の効果が最大限に発揮できるよう、県、市、防災関係機関、市民及び事業所等は、一体となって最善の対策を推進し、

被害を軽減する必要がある。各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は次のとおりである。

１　周到でかつ十分な震災予防

(1) 災害予防段階における基本理念は次のとおりである。

ア　災害の規模によっては、ハード整備だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

イ　最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

(2) 災害予防段階における施策の概要は次のとおりである。

ア　災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、幹線道路・避難路の整備等地震に強いまちの形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

イ　市民の防災活動を促進するため、防災教育等による市民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、消防団・自主防災組織[*1]等の育成強化、災害ボランティア[*2]活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、市民の防災活動の環境を整備する。

ウ　発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制、総合防災情報システム等による情報収集・伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水及び生活必需品等を備蓄し、交通確保体制、輸送体制の整備により供給体制の確保を図る。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

エ　ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を効果的に受け入れる体制を整備する。

２　迅速かつ円滑な震災応急対策

(1) 災害応急段階における基本理念は次のとおりである。

ア　発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

イ　被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者[*3]」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(2) 災害応急段階における施策の概要は次のとおりである。なお、災害応急段階において、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

ア　災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、的確な避難指示等の発令、避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。この際、特に要配慮者への支援に留意する。

イ　災害発生直後は、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための防災ヘリの活用、自衛隊への災害派遣、海上保安庁への応援協力の要請など関係機関等の活動体制及び大規模災害時において被災県への支援を行う県をあらかじめ定めたカウンターパート制による相互応援体制等、広域応援体制を確立する。

ウ　災害発生時に被害の拡大を防止するため、水防・土砂災害警戒等の災害防止活動を行う。

エ　被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
オ　円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また、被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
カ　被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収用活動を行う。
キ　被災者等へ的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、県民等からの問い合わせに対応する。
ク　被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
ケ　指定避難所等で生活する被災者の保健・医療・福祉ニーズ等の把握のために必要な活動や支援を行うとともに、仮設トイレの設置、災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
コ　防犯活動等による社会秩序の維持のための施策を実施するとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
サ　応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。
シ　二次災害の防止策については、危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
ス　ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受入る。

３　適切かつ速やかな震災復旧・復興

(1) 災害復旧・復興段階における基本理念は次のとおりである。
ア　発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

(2) 災害復旧・復興段階における施策の概要は次のとおりである。
ア　被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の震災復旧・復興の基本方向を関係機関が緊密に連携しながら早急に決定し、事業を計画的に推進する。
イ　物資、資財の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
ウ　災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理する。
エ　再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
オ　被災者に対する資金援助、雇用確保、各種猶予・減免措置等による自立的生活再建を支援する。
カ　被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。
キ　大規模地震災害時に迅速かつ適切な復旧を実施するため、早期に激甚災害の指定を受けられるように措置する。

（注）
＊１　自主防災組織:「自らの生命と安全は自らで守る」という隣保協同の精神と連帯感に基づく地域市民の自主的な防災組織。
＊２　災害ボランティア:個人のほか専門分野に応じた各種ボランティア組織が、行政機関や被災地域市民等と連携して行う災害時の救援活動・行為。
＊３　要配慮者:高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、観光客・旅行者、外国人等災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者。

第３章　地域防災計画において重点を置くべき事項

平成23年３月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を残した。この教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備え、更なる防災対策の充実を図ることが必要である。この際、可能な範囲内で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。

また、一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じなければならない。以上の観点を踏まえつつ、当面、地域防災計画において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

第１　大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国、県、市間の相互支援体制を構築すること。また、国、県及び市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めることとし、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。

第２　被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

第３　住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、防災マップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化、緊急時の指定緊急避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

第４　被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する指定避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

第５　事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

また、郵便局は、あまねく全国に拠点が存在するなどの強みを有していることから、郵便局と連携した取組の推進を図ること。

第６　大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため、県及び市は、復興計画の作成等により、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興を図ること。

第４章　地震防災環境

第１　自然環境の特性

１　地形概要

雲南市の地形は、南部は毛無山（1,062m）を頂点に中国山地に至り、北部は出雲平野に続いていることから、標高差が大きくなっている。市内には、斐伊川本流と支流の赤川・三刀屋川・久野川、その支流である阿用川、吉田川などが流れているほか、神戸川に注ぐ稗原川、波多川が流れている。

加茂町から大東町、木次町、三刀屋町にかけて、斐伊川と赤川、三刀屋川の合流地点を中心とした平坦部が広がっているが、南部は中国山地に至る広範な山間部である。

総面積は、553.4k㎡で島根県の総面積の8.3%を占め、その大半を林野が占めている。

島根県の地形は、中国地方を北に偏って走る脊梁山地の存在を反映した多くの特徴を持っている。また、標高1,000mから1,300mの高さを持つ脊梁山地からは標高400m前後のやや低い山地が北へのび、高原、丘陵地を形成し、短く急な河川がこれらを分断している。これらの山地や丘陵地の、相対的に低所に小規模な盆地が分布する。

島根半島は標高500m前後の山地であり、その南側は斐伊川、神戸川、飯梨川などによる埋積が進行中で沖積地を形成している。ここ以外の沖積地は高津川、江の川などの下流部に小さなものがあるにすぎない。

海岸線は千kmを超え、沖合に流れる対馬暖流や大陸棚により日本海には良好な漁場が形成されている。

２　地質概要

雲南市の地質は、大東町、木次町、加茂町及び三刀屋町では、花崗岩地帯で風化浸食による山地崩壊を起こしやすい地帯（真砂土地帯）となっている。

吉田町及び掛合町では、花崗岩を主体としているが、三瓶火山灰、乳石等が残留し母岩風化物と火山物質の混合物が土壌母材となっている。（褐色低地土壌、黒ボク土壌が多い。）

島根県の地質は、その形成時代に幅があること、分布する地質の種類が多様であることから変化に富んでいる。大きくみると江の川付近より西側の地域は中～古生界の三郡変成岩類、中生界の火山岩類そして新生界の火山岩類が分布し、東側では新生界の花崗岩類と堆積岩類が分布する。このような地質分布は地形にも反映しており、硬質な岩体を主とする西部は急峻な山地が多いのに対し、深層風化した花崗岩類などの多い東側は丘陵状の山地が広がっている。また、隠岐島では新生界の火山岩類が広く分布する。

防災計画上特に注意が求められる沖積地は、県東部の出雲平野、松江平野、飯梨川平野及び西部の益田平野がある。

出雲平野には、氷期の低海面時の谷が埋積されており堆積物は厚さ80mにも及ぶ。松江平野は内湾性の貝化石を含む粘土、シルトからなる低平な平野である。基盤は新生界の地質からなり、海面下10m～20mの深さに平らな段丘上の地形を呈している。飯梨川平野の流域はほとんどが花崗岩類からなっており、河床の堆積が著しく、下流の３km以上は明瞭な天井川となっている。一方、西部の益田平野は高津川と益田川によって形成されたもので、海沿いにはかなり広い砂丘が分布しておりこの砂丘で閉塞された内側が河川堆積物で埋積されて沖積地が形成されたものである。

第２　防災対策推進上の留意点

市民意識及び生活環境の変化や高齢化の進展（令和6年3月31日現在の雲南市高齢化率40.77%）等の社会構造の変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。とりわけ、次の掲げる項目に留意する必要がある。

１ 自主防災の強化

市民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられるため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。令和3年7月豪雨災害を受けて市内の地域自主組織と「地域と行政の災害対応に関する基本協定書」を締結した。本協定に基づき情報共有を図り、市及び自主防災組織の防災力の強化を図る必要がある。

２ 要配慮者対策の推進

ア　防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救援対策等防災の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かい施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として、社会福祉施設、医療施設等について、災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平常時から避難行動要支援者[*1]の所在等を把握し、発災後には避難支援等関係者[*2]が迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。

イ　国境を越えた経済社会活動が拡大し、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害の発生時に外国人にも十分配慮する。

３ 多様な視点に配慮した防災対策の推進

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

４　災害リスクに関する取組

平成27年3月に採択された「仙台防災枠組2015-2030」により、①災害リスクの理解、②災害リスクを管理するリスク・ガバナンスの強化、③強靭化のための災害リスク削減への投資、④復旧・復興課程における「よりよい復興」の４つの優先行動を実施し、災害リスク及び損失を大幅に削減することを目指すとされた。

同枠組に基づき、国、公共団体、地方公共団体、事業者、住民等の官民様々な関係者が連携して防災対策を推進するよう努める。

５　感染症対策の観点を取り入れた防災対策

新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

（注）

＊１　避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

＊２　避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援等に関わる関係者。

第３　災害履歴

過去に島根県で発生した（若しくは影響を及ぼした）地震は、以下の表のとおりである。

島根県被害地震、津波一覧表　（松江地方気象台）

発生年月日	北　緯	東　経	規　模 （M）	震央地名 （地震名）	被　害　状　況
880.11.23 元慶 4.10.14	35.4°	133.2°	7 程度	出　雲	神社、仏閣、家屋転倒す。
1026. 6.16 万寿 3. 5.23	不　明	不　明	不明	石　見	現益田市高津川河口沖にあった鴨島が大波（あるいは大海嘯）によって崩され、海中に没したという。波は川沿いに16km上流に達したという。被害は50km以上東の黒松（現江津市黒松町）にまで及んだ。
1676.7.12　延宝4.6.2	34.5°	131.8°	6.5 程度	石見	津和野城石垣など崩れ、侍屋敷の石垣・塀破損。本丸櫓2ヵ所・出丸櫓2ヵ所崩れ、天守は別条なし。石垣崩れ17ヵ所、同孕72ヵ所。町方家蔵大分損、家屋倒潰133、うち16は土蔵、死7、傷35、田畑50町ほど潰込みあるいは水除崩る。
1748. 6.18 寛延 1.5.23	不　明	不　明	不明	松　江 （雲州地震）	松江鵜部屋橋石壁崩れ橋落つという。「出雲私史抜萃」による。
1778. 2.14 安永 7. 1.18	34.6°	132.0°	6.5 程度	石　見	那賀郡波佐村（現浜田市）で石垣崩る。都茂村（現益田市）で落石、三隅川沿いで山崩れ・家潰れなどありしとのこと。
1823. 1.14 文政 5.12. 3	不　明	不　明	不明	石　見	美濃郡・那賀郡が激しく、美濃村（現益田市）で潰家10戸。
1835. 3.12 天保 6. 2.14	35.1°	132.6°	$5^1/_2$ 程度	石　見	島根県高畑村（現美郷町）で石地蔵・石塔・墓石など倒れ、蔵の壁破る。
1854.12.24 嘉永７〈安政1〉.11.5	33.0°	135.0°	8.4	和歌山県南方沖（安政南海地震）	出雲杵築大社（現出雲市）で潰150棟。
1859.1.5 安政 5.12. 2	34.8°	131.9°	6.2±0.2	石　見	島根県一帯、とくに那賀郡・美濃郡が強く、波佐村（現浜田市）で山崩れがあり、周布村（現浜田市）では潰家数戸。下道川村（現益田市）で家・土蔵小損4。美濃村（現益田市）で潰家10。高城村（現益田市）で石垣、吉賀川の堤防崩る。被害総計、家潰56、蔵損14、寺社倒2、山崩れ10、田畑損31町余、ほか道・橋・堤損多し。
1859.10. 4 安政 6. 9. 9	34.5°	132.0°	6.0～ 6.5	石　見	島根県那賀郡で強く、周布村（現浜田市）でも数戸倒潰し、地割れあり、匹見町では田地・往還・橋などの損がところどころにあり、居宅大損4があった。

発生年月日	北　緯	東　経	規模 (M)	震央地名 (地震名)	被　害　状　況
1872. 3.14 明治 5. 2. 6	35.15°	132.1°	7.1±0.2	島根県西部沿岸 (浜田地震)	約1週間くらい前から鳴動、当日午前11時頃微震。ついで本震の約1時間前にかなりの地震。また8～10分前に微震あり。 島根県では、死者551、負傷者582、全潰4,506、半壊6,072、焼失230、山崩れ6,567、道路・橋・堤防にも被害があった。海岸では海水の変動があった。
1904. 6. 6 明治37年	35.3°	133.2°	5.8	島根県東部	同日の3時40分に経度、緯度を同じくするM=5.4の地震があった。前の地震で能義郡大塚村（現安来市）で家屋の壁破損1、同郡母里村（現安来市）で堤防の亀裂2。本震で能義郡宇賀荘村（現安来市）で堤防の亀裂、大塚村・母里村で瓦の墜落などの被害があった。
1914. 5.23 大正 3年	35.35°	133.2°	5.8	島根県東部	島根県能義郡・八束郡・大原郡で壁の亀裂、土地の崩壊・亀裂などがあり、玉造温泉は湧出量が3倍となり昇温した。 【気象集誌】
1941. 4. 6 昭和16年	34° 31.6'	131° 38.0'	6.2	山口県北部	山口・島根県境付近に小被害。須佐・江崎（山口県）およびその付近で土塀崩壊・墓石転倒・崖崩れ・道路の亀裂などがあり、益田・石見津田駅間で線路約10cm沈下し貨車が転覆した。
1943. 9.10 昭和18年	35° 28.3'	134° 11.0'	7.2	鳥取県東部 (鳥取地震)	壁に亀裂が生じ、屋根瓦数枚落ちた。煙突折れ、南方へ面した石碑南方へ倒れた（20基）。 【鳥取地震概報　中央気象台】
1946.12.21 昭和21年	32° 56.1'	135° 50.9'	8.0	和歌山県南方沖(南海地震)	島根県では、死者9、負傷者16、住家全壊71、住家半壊161、道路・橋梁・堤防にも損壊があった。
1950. 8.22 昭和25年	35° 10.1'	132° 38.6'	5.2	島根県西部	震央付近で崖崩れ・壁の亀裂・墓石の転倒・井水の白濁などの微小被害があった。
1964. 6.16 昭和39年	38° 22.2'	139° 12.7'	7.5	新潟県下越沖 (新潟地震)	津波が本震の約15分後から日本海沿岸各地を襲い、島根県隠岐島でも水田が冠水した。島根県では住家床下浸水1、住家一部破損38、水田冠水10haの被害があった。
1977. 5. 2 昭和52年	35° 09.0'	132° 42.0'	5.6	島根県東部	震央付近で壁の亀裂、剥落、崖崩れ、地割れなど軽微な被害が見られた。掛合町小原地区（現雲南市）では墓石がすべて倒れた。住家一部破損108棟、非住家被害55棟、公共建物被害129棟、道路損壊59箇所、その他農地などにも被害。（昭和52年島根県災害年報より）

発生年月日	北　緯	東　経	規模 (M)	震央地名 (地震名)	被　害　状　況
1978. 6. 4 昭和53年	35° 05.0'	132° 42.0'	6.1	島根県東部	三瓶山の南東の大田市志学、頓原町（現飯南町）、邑智町（現美郷町）に被害。壁の亀裂・剥落、墓石の転倒、石垣や道路の小被害、崖崩れがあった。 住家半壊5棟、住家一部破損55棟、非住家被害27棟、公共建物被害7棟、文教施設破損2箇所、道路損壊43箇所、水道損壊9箇所、崖くずれ3箇所等。（昭和53年島根県災害年報より）
1983. 5.26 昭和58年	40° 21.6'	139° 04.4'	7.7	秋田県沖 (昭和58年 （1983年） 日本海中部 地震)	この地震による津波で隠岐地方と島根半島を中心に多数の船舶・港湾施設に被害があり、浸水家屋などもあった。負傷者5人、住家床上浸水141棟、住家床下浸水277棟、非住家浸水86棟、公共建物浸水17棟、漁船被害319隻等。（昭和58年島根県災害年報より）
1991. 8.28 平成 3年	35° 19.4'	133° 11.2'	5.9	島根県東部	被害の主なものは、天井・壁・床に亀裂、石垣にヒビ、ガラス割れ、酒瓶等落下、屋根瓦のずれ・落下、道路に亀裂・落石、JR山陰・山陽両線等で運休、大幅な遅れ等があった。 住家一部破損22棟、非住家被害1棟、公共建物被害6棟等。（平成3年島根県災害年報より）
1993. 7.12 平成 5年	42° 46.9'	139° 10.8'	7.8	北海道南西沖 (平成5年 （1993年） 北海道南西沖 地震)	津波により隠岐地方、島根半島の沿岸、港湾、漁船などを中心に被害が発生した。住家床上浸水5棟、住家床下浸水78棟、漁船被害93隻、漁具被害19件等。（平成5年島根県災害年報より）
1997. 6.25 平成 9年	34° 26.4'	131° 39.9'	6.6	山口県中部	住家一部損壊3棟、非住家一部損壊4棟、公共建物被害7棟等。（平成9年島根県災害年報より）
2000.10.6 平成12年	35° 16.4'	133° 20.9'	7.3	鳥取県西部 (平成12年 （2000年） 鳥取県西部 地震)	伯太町（現安来市）・八束町（現松江市）・安来市等で大きな被害が発生し、農作物にも安来市・東出雲町（現松江市）・伯太町で大きな被害が出た。 重傷2名、軽傷9名、住家全壊34棟、住家半壊576棟、住家一部損壊3,456棟、道路被害43箇所、橋梁被害2箇所等。（平成12年島根県災害年報より）
2001. 3.24 平成13年	34° 07.9'	132° 41.6'	6.7	安芸灘 (平成13年 （2001年） 芸予地震)	軽傷者3名の他、住宅、道路、農業施設等に大きな被害が発生した。 住家一部損壊10棟、公共建物被害1棟、道路被害2箇所等。（平成13年島根県災害年報より）

発生年月日	北　緯	東　経	規 模 (M)	震 央 地 名 (地 震 名)	被　害　状　況
2018. 4.9 平成30年	35° 11.0'	132° 35.2'	6.1	島根県西部	重傷2名、軽傷7名、住家全壊16棟、住家半壊58棟、住家一部損壊556棟等。（島根県「4月9日島根県西部を震源とする地震に係る被害状況等について（最終報）」より）

参考：地震調査研究推進本部：日本の地震活動
　　宇佐美龍夫・石井　寿・今村隆正・武村雅之・松浦律子：日本被害地震総覧599-2012

第５章　地震被害想定

島根県内における、地震・津波等による被害を科学的・総合的に予測し、県内の防災関係機関による効率的・実効的な地震・津波防災対策を推進するための基礎資料を得ることを目的に平成２８年度から平成２９年度にかけ調査を行った。

調査実施にあたっては、最新の科学的知見と地域社会に関する最新のデータに基づき、地震発生時の揺れの大きさや津波などの状況を予測し、さらにその時に起こりうる物的・人的被害の諸状況を予測されている。

市は、この調査結果を踏まえ、市地域防災計画に反映させ、一層の防災対策を推進する。

第１　地震被害想定調査の概要

①　調査対象範囲

調査の対象は、島根県全域（6,708km^2（平成28年10月末現在））

②　調査単位

解析・評価を行う単位は、250mメッシュ単位（標準地域メッシュの第３次地域区画の４分の１地域メッシュ）及び行政区（市町村）を併用し、予測項目によっては地点・路線等とした。

また、津波の想定については、沿岸域で10mメッシュ単位とした（別途、実施の島根県津波浸水想定図（平成29年3月）の成果を活用）。

③　想定ケース

想定時間帯として次の３ケースを想定した。

（１）冬・早朝５時（兵庫県南部地震と同様の時間帯：多くの人が自宅で就寝中）
（２）秋・昼12時（日中の社会活動が盛んな時間帯：多くの人が会社、学校など自宅外にいる）
（３）冬・夕刻18時（出火危険性の高い時間帯：帰宅等による人口移動時間帯と重なる。）

※気象条件として、松江、浜田、西郷における気象データを基に、
　冬：湿度72%、風速17m/s、風向：西南西
　秋：湿度76%、風速16m/s、風向：西南西
として設定した。

※建物被害については、積雪を考慮した場合も想定した。

第２　想定地震

島根県への影響及び地域性を考慮して以下に示す１０地震とした。

想定地震一覧表

	想定地震名	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ（Mj）	地震動の想定	津波の想定	地震のタイプ	想定理由
陸域の地震	宍道断層の地震	7.1	○	－	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方の地震	7.3	○	－	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域

	想定地震名	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ（Mj）	地震動の想定	津波の想定	地震のタイプ	想定理由
陸域の地震	大田市西南方の地震	7.3	○	―	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸の地震	7.3	○	―	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	―	内陸の浅い地震を想定	断層
海域の地震	青森県西方沖合（F24）断層の地震	8.4	―	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	鳥取県沖合（F55）断層の地震	8.1	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	島根半島沖合（F56）断層の地震	7.7	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	島根県西方沖合（F57）断層の地震	8.2	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	浜田市沖合断層の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震

※　○：想定対象、―：想定対象外
（Mj）：気象庁マグニチュード

地震動の想定を対象とした地震の断層位置

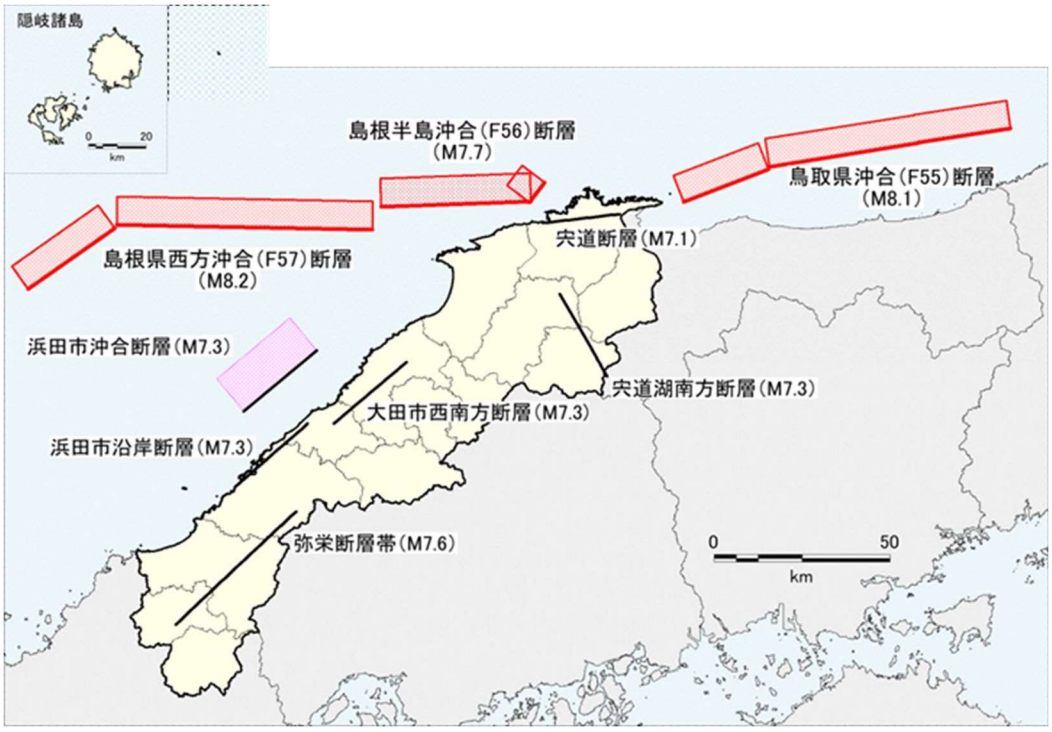

津波の想定を対象とした地震の断層位置

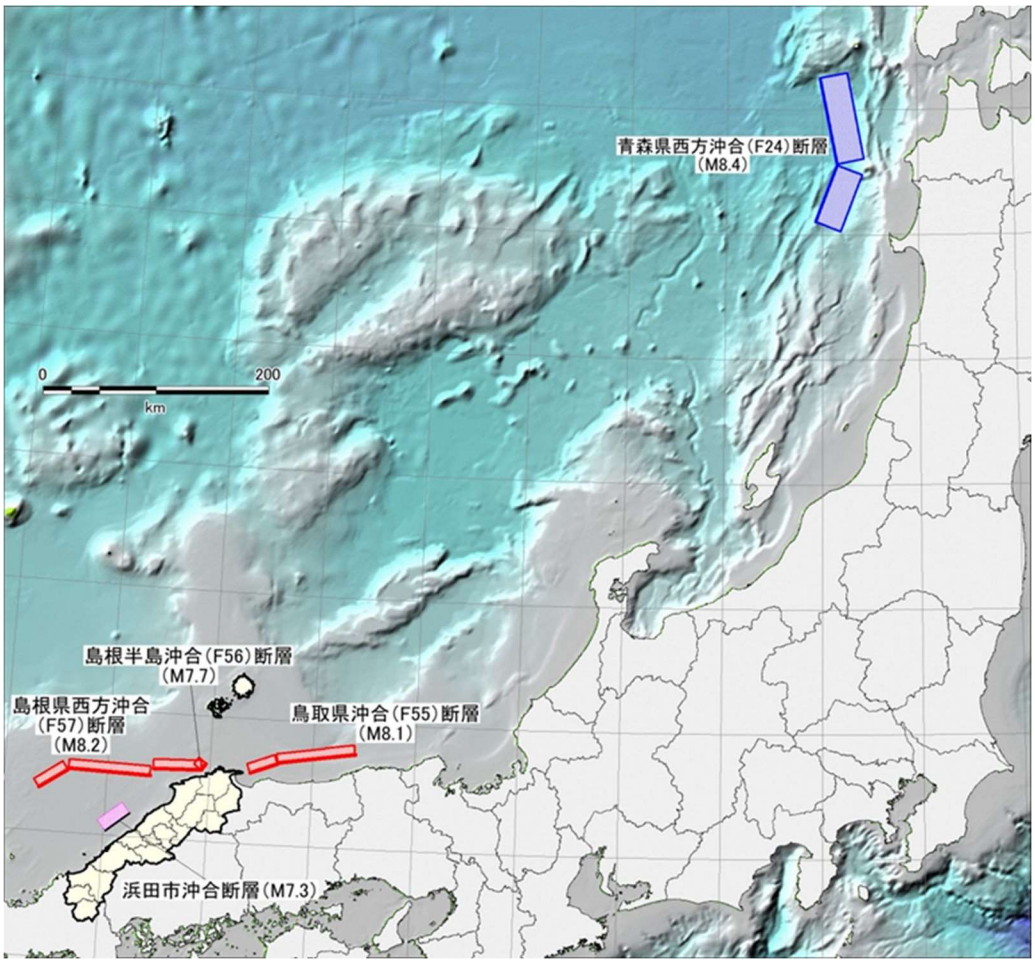

第３　想定される被害の概要

１　地震動の想定

各地震の最大震度は以下となる。

ア　宍道断層の地震　　震度７（松江市街地の北方付近に点在）
イ　宍道湖南方の地震　　震度６弱
ウ　大田市西南方の地震　震度７（大田市内の丘陵部に１メッシュ）
エ　浜田市沿岸の地震　　震度７（浜田市内の沿岸部で３メッシュ）
オ　弥栄断層帯の地震　　震度６強
カ　鳥取県沖合（F55）断層の地震　震度６強
キ　島根半島沖合（F56）断層の地震　震度７（宍道湖周辺に６メッシュ）
ク　島根県西方沖合（F57）断層の地震　震度６弱
ケ　浜田市沖合断層の地震　　震度６強

２　液状化の想定

表層の地盤状況及び地下水位、揺れの大きさから予測した。

ア　宍道断層の地震

出雲平野を中心に液状化危険度が高い。松江市、安来市においても極めて高い箇所が見られる。

イ　宍道湖南方の地震

出雲平野を中心に液状化危険度極めて高い。松江市、安来市、雲南市においても極めて高い箇所が見られる。

ウ　大田市西南方の地震

大田市街地を中心に液状化危険度が極めて高い。浜田市、出雲市、美郷町でも極めて高い箇所が見られる。

エ　浜田市沿岸の地震

浜田市、江津市の沿岸の一部で液状化危険度が極めて高い。

オ　弥栄断層の地震

益田市西部で液状化危険度が極めて高い。浜田市沿岸の一部でも極めて高い箇所が見られる。

カ　鳥取県沖合（F55）断層の地震

出雲平野を中心に液状化危険度が極めて高い。松江市、安来市においても極めて高い箇所が見られる。

キ　島根半島沖合（F56）断層の地震

出雲平野を中心に液状化危険度が極めて高い。松江市、大田市、安来市、雲南市においても極めて高い箇所が見られる。

ク　島根県西方沖合（F57）断層の地震

出雲平野を中心に液状化危険度が極めて高い。松江市、大田市においても極めて高い箇所が見られる。

ケ　浜田市沖合断層の地震

浜田市、江津市、大田市の沿岸の一部で、液状化危険度が極めて高い。

３　被害想定調査結果

被害想定結果一覧表（陸域の地震（冬5時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			宍道断層	宍道湖南方	大田市西南方	浜田市沿岸	弥栄断層帯
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地（箇所）	153	39	96	148	99
		危険性が高い地すべり地（箇所）	106	87	73	22	65
	ため池危険度	危険性が高いため池（箇所）	8	－	－	－	－
建物	揺れによる建物被害	全壊数（棟）	2,537	31	251	856	75
		半壊数（棟）	8,954	873	2,579	3,689	952
	液状化による建物被害	全壊数（棟）	463	623	212	55	92
		半壊数（棟）	1,147	1,639	570	122	207
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数（棟）	260	51	128	447	196
		半壊数（棟）	607	120	299	1,044	457
	津波による建物被害	全壊数（棟）	想定なし				
		半壊数（棟）					
	被害合計	全壊数（棟）	3,260	705	591	1,358	363
		半壊数（棟）	10,708	2,632	3,448	4,855	1,616
地震火災	出火	出火件数（件）	3	－	0	1	0
	延焼	焼失棟数（棟）	554	－	1	1,090	0
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数（人）	71	1	3	21	1
		負傷者数（人）	913	47	125	326	53
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数（人）	18	3	9	30	13
		負傷者数（人）	335	66	165	575	253
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数（人）	3	1	0	1	0
		負傷者数（人）	39	10	6	10	4
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数（人）	0	0	0	0	0
		負傷者数（人）	1	0	0	0	0
	津波による死者	死者数（人）	想定なし				
	火災による死傷者	死者数（人）	10	－	0	16	0
		負傷者数（人）	34	－	0	55	0
	被害合計	死者数（人）	102	5	12	68	14
		負傷者数（人）	1,322	123	296	966	310
ライフライン	上水道	断水世帯数（世帯）（1日後）	17,124	3,893	4,905	2,719	2,635
	下水道	影響人口（人）	2,991	1,850	1,141	321	812
	通信	不通回線数（件）	1,088	93	185	4,722	366
	電力	停電件数（件）	7,046	196	922	5,005	471
	都市ガス	供給支障件数（件）	16,011	－	－	6,654	－
	LPガス	供給支障件数（件）	391	25	103	111	41
交通	道路橋	大規模損傷（箇所）	5	－	1	6	2
	鉄道	不通区間（駅間数）	－	－	－	－	1
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場（箇所）	100	2	24	61	18
生活支障等	避難者	避難者数（人）（1～3日後）	30,752	4,661	4,817	8,018	2,656
	疎開者	疎開者数（人）（1～3日後）	11,767	2,510	2,594	2,802	1,316
	帰宅困難者	（人）	41,182				
	食料不足	食料（食／日）	110,707	16,780	17,341	28,866	9,562
	震災廃棄物	発生量（千トン）	599	148	128	255	70
	災害用トイレ	必要個数（基）	144	34	25	39	15
	エレベータ停止	停止台数（基）	804	646	422	358	374
	医療機能	入院・重傷者数（人）	187	3	6	107	3
	重要施設	危険性が高い施設（件）	2	－	－	3	－
	孤立集落の発生	（地区）	3	－	－	－	－
経済被害	直接経済被害	（億円）	3,780	909	804	1,789	442
	間接経済被害	（億円）	3,049	1,792	1,212	1,908	1,846

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

※経済被害は被害が最も大きい冬１８時のケースを参照。

被害想定結果一覧表（海域の地震（冬5時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			青森県西方沖合(F24)断層	鳥取県沖合(F55)断層	島根半島沖合(F56)断層	島根県西方沖合(F57)断層	浜田市沖合断層
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地（箇所）	想定なし	49	198	22	19
		危険性が高い地すべり地（箇所）		31	217	76	15
	ため池危険度	危険性が高いため池（箇所）		－	5	－	－
建物	揺れによる建物被害	全壊数（棟）	想定なし	8,440	9,336	2,631	6
		半壊数（棟）		26,357	38,909	35,532	266
	液状化による建物被害	全壊数（棟）		403	938	696	56
		半壊数（棟）		967	2,434	1,894	126
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数（棟）		114	361	34	50
		半壊数（棟）		266	842	80	117
	津波による建物被害	全壊数（棟）	149	386	91	768	0
		半壊数（棟）	790	1,031	227	1,125	2
	被害合計	全壊数（棟）	149	9,343	10,726	4,129	112
		半壊数（棟）	790	28,622	42,411	38,631	511
地震火災	出火	出火件数（件）	想定なし	10	11	2	－
	延焼	焼失棟数（棟）		1,709	2,308	－	－
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数（人）	想定なし	186	151	46	0
		負傷者数（人）		2,307	2,355	2,053	17
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数（人）		8	24	2	3
		負傷者数（人）		98	310	30	64
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数（人）		3	4	4	0
		負傷者数（人）		47	52	57	3
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数（人）		0	0	0	0
		負傷者数（人）		0	1	0	0
	津波による死者	死者数（人）	0	176	43	243	0
	火災による死傷者	死者数（人）	想定なし	25	42	－	－
		負傷者数（人）		85	143	－	－
	被害合計	死者数（人）	0	397	265	296	4
		負傷者数（人）	－	2,536	2,860	2,140	84
ライフライン	上水道	断水世帯数（世帯）（1日後）	想定なし	39,202	54,800	54,623	654
	下水道	影響人口（人）		6,859	9,608	7,674	495
	通信	不通回線数（件）		3,802	8,596	6,270	52
	電力	停電件数（件）		11,590	14,319	7,798	97
	都市ガス	供給支障件数（件）		9,933	21,876	－	－
	LPガス	供給支障件数（件）		46	405	14	18
交通	道路橋	大規模損傷（箇所）	想定なし	1	25（うち2箇所落橋・大被害）	－	－
	鉄道	不通区間（駅間数）		－	3	－	－
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場（箇所）		63	91	8	21
生活支障等	避難者	避難者数（人）（1～3日後）	5,169	55,052	67,209	60,057	1,317
	疎開者	疎開者数（人）（1～3日後）	2,783	29,600	34,247	32,338	709
	帰宅困難者	（人）	想定なし	41,182			
	食料不足	食料（食／日）	18,609	198,188	241,951	216,206	4,742
	震災廃棄物	発生量（千トン）	71	1,550	1,634	2,252	25
	災害用トイレ	必要個数（基）	52	619	768	677	18
	エレベータ停止	停止台数（基）	－	656	951	733	417
	医療機能	入院・重傷者数（人）	－	479	437	215	31
	重要施設	危険性が高い施設（箇所）	4（浸水）	4（浸水）	5	3（浸水）	－
	孤立集落の発生	（地区）	－	1	9	1	－

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。
※青森県西方沖合（F24）断層については、地震発生源が遠方であるため、地震動による被害は発生しないことから、地震動による被害想定は行っていない。
※経済被害は被害が最も大きい冬１８時のケースを参照。

被害想定結果一覧表（陸域の地震（秋12時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			宍道断層	宍道湖南方	大田市西南方	浜田市沿岸	弥栄断層帯
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地（箇所）	153	39	96	148	99
		危険性が高い地すべり地（箇所）	106	87	73	22	65
	ため池危険度	危険性が高いため池（箇所）	8	－	－	－	－
建物	揺れによる建物被害	全壊数（棟）	2,151	28	210	718	63
		半壊数（棟）	8,446	857	2,419	3,451	915
	液状化による建物被害	全壊数（棟）	463	623	212	55	92
		半壊数（棟）	1,147	1,639	570	122	207
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数（棟）	260	51	128	447	196
		半壊数（棟）	607	120	299	1,044	457
	津波による建物被害	全壊数（棟）	想定なし				
		半壊数（棟）					
	被害合計	全壊数（棟）	2,874	702	550	1,220	351
		半壊数（棟）	10,200	2,616	3,288	4,617	1,579
地震火災	出火	出火件数（件）	10	0	1	4	0
	延焼	焼失棟数（棟）	929	0	3	1,134	1
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数（人）	49	1	3	14	1
		負傷者数（人）	708	49	92	232	44
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数（人）	7	1	4	13	6
		負傷者数（人）	132	25	70	255	116
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数（人）	2	0	0	0	0
		負傷者数（人）	24	6	4	6	2
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数（人）	1	0	0	0	0
		負傷者数（人）	35	10	5	13	5
	津波による死者	死者数（人）	想定なし				
	火災による死傷者	死者数（人）	37	0	0	18	0
		負傷者数（人）	126	0	1	63	0
	被害合計	死者数（人）	96	2	7	45	7
		負傷者数（人）	1,025	90	172	569	167
ライフライン	上水道	断水世帯数（世帯）（1日後）	17,124	3,893	4,905	2,719	2,635
	下水道	影響人口（人）	2,991	1,850	1,141	321	812
	通信	不通回線数（件）	1,088	93	185	4,722	366
	電力	停電件数（件）	7,046	196	922	5,005	471
	都市ガス	供給支障件数（件）	16,011	－	－	6,654	－
	LPガス	供給支障件数（件）	391	25	103	111	41
交通	道路橋	大規模損傷（箇所）	5	－	1	6	2
	鉄道	不通区間（駅間数）	－	－	－	－	1
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場（箇所）	100	2	24	61	18
生活支障等	避難者	避難者数（人）（1～3日後）	30,752	4,661	4,817	8,018	2,656
	疎開者	疎開者数（人）（1～3日後）	11,767	2,510	2,594	2,802	1,316
	帰宅困難者	（人）	41,182				
	食料不足	食料（食／日）	110,707	16,780	17,341	28,866	9,562
	震災廃棄物	発生量（千トン）	599	148	128	255	70
	災害用トイレ	必要個数（基）	144	34	25	39	15
	エレベータ停止	停止台数（基）	804	646	422	358	374
	医療機能	入院・重傷者数（人）	187	3	6	107	3
	重要施設	危険性が高い施設（件）	2	－	－	3	－
	孤立集落の発生	（地区）	3	－	－	－	－
経済被害	直接経済被害	（億円）	3,780	909	804	1,789	442
	間接経済被害	（億円）	3,049	1,792	1,212	1,908	1,846

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

※経済被害は被害が最も大きい冬１８時のケースを参照。

被害想定結果一覧表（海域の地震（秋12時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			青森県西方沖合(F24)断層	鳥取県沖合(F55)断層	島根半島沖合(F56)断層	島根県西方沖合(F57)断層	浜田市沖合断層
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地（箇所）	想定なし	49	198	22	19
		危険性が高い地すべり地（箇所）		31	217	76	15
	ため池危険度	危険性が高いため池（箇所）		－	5	－	－
建物	揺れによる建物被害	全壊数（棟）	想定なし	7,265	7,775	2,161	5
		半壊数（棟）		24,787	36,479	33,123	263
	液状化による建物被害	全壊数（棟）		403	938	696	56
		半壊数（棟）		967	2,434	1,894	126
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数（棟）		114	361	34	50
		半壊数（棟）		266	842	80	117
	津波による建物被害	全壊数（棟）	149	386	91	768	0
		半壊数（棟）	790	1,031	227	1,125	2
	被害合計	全壊数（棟）	149	8,168	9,165	3,659	111
		半壊数（棟）	790	27,051	39,982	36,222	508
地震火災	出火	出火件数（件）	想定なし	32	38	11	－
	延焼	焼失棟数（棟）		2,588	3,110	1,949	－
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数（人）	想定なし	120	90	39	0
		負傷者数（人）		1,650	1,571	1,427	16
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数（人）		3	10	1	2
		負傷者数（人）		42	125	12	29
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数（人）		2	2	3	0
		負傷者数（人）		29	31	36	1
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数（人）		0	1	0	0
		負傷者数（人）		8	35	9	4
	津波による死者	死者数（人）	0	158	42	228	0
	火災による死傷者	死者数（人）	想定なし	101	115	32	－
		負傷者数（人）		343	389	107	－
	被害合計	死者数（人）	0	385	260	303	2
		負傷者数（人）	－	2,073	2,151	1,591	51
ライフライン	上水道	断水世帯数（世帯）（1日後）	想定なし	39,202	54,800	54,623	654
	下水道	影響人口（人）		6,859	9,608	7,674	495
	通信	不通回線数（件）		3,802	8,596	6,270	52
	電力	停電件数（件）		11,590	14,319	7,798	97
	都市ガス	供給支障件数（件）		9,933	21,876	－	－
	LPガス	供給支障件数（件）		46	405	14	18
交通	道路橋	大規模損傷（箇所）	想定なし	1	25（うち2箇所落橋・大被害）	－	－
	鉄道	不通区間（駅間数）		－	3	－	－
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場（箇所）		63	91	8	21
生活支障等	避難者	避難者数（人）（1～3日後）	5,169	55,052	67,209	60,057	1,317
	疎開者	疎開者数（人）（1～3日後）	2,783	29,600	34,247	32,338	709
	帰宅困難者	（人）	想定なし	41,182			
	食料不足	食料（食／日）	18,609	198,188	241,951	216,206	4,742
	震災廃棄物	発生量（千トン）	71	1,550	1,634	2,252	25
	災害用トイレ	必要個数（基）	52	619	768	677	18
	エレベータ停止	停止台数（基）	－	656	951	733	417
	医療機能	入院・重傷者数（人）	－	479	437	215	31
	重要施設	危険性が高い施設（箇所）	4（浸水）	4（浸水）	5	3（浸水）	－
	孤立集落の発生	（地区）	－	1	9	1	－

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。
※青森県西方沖合（F24）断層については、地震発生源が遠方であるため、地震動による被害は発生しないことから、地震動による被害想定は行っていない。
※経済被害は被害が最も大きい冬１８時のケースを参照。

被害想定結果一覧表（陸域の地震（冬18時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			宍道断層	宍道湖南方	大田市西南方	浜田市沿岸	弥栄断層帯
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地（箇所）	153	39	96	148	99
		危険性が高い地すべり地（箇所）	106	87	73	22	65
	ため池危険度	危険性が高いため池（箇所）	8	－	－	－	－
建物	揺れによる建物被害	全壊数（棟）	2,537	31	251	856	75
		半壊数（棟）	8,954	873	2,579	3,689	952
	液状化による建物被害	全壊数（棟）	463	623	212	55	92
		半壊数（棟）	1,147	1,639	570	122	207
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数（棟）	260	51	128	447	196
		半壊数（棟）	607	120	299	1,044	457
	津波による建物被害	全壊数（棟）	想定なし				
		半壊数（棟）					
	被害合計	全壊数（棟）	3,260	705	591	1,358	363
		半壊数（棟）	10,708	2,632	3,448	4,855	1,616
地震火災	出火	出火件数（件）	29	0	3	10	1
	延焼	焼失棟数（棟）	1,653	0	13	1,490	3
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数（人）	58	1	3	17	1
		負傷者数（人）	764	47	103	261	46
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数（人）	10	2	5	18	8
		負傷者数（人）	188	36	97	341	154
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数（人）	2	0	0	0	0
		負傷者数（人）	24	6	4	6	2
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数（人）	2	1	0	1	0
		負傷者数（人）	46	12	6	16	6
	津波による死者	死者数（人）	想定なし				
	火災による死傷者	死者数（人）	59	0	1	52	0
		負傷者数（人）	200	0	2	175	1
	被害合計	死者数（人）	131	4	9	88	9
		負傷者数（人）	1,222	101	212	799	209
ライフライン	上水道	断水世帯数（世帯）（1日後）	17,124	3,893	4,905	2,719	2,635
	下水道	影響人口（人）	2,991	1,850	1,141	321	812
	通信	不通回線数（件）	1,088	93	185	4,722	366
	電力	停電件数（件）	7,046	196	922	5,005	471
	都市ガス	供給支障件数（件）	16,011	－	－	6,654	－
	LPガス	供給支障件数（件）	391	25	103	111	41
交通	道路橋	大規模損傷（箇所）	5	－	1	6	2
	鉄道	不通区間（駅間数）	－	－	－	－	1
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場（箇所）	100	2	24	61	18
生活支障等	避難者	避難者数（人）（1～3日後）	30,752	4,661	4,817	8,018	2,656
	疎開者	疎開者数（人）（1～3日後）	11,767	2,510	2,594	2,802	1,316
	帰宅困難者	（人）	41,182				
	食料不足	食料（食／日）	110,707	16,780	17,341	28,866	9,562
	震災廃棄物	発生量（千トン）	599	148	128	255	70
	災害用トイレ	必要個数（基）	144	34	25	39	15
	エレベータ停止	停止台数（基）	804	646	422	358	374
	医療機能	入院・重傷者数（人）	187	3	6	107	3
	重要施設	危険性が高い施設（件）	2	－	－	3	－
	孤立集落の発生	（地区）	3	－	－	－	－
経済被害	直接経済被害	（億円）	3,780	909	804	1,789	442
	間接経済被害	（億円）	3,049	1,792	1,212	1,908	1,846

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

被害想定結果一覧表（海域の地震（冬18時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			青森県西方沖合(F24)断層	鳥取県沖合(F55)断層	島根半島沖合(F56)断層	島根県西方沖合(F57)断層	浜田市沖合断層
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地（箇所）	想定なし	49	198	22	19
		危険性が高い地すべり地（箇所）		31	217	76	15
	ため池危険度	危険性が高いため池（箇所）		－	5	－	－
建物	揺れによる建物被害	全壊数（棟）	想定なし	8,440	9,336	2,631	6
		半壊数（棟）		26,357	38,909	35,532	266
	液状化による建物被害	全壊数（棟）		403	938	696	56
		半壊数（棟）		967	2,434	1,894	126
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数（棟）		114	361	34	50
		半壊数（棟）		266	842	80	117
	津波による建物被害	全壊数（棟）	149	386	91	768	0
		半壊数（棟）	790	1,031	227	1,125	2
	被害合計	全壊数（棟）	149	9,343	10,726	4,129	112
		半壊数（棟）	790	28,622	42,411	38,631	511
地震火災	出火	出火件数（件）	想定なし	89	110	42	0
	延焼	焼失棟数（棟）		3,890	3,907	3,470	0
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数（人）	想定なし	146	115	44	0
		負傷者数（人）		1,844	1,809	1,616	16
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数（人）		4	14	1	2
		負傷者数（人）		57	176	17	39
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数（人）		2	2	3	0
		負傷者数（人）		29	31	35	1
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数（人）		0	2	1	0
		負傷者数（人）		11	45	12	5
	津波による死者	死者数（人）	0	164	42	233	0
	火災による死傷者	死者数（人）	想定なし	162	165	93	0
		負傷者数（人）		550	558	314	0
	被害合計	死者数（人）	0	480	340	374	3
		負傷者数（人）	－	2,491	2,620	1,994	61
ライフライン	上水道	断水世帯数（世帯）（1日後）	想定なし	39,202	54,800	54,623	654
	下水道	影響人口（人）		6,859	9,608	7,674	495
	通信	不通回線数（件）		3,802	8,596	6,270	52
	電力	停電件数（件）		11,590	14,319	7,798	97
	都市ガス	供給支障件数（件）		9,933	21,876	－	－
	LPガス	供給支障件数（件）		46	405	14	18
交通	道路橋	大規模損傷（箇所）	想定なし	1	25（うち2箇所落橋・大被害）	－	－
	鉄道	不通区間（駅間数）		－	3	－	－
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場（箇所）		63	91	8	21
生活支障等	避難者	避難者数（人）（1～3日後）	5,169	55,052	67,209	60,057	1,317
	疎開者	疎開者数（人）（1～3日後）	2,783	29,600	34,247	32,338	709
	帰宅困難者	（人）	想定なし	41,182			
	食料不足	食料（食／日）	18,609	198,188	241,951	216,206	4,742
	震災廃棄物	発生量（千トン）	71	1,550	1,634	2,252	25
	災害用トイレ	必要個数（基）	52	619	768	677	18
	エレベータ停止	停止台数（基）	－	656	951	733	417
	医療機能	入院・重傷者数（人）	－	479	437	215	31
	重要施設	危険性が高い施設（箇所）	4（浸水）	4（浸水）	5	3（浸水）	－
	孤立集落の発生	（地区）	－	1	9	1	－
経済被害	直接経済被害	（億円）	163	9,349	12,010	8,905	150
	間接経済被害	（億円）	721	5,176	6,429	4,959	1,325
	被害額合計	（億円）	884	14,525	18,439	13,864	1,475

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。
※青森県西方沖合（F24）断層については、地震発生源が遠方であるため、地震動による被害は発生しないことから、地震動による被害想定は行っていない。

４　地震災害シナリオ

被害想定調査結果を基に、各想定地震・津波が発生した場合の被害と、県、市町村及び防災関係機関（以下「県等」）の対応を、時間経過に即して地震災害シナリオとして示す。

(1) 宍道断層の地震（平日冬18時）

冬の平日18時頃、宍道断層を震源とするマグニチュード7.1規模の地震が発生。松江市で震度７の揺れを観測し、同市内では大きな被害が発生する。災害応急対策の中枢を担う県庁や防災関係機関では、一部の建物が被災するとともに、固定していなかったキャビネットや什器が転倒し、負傷者が発生するなど、地震発生直後は混乱して機能が著しく低下する。

平日の18時という時間から、通勤・通学者の帰宅ラッシュと重なり、松江駅周辺では多くの帰宅困難者が滞留し、帰宅困難者への情報提供や避難所への誘導等の対応が必要となる。

また、多くの家庭では夕食の準備をしている時間であり、松江市を中心に火災が29件発生し、消火活動を行うものの、24時間後には約1,700棟の建物が焼失する。

地震による揺れや液状化、崖崩れでは、全壊約3,300棟、半壊約10,700棟の建物被害が発生する。

松江市を中心に建物倒壊や火災延焼により死者約130人、負傷者約1,200人が発生する。災害拠点病院では負傷者が押し寄せ、受入れが混乱する。

夜間に発生した地震のため、被害把握や救助活動等が難航する。

松江市を中心にライフラインが途絶するため、避難者が増加し、1日後には約3.1万人が避難所へ避難する。最低でも食料は約11.1万食/日、飲料水約140トン/日、毛布は寒い時期であり約6.2万枚（1人2枚）が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

また、松江市では孤立集落が発生し、孤立集落における重篤者や重傷者、在宅医療患者に対しては空路による医療機関への搬送が必要となる。道路の復旧が長期間掛かる場合は、当該集落の市民を地域外へ搬送するなどの対応も必要となる。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、１ヶ月を経過しても約1.1万人が避難所に避難する状況である。建物倒壊や火災延焼により自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等を活用し住宅供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

また、多くの事業所が、建物・設備の被災や、長期間のライフライン途絶のために事業を再開できない状態が続き、中小事業者には廃業するところもあって、地域経済への影響が大きくなる。

(2) 宍道湖南方の地震（平日冬5時）

冬の平日5時頃、宍道湖南方を震源とするマグニチュード7.3規模の地震が発生。雲南市の一部で震度6弱の揺れを観測し、雲南地区を中心に甚大な被害が発生する。松江・出雲地区では、揺れによる被害のほか、液状化による被害が大きい。

平日の5時という多くの市民が睡眠中の時間帯に発生した地震のため、火災は発生せず、人的被害は建物倒壊や急傾斜地崩壊によるものが主な原因となる。建物被害は全壊約710棟、半壊約2,600棟、人的被害は死者5人、負傷者約120人にのぼる。

松江・出雲・雲南地区を中心にライフラインが途絶するため、避難者が増加し、1日後には約4,700人が避難所へ避難する。最低でも食料は約1.7万食/日、飲料水約35トン/日、毛布は寒い時期であり約9,300枚（1人2枚）が必要となる。物資が不足する市町は、県、県内他市町

村及び応援協定先に支援要請を行い物資の調達を行う。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、１ヶ月を経過しても約1,600人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

雲南・松江・出雲地区を中心に被害を受けるが、県等による迅速、的確な応急対策活動の実施に取り組むことができる。

(3) 大田市西南方の地震（平日冬5時）

冬の平日5時頃、大田市西南方を震源とするマグニチュード7.3規模の地震が発生。大田市の一部で震度7の揺れを観測し、大田・川本地区を中心に甚大な被害が発生する。

平日の5時という多くの市民が睡眠中である時間帯に発生した地震のため、火災の発生は少なく、人的被害は建物倒壊や急傾斜地崩壊によるものが主な原因となる。建物被害は全壊約590棟、半壊約3,400棟、人的被害は死者12人、負傷者約300人にのぼる。

大田市を中心にライフラインが途絶し、避難者数が増加する。1日後の避難者は約4,800人となり、最低でも食料は約1.7万食/日、飲料水約40トン/日、毛布は寒い時期であり約9,600枚（1人2枚）が必要となる。物資が不足する市町は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、１ヶ月を経過しても約1,300人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

大田市では甚大な被害が発生し、市役所では地震発生当初は機能が麻痺して応急対策活動に支障をきたす。一方、県東部の被害が小さかったことから、県庁主導による迅速かつ的確な指示や応援等により応急対策活動の実施に取り組むが、道路の通行止めなどにより救援活動に支障を来す。

(4) 浜田市沿岸の地震（平日冬18時）

冬の平日18時頃、浜田市沿岸を震源とするマグニチュード7.3規模の地震が発生。浜田市の一部で震度7の揺れを観測し、浜田市、江津市を中心に甚大な被害が発生する。

平日の18時という時間から、通勤・通学者の帰宅ラッシュと重なり、浜田地区の主要駅周辺では帰宅困難者が滞留し、帰宅困難者への情報提供や避難所への誘導等の対応が必要となる。

また、多くの家庭では夕食の準備をしているときであり、浜田市を中心に火災が10件発生し、消火活動を行うものの、24時間後には約1,500棟の建物が焼失する。

地震による揺れや急傾斜地崩壊などで、全壊約1,400棟、半壊約4,900棟の建物被害が発生する。

浜田地区を中心に建物倒壊や火災延焼により死者約90人、負傷者約800人が発生する。災害拠点病院では負傷者が押し寄せ、受入れが混乱する。

夜間に発生した地震のため、被害把握や救助活動等が難航する。

浜田地区を中心にライフラインが途絶し、避難者数が増加する。1日後の避難者は約8,000人にのぼり、最低でも食料は約2.9万食/日、飲料水約20トン/日、毛布は寒い時期であり約1.6

万枚（1人2枚）が必要となる。物資が不足する市町は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、１ヶ月を経過しても約3,600人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

浜田市、江津市では甚大な被害を受け、市役所では地震発生当初は機能が麻痺して応急対策活動に支障をきたす。一方、県東部の被害が小さかったことから、県庁主導による迅速かつ的確な指示や応援等により応急対策活動の実施に取り組むが、道路の通行止めなどにより救援活動に支障を来す。

(5) 弥栄断層帯の地震（平日冬5時）

冬の平日5時頃、弥栄断層帯を震源とするマグニチュード7.6規模の地震が発生。益田地区で震度6強の揺れを観測し、同地区を中心に被害を受ける。

平日の5時という多くの市民が睡眠中である時間帯に発生した地震のため、火災の発生は少なく、人的被害は建物倒壊や急傾斜地崩壊によるものが主な原因となる。建物被害は全壊約360棟、半壊約1,600棟、人的被害は死者14人、負傷者310人にのぼる。

益田地区を中心にライフラインが途絶し、避難者数が増加する。1日後の避難者は約約2,700人となり、最低でも食料は約9,600食/日、飲料水約20トン/日、毛布は寒い時期であり約5,300枚（1人2枚）が必要となる。物資が不足する市町は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行い物資の調達をする。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、１ヶ月を経過しても約650人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

益田地区を中心に被害を受け、市町役場では地震発生当初は機能が麻痺して応急対策活動に支障をきたす。一方、県東部の被害が小さかったことから、県庁主導による迅速な指示や応援等に取り組むが、県東部から被災地までの距離が遠く、迅速な応急対策活動の実施には他県からの応援も必要となる。

(6) 鳥取県沖合（F55）断層の地震

冬の平日18時頃、鳥取県沖合（F55）断層を震源とするマグニチュード8.1規模の地震が発生。松江市で震度6強の揺れを観測し、同市内では大きな被害が発生する。災害応急対策の中枢を担う県庁や防災関係機関では、一部の建物が被災するとともに、固定していなかったキャビネットや什器が転倒し、負傷者が発生するなど、地震発生直後は混乱して機能が著しく低下する。

また、海域を震源とする地震のため津波が発生し、松江市の沿岸では地震発生6分後に第一波（20㎝）の津波が到達し、隠岐の島町では39分後に約5.4ｍの最大波が到達する。

気象庁から島根県の沿岸には大津波警報が発表され、沿岸市町村は防災行政無線や消防団等によるサイレンやハンドマイク、防災メール、テレビ等によって住民に避難を指示する。

津波によって打ち寄せられた瓦礫からも火災が発生。松江市、隠岐地区の港湾・漁港では停泊している船舶から津波により火災発生する。建物等に燃え移り延焼が拡大、山間部では山

林に燃え移りさらに延焼が拡大する。津波によって消防設備が被害を受け、消火が困難となる。

松江市、隠岐地区の住民の避難が間に合わず、津波により約160人の死者が発生する。また、松江市や隠岐地区を中心に全壊約390棟、半壊約1,030棟、床上浸水約1,300棟、床下浸水3,200棟の建物被害が発生する。

地震による揺れや液状化、崖崩れでは、全壊約8,960棟、半壊約27,600棟の建物被害が発生する。

松江市を中心に建物倒壊や火災延焼により死者約320人、負傷者2,500人が発生する。災害拠点病院では負傷者が押し寄せ、受入れが混乱する。

平日の18時という時間から、通勤・通学者の帰宅ラッシュと重なり、松江駅周辺では多くの帰宅困難者が滞留し、帰宅困難者への情報提供や避難所への誘導等の対応が必要となる。

また、多くの家庭では夕食の準備をしている時間であり、松江地区を中心に火災が89件発生し、消火活動を行うものの、24時間後には約3,900棟の建物が焼失する。

夜間に発生した地震のため、被害把握や救助活動等が難航する。

松江、出雲地区を中心にライフラインが途絶するため、避難者数が増加し、1日後には約5.5万人が避難所へ避難する。最低でも食料は約19.8万食/日、飲料水約330トン/日、毛布は寒い時期であり約11万枚（1人2枚）が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

また、隠岐の島町では孤立集落が発生し、孤立集落における重篤者や重傷者、在宅医療患者に対しては空路による医療機関への搬送が必要となる。道路の復旧が長期間掛かる場合は、当該集落の住民を地域外へ搬送するなどの対応も必要となる。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、１ヶ月を経過しても約2.9万人が避難所に避難する状況である。建物倒壊や火災延焼により自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等を活用し住宅供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

また、多くの事業所が、建物・設備の被災や、長期間のライフライン途絶のために事業を再開できない状態が続き、中小事業者には廃業するところもあって、地域経済への影響が大きくなる。

隠岐地区に対しては、自衛隊、海上保安庁等の船舶・航空機により物資、人的派遣を行う。

(7) 島根半島沖合（F56）断層の地震

冬の平日18時頃、島根半島沖合（F56）断層を震源とするマグニチュード7.7規模の地震が発生。松江市で震度7の揺れを観測し、同市内では大きな被害が発生する。災害応急対策の中枢を担う県庁や防災関係機関では、一部の建物が被災するとともに、固定していなかったキャビネットや什器が転倒し、負傷者が発生するなど、地震発生直後は混乱して機能が著しく低下する。

また、海域を震源とする地震のため津波が発生し、出雲市の沿岸では地震発生5分後に第一波（20cm）の津波が到達し、20分後に約4.5ｍの最大波が到達する。

気象庁から島根県の沿岸には大津波警報が発表され、沿岸市町村は防災行政無線や消防団等によるサイレンやハンドマイク、防災メール、テレビ等によって住民に避難を指示する。

津波によって打ち寄せられた瓦礫からも火災が発生。出雲地区の港湾・漁港では停泊している船舶から津波により火災発生する。建物等に燃え移り延焼が拡大、山間部では山林に燃え移りさらに延焼が拡大する。津波によって消防設備が被害を受け、消火が困難となる。

出雲市を中心に一部の住民の避難が間に合わず、津波により約40人の死者が発生する。また、出雲市を中心に全壊約90棟、半壊約230棟、床上浸水約240棟、床下浸水350棟の建物被害が発生する。

一方、地震による揺れや液状化、崖崩れでは、全壊約10,640棟、半壊約42,190棟の建物被害が発生する。

出雲市を中心に建物倒壊や火災延焼により死者約300人、負傷者2,600人が発生する。災害拠点病院では負傷者が押し寄せ、受入れが混乱する。

平日の18時という時間から、通勤・通学者の帰宅ラッシュと重なり、松江駅周辺では多くの帰宅困難者が滞留し、帰宅困難者への情報提供や避難所への誘導等の対応が必要となる。

また、多くの家庭では夕食の準備をしている時間であり、松江市、出雲市を中心に火災が110件発生し、消火活動を行うものの、24時間後には約3,910棟の建物が焼失する。

夜間に発生した地震のため、被害把握や救助活動等が難航する。

松江市、出雲市を中心にライフラインが途絶するため、避難者数が増加し、1日後には約6.7万人が避難所へ避難する。最低でも食料は約24.2万食/日、飲料水約490トン/日、毛布は寒い時期であり約13.4万枚（1人2枚）が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

また、出雲市では孤立集落が発生し、孤立集落における重篤者や重傷者、在宅医療患者に対しては空路による医療機関への搬送が必要となる。道路の復旧が長期間掛かる場合は、当該集落の住民を地域外へ搬送するなどの対応も必要となる。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、１ヶ月を経過しても約2.8万人が避難所に避難する状況である。建物倒壊や火災延焼により自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等を活用し住宅供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

また、多くの事業所が、建物・設備の被災や、長期間のライフライン途絶のために事業を再開できない状態が続き、中小事業者には廃業するところもあって、地域経済への影響が大きくなる。

(8) 島根県西方沖合（F57）断層の地震

冬の平日5時頃、島根県西方沖合（F57）断層を震源とするマグニチュード8.2規模の地震が発生。出雲市で震度6弱の揺れを観測し、同市を中心に甚大な被害が発生する。

また、海域を震源とする地震のため津波が発生し、大田市の海岸では地震発生14分後に第一波（20㎝）の津波が到達し、西ノ島町では40分後に約6.3ｍの最大波が到達する。

気象庁から島根県の沿岸には大津波警報が発表され、沿岸市町村は防災行政無線や消防団等によるサイレンやハンドマイク、防災メール、テレビ等によって住民に避難を指示する。

津波によって打ち寄せられた瓦礫から火災が発生。浜田地区の港湾・漁港では停泊している船舶から津波により火災発生する。建物等に燃え移り延焼が拡大、山間部では山林に燃え移りさらに延焼が拡大する。津波によって消防設備が被害を受け、消火が困難となる。

一部の住民は地震後すぐに避難を開始するが、多くの住民は睡眠中に起きた地震であるため避難開始が遅れ、津波により約240人の死者が発生する。また、全壊約770棟、半壊約1,130棟、床上浸水約1,570棟、床下浸水2,240棟の建物被害が発生する。

一方、平日の5時という多くの住民が睡眠中である時間帯に発生した地震のため、火災の発生は2件と少なく、人的被害は建物倒壊や急傾斜地崩壊によるものが主な原因となる。建物被害は全壊約3,360棟、半壊約37,510棟、建物被害等による人的被害は死者約50人、負傷者2,14

0人にのぼる。

松江市、出雲市を中心にライフラインが途絶し、避難者数が増加する。1日後の避難者は約6.0万人となり、最低でも食料は約21.6万食/日、飲料水約460トン/日、毛布は寒い時期であり約12.0万枚（1人2枚）が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、１ヶ月を経過しても約2.3万人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

また、多くの事業所が、建物・設備の被災や、長期間のライフライン途絶のために事業を再開できない状態が続き、中小事業者には廃業するところもあって、地域経済への影響が大きくなる。

(9) 浜田市沖合断層の地震

冬の平日5時頃、浜田市沖合を震源とするマグニチュード7.3規模の地震が発生。浜田地区の一部で震度6強の揺れを観測し、浜田・大田地区を中心に被害を受ける。

また、海域を震源とする地震のため津波が発生し、浜田地区の海岸では地震発生6分後に第一波(20cm)の津波が到達し、10分後に2.7mの最大波が到達する。

気象庁から島根県の沿岸には津波警報が発表され、沿岸市町村は防災行政無線や消防団等によるサイレンやハンドマイク、防災メール、テレビ等によって市民に避難を指示する。

一部の市民は地震後すぐに避難を開始するが、多くの市民は睡眠中に起きた地震であるため避難開始が遅れ、津波により24人の死者が発生する。また、全壊5棟、半壊31棟、床上浸水約200棟、床下浸水約460棟の建物被害が発生する。

一方、地震の揺れや液状化による建物被害は、浜田・大田地区を中心に全壊約110棟、半壊約510棟が発生する。また、建物被害等により死者3人、負傷者84人が発生する。

浜田･大田地区では、避難する人が増え、1日後の避難所への避難者は約1,400人、最低でも食料は約5,000食/日、飲料水5トン/日、毛布は寒い時期であり約2,700枚（1人2枚）が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行い物資の調達をする。

自宅が使用可能になる者から帰宅するが、１ヶ月を経過しても約400人が避難所に避難する状況である。応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって避難者への住宅供給を図る。

避難者や被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

浜田・大田地区の沿岸部を中心に被害が発生するが、応急対策活動に物的・人的資源に大きな制約はない状況下で取り組むことができる。

(10) 青森県西方沖合（F24）断層の地震

冬の平日5時頃、青森県西方沖合（F24）断層を震源とするマグニチュード8.4規模の地震が発生。震源が遠いことから、島根県における地震の揺れは極めて小さく、揺れによる被害は発生しない。

しかし、海域を震源とする地震のため津波が発生し、気象庁から島根県の沿岸には大津波警報が発表され、沿岸市町村は防災行政無線や消防団等によるサイレンやハンドマイク、防災メール、テレビ等によって住民に避難を指示する。

朝５時という時間から、睡眠中で地震に気が付かない住民も多いが、津波到達時間まで、早い地区でも地震発生から83分程度あり、消防団や自主防災組織等の地域住民の協力により、要配慮者の避難支援をはじめ、きめ細かい避難対応を行う事ができ、島根県内での津波による人的被害は防ぐことができる。

一方、隠岐地区では、最大約6.7ｍの津波が到来し、松江、出雲、隠岐地区では全壊約150棟、半壊約800棟、床上浸水約1,320棟、床下浸水約3,460棟の甚大な建物被害が発生する。

津波によって打ち寄せられた瓦礫から火災が発生。松江、出雲、隠岐地区の港湾・漁港では停泊している船舶から津波により火災発生する。建物等に燃え移り延焼が拡大、山間部では山林に燃え移りさらに延焼が拡大する。津波によって消防設備が被害を受け、消火が困難となる。

松江、出雲、隠岐地区を中心に、建物被害を受けた避難者が増加する。1日後の避難所に避難する人は約5,200人、最低でも食料は約1.9万食/日、飲料水約16トン/日、毛布は寒い時期であり約1万枚（1人2枚）が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行い物資の調達をする。

自宅が使用可能になる者から帰宅するが、１ヶ月を経過しても約2,000人が避難所に避難する状況である。応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって避難者への住宅供給を図る。

避難者や被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

大きな被害を受けた松江市や出雲市の沿岸地域を中心とする応急対策活動は、物的・人的資源に大きな制約はない状況下で取り組むことができる。

一方、隠岐地区は離島のため、自衛隊、海上保安庁等の船舶・航空機により物資、人的派遣が必要となる。

第６章　関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

第１　関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

市、県及び市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの以下に示す所掌事務又は業務を通じて市の地域に係る防災に寄与するものとする。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
雲南市	(1) 雲南市防災会議に関する事務 (2) 市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施
島根県	(1) 島根県防災会議に関する事務 (2) 島根県の地域の防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関の処理するものを除く各機関の業務についての援助及び総合調整 (3) 災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施
島根県警察本部 （雲南警察署）	(1) 災害情報の収集及び連絡に関すること (2) 災害実態の早期把握に関すること (3) 避難誘導及び救出救助に関すること (4) 緊急交通路の確保に関すること (5) 行方不明者の捜索及び検視に関すること (6) 被災地における社会秩序の維持に関すること (7) 地域安全活動に関すること (8) 広報及び各種相談の受理に関すること (9) 関係機関の活動に対する支援及び協力に関すること
雲南消防本部 （雲南消防署）	(1) 災害に対する予防、防御及び拡大防止対策に関すること (2) 消防資機材の整備充実と訓練の実施に関すること (3) 災害時における人命救助対策に関すること (4) 災害時における危険物の災害防止対策に関すること

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	中国総合通信局	(1) 非常無線通信の確保（電波法第74条参照） (2) 非常事態における有線電気通信の確保（有線電気通信法第15条参照） (3) 災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者等に対する貸与要請 (4) 災害対策用移動電源車の貸与
	中国財務局 （松江財務事務所）	(1) 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付 (2) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (3) 国有財産の無償貸付等 (4) 被災施設の復旧事業費の査定の立会

機　　関　　名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	島根労働局	(1) 産業災害防止についての監督、指導 (2) 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払についての監督指導 (3) 被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導 (4) 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職への斡旋の実施 (5) 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施 (6) 被災事業主に対する特別措置等の実施
	中国四国農政局	(1) 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり対策事業による農地・農業用施設等の防護に関すること (2) 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関すること (3) 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導に関すること (4) 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材の供給、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握に関すること (5) 農地、農業用施設、海岸保全施設等及び農業共同利用施設について、災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び災害の再発防止のため、災害復旧事業とあわせて実施する災害関連事業の査定・調査に関すること (6) 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の資金等の融資に関すること (7) 主要食糧の供給に関すること
	近畿中国森林管理局	(1) 国有林、公有林野等官行造林地における森林治水による災害防除 (2) 国有林、公有林野等官行造林地における保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 (3) 災害対策に必要な木材の供給
	中国経済産業局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 電気、ガスの供給の確保に必要な指導 (3) 被災地域において必要とされる災害対応物資生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導等 (4) 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置
	中国四国産業保安監督部	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導 (3) 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導

機　　関　　名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	中国地方整備局	(1) 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧 (2) 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供 (3) 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言 (4) 災害に関する情報の収集及び伝達 (5) 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 (6) 災害時における交通確保 (7) 海洋の汚染の防除 (8) 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施
	中国運輸局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 輸送等の安全確保に関する指導監督 (3) 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 (4) 緊急輸送に関する要請及び支援
	大阪航空局	(1) 災害時における航空輸送の調査及び指導 (2) 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整
	大阪管区気象台 （松江地方気象台）	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること
	中国四国地方環境事務所	(1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等 (2) 家庭動物の保護等に係る支援 (3) 災害時における環境省本省との連絡調整
	中国四国防衛局	(1) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 (3) 災害時における米軍部隊との連絡調整

機　　関　　名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	中国地方測量部	(1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 (2) 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力 (3) 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊出雲駐屯地	(1) 災害緊急対策及び災害復旧対策の実施

機　　関　　名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	国立病院機構 中国四国グループ	(1) 医療、助産等救護活動の実施
	日本銀行	(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報
	日本赤十字社	(1) 医療、助産等救助保護の実施 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金品の募集及び配分
	日本放送協会	(1) 気象等の予報及び警報等の放送 (2) 災害応急対策等の周知徹底 (3) その他災害に関する広報活動
	西日本高速道路株式会社	(1) 道路等の防災管理及び災害復旧 (2) 災害救助、水防、消防活動等災害緊急車両の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い

機　　関　　名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	西日本旅客鉄道株式会社	(1) 鉄道による緊急輸送の確保 (2) 鉄道の安全管理及び事故対策
	日本貨物鉄道株式会社	(1) 鉄道による緊急輸送の確保 (2) 鉄道の安全管理及び事故対策
	西日本電信電話株式会社島根支店	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧 (2) 緊急を要する電話通話の取扱い
	ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ株式会社	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	ＫＤＤＩ株式会社	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	株式会社ＮＴＴドコモ中国支社島根支店	(1) 電気通信施設、設備の整備及び防災管理 (2) 災害非常通信の確保 (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧
	ソフトバンク株式会社	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧

機　　関　　名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	日本郵便株式会社 中国支社	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災者あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (5) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 (6) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い (7) 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 (8) 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資
	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(1) 陸路による緊急輸送の確保
	中国電力株式会社 中国電力ﾈｯﾄﾜｰｸ株式会社	(1) ダム施設等の防災管理及び災害復旧 (2) 電力供給の確保

機　　関　　名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方公共機関	一畑バス株式会社	(1) 陸路による緊急輸送の確保 (2) 運航車両等の安全管理及び事故対策
	株式会社山陰放送 山陰中央テレビジョン放送株式会社 日本海テレビジョン放送株式会社 株式会社ＦＭ山陰	(1) 気象等の予報及び警報等の放送 (2) 災害応急対策の周知徹底 (3) その他災害に関する広報活動
	島根県医師会	(1) 災害時における医療救護活動の実施
	島根県看護協会	(1) 災害時における医療救護活動の実施
	島根県ＬＰガス協会	(1) ＬＰガス施設の防災管理と災害復旧 (2) ＬＰガスの供給
	島根県トラック協会	(1) 陸路による緊急輸送の確保

機　　関　　名		処理すべき事務又は業務の大綱
その他公共的機関及び防災上重要な施設の管理者	島根県行政書士会	(1)被災者の支援についての協力
	土地改良区	(1) 水門、水路、溜池、排水機場等の施設の防災管理及び災害復旧
	全国農業協同組合連合会中四国広域営農資材事業所島根推進課	(1) 緊急物資の調達 (2) 陸路による緊急輸送の協力
	島根県農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 被災組合員に対する融資その他緊急措置に関する協力
	森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 被災組合員に対する融資又は斡旋
	商工会等	(1) 物価安定についての協力、徹底 (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
	病院等経営者	(1) 負傷者等の医療、助産、救護についての協力
	一般運輸業者	(1) 緊急輸送に対する協力
	ダム施設の管理者	(1) ダム等施設の防災管理
	溜池管理者	(1) 農業用溜池等の防災管理
	社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
	社会福祉施設経営者	(1) 被災者の保護についての協力
	金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に関する協力
	危険物等の管理者	(1) 危険物等の保安措置
	都市ガス関係機関	(1) ガス施設等の防災管理と災害復旧 (2) 都市ガスの供給
	ＬＰガス取扱機関	(1) ＬＰガス施設の防災管理と災害復旧 (2) ＬＰガスの供給

第２　国、県、市、指定公共機関・指定地方公共機関、市民及び事業所の責務

１　国の責務

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災基本計画等を作成し、実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方関等における業務の総合調整を行い、災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

また、県及び市の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

２　県の責務

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画を作成し、実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関における業務の総合調整を行わなければならない。

３　市の責務

市は、基礎的な地方公共団体として、当該市の地域並びに当該市の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画を作成

し、実施する。
　また、消防機関、水防団及び自主防災組織等の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市の有する全ての機能を十分に発揮するよう努めるとともに、消防機関、水防団等は相互に協力しなければならない。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関の責務

　指定公共機関及び指定地方公共機関は、防災業務計画を作成・実施し、県又は市の地域防災計画の実施が円滑に行われるよう協力する。
　また、その業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

５　市民及び事業所の責務

　市民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、県及び市が処理する防災業務について、自発的に協力する。

(1) 市民の責務

ア　「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、市民はこの観点に立ち、日頃から自主的に地震・津波災害に備える必要がある。
イ　市民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承等により防災に寄与するように努めなければならない。
ウ　市民は、地震・津波災害に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限に止めるため、相互に協力するとともに、県及び市が実施する防災業務について、自発的に協力し、県民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

(2) 事業所の責務

ア　食料、飲料水、生活必需品又は役務を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、災害時においても事業活動を継続的に実施するとともに、国、県、市町村が実施する防災施策に協力するよう努めなければならない。
イ　事業所の事業者（管理者）は、事業の実施に当たり、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第７章　計画の運用等

第１　平常時の運用

各防災機関は、平常時において、本計画の目的及び基本方針に基づき、予防計画で定めた防災業務を遂行するとともに、普段の危機管理や防災に関する調査研究、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・研修、防災訓練の実施などを通して計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

１　基本方針及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

市及び防災関係機関は、各種施策・事業の実施に当たり、当該施策・事業が本計画の基本方針及び災害予防計画に合致したものとなっているかを点検し、必要に応じて施策・事業の修正に努めるものとする。

また、市及び防災関係機関は、複数の施策・事業を組み合わせることにより、防災面から相乗的な効果を期待できるものについて総合調整を行うものとする。

２　災害応急対策計画等の習熟及びマニュアルの整備

災害時の防災活動は災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に沿って行われることから、その成否は担当する活動計画への職員の習熟程度によって左右される。

そのため、市及び防災関係機関の職員は、関係する計画について日頃から習熟しておくとともに、必要に応じた計画運用のためのマニュアルの作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証を行う。また、計画、マニュアルの定期的な点検を行い、点検や訓練から得られた防災関係機関間の調整に必要な事項や教訓等を反映させる。

県及び市は、他の地方公共団体とも連携を図り、広域的な視点で防災に関する各種計画の作成、対策の推進を図るよう努める。

第２　災害時の運用

発災時においては、本計画の災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努めるものとする。

第 ２ 編

地震災害対策計画

第 ２ 編

第 １ 章

地震災害予防計画

第２編　地震災害対策計画

第１章　地震災害予防計画

第１節　地盤災害の予防

第１　基本的な考え方

地震による被害は地盤によって大きく異なる。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、当該地域の地形、地質、自然特性及び災害特性を十分に把握し、最も適した土地利用を計画的に実施する必要がある。しかし、地盤の危険性の高い地域にも高度な土地利用が行われているのが現状である。このため、今後適正な土地利用を推進するとともに、地震災害時の崩壊危険地域や液状化危険地域等の被害を軽減するための諸対策を実施していく。

第２　崩壊危険地域の予防対策

１　地すべり災害の防止対策

通常の地すべりは緩斜面に多く、地層の移動が継続的かつ緩慢であるが、地震によって引き起こされる地すべりは移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性がある。そこで、以下の対策を促進する。

(1) 土砂災害警戒区域等（地すべり）及び地すべり危険地の把握、周知

県は、地すべりによる危険がある地域について、「土砂災害防止法」に基づき、基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等（地すべり）の指定及び周知に努めている。

さらに、農林水産省（農村振興局､林野庁）の地すべり危険地について、調査を実施し危険箇所の把握、及び周知に努めている。そのうち、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長、誘発のおそれの極めて大きいもので、公共の利害に密接に関係するものは「地すべり防止区域」として国土交通大臣又は農林水産大臣が指定している。

(2) 地すべり防止対策工の実施

国土交通省及び農林水産省所管の地すべり防止区域においては、地すべり等防止法に基づき重要度に応じ、順次その防止工事を実施する。

地すべり防止工事には、地すべりが起こらないようにする抑制工と地すべりを抑える抑止工があり、状況に応じてそれらの工事を実施していく。

なお、未指定箇所にかかる危険箇所については、危険度等に応じ指定の促進を図ると共に、対策工事を実施する。

(3) 警戒体制の整備

地すべり発生には、前兆を伴うことが一般的である。特に危険度の高い地すべり防止区域に対しては、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等に対しての観測体制を整えるとともに、被害が及ぶと考えられる住宅等に対してはソフト施策（地すべり監視施設、情報機器の整備等）により、警戒体制を確立し、被害の軽減を図るとともに、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市が適切に市民の避難指示等の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

現在、県土木部砂防課、農地整備課、森林整備課のホームページ及び市のハザードマップにより、指定区域（土砂災害警戒区域等・地すべり防止区域）、地すべり危険地の位置が確認できるので、このホームページ等を十分に活用し、地域市民の認識を高める。

２　急傾斜地崩壊危険区域

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、危険度の高い急傾斜地に対しては「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、総合的な対策の実施を図る。また、危険度の把握のため危険度の高い急傾斜地の調査の促進を図る。

(2) 崩壊防止対策の実施

急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為を制限し、急傾斜地崩壊対策事業の促進を図る。

市は、急傾斜地の資料を整備し、地域防災計画に組み込み、周辺市民等に周知徹底を図る。特に、市は、周辺市民に対し、急傾斜地崩壊危険区域及び避難先・避難路・防災施設等の防災情報の周知に努める。

急傾斜地崩壊対策工事は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設を優先する。

(3) 警戒・避難体制の整備

県、市及び国土交通省中国地方整備局は、地震時の災害発生防止のため、危険度の高い急傾斜地の周辺では危険性を示す標識の設置及び保全・管理に関する市民への指導を実施する。また、必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行う。

危険地域の市民においても､常に危険に対する認識を持って急傾斜地の危険確認３要素『危険な時期、危険な場所、危険な前兆』の早期発見に留意するとともに、市民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。

(4) 住宅移転の促進等

県及び市は災害危険区域を指定し、当該区域内において、住宅等の建築制限を行う。また、土砂災害防止法及びがけ条例に基づく既存不適格住宅に対しては、移転促進のための啓発を行い、住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）の促進を図る。

３　土石流災害の予防対策

(1) 土砂災害警戒区域等（土石流）及び危険地の砂防地指定等

危険度の高い渓流に対しては「砂防法」に基づいて砂防指定地に指定し、総合的な対策の実施を図る。また、危険度の把握のため危険区域の調査促進及び崩壊土砂流出危険地区として危険度の判定をしている。

(2) 土石流対策工の実施

国土交通大臣により砂防指定地に指定された土地に対しては、土石流対策として、砂防工事の実施及び土砂災害防除のための立木の伐採、土石の採取等の行為制限がなされる。

砂防工事は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設を優先する。

⑶ 警戒体制の整備

地震による災害発生防止のため、危険度の高い渓流の周辺で保全・管理に関する市民への周知・指導を実施する。

⑷ 住宅移転の促進等

関係機関及び市は、連絡調整を図った上、各種制度の活用により、人命、財産等を土石流から保護するために、危険住宅の移転促進に努める。

４　土砂災害防止法による防止対策

（１）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害防止法により渓流や斜面及びその下流などの急傾斜地の崩壊等により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について基礎調査を実施し、結果について公表するとともに、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として、また、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、市民に著しい危害が生ずるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

（２）土砂災害警戒区域における対策

ア 警戒避難体制の整備

市は、法７条に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、雲南市地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに下記事項を明示するとともに、周辺市民等への周知徹底を図る。

（ア）　土砂災害に関する情報等の収集・伝達、予報及び警報、土砂災害警戒情報の伝達、市民への伝達方法、避難路・避難場所及び救助体制、その他連絡先など警戒避難体制に関する必要な事項

（イ）　土砂災害警戒区域内に高齢者、障がい者、乳幼児等特に防災上の配慮を必要とする者が主に利用する施設がある場合の当該施設への土砂災害情報等の伝達方法、当該施設からの緊急連絡先、避難路・避難場所及び救助体制

イ ハザードマップによる周知

市は、土砂災害警戒区域等や避難場所、避難路等を記載したハザードマップを作成し市民に周知する。

（３）土砂災害特別警戒区域における対策

県は、法第９条に基づき、土砂災害特別警戒区域として指定したときは以下の措置を講ずる。

ア 住宅分譲地、社会福祉施設、学校及び医療施設のための開発行為に関する規制

イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制

県又は市は、居室を有する建築物に作用すると想定される力に対して、建築物の構造が安全であるかの建築確認を行う。

ウ 身体等に著しい危害が生じるおそれが大きい場合に、建築物の所有者等に対する移転等の勧告

県は、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生するおそれが急迫していると認められながら、その所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大

きいと認めるときは、市と連絡調整の上、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転等の勧告を行う。

エ 移転者への資金等の支援（住宅金融支援機構の融資、住宅・建築物安全ストック形成事業による補助）

（４）重大な土砂災害が急迫している状況における対応

法２８、２９条に基づき県は地滑り、国は河道閉塞に起因する土石流及び河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害が急迫している状況において、市が適切に市民への避難指示等の判断等が行えるよう、その土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施する。

（５）土砂災害に関する情報提供

ア 市民等への土砂災害警戒区域等の周知

県は、土砂災害警戒区域等の公示図書を市へ送付するとともに、ホームページ「マップonしまね」に掲載するなどにより、土砂災害警戒区域等の市民への情報提供を行う。

県は、基礎調査の結果を市長に通知するとともに、ホームページ「マップonしまね」に掲載し公表する。

イ 市民等への緊急調査結果に基づく情報等の周知

県又は国は、法３１条に基づき、緊急調査の結果から当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）を市長に通知するとともに、市民に周知するために必要な情報提供を行う。

第３　液状化危険地域の予防対策

１　液状化現象の調査研究

県東部を中心として沖積層の堆積している地域ではその地質と地下水の条件により、地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物に対して被害をもたらす可能性がある。

県及び市は、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する研究成果を踏まえ、当該地域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、その結果の市民への普及に努める。

２　液状化対策工法の指導

地震時に液状化現象が予測される地域に対しては、周辺環境への影響等を考慮して、以下の工法をはじめとする各種工法を設置主体者や設計者に対し普及させ施設整備に反映させる。

(1) 土木施設構造物

土木施設構造物（道路施設、河川施設及び橋梁等）の液状化対策工法には、大別して地盤改良による工法と構造物で対応する方法があり、それぞれの工法の概要は以下のとおりである。

ア　地盤改良による工法

（ア）地盤を液状化しない材料と入れ替える置換工法

（イ）振動又は衝撃により、地盤内に砂杭を形成し地盤を締め固める工法
（サンドコンパクション工法等）

（ウ）押え盛土により地盤を過圧密にする盛土工法

（エ）地盤に凝固剤を撹拌混合する固化工法　（深層混合処理工法）

（オ）地盤内に砕石杭を形成し、過剰間隙水圧を消散させる工法等（グラベルドレーン工法）

イ　構造物で対応する方法
（ア）構造物の周囲を矢板等で囲い、内部の拘束圧を高める工法
（イ）支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増しなど、既設構造物の耐力を増す方法等

⑵ 建築物

建築物の液状化対策工法としては、地盤改良工法が有効であるが、万一液状化現象が発生しても、建築物が大きな被害を受けないよう建築物の耐震化工法を施しておくことも重要である。

地盤に液状化の可能性がある場合は、下記の対策工法が有効である。

（ア）置換え、締め固め、固化等の有効な地盤改良を行う。
（イ）基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎やベタ基礎とする。
（ウ）基礎杭を用いる。

⑶ 地下埋設物

地下埋設物の液状化対策工法としては、地下埋設管路の対策工法と地盤改良工法とに大別される。なお、それぞれの対策工法の概要は以下のとおりである。

ア　管路に施す工法
（ア）既存施設の技術的改良
　既存施設の耐震性調査や被害想定を実施し、耐震性の低い施設については既設管の補強措置の促進及び地盤改良対策の推進を図る。
（イ）新設管の耐震化
　ａ　管渠の設計に先立ち、土質調査若しくは既存資料による周辺地盤の液状化判定を行い必要に応じ地盤改良等の対策を施す。
　ｂ　ダクダイル鋳鉄管・鋼管等の耐震管の採用及び継手等管路の耐震性向上に努める。
　ｃ　管渠の接続部には、可とう性継手を用いることにより耐震性の向上を図る。
イ　地盤改良工法
　上記アに同じ

３　液状化ハザードマップ等の作成及び住民への周知

液状化被害の危険性を示した図等に避難場所など、地震が発生したときの円滑な避難を確保するために必要な事項を記載した液状化ハザードマップを作成し、住民へ周知するよう努める。

第４　造成地の予防対策

１　災害防止に関する指導

造成地に発生する災害の防止は都市計画法、建築基準法及び土砂災害防止法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認、特定開発行為等の許可の審査並びに当該工事の施工に関する指導監督を通じて行う。

また、造成後は、巡視等により違法開発行為の取締り、定期的な巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

２　災害防止に関する指導基準

⑴ 災害危険度の高い区域

都市計画法に基づく許可を要する開発行為について、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域内においては、自己居住の用に供する目的で行

うもの以外は原則として認めない。

また、土砂災害防止法に基づき、土砂災害特別警戒区域内での住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可する

⑵ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

⑶ 軟弱地盤の改良

宅地造成を予定する土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

第５　土地利用の適正化

１　土地条件の評価

⑴ 土地自然情報の整備

地形、地質、地盤、河川、土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の自然災害に関連する情報を収集・解析し、適正かつ安全な土地利用の推進に資する。

⑵ 災害強度評価の実施

上記の情報を用いて、対象とする土地の地震に対する強度をいろいろな観点から評価し、その結果に基づいた適切な土地利用や対策に関する調査を実施する。

また、その結果は、防災カルテや防災マップ等の形で公開していくこととする。

⑶ 情報の公開

上記で整備する土地自然に関する情報や評価結果について、広く一般市民に対して公開することにより、市民の意識を啓発し、市民と行政が協力した土地利用の適正化事業の推進に資する。

２　土地利用の誘導、規制

土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画法、さらに土砂災害防止法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第２節　建築物・公共土木施設災害の予防

第１　基本的な考え方

地震発生時の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる建築物等、防災上重要な建築物としての公共施設をはじめ道路、鉄道等の交通施設、電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設、河川、その他の公共土木施設は、市民の日常生活、経済活動、また地震発生時の応急活動において重要な役割を果たすものである。

これらの公共施設について、災害後、直ちに機能回復を図ることは勿論、事後の応急復旧よりも、事前の予防措置を講じることが、はるかに重要かつ有効である。

このため、人的被害を防止し、応急対策活動拠点や被災者救護施設の確保を図る。

また、市は復興の円滑化のため、あらかじめ各種データ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）の整備保全を行う。

第２　建築物の災害予防

１　建築物の防災体系の整備

(1) 建築物防災推進体制の整備

耐震診断・耐震改修及び応急危険度判定や被災度区分判定等を行う建築技術者を養成するため講習会の開催や情報の提供を行う。

災害対策活動を行う技術者の確保や技術の開発・実施方策等について、平素より建築関連団体との協力・支援体制を整備し情報交換等を行う。

(2) 災害予防意識の啓発

地震に対する建築防災に関して情報の提供や広報活動、講習会の開催及び相談窓口の設置などを行い、市民や建築技術者の意識の啓発を図る。

また、各種の助成制度を活用して民間住宅の耐震化を促進する。

２　建築物の耐震化の推進

(1) 防災上重要な建築物の耐震化

市は、防災上重要な施設のうち重点的に耐震化を図る建築物（防災上重要な建築物）を指定して耐震性能の調査を行い、必要に応じて耐震改修等の耐震化や人的被害の防止措置の促進を図る。

特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、被災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(2) 特定建築物の耐震化

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき策定した「雲南市建築物耐震改修促進計画」（平成２１年３月策定、平成２９年３月改訂、平成２９年度から令和７年度まで）に

より、助成制度を活用して耐震診断・耐震改修の実施を促進する。

(3) 人的被害の防止措置

市及び施設管理者は、多数の人が通行する道や通学路及び災害時の避難路に面して設置されているブロック塀、看板、建物飾り及び適切な管理が行われていない空き家等の倒壊又は落下、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止等の落下物対策、家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。この際、県及び市は、地震により人的被害が発生するおそれがある場合は、その管理者に対して倒壊や落下防止の措置を講ずるよう指導する。

３　建築物の不燃化の推進

(1) 密集住宅市街地等の不燃化の促進

老朽化した木造建築物等が密集する市街地は、大規模災害時に大火災となるなど防災上危険な状況にあり、このような地域については建築物の不燃化を特に推進する必要がある。

(2) 建築物の防火の推進

県及び建築主事を置く市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火対策の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が利用する建築物を中心に、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上、避難上の各種改善指導を行う。

(3) 消火活動困難地域の解消

県及び市は、市街地の不燃化事業、都市構造改善事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

(4) 延焼遮断帯等の整備

県及び市は、広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止を図る。

(5) 消防水利・防火水槽等の整備

市は、消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

(6) その他の災害防止事業

市は、火災時の効果的な消防活動が可能になるように消防活動路の確保について検討する。また、都市公園や防災活動拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第３　まちの不燃化

１　都市の防災構造化の推進

市は、都市地域の防災構造化を進めるため、道路、公園、緑地、空地等の整備を推進し、防災空間を確保・拡充する。また、安全で良好な市街地の形成に向け、市民等のまちづくり活動の活性化を図るとともに、災害危険度等調査、市民等のまちづくり活動の支援、道路・広場等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設等の整備、避難先・避難路周辺等の建築物の不燃化といった多様な都市整備事業を重層的に実施し、都市の防災構造化対策を積極的に推進していく。

２　道路・公園等の整備

(1) 道路の整備

道路は、市民の生活と産業の基盤として重要な社会資本であるとともに、地震災害時においては、緊急輸送路、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災においては延焼遮断帯としての機能を有する。このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、都市内の道路については多重性・代替性の確保が可能となるような整備を目指す。

(2) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

農村公園は、農村の総合整備の一環として農業者等農村居住者の健康増進と憩いの場を提供し、併せて生活環境・自然環境に資することを目的とするほか、災害時においては避難先として防災上重要な役割を持っている。市及び県はそれらの整備を推進する。

さらに、必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを確保し、避難先としての機能を強化する。

(3) 共同溝等の整備

市及び県は、都市・地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に止めるため、これらを収容する共同溝等の整備を推進する。

３　市街地整備事業による整備

都市における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地整備事業を活用する。

(1) 市街地再開発事業の推進

近年の都市化の進展に伴い都市部及び周辺地域において災害危険性が増大しているが、再開発事業を活用し、建築物の共同化、不燃化等を促進することにより避難先及び避難路を確保するとともに、道路、公園、広場等の公共施設を整備することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、併せて地域の防災活動の拠点整備を図る。

実施に当たっては、市等を通じて関係権利者等への事業の目的、効果等の周知を図り、都市再開発法に基づく市街地再開発組合等の民間活力を活用し実施する。

(2) 土地区画整理事業の推進

近年の都市への人口及び産業の集中により、都市の既成市街地の中には、道路・公園等の都市基盤施設の整備が立ち遅れたり、公共施設が未整備なまま小規模な宅地開発等が行われてスプロール化が進行している箇所がある。また、老朽化した建築物の多い木造密集市街地については、出火による被害が予想される。

市及び県は、既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るほか、防災拠点との連携により、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める。また、新市街地において、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備により、安全な市街地の形成を図る。

第４　ライフライン施設の安全化

ライフラインの被災は、安否確認、市民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、市及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油、ＬＰガス、通信サービス等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

１　ガス施設の安全性の確保

⑴ ＬＰガス施設の現況

市及び島根県ＬＰガス協会雲南支部はＬＰガス販売事業者に対し、災害予防のため、ＬＰガス施設の耐震性など安全性の向上、防災訓練の実施等を推進し、また情報提供を行う。

消費者に対しては、地震等による２次災害を防止するため、災害時の際に取るべき対応について啓発を行う。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づくＬＰガス販売事業者数は島根県地域防災計画（資料編）参照

⑵ 自主保安体制の構築

ＬＰガス販売事業者は、次の事項の整備を図る。

ア　新規工事施工事及び定期の調査・点検の際、次の事項の整備を行い、安全化に務める。

（ア）ＬＰガス設備全般について、埋設導管をポリエチレン管への切り替えを進め、耐震性を高めるなど安全性が確保できるよう整備を進める。

（イ）容器は、災害時に転倒しないように堅固で水平な基礎の上に設置し、店頭防止用のチェーンにより固定する。

（ウ）感震機能付きマイコンメーター等の安全器具の普及に努める。

⑶ 防災教育・訓練の充実

ア　地震等防災訓練の実施や災害時の対応マニュアルの作成等ソフト面の充実を図る。

イ　地震等による２次災害を防止するため、一般消費者に対して、特に高齢者には解りやすく、災害時には速やかな対応ができるよう、次のような啓発を行う。

（ア）災害発生時の初期防火活動等について記したパンフレット等を配布し、内容を説明する。

（イ）災害発生時は、ガス器具の使用に留意し、異常があったときは販売業者の点検を受けるよう指導する。

（ウ）災害発生時は身の安全を確保し、揺れがおさまったら火を全部消し、元栓・器具栓を閉め、容器のバルブも閉めるよう指導する。

２　上水道施設の安全性の確保

⑴ 水道施設の現況

水道事業は、雲南市水道局が経営しており、地震被害としては送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生の危険性が高い。

⑵ 自主保安体制の構築

水道事業者は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に施設の耐震化を推進していくものとする。

ア　貯水、取水、浄水施設など水道施設の重要構造物について、耐震性診断の実施によりその老朽度及び構造をふまえ、耐震性の低い施設について補強、増強等を行う。

イ　送水管及び配水管は被害を最も多く受ける施設であり、特に経年化した管路及び強度的に弱い石綿セメント管については、耐震性の高いダクタイル鋳鉄管に取り替えるとともに継ぎ手についても伸縮性のある離脱防止型にする。

ウ　情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等を整備又は耐震化する。

エ　水道利用者の理解と協力を求めて、給水装置や受水槽の耐震化を推進する。

オ　配水池の容量は12時間分の給水量を貯留できるようにし、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を整備するよう努める。

カ　避難所等の防災上重要な拠点の関係部局と連携して、緊急時用貯水槽や大口径配水管を整備することにより、貯水機能を強化する。

キ　水道の広域化を促進し、施設全体の機能の向上を目指す。

⑶ 防災教育・訓練の充実

各種研修会、講習会への参加・開催や、有事を想定した模擬訓練の実施を通じて、災害時における判断力の養成、防災上の知識及び技術の向上を図る。

また、地震時の配備編成や各自の職務分担について周知徹底を図る。

３　下水道施設の安全性の確保

⑴ 下水道施設の現況

市では、公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併浄化槽等により処理を行っている。特に、地震被害としては、管渠の折損並びに継手部の漏水が想定され、軟弱地盤地域においては被害発生の危険性が高い。

⑵ 自主保安体制の構築

下水道事業者は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に安全化対策を推進する。

ア　下水道施設の整備・保守・点検

イ　協定等に基づく相互応援体制の整備

ウ　災害時用の資機材の整備

⑶ 防災教育・訓練の充実

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から教育・訓練を実施する。

４　電力施設の安全性の確保

市は、必要に応じて中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱が行う予防対策に協力する。

５　電気通信施設の安全性の確保

電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

また、市は、必要に応じて電気通信事業者が行う予防対策に協力する。

６　災害発生時の応急体制の整備

(1) 基本的事項

ライフライン等施設に災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに、効果的な応急対策を実施できるよう、市、県及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

(2) 応急体制の整備

市は、地震災害時に効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図るものとする。

ア　職員の動員・配備体制等の整備

職員を地震発生の初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

市は、職員が地震発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。

イ　動員計画の策定

市は、あらかじめ職員のうちから対策要員を指名し、動員の系統、動員順位、連絡方法等について具体的に計画しておく。

ウ　非常参集体制の整備

(ｱ)　市は、参集基準を明確化し、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。

(ｲ)　連絡手段や参集手段の確保及び携帯電話等の参集途上における情報収集伝達手段の確保等について検討する。

(ｳ)　交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

エ　応急活動マニュアル等の整備

市は、必要に応じ応急活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

オ　当直員等による体制の確保

勤務時間外の予測が困難な災害についても、迅速な配備体制が確保できるよう、状況に応じて当直員等による24時間体制で対応する。

カ　登庁までの協議体制の整備

市は、勤務時間外に大規模な地震が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つこと

なく、必要な意思決定を行う必要がある。
そのため、迅速・確実な連絡が可能な体制づくりに努めるものとする。

(3)　広域応援体制の整備

市は、平常時から相互応援協定の締結による応援体制の整備を推進しておく。
現在、市及び消防本部が締結している協定は、次のとおりである。

協　　定　　名	締　　結　　先	締結年月日
災害時の相互応援に関する協定書	島根県及び島根県内の市町村	平成８年２月１日
島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定書	島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合	昭和52年４月１日
島根県内消防本部の救急業務に関する相互応援協定書	松江市、浜田市、出雲市、大田市、安来市、消防の一部事務組合及び広域連合	平成18年1月1日

7　災害救助法等の運用体制の整備

大規模地震の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、市の担当者において、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から災害救助法等を習熟しておく。

(1) 災害救助法等の運用への習熟

ア　災害救助法運用要領への習熟

災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

イ　災害救助実務研修会等

県は、地震発生時における災害救助法に基づく業務を円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期するため、災害救助法実務研修会を実施する。

市の担当者は、自己研さん等により、その内容に充分習熟しておく。

ウ　必要資料の整備

市は、「災害救助の実務」(厚生労働省社会局施設課監修)、県細則等、災害救助法運用に際して必要となる資料を整備しておくものとする。

(2) 運用マニュアルの整備

市は、災害救助法等の適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成するものとする。

第５　交通施設の安全化

１　道路施設

市及び県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

(1) 現況

本市の道路網は、中央を南北に貫く一般国道54号、314号を中心として県道が東西方向に延びており、これらが市の幹線道路となっている。

一方、市道は、それぞれの地域の生活と幹線道路とを結ぶ重要な役割を担っている。

(2) 計画

国道、県道、市道及び農道、林道等の各管理者は、各々の管理する道路について整備を行うとともに、土砂崩壊や落石等の危険箇所については、法面防護工等の実施、また橋梁等の道路構造物については耐震性確保のための補強等の対策を実施し、地震時の避難及び緊急物資等の輸送に支障が生じないよう整備を行う。

なお、対策の実施に当たっては、被害想定の結果を参考とする。

ア　道路の整備

各道路管理者は、地震時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の整備を行う。

イ　落石等通行危険箇所対策

各道路管理者は、落石等通行危険箇所について、日常点検を実施するとともに、緊急性の高い個所から、順次法面防護施設等の整備を行い、危険個所の解消を図る。

ウ　橋梁等の耐震化対策

各道路管理者は、橋梁等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、耐震性に問題のある施設については、順次補強を行い耐震性の確保を図る。

エ　トンネルの安全対策

トンネルの安全確保のため、所管トンネルについて日常点検を実施し、補強対策工事が必要な箇所については、補強を実施する。

２　鉄道施設

(1) 計画目的

この計画は、西日本旅客鉄道株式会社防災業務計画に基づいて、旅客鉄道事業及び関連事業に係わる車両、施設、設備等の災害対策について、迅速適切に処理すべき業務を定め、輸送の円滑化を図ることを目的とする。

(2) 実施の方針

この計画は、輸送業務を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧に努め輸送の確保を図るとともに、他支社及び他の輸送機関並びに関係地方自治体、その他の防災機関と密接な連携のもとに、万全の措置を講ずることをもって、その基本方針とする。

(3) 施設等に対する災害予防対策

線路建造物等の施設については次により防災対策を講ずるものとする。

ア　線路建造物等の施設については、設計基準によって安全設計がなされているが、耐震性等を把握するため定期検査を実施し、その機能が低下しているものについては、補強又は取替え等の計画を定める。

イ　地震発生時における線路建造物等の災害警備発令基準及び非常召集計画等を定める。

ウ　ガル値階（震度値を含む）による線路巡回計画等を定める。

(4) 防災業務施設及び設備の整備

関係防災機関及び地方公共団体との緊急な連絡、部内機関相互における警報等の伝達及び情報収集を円滑に行うため、通信設備及び地震に関する警報装置等を整備する。

(5) 防災上必要な教育及び訓練

ア　関係社員に対し、講習会の開催及び資料の配布等を行うとともに、日常業務を通じて必要な教育を行う。

イ　関係社員に対し、災害応急対策及び災害復旧に必要な訓練を行うとともに、地方公共団体及び防災機関が行う合同訓練には積極的に参加し必要な知識の修得に努める。

(6) 人員、資機材等の確保

ア　災害復旧に必要な人員、資機材等の確保を図るため非常招集計画を定め必要な資機材を常備しておくとともに、関係協力事業者との協議要領を定めておく。

イ　復旧作業に必要な資機材及び災害予備用貯蔵品を備蓄している箇所は定期点検、保有数の確認及び機能保持等に努める。

ウ　自動車を保有する関係各長は、災害復旧に必要な人員、緊急輸送用自動車の指定及び輸送計画を定め、警察関係に確認申請を行う。

第６　河川等施設の耐震化

１　河川等施設

(1) 現況

市内には、斐伊川等の築堤河川があり、破堤による危険性がある。しかもこれらの河川では、下流部に水門や排水機場を有しており、内水排除を行わなければならない現況である。

(2) 対策

河川堤防は、耐震点検の結果に基づき、今後、県は河道改修にあわせて必要な対策を行う。また、水防情報システム等により、的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できる体制とする。

２　ため池

(1) 現況

市内には多くの農業用のため池があるが、それらの多くは築造年代が古く老朽化している。それらは、地震に対する安全性が考慮されていない場合が多く、地震の際に決壊の危険があ

り、下流の農家、農作物、人畜、家屋及びその他の公共施設に被害をおよぼすおそれがある。

(2) 対策

農業用ため池は、決壊した場合下流に与える影響が大きいため、「地震後の農業用ため池等緊急点検要領」及び「ため池管理マニュアル」を参考に、県は適正な管理を市、ため池管理者に対し指導する。老朽化し、安全性に不安のある農業用ため池については、耐震化や統廃合など、抜本的な改修や減災対策への支援を行う。

なお、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池は、防災重点農業用ため池として特に監視点検に取り組む必要がある。また、ハザードマップ等を作成し、市町村を通じて地域住民等に周知する。

第３節　危険物施設等の安全対策

第１　基本的な考え方

関係機関は、地震による危険物施設等の災害を未然に防止するとともに、被害の拡大を防止するため、各施設の責任者に対して、施設の安全性、耐震性の向上及び自主保安管理体制の強化を図るよう指導を行うなど、連携して安全対策を推進する。

第２　消防法に定める危険物施設の予防対策

１　予防計画

過去の地震災害の経験から、消防法をはじめ関係法令の一部が改正され、耐震基準設計の強化が図られている施設もあるが、施設の整備には自ずと限りがある。

特に、軟弱な地盤地域では地震動や液状化の影響を受けやすく、施設が被災する危険性が高いことから、消防本部及び各事業者が計画的に防災教育、防災訓練を行うなど、災害対応の強化を図っていく必要がある。

このため、消防本部は、危険物施設の実態把握、指導及び普及啓発を引き続き推進する。

第３　高圧ガス施設の予防対策

１　予防計画

⑴　施設の耐震性強化

ガス導管の施設は、ポリエチレン管、ダクタイル鋳鉄管、鋼管(溶接、又は機械的接合)等耐震性のあるものとする。

⑵　保安指導、保安教育

消防本部は、地震により発生するガス爆発等の災害を防止し、公共の安全を確保するため、関係法令(高圧ガス保安法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)に基づく、保安検査・立入検査等により地震に対する適正な保安管理を指導する。

ア　高圧ガス製造、販売、貯蔵、移動、消費、容器の製造及び取扱

イ　高圧ガス施設の管理者、高圧ガス保安統括者・保安係員等が非常時にとるべき措置

⑶　自主保安体制の確立

事業所は、火災、ガス爆発の災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

ア　定期自主検査を行い、必要事項を保存

イ　防災設備の維持管理、整備及び点検

ウ　緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

エ　防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

第４　火薬類施設の予防対策

１　予防計画

(1) 保安指導、保安教育

消防本部は、地震により発生する火薬類の災害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類取締法に基づく保安検査・立入検査等により地震に対する適正な保安管理を指導する。

ア　島根県火薬類保安協会連合会の協力のもとに、火薬類取扱保安責任者講習会等を随時開催し、非常時にとるべき措置等災害対応及び予防の教育に努める。

イ　火薬類取扱業者が定める保安教育計画の認可に際し、災害対応及び予防の観点から十分な指導を行う。

(2) 自主保安体制の確立

火薬類取扱業者は、災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

ア　火薬庫の所有(占有)者は、年２回以上定期自主検査を実施

イ　緊急時の関係機関に対する通報体制の確立

ウ　防災設備の維持管理、整備予備点検

エ　防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

第５　毒劇物取扱施設の予防対策

１　予防計画

市は、毒劇物取扱施設の実態把握に努める。県は立入検査等法令に基づく規制の強化に努める。

(1) 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動体制の整備

(2) 緊急連絡、資材確保等の応急マニュアルの整備

(3) 治療方法を記した書類の整備

第４節　地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法（平成８年７月18日施行）により、第５次地震防災緊急事業５箇年計画（平成２８年度～令和２年度）を策定し、以下の事業の整備を図っている。

１　計画対象事業

(1) 防火水槽の整備　（実施予定年度　平成２８年度～令和２年度）
(2) 小型動力ポンプ付積載車の整備　（実施予定年度　平成２８年度～令和２年度）
(3) 消防ポンプ自動車の整備　（実施予定年度　平成２８年度～令和２年度）

第５節　防災活動体制の整備

第１　基本的な考え方

地震災害時の効果的な応急対策を実施できるよう、市の防災組織及び防災体制を整備する。そのため、地震災害時の災害対策本部及び初動体制の確立等を整備しておくとともに、市及び防災関係機関相互の連携体制及び広域応援体制の整備（組織整備、協定締結、運用細則の整備含む）、災害救助法等の円滑な運用体制を整備する。

また、市は指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用を図るものとする。

第２　災害対策本部体制の整備

１　趣旨

市は、地震災害時に効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図るものとする。

また、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討するものとする。

２　初動体制の整備

(1) 動員計画の策定

市は、地震災害時における職員の動員配備計画を定めておく。

市は、所属長等があらかじめ職員のうちから対策要員を指名し、動員の系統、動員順位、連絡方法等について具体的に計画しておく。

(2) 非常参集体制の整備

市は、それぞれの部局において参集基準及び参集対象者を明確化し、実情に応じ、職員の安全確保に十分に配慮しつつ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、事前に職員各自が参集基準を把握し、島根県防災メール及び雲南市安全安心メールの登録により気象警報及び職員参集メール配信により参集対象職員が迅速に参集できる体制の整備を図る。あわせて、連絡手段や参集手段の確保及び携帯電話等の参集途上における情報収集伝達手段の確保等について検討する。

なお、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

(3) 勤務時間外体制の整備

災害時の迅速・的確な初動体制を確保するため、あらかじめ防災担当職員の行動計画を把握・共有し、迅速な初動に備える。

(4) 応急活動マニュアル等の整備

市は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行う。

また、部局内の緊急連絡網の確認、行動計画（手順書）の整理、使用する資機材や装備の確認と使用方法等の習熟、関係機関等との連絡網の確認など災害発生時に講ずべき対策の徹底を図る。

(5) 防災関係機関との連絡体制の整備

災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

３　登庁までの協議体制の整備

市は、勤務時間外に大規模な地震災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要がある。

そのため、迅速・確実な連絡が可能なように幹部職員の連絡体制を確立する。

４　災害対策本部室等の整備

市は、以下の点に留意して災害対策本部室等の整備を行う。

(1) 災害対策本部室・本部事務室の確保・整備、本部室の設営体制の整備
(2) 災害時に備えた非常電源・自家発電機の確保及び浸水等に対する安全の確保
(3) 電話の余裕回線の確保のほか、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等多様な通信手段の整備
(4) 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制
(5) 応急対策用地図

第３　防災中枢機能等の確保・充実

１　趣旨

市災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、整備に努めるとともに、保有する施設、設備について、非常時の電源確保のために、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、ＬＰガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。また市は緊急輸送のための拠点整備を行う。

さらに、県及び市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

２　防災中枢機能の整備

防災中枢機能を果たす施設、設備等の整備に当たっては、施設等の整備に加え、浸水・波浪災害に伴う停電対策を施すとともに、物資の供給が困難となる場合を想定した防災要員用の食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の整備等非常用通信手段の確保を図る。

市の災害対策の中枢施設の非常用電源設備については、３日間（72時間）以上の発電が可能な燃料等の備蓄を行い、平常時から点検、整備に努める。

３　防災輸送拠点の整備

「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成９年３月策定、令和５年１月一部改訂）により、緊急輸送のための防災拠点を整備する。

第４　広域応援協力体制の整備

１　趣旨

大規模地震災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど平常時より体制を整備しておく。

２　市・消防本部間の相互協力体制の整備

市は、平常時から相互応援協定に基づく消防相互応援体制の整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するよう努める。

また、消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努める。

３　県、市と自衛隊との連携体制の整備

(1)　市と自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊への情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努める。

(2) 市は、県へ自衛隊の派遣要請依頼が迅速に行えるよう、あらかじめ要請依頼の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

(3) 市は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、県へ自衛隊の派遣要請依頼を行うのか平常時より確認しておく。

(4)　市は、円滑に自衛隊の災害派遣を受けることができるよう、地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努め、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することのないよう役割分担・連絡調整体制、派遣部隊の活動拠点、宿泊施設又は野営施設、使用資器材等について必要な準備を整える。

４　防災関係機関の連携体制の整備

(1) 共通

地震災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県、市及び防災関係機関は機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、及び緊急輸送ルート等の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、応急対策活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。県、市町村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、県及び市等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資器材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

国、県及び市町村は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

(2) 警察

雲南警察署及び県警察本部は、警察災害派遣隊の運用に関し、平素から警察庁及び中国四国管区警察局と緊密な連携を図り、大規模地震災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

また、広域的な派遣体制を確保するため、警察災害派遣隊については、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣体制の整備を図る。

(3) 消防機関

消防機関は、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

また、緊急消防援助隊の迅速な進出や効果的な活動による体制強化及び車両・装備資機材の充実を図るとともに、デジタル技術の活用による情報収集、分析などの指揮支援体制、後方支援体制及び通信支援体制の強化に向けた施設・設備の整備等に努める。

(4) 建設業協会

建設業協会は、国、県、市との協定等を整備し、水防、土砂災害対策等の災害応急対策の支援体制の整備に努める。

(5) 日本赤十字社島根県支部

日本赤十字社島根県支部は、県と締結している「災害救助に基づく救助業務委託契約書」を踏まえ、医療、助産、死体の処理等の災害救助活動の支援体制の整備に努める。

(6) 運送事業者である公共機関

ア　運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、県、市等から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き、当該物資の輸送を行うものとする。

イ　運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。

５　応援計画及び受援計画の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

市は、国や県、他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

(1) 市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に務め、

必要な手順を整えておくものとする。

(2) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

(3) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

(4) 県は、市と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮する。

６　災害時のヘリコプター利用の協議

県は、地域の実情を踏まえ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく。

第５　災害救助法等の運用体制の整備

１ 趣旨

大規模地震災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、市の担当者において、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から災害救助法等を習熟しておく。

２ 災害救助法等の運用への習熟

(1) 災害救助法運用要領の習熟

市は、関係法令、災害救助法に基づく災害救助の基準及び運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

(2) 災害救助実務研修会等

市の担当者は、自己研さん等により、その内容に充分習熟しておく。

３ 運用マニュアルの整備

市は、災害救助法等の適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成するものとする。

第６　公的機関等の業務継続性の確保

(1) 市は、地震発生時の災害応急対策等や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

(2) 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時

にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

(3) 災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

第７　複合災害体制の整備

(1) 複合災害の発生可能性を認識し、地域防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

(2) 災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

(3) 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、職員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第８　罹災証明書の発行体制の整備

(1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

(2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

(3) 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

(4)市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局（市民環境部税務課）と応急危険度判定担当部局（建設部建築住宅課）とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

第６節　情報管理体制の整備

第１　基本的な考え方

大規模地震災害が発生した場合、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。市が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・共有するとともに市民に提供するため、ソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

そこで、県は、防災関係機関や県民への情報伝達手段の強化・多様化を図るため、平成11年度に総合防災情報システムを導入して、システムの更新を重ねており、県、市町村及び防災関係機関により今後も活用を図る。

第２　情報通信設備の整備

１　防災行政無線

⑴ 県

特に県内地方機関、市町村、消防本部及び防災関係機関を結ぶ無線網で、災害情報の通信にはこの防災行政無線を用いる。

なお、通信の輻輳により通信の確保が困難となる場合は、通信回線の統制、強制切断等の通信統制を行う。

また、音声やファクシミリ伝送は、地上系と衛星系により伝達路の２重化を図り、映像伝送は、衛星系により利用している。

⑵ 市

雲南市は面積が広く、地形的に山および狭隘な谷が多く電波が届きにくいため、送信出力が大きく屋内に浸透しやすい特性を持つ280MHz帯デジタル同報無線システムによるデジタル防災無線の整備を行い、令和3年10月1日から運用を開始した。これにより、情報伝達手段の多様化を実現させ、市民に対し災害時に迅速かつ的確に情報を伝達する手段を構築した。

なお、移動系通信機器の導入については今後検討する。

２　非常通信

市は、通信事業者一般回線や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、中国地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の有線・無線通信施設を利用した非常通信を行うことができる。

３　地域衛星通信ネットワーク

（一財）自治体衛星通信機構が通信衛星を利用して提供する通信サービスを用いて、国、県、市及び防災関係機関相互を結ぶ通信網で、消防防災無線及び県防災行政無線等の機能を補完する。

４　一斉指令システム

県一斉指令システムは、県防災行政無線及び地域衛星通信ネットワークの通信網を利用したシステムであり、県から気象情報や防災事項等を一斉同報で配信し、県地方機関、市町村、消防本部、放送機関等は受令システムで受信する。

消防庁一斉指令システムは、消防防災無線及び地域衛星通信ネットワークの通信網を利用した消防庁が運用するシステムであり、消防庁から災害等に係る伝達事項が配信され、県は受令システムで受信する。

第３　震度・潮位観測情報等伝達体制の整備

１　震度情報ネットワークシステム

県内全19市町村52箇所（県設置分51箇所、気象庁設置分1箇所）に設置する震度計の観測震度を収集・伝達するシステムで、国（消防庁）及び市町村の初動体制の早期確立を目的として整備されており、また、その情報を気象庁に提供することにより、気象庁が発表する震度情報等に活用している。

なお、気象庁が発表対象としている震度観測点には、県がシステムで収集するもののほか、気象庁及び防災科学技術研究所が設置するものが含まれている。

２　警報及び注意報等伝達体制の整備

(1)　気象庁は、地震・津波に関する予報及び警報及び注意報等に加えて、より詳細な図画情報を迅速に送るよう防災情報提供システムを整備した。

また、島根県総合防災情報システムと気象庁アデスとをオンラインで接続し、防災気象情報の提供を行っている。

(2)　関係機関は、地震・津波に関する情報が関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう、予報及び警報等取扱責任者を定めるとともに伝達体制の整備を図る。

(3)　市及び報道機関等は、相互に協力し、地震・津波に関する予報及び警報等の伝達徹底については、必要がある場合、あらかじめ協定を結び、その円滑化を期するものとする。

また、伝達徹底のため、非常の場合の無線通信の利用（電波法第74条、災害対策基本法第57条）についても考慮し、体制の整備を図る。

第４　総合防災情報システムの運用

１　総合防災情報システムの全体構成

島根県総合防災情報システムは、以下のサブシステムから構成されており、県内各種観測情報や災害情報を収集し、市及び関係機関へ的確に伝達できるようになっている。本システムを運用することにより、大規模地震災害が発生した際の災害情報の共有を図り、災害の規模の迅速な把握及び的確な情報提供が可能となっている。

(1) 災害情報共有システム

各種気象・水象・地象・国民保護・武力攻撃情報等を防災関係機関にWeb画面にて情報伝達し、防災端末においては音声及びポップアップにより重要情報を一斉に通知する。

また、被害状況等の入力や掲示機能による資料掲載により、関係機関の間で情報の共有を迅速に行う。

(2) 防災情報支援システム

備蓄物資情報の管理業務などを支援する。

(3) 情報提供システム

登録制メール、緊急速報メール、ホームページにより県民及び職員に防災情報を提供する。

(4) 防災情報連携システム

一般財団法人が運営するＬアラートに災害情報共有システムで収集した被害状況や避難情報

を連携させ、メディアを通じて県民に情報提供を行う。

また、水防情報システムや土砂災害予警報システム等の関係システムとのデータ交換を行い、他のサブシステムとのデータ連携を行う。

(5) 運用支援・管理システム

システム研修、データ管理、マニュアル管理、設備管理・監視等を行う。操作訓練・研修できる環境を設け、システム操作の習熟を図る。

第５ 災害発生時の情報収集・伝達体制の整備

(1) 基本的事項

災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。このため、県、市、関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要であり、機動的な情報収集活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制の構築に努める。

(2) 情報通信設備の整備

市は、災害が発生した場合に、被災状況等を迅速かつ正確に収集するため、衛星携帯電話や無線等の伝達機器について、整備場所・設備等の整備計画を策定し整備を行い、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施する。

また、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用など機動的な通信手段の確保に努める。

第７節　広報体制の整備

第１　基本的な考え方

地震災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、県民に対する正確な広報の実施や被災者の要望、苦情等の把握により、効果的な災害対策の実施に資するとともに、災害相談や情報提供の窓口を設置し、被災者や市民の様々な相談に適切に対応できる体制の整備を推進する。

第２　市民への的確な情報伝達体制の整備

(1) 市は、被災者への情報伝達手段として、特に防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含めた多様な手段の整備に努める。

なお、土砂崩れ等により孤立が予想される地区は、外部との通信確保が最重要であり、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器について非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

(2) ケーブルテレビ事業者は、ケーブルテレビの特性を活かした災害情報の広報等について検討し、市との連携も含めた災害広報体制の整備を図る。

(3) 県、市及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する救援情報等を大規模停電時も含め常に的確に広報できるよう、広報体制及び施設、設備の整備を図る。

(4) 広報の実施に当たって、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施できる体制を整備しておく。

(5) 県及び市は、子供や高齢者等では効果的な周知方法が異なることから、世代ごとにわかりやすく情報が伝わるよう、それぞれのニーズに応じた手段を用いて情報発信に努める。

(6) 市は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、特別機法及び警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。なお、伝達手段の多重化・多様化にあたっては、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

また、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるような仕組みづくりその他必要な施策の推進に努めるものとする。

(7) 市は、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

(8) 市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して全国避難者情報システムなどにより必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

第３　報道機関等との連携体制の整備

県、市及び各防災機関は、災害時の広報について協定の締結を促進するほか、これらの協定にもとづく放送要請の具体的な手続きの方法について、年１回程度打ち合わせ会議を開催し、事前に申し合わせを行う他、被害、被災者の安否情報等の情報について、事前の申し合わせを行うなど、報道機関、放送事業者及び通信事業者との連携体制を構築しておく。

第４　災害用伝言サービス活用体制の整備

一定規模の地震災害にともない被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である災害用伝言サービスについて、市民に対して認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、平常時から広報誌やホームページなど、各々が保有する広報手段を活用し普及促進のための広報を実施する。

また、災害時において災害用伝言サービスの運用を開始した場合における広報体制について、関係機関と協議するなど検討しておく。

第８節　避難予防対策

第１　基本的な考え方

地震災害時には、地震火災、土砂災害等のため、市民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。市及び防災関係機関はこのような事態に備えて、あらかじめ避難計画を定めるとともに、特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

このため、避難指示のほか、市民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策を対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達できるように平常時から体制を整備しておく必要がある。

市は、躊躇なく避難指示を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。また、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取り組み）などの被災者支援の仕組みの充実に努める。

第２　避難体制の整備

１　避難計画の策定

⑴ 市の避難計画

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、地域自主組織及び自治会等を通じて、避難組織の確立に努める。

なお、指定避難所の運営にあたっては運営マニュアルを作成するなど具体的な体制の整備に努める。

また、市町村は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ア　避難情報の判断・伝達マニュアルで定めた避難指示等の発令基準及び伝達方法

イ　避難先の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ　避難先への経路及び誘導方法

エ　指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

（ア）給水措置

（イ）給食措置

（ウ）毛布、寝具等の支給

（エ）衣料、生活必需品の支給

（オ）負傷者に対する応急救護

（カ）要配慮者の救護

オ　指定避難所の管理に関する事項

（ア）指定避難所の秩序保持

（イ）受け入れた避難者に対する災害情報の伝達

（ウ）受け入れた避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

（エ）受け入れた避難者に対する各種相談業務

（オ）避難が長期化した場合のプライバシーの確保、年齢・性別によるニーズの違いへの配

慮、要配慮者への配慮、その他避難場所における生活環境の確保
（カ）運営責任者の事前選任
（キ）役割分担の明確化
カ　指定緊急避難場所及び指定避難所の整備に関する事項
（ア）指定避難所（避難者収容施設）
（イ）給水施設
（ウ）情報伝達施設
キ　避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
（ア）平常時における広報
・掲示板への掲示、広報紙、パンフレット等の発行
・市民に対する巡回指導
・防災訓練等
（イ）災害時における広報
・広報車による周知
・避難誘導員による現地広報
・市民組織を通じての広報
ク　避難行動要支援者等の避難支援に関する事項
（ア）避難行動要支援者等への情報伝達方法
（イ）避難行動要支援者ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
（ウ）避難行動要支援者の支援における市、避難支援等関係者の役割分担

(2) 防災上重要な施設の避難計画

病院、社会福祉施設や不特定多数の者が出入りする駅、ショッピングセンターなどの都市施設等、防災上重要な施設の管理者は、市の作成する避難計画を踏まえ、以下に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。市は、防災上重要な施設の管理者の避難計画を作成するに際して必要な指導・援助を行う。

ア　病院

病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、避難（入院）施設の確保、移送の方法、保健、衛生対策及び入院患者に対するそれらの実施方法等に留意する。

イ　社会福祉施設等

高齢者、障がい者及び児童福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難（入所）施設の確保、保健、衛生対策及び給食等の実施方法等に留意する。

ウ　不特定多数の者が出入りする施設等

駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設等においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導方法並びに指示伝達の方法等に留意する。

(3) 学校等の防災計画等

県及び市は、災害後所管する学校等がとるべき行動を防災計画に明記するよう指導を行うとともに、連絡方法・連絡様式の整備を行い、迅速な応急対策が行えるよう事前準備を推進するものとする。災害後は、通信手段の途絶が予想されるので、複数の通信手段を準備し、児童等の安全な避難を支援できるように努める。

学校等においては、多数の児童等を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保す

るために、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

ア　防災体制の確立

（ア）防災計画

地震災害が発生した場合に児童等の生命の安全を確保するため、毎年度防災計画を作成する。計画作成に当たっては、授業中、休憩時間、校外活動、放課後、登下校時などを想定した地震発生時における教職員の参集体制、初動体制（児童等の安全確認、校内外との連絡体制、施設の安全確認等）、指定避難所の運営に係る体制などについて、具体的に作成しておく必要がある。

また、地震発生時、児童等が自らの判断で一次避難ができるように防災教育を充実させるとともに、二次避難に当たっての連絡体制の整備等には、特に留意する。

なお、災害後は電話などの連絡手段が途絶することが予想されるため、災害発生時の児童等の引き渡し方法等、学校の防災計画についてPTA総会等の場や、学校の広報紙等を利用し、あらかじめ保護者の理解を得ておく必要がある。

（イ）防災組織

学校等等は、様々な場面を想定した教職員の参集体制・地震発生直後の初動体制・応急教育の立案・実施、指定避難所の運営などについて、教職員個人の役割分担を明確にしておく必要がある。

また、校長等が不在の場合も想定し、指揮系統を作成しておくことが重要である。

（ウ）施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物理的側面から、その本来の機能を十分発揮するよう適切に行う。特に、施設及び設備の管理は以下の事項に留意する。

①　日常点検の実施

敷地・施設内を日常点検し、危険箇所の把握に努めるとともに、避難経路の障害物を撤去するなどの対策を講じておくこと。

②　安全点検日

毎学期一回以上「安全点検日」を定めて、防災の視点からすべての施設及び設備を各担当者がチェックする。

（エ）防火管理

地震災害での二次災害を防止するため、ガス器具類やストーブ等の防火管理に万全を期する。

イ　避難誘導

学校等は、授業中、休憩時間、放課後、登下校時・校外活動時など災害の発生時間帯別における児童等行動パターンを想定し、状況に即応した的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるように、児童等に避難方法、避難先及び避難路を周知徹底するとともに、それぞれの場面での教職員の役割分担を明らかにしておく。

ウ　小学校就学前の乳幼児等の避難誘導

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(4) 様々な主体が実施する状況把握の取組の調整

県及び市町村は、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

⑸ 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援

県及び市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

また、県及び市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

２　避難誘導体制の整備

⑴ 避難計画の習熟と訓練

市は、あらかじめ定めた避難計画及び本編第２章第８節「避難活動」に示す活動方法・内容等に習熟し、避難誘導訓練を実施する。

⑵ 避難指示等の実施要領の明確化

市長による避難指示等が、迅速に行われ、関係者に徹底するよう、実施基準を明確化し、あらかじめ市地域防災計画、避難計画等において実施要領を定めておく。

また、既に避難した者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行い、避難指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

⑶ 避難者の誘導体制の整備

市は、避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア　避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、要配慮者の安全な避難を最優先する。

イ　災害の種類、危険地域ごとに避難先への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、地震の場合は、火災、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避ける。

ウ　状況に応じて誘導員の配置や、車両による移送などの方法を講じておく。

エ　市は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

⑷ 自主避難体制の整備

市は、住民が強い地震に遭遇したとき、又は土砂災害や危険物の漏洩等のため自ら危険と判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう指導に努める。

⑸ 避難指示等の伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第６節「情報管理体制の整備」に示す広報体制に準じ、市民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のようにあらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

ア　音声告知放送を利用して伝達する。

イ　地域自主組織、自治会及び自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
ウ　サイレンをもって伝達する。
エ　広報車による呼びかけにより伝達する。
オ　テレビ、ラジオ、電話等の利用により伝達する。
カ　コミュニティＦＭを利用して伝達する。
キ　登録制メールにより伝達する。
ク　携帯端末による緊急速報メールサービスにより伝達する。
ケ　ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）により伝達する。
コ　Lアラート（災害情報共有システム）により伝達する。

市長は、市の避難計画において、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、あらかじめ危険地域の市民に周知徹底を図る。

なお、地震災害時に土砂崩れ等で孤立が予想される地区については、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器については非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、地域自主祖組織、自治会、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

(6) 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の構築

市は、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者で特に避難の支援を要する避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制を構築する。

ア　避難指示等の伝達体制の確立

市長は、日頃から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努めるとともに、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

イ　避難行動要支援者の避難誘導体制の構築

市長は、避難行動要支援者が避難するに当たって、地域防災計画に定めた避難支援等関係者から避難行動要支援者への情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

第３　指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知

１　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知

ア　指定緊急避難場所の指定

市長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定する。

（ア）指定にあたっては、あらかじめ管理者の同意を得ておく。
（イ）災害種別に応じて、災害及びその二次被害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設とする。
（ウ）周辺に災害が発生した場合、人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有す

る施設等とする。

（エ）都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

（オ）指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等の管理体制を整備しておく。

イ　住民等への周知

指定緊急避難場所を指定及び指定を取り消した場合は、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努める。

(2) 指定避難所の指定及び整備

ア　指定避難所の指定

市は、法令に基づく指定避難所について、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、避難者が避難生活を送るために必要十分な数、規模の施設等を指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民へ周知徹底を図り、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物等又は天幕を設置し、避難所とする。

（ア）指定にあたっては、あらかじめ管理者の同意を得ておく。

（イ）被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設。

（ウ）想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。

（エ）主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの。

（オ）指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

（カ）学校を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。

（キ）指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

イ　指定避難所の整備

市は、指定避難所となる施設には、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。感染症対策について、新型インフルエンザ等感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

また、指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・無線ＬＡＮ・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、

要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

なお、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

ウ　指定避難所における備蓄等の推進

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

なお、市は、指定避難所となる施設に、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、孤立予想地区の指定避難所は、特に、一週間程度の避難生活を想定し、必要な物資の備蓄に努める。

エ　指定避難所の管理者等との調整

（ア）市は、指定管理者施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者と間で事前に指定避難所の運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

（イ）市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

オ　道の駅（さくらの里きすき、掛合の里）の拠点利用

防災拠点自動車駐車場（令和４年３月国土交通大臣指定）に指定されている道の駅（さくらの里きすき、掛合の里）は市の指定避難所としての利用の他、市としても防災上重要な拠点となることから、車中避難、仮設住宅用地などに利用が可能となる炊事施設の整備や車両乗り入れ可能な多目的スペースの確保に努める。

カ　道の駅の防災的な活用の検討

市内の道の駅は市内外や外国人観光客の立寄りなど多彩な利用があり、被災時は受援拠点や観光利用者等の車中避難なども想定されることから、それぞれの施設における防災的な活用について検討する。

(3) 要配慮者の特性にあわせた指定避難所の指定・整備

市は、指定避難所の設定に当たり地域の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮するとともに、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

なお、指定避難所においては、要配慮者の介護等に必要な設備や備品についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、福祉避難所の開設や民間賃貸住宅、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に配慮する。

ア　福祉避難所の指定

福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

イ　福祉避難所の公示

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

２　避難先区分けの実施

市は、次の事項を勘案して避難先の区分けを実施し市民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

(1)　避難先区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。

(2)　避難先区分けに当たっては、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。

(3) 避難人口は、夜間人口によるが、避難先の受入れ可能な人数に余裕をもたせておく。

３　避難路の選定と確保

市職員、警察官及び消防職員等の避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、道路管理者と連携して通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難路の通行確保に努める。

(1) 避難路の選定と確保

市は市街地の状況に応じて次の基準を参考に避難路を選定し、確保に努める。

また、地域の要配慮者の実態にあわせ、利便性や安全性を十分配慮する。

ア　避難路は、おおむね８ｍ以上の幅員を有するものとする。

イ　避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ　避難路は、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを選定する。

エ　避難路沿いには、火災や爆発などの危険性がある工場がないよう配慮する。

オ　避難路の選択に当たっては、市民の理解と協力を得て選定する。

カ　避難路については、複数の経路を選定しておく。

(2) 避難先及び周辺道路の交通規制

災害時における混乱を防止し、避難を容易にするため警察署長は次により避難先及びその周辺道路において、駐車禁止や通行止め等必要な交通規制を平常時から実施する。

４　避難先の市民への周知

市は、避難先、避難路等について平常時から以下の方法で周知徹底を図る。

なお、周知に当たっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、「やさしい日本語」*や外国語による多言語表記に努める。

(1) 市の広報紙等

(2) 案内板等の設置

ア　誘導標識

イ　避難先案内図

ウ　避難先表示板

(3) 防災訓練

(4) 防災啓発パンフレットの作成、配布

(5) 防災マップ等の作成、配布

（注）

＊　やさしい日本語：日常使われている日本語を、より簡単な言葉や、漢字にふりがなを振る等して、外国人や子ども、高齢者などにも分かりやすく言い換え（書き換え）をした日本語

５　避難誘導標識の整備及び市民への周知

市は、避難先への誘導をスムーズに行うため、避難誘導標識の整備に努めるとともに、避難先の周知方法に準じて関係市民に対する周知徹底を図る。また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

なお、避難誘導標識の整備に当たっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、「やさしい日本語」*や外国語による多言語表記に努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第４　応急仮設住宅の確保体制の整備

市は企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

その際、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

このほか、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

第９節　火災予防

第1　基本的な考え方

地震による被害のうち、火災は発災時の気象条件、時刻や市街地の状況によっては甚大な被害をもたらす。地震火災による被害をできるだけ少なくするため、出火防止等に万全を期する。

第2　出火防止

１　全体計画

地震時の出火要因としては、ガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具の他、電熱器具、電気器具、屋内外配線を出火原因とするものがあげられる。そのため、市及び消防本部は、特に危険性の高い木造密集市街地や津波浸水想定区域等の火災・延焼危険性が高い地域をはじめとして、耐震装置や過熱防止機構、感震ブレーカー等の普及に努めるとともに、地震時には火を消すこと、ブレーカーを落としてから避難すること、火気器具周囲に可燃物を置かない等出火防止措置の徹底など防災教育を推進する。

２　現状と短期計画

地震が発生したらガス、ストーブ等の火はすぐ消すという意識は普及している。また、耐震自動ガス遮断装置、耐震自動消火装置等の器具も普及している。

今後、出火防止措置の徹底など防災教育を一層推進する。特に新たな出火要因である通電火災や出火危険の高い油鍋等からの出火防止について啓発する。

第3　初期消火

１　全体計画

地震発生時は、同時多発火災が予想され、消防機関は全力をあげて消防活動を展開するが、限界があることから地域の市民、事業所による自主防災体制を充実する必要がある。

そのため、地震時に有効に機能するよう組織と活動力の充実を図り、市民、従業員による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防機関と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

県及び市は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。

２　現状と短期計画

地域及び事業所の自主防災体制の整備は充分とは言いがたく、初期消火能力についても地域や事業所によって差がある。

今後とも地域、事業所での自主防災体制を整備強化し、総合防災訓練等を通じて初期消火力の向上を図る。

第4　消防力の強化

１　全体計画

災害時に予想される同時多発火災に備え、消防機関は、災害対策として大規模地震など多様な災害に対応する化学消防車、はしご付き消防ポンプ車、救助工作車等特殊車両の整備、可搬式小型動力ポンプ、備蓄倉庫などの諸施設を整備していく。

また、広域消防相互応援協定に基づき、大規模災害に対する備えを強化する。

２　現状と短期計画

災害対策として、計画的に消防用資機材の整備を推進する。また、緊急消防援助隊を中心に、応援及び受援を円滑に実施するために必要な準備と訓練を実施する。

第１０節　救急・救助体制の整備

第１　基本的な考え方

地震災害時は、家屋の倒壊、火災、土砂崩れ等による被害の危険性があり、多数の救急・救助事象が発生すると予想される。このため、災害発生に際して、救急・救助を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

第２　救急・救助体制の整備

１　関係機関等による救急・救助体制の整備

地震災害発生時は、家屋の倒壊や土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救急・救助体制の整備に努める。

⑴ 市、消防本部の救急・救助体制の整備

ア　常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。

イ　市は、当該市内で予想される災害のうち、特に家屋の倒壊や土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な装備・資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておくとともに、情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。

また、土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、事前に、関係機関と当該地域における救出方法や市との間の情報伝達手段の確保、救出に当たる関係機関等との相互連絡体制等について、十分に検討しておく。

ウ　救急救助活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ　傷病者の速やかな搬送を行うため、消防車両、ヘリコプターによる搬送体制の整備のほか、島根県広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の定着を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ　多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ　家屋の倒壊や土砂崩れ等による生き埋め等からの救急・救助事象に対応するとともに、救急・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

キ　災害発生後急性期（おおむね３日程度）における救助活動について、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）や日本赤十字社医療救護班との連携体制の確立を図る。

⑵ 警察の救急・救助体制の整備

ア　県警察本部及び警察署警備部隊の編成計画の整備に努める。

イ　警察用航空機、車両等警察が保有する装備資機材の整備、充実に努める。

ウ　市や関係機関等と、日頃から、相互連絡体制等について十分に検討しておく。

⑶ 消防団の救急・救助体制の整備

消防団は、日頃から、地域の避難行動要支援者等の把握を行うとともに、救急・救助の訓

練や救急・救助用資機材の整備・点検に努める。

⑷ 自衛隊の救急・救助体制の整備

自衛隊は、日頃から市や関係機関等との相互連絡体制等について十分に検討する。

２　市民、自主防災組織等の救急・救助への協力

地震災害時には、地域ぐるみの救急・救助活動が必要になる。このため、市民、自主防災組織等は、日頃から、必要な体制を検討しておくとともに、県や市が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。市は、市民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

３　消防団、自主防災組織、市民の救出活動能力向上のための教育、指導

市及び消防機関は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、市民に対し、救急・救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

県は、市及び消防機関が行うこれらの活動等を支援する。

４　災害救援ボランティア組織との連携

市や関係機関と日頃から相互連絡体制等について十分検討するとともに、県や市が実施する防災訓練等において相互の連携を図る。

第３　救急・救助用資機材等の整備

救助・救急機関は、救助用資機材の整備を推進する。その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

１　救急用装備・資機材等の整備方針

⑴ 市及び消防本部

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材等の整備を図る。

・車両

救急車、特殊救急車

・救急資機材

高度救急資機材、非常用救急資機材、消防隊用救護資機材、トリアージ・タッグ*

＊トリアージ・タッグ：多数の傷病者が発生する医療救護現場において、傷病の程度に応じて優先的に搬送し治療を受けさせる者を選別するために使用する用具。

⑵ 警察及び自衛隊

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用資機材や搬送に使用する車等の整備・点検に努める。

２　救助用資機材等の整備方針

⑴ 市及び消防本部

ア　家屋の倒壊や土砂崩れ等による生き埋め者等の救出、救助事象に対応するため、消防署、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材等の整備を次のとおり図る。

（ア）消防署等

・高度救助用資機材（ファイバースコープ、画像探索装置、夜間用暗視装置、地中音響

探知機）、熱画像直視装置
・救助用ユニット
画像探索装置、油圧式救助器具、空気式救助器具、切断機（鉄筋カッター）
・消防隊員用救助用資機材
大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）等救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第４条別表による。削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）

（イ）消防団
・消防団員用救助用資機材
大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）等救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第２条別表による。
・担架（毛布・枕を含む）
・救急カバン

（ウ）自主防災組織
・担架（毛布・枕を含む）
・救急カバン
・簡易救助器具等（バール、鋸、ハンマー、スコップほか）
・防災資機材倉庫等

イ　災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。

(2) 警察

ア　警察署に、最小限度必要と認められる救助用資機材を集中的に配置して、活用するように努める。
・救助用資機材（例）
救命ボート、エンジンカッター、ボルトクリッパー、大型バール、チェーンソー、車両移動器具、削岩機、投光機、大型ハンマー

イ　道路等の障害物の除去や、がけ崩れ現場、倒壊家屋等からの救出・救助に強力な力を発揮する災害活動用車両の整備を図る。
・災害活動用車両（例）
災害用強力投光車、クレーンレッカー車、多目的災害活動車、災害用レッカー車、災害用ショベル車、給水車、クレーン付ダンプ車

(3) 自衛隊

災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、救助用資機材や車両等の整備・点検に努める。

第１１節　医療体制の整備

第１　基本的な考え方

災害発生時において、県、市、医療関係機関及び防災関係機関が相互に連携し、迅速かつ適切な医療救護活動を実施することができるよう体制の整備を図る。

第２　情報収集管理体制の整備

大規模災害が発生した場合、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。県、市、医療関係機関及び防災関係機関が迅速かつ的確に医療救護対策を実施するためには、多くの災害情報の中から医療救護に必要な緊急性の高い情報を優先的に収集、伝達できるようなソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

また、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

第３　医療救護体制の整備

災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）、災害支援ナース、島根県栄養士会及び医療救護班等が連携して効果的な医療救護活動を行う必要があり、すべての医療救護活動を統制可能な体制の整備を図る。

また、県内体制で対応できない災害に備え、国及び他の都道府県等の広域的な連携も想定した体制整備を図る。

さらに、医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。

これらの医療救護体制の整備を推進するため災害医療関係機関連絡会議を設置し、平時より関係機関相互の情報共有を推進する。

第４　防災訓練

災害発生時において、県、市医療関係機関及び防災関係機関等は、地域防災計画及びそれに基づき各機関が作成するマニュアルの定めるところにより医療救護活動を実施することとなるが、これらの医療救護を円滑に行うために、平常時から県、市、医療関係機関及び防災関係機関が協力し、各種訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

第１２節　交通確保・規制体制の整備

第１　基本的な考え方

地震災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、このことから発生する交通の混乱を防止し、被災者の搬送や必要な物資、資機材及び要員等の輸送のための緊急通行路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急通行路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

第２　交通規制の実施責任者

１　交通規制の実施責任者

交通規制の実施責任者及びその範囲は、以下のとおりである。

区　分	実　施　責　任　者	範　　囲
道路管理者	国土交通大臣 （指定区間内の国道） 知事 （指定区間を除く国道及び県道） 市長 （市道） 西日本高速道路株式会社 （西日本高速道路株式会社が管理する道路）	（道路法第46条） １　道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ２　道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会 ・警察機関	公安委員会 警察署長 高速道路交通警察隊長 警察官	（災害対策基本法第76条） １　本県又はこれに隣接し、若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるとき （道路交通法第４条～第６条） ２　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき ３　道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

第３　交通規制の実施体制の整備

交通規制の実施体制は、以下の方針により整備する。

区　分	整　　備　　方　　針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想される場合、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。 また、警察等関係機関と連携を図るとともに道路情報を迅速に伝達できる体制を整備する。
公安委員会 ・警察機関	警察機関は、大規模災害発生時における交通確保のため、次の事項を推進する。 ア　交通規制計画の作成 大地震における交通の混乱を防止し、避難路及び緊急交通路を早期に確保するため、交通規制計画を策定する。 イ　装備資機材・交通管制施設の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材及び災害対応型信号機や交通情報板等の交通管制施設の整備に努める。 ウ　運転者の取るべき措置の周知徹底 災害発生時における運転者の取るべき措置について、各種講習、会合等の機会を活用し、周知徹底を図る。 エ　隣接県警察等との協力体制の確立 大規模災害発生時の相互支援、広域交通規制等について、隣接・近接県警察と事前に協力体制を確立する。 オ　関係機関等との連携 緊急交通路等の道路機能を確保するため、道路管理者、防災関係機関・団体等との協力体制を確立するとともに、道路交通情報センターや報道機関等との連携を日頃から図っておく。 また、島根県警備業協会や日本自動車連盟中国本部島根支部（ＪＡＦ）との支援協定が有効適切に機能するよう、連携を強化するとともに交通指導員との連携にも配意する。 カ　道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

第４　緊急通行車両の確認申出及び規制除外車両の事前届出

１　緊急通行車両の確認申出

(1) 確認の対象とする車両

知事又は公安委員会が行う災害対策基本法施行令第33条第１項の規定に基づく確認の対象となる車両は、災害対策基本法施行令第32条の２第２号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されている。

指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両で、災害対策基本法第50条第１項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両について、緊急

通行車両であることの確認の申出を行うことができる。
ア　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
イ　消防、水防その他の応急措置に関する事項
ウ　被災者の救難、救助その他保護に関する事項
エ　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
オ　施設及び設備の応急の復旧に関する事項
カ　廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
キ　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
ク　緊急輸送の確保に関する事項
ケ　その他災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

⑵　緊急通行車両確認証明書の申請

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両（道路交通法第39条第１項の緊急自動車又は自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって、特別の自動車番号標を有しているものを除く。）を使用しようとする者は、知事（防災部防災危機管理課）又は公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）に、緊急通行車両確認証明書の申請をする。

⑶　緊急通行車両確認証明書の交付

申請を受けた知事（防災部防災危機管理課）又は公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）は、緊急通行車両であることを確認したときは、「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。

２　規制除外車両の事前届出

⑴　事前届出の対象とする車両

規制除外車両として事前届出の対象となる車両は、緊急通行車両以外の車両であって、次のいずれかに該当するものとする。
ア　医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
イ　医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
ウ　患者等輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
エ　建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

⑵　事前届出の申請

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部交通規制課経由して県公安委員会に対し、「規制除外車両事前届出書」に当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を示して事前届出を行う。

なお、発災後、当該車両に対して規制除外車両証明書が円滑に交付されることとなることから、事前届出を積極的に行うものとする。

⑶届出済証の交付と確認

ア 審査

県公安委員会は、規制除外車両に該当するか否かの審査を行い、該当すると認められるものについては、「規制除外車両事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を交付する。届出済証は、附属資料の様式を参照。

イ 届出済証の交付を受けた車両の確認

届出済証の交付を受けた車両については、県防災危機管理課、支庁県民局・各県土整備事務所、警察本部交通規制課、警察署、高速道路交通警察隊又は交通検問所に当該届出済証を提出して、規制除外車両である旨の確認を受けることができる。

規制除外車両事前届出済証の確認の後、規制除外車両確認申出書の提出を受けたうえで災害対策基本法施行規則別記様式第４の「標章」及び様式第４の「規制除外車両確認証明書」を交付する。

「標章」、「緊急通行車両等確認証明書」及び「規制除外車両確認証明書」は、第2編第2章第12節「交通確保、規制」参照。

第１３節　輸送体制の整備

第１　基本的な考え方

地震災害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

第２　輸送体制の整備方針

１　輸送条件を想定した輸送計画の作成

災害時には、道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートの選定や、災害の状況等による輸送対象（被災者、応急対策要員、搬送患者、資機材、救援物資等）の変化等に迅速に対応できる輸送体制が必要である。このため、輸送の実施責任者は、平素から、災害の種別・規模、地区、輸送対象、輸送手段（車両等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を作成する。

２　関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想され、県及び市をはじめ、応急対策実施機関の輸送能力が不足することが考えられる。このため、日頃から以下について整備を図り、関係機関相互の連携の強化に努める。

(1) 輸送業者等と緊急輸送に係る協力協定の締結を図る。

(2) 関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。

(3) 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施を図るため、協定に基づき公益社団法人島根県トラック協会へ物資輸送に併せ、物流専門家等の派遣を要請する。また、物資の輸送拠点として運送事業者の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

(4) 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

(5) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

第３　輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

１　輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

⑴ 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する以下の輸送手段を確保しておく。

ア　自動車による輸送

（ア）災害応急対策実施機関所有の車両等

（イ）公共団体等の車両等

（ウ）貨物自動車運送事業者所有の営業用車両等

（エ）その他の民間の車両等

（オ）石油燃料の輸送車両等

イ　鉄道による輸送

⑵ 関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互においては、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておく。

平常時から関係機関や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

２　輸送施設・集積拠点等の指定

⑴ 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、以下のとおり指定しておく。

なお、県、市及び関係機関は、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、輸送施設及び輸送拠点の災害時の安全性を配慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域防災拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

ア　緊急輸送道路の指定

イ　臨時ヘリポート等の指定

⑵ 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点として、以下のとおり指定しておく。なお、県、市及び関係機関は、緊急時における輸送の重要性に鑑み、集積拠点については、災害時の安全性を配慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

ア　救援物資等の備蓄・集積拠点

イ　トラックターミナル等の指定

ウ　卸売市場等の指定

第４　緊急輸送道路啓開体制の整備

１　啓開道路の選定基準の設定

地震災害時において、道路啓開（道路上の土砂、災害廃棄物等を除去し、交通確保を図ること）を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携を取り選定基準を設け、あらかじめ定めておく。

２　道路啓開の作業体制の充実

道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業を実施できるよう、効率的な道路啓開体制の整備を図る。

３　道路啓開用装備・資機材の整備

道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、必要に応じた協議会等の設置による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

４　関係団体等との協力関係の強化

道路管理者は、地震災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

第１４節　防災施設、装備等の整備

第１　基本的な考え方

大規模地震災害時における各種防災装備・資機材等を整備する。

第２　災害用臨時ヘリポートの整備

市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努めるものとする。

２　臨時ヘリポートの選定

市は、県と協議のうえ、臨時ヘリポートを学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から選定しておく。

なお、孤立可能性のある地区は、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保に努める。

３　県への報告

市は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、地域防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

(1) 臨時ヘリポート番号
(2) 所在地及び名称
(3) 施設等の管理者及び電話番号
(4) 発着場面積
(5) 付近の障害物等の状況
(6) 離着陸可能な機種

４　臨時ヘリポートの管理

市は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配意しなければならない。

第３　防災装備等の整備

防災関係機関は、応急対策の実施のため、防災用装備等をあらかじめ整備・充実しておく。保有装備等は、随時点検を行い、保管に万全を期するものとする。

県、市（消防機関）が災害時の地域における防災拠点施設を整備するにあたっては、施設の建設にあわせ、災害時に必要となる各種装備、資機材等の備蓄に配慮する。

２　各種防災装備等の整備

(1) 特殊車両
(2) その他（可搬式標識・標示板等交通確保、規制対策用資機材等）

３　資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講じておくものとする。

第１５節　食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備

第１　基本的な考え方

地震災害時の市民の生活を確保するため、食料、飲料水、燃料等生活必需品、通信機器及び防災用資機材等の備蓄、調達、輸送体制の整備を推進する。

要配慮者及び男女双方のニーズの違いやアレルギー対応等に十分配慮の上、品目等を選定する。

第２　食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

１　基本的事項

(1) 対象者及び品目等

ア　対象者

災害時の食料給与の対象者は、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

イ　品目

避難者のための食料としては、乾パン、パン、弁当、おにぎり、缶詰、牛乳、飲料水（ペットボトル）等の調理不要の品目が望ましい。

それ以降は、炊き出し用の米、即席麺、レトルト食品、包装米飯等調理の容易な品目とし、合わせて食塩、味噌、醤油等の調味料とし、必要に応じて野菜、肉類、魚介類も含める。また、乳児食は、調整粉乳とし、哺乳ビンも併せ確保・調達する。

なお、備蓄は乾パン、アルファ米、即席粥、缶詰、乳児食（粉ミルク、調整粉乳）等調理不要で保存期間の長い品目とする。

ウ　食料の調達、給与は市長が行うことを基本とするが、必要な場合には知事が行う。

(2) 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画の策定

県は、災害の規模等に鑑み、被災市が自ら食料等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に食料等を確実かつ迅速に届けられるよう、食料等の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

市は、被害想定に基づき必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要事項を、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画として策定する。

２　食料及び給食用資機材の備蓄

《備蓄目標数量》

県、市町村及び県民は全体で、被害想定に基づき、短期的避難所生活者等*1についてはおおむね３日分、災害救助従事者についてはおおむね２日分に相当する量を目標に食料及び給食用資機材の備蓄体制の整備を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。

短期的避難所生活者等については、県、市町村、県民がそれぞれ１日の備蓄を行うことを目標とする。

※　ここでいう県民の備蓄食料とは、避難時に持出し可能なものをいう 。

＊１　短期的避難所生活者等とは、短期避難所生活者数に食事のみの提供者数の係数である1.2を乗じたものをいう。

市は、1(2)の食料の備蓄並びに調達計画に基づき、短期的避難所生活者等を対象とする食料及び給食用資機材の備蓄を行う。

民間事業所は、県及び市からの要請に基づき、昼間人口の多い地域における事業所勤務者のための食料備蓄体制及び休日における近隣市民への給与体制の整備を推進しておく。

３　食料及び給食用資機材の調達体制の整備

市は、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者並びに近隣市町村、県の協力を得て食料等の調達を行う。

４　食料及び給食用資機材の輸送体制の整備

市は、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、食料等の輸送体制の整備方法について輸送業者と十分協議しておく。

５　食料及び給食用資機材の集積地の指定

市は、集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ知事に報告しておく。

第３　飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備　【防災部、水道局】

１　基本的事項

(1) 対象者及び品目等

ア　対象者

給水対象者は、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

イ　品目

短期的避難所生活者等及び災害救助従事者のための飲料水及び給水用資器材を確保する。

(2) 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画の策定

県は被害想定に基づき、市の対策を補完する立場から、県の備蓄数量と災害時における調達先、輸送方法その他必要事項を、飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画として策定する。

また、県は災害の規模等に鑑み、被災市が自ら飲料水等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に飲料水等を確実かつ迅速に届けられるよう、飲料水等の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

市は、被害想定に基づき、市の備蓄数量と災害時における調達先、輸送方法その他必要事項を、飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画として策定する。

２　飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達

《備蓄目標数量》

県、市町村及び県民は全体で、被害想定に基づき、短期的避難所生活者等*1についてはおおむね３日分、災害救助従事者についてはおおむね２日分に相当する量を目標に、飲料水及び給水用資器材の備蓄を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困

難となることも想定されることによる。

市は、飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画に基づき、迅速な応急給水に対応するために必要な飲料水及び給水用資器材（給水タンク車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、ポリ袋等）を整備するとともに、緊急時の調達先として、当該資器材を有する他の機関又は業者と十分協議し、その協力を得ておく。

第４　燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

１　基本的事項

(1) 対象者及び品目等

ア　燃料等生活必需品の給（貸）与対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない燃料等生活必需品を喪失又は棄損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、燃料等生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

イ　品目

（ア）寝具（イ）外衣（ウ）はだ着（エ）身回り品（オ）炊事用具（カ）食器（キ）日用品（懐中電灯、乾電池、タオル、トイレットペーパー、ティッシュペーパー）（ク）燃料、光熱材料（ケ）携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ（コ）情報機器（サ）要配慮者向け用品（シ）女性用衛生用品（ス）紙おむつ（セ）マスク（ソ）作業着（タ）小型エンジン発電機（チ）卓上カセットコンロ、カートリッジボンベ（ツ）土のう袋（テ）ブルーシート（ト）防犯ブザー

ウ　民間事業等への協力の要請

県及び市は、特に昼間人口の多い地域においては、事業所在勤者のための燃料等生活必需品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請する。

(2) 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画の策定

県は、被害想定に基づき各市が策定した燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画を受け、市の計画を補完する立場から、県の必要備蓄品目、数量、並びに災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法並びにその他必要事項を、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画として策定する。

また、県は災害の規模等に鑑み、被災市が自ら燃料等生活必需品の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に燃料等生活必需品を確実かつ迅速に届けられるよう、燃料等生活必需品の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

市は、被害想定に基づき必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法並びにその他必要事項を、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画として策定す

２　燃料等生活必需品の備蓄

市は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、避難者のための燃料等生活必需品等の備蓄及び更新を行う。

３　燃料等生活必需品の調達体制の整備

市は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議してお

く。

４　燃料等生活必需品の輸送体制の整備

県は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、県が備蓄並びに調達を行う燃料等生活必需品の市集積地までの輸送に関して、業者と協定の締結に努め、輸送体制を整備しておく。また、これらの輸送力が不足した場合、自衛隊へ要請することにより輸送力を確保できるよう事前に協議しておく。

市は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、市が備蓄並びに調達を行う燃料等生活必需品の輸送に関して、業者と協定の締結に努めるものとする。

第５　災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備

燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有効な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けてあらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

１　基本事項

⑴ 対象者及び品目等

ア　対象者

災害救助用物資・資機材の備蓄の対象者は、災害時に県及び市が行う災害応急対策活動における要救援対象者であり、特に、避難先及び広域避難地において一時的に受入れ・保護した短期避難所生活者とする。

イ　品目

（ア）ヘルメット、安全靴・中敷き、安全手袋
（イ）バール、ジャッキ、のこぎり
（ウ）発電器、投光器
（エ）ハンドマイク
（オ）移送用具（自転車、バイク、ゴムボート、船外機、担架等）
（カ）テント、防水シート
（キ）懐中電灯、ヘッドランプ、乾電池
（ク）仮設トイレ（簡易トイレ）
（ケ）道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材
（コ）間仕切り、女性用更衣テントなどの指定避難所等でのプライバシー保護に必要な資機材

⑵ 防災用資機材等の備蓄計画の策定

市は、被害想定及び避難先の受入収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の必要品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等について災害救助用物資・資機材備蓄計画を策定しておく。

２　災害救助用物資・資機材の備蓄

県は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、災害救助用物資・資機材の備蓄を行う。
市は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、救助用物資・資機材の備蓄を行う。

３　災害救助用物資・資機材の調達体制の整備

県は、災害時において救助用物資・資機材を調達できるよう、物資等を保有する業者と協定　の締結に努める。

市は、災害時において救助用物資・資機材を調達できるよう、物資等を保有する業者と協定の締結に努める。

４　災害救助用物資・資機材の輸送体制の整備

県は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、広域防災拠点における備蓄物資等の拠出、仕分け、輸送に関し担当課等と十分協議しておく他、これらの物資等を必要とする地方機関や市の集積地までの輸送に関し輸送業者と協定の締結に努める。

市は、災害救助用物資・資機材等の拠出、仕分け、輸送に関し担当課と十分協議しておく他、災害救助用物資・資機材の輸送に関し輸送業者と協定の締結に努める。

第６　医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

１　基本事項

(1) 対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う県、市及び県、市が要請した機関とする。

(2) 品目及び目標数量

品目は、災害用医療セット（救急箱）、ベッド兼用担架等の応急医療用資器材並びに消毒剤、止血剤及び各種疾患用剤等の医薬品等とする。大規模災害時に需要が見込まれる医薬品等については、島根県地域防災計画（資料編）「災害応急対策資料」参照。

２　医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達

県は、被害想定に基づき、備蓄すべき医療救護資器材並びに流通在庫から調達すべき医薬品の品目、数量、輸送方法及びその他必要事項等を策定する。

市は、被害想定結果に基づく人的被害（負傷者）数及び医療関連機関における現在のストックの状況を把握の上、市が備蓄すべき医療救護資器材、医薬品の品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等の策定に努める。

(1) 災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄及び更新に努める。

(2) 医薬品等備蓄施設における災害時の医薬品等資材の品質の安全確保について、管理責任体制を明確にするなど自主対策の推進に努める。

３　医薬品等の輸送、仕分け、管理体制の整備

県は、医療資器材の集積所、救護所、避難所等における医薬品等の輸送について担当課と協議しておくとともに、医薬品等の仕分け、管理について薬剤師等専門知識を持ったマンパワーが必要であることから、薬剤師会等に協力を求めるなど医薬品管理体制の整備を図る。

市は、医療用資器材の集積所、救護所、指定避難所等における輸送について担当課と協議しておく他、輸送業者と協定の締結に努める。

第１６節　廃棄物等の処理体制の整備

第１　基本的な考え方

地震災害時には、建物の倒壊、焼失等により、大量の廃棄物が発生するおそれがある。

また、トイレの使用ができないことにより、し尿処理の問題が生じる。特に、多くの被災者が生活している指定避難所等において、仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、廃棄物等の処理体制を整備しておくことにより、効果的に廃棄物を処理できるようにしておく。

第２　廃棄物処理体制の整備

１　趣旨

災害にともない大量に発生した廃木材やコンクリート殻類等の災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する体制を整備する。

２　廃棄物処理要領の習熟と体制の整備

県及び市等（市及び一部事務組合。以下同じ。）は、廃棄物等の処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(1) 市は災害廃棄物対策指針（環境省）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物等を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみ等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定しておく。

(2) 県及び市等は、あらかじめ民間のごみ処理関連業者・団体を把握し、災害時にお迅速に収集運搬ができるようにするとともに、それに伴う資機材、人員の確保等について、積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておく。

(3) 県及び市等は、災害廃棄物に関する情報や取組等をホームページにおいて公開するなど、周知に努める。

３　維持管理対策

市等は、廃棄物の適正処理に影響が生じないよう、普段より施設の維持管理を十分に行う。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

４　災害廃棄物の仮置場の選定

災害廃棄物の仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。選定の基準は以下のとおりとする。

(1) 環境衛生に支障がないこと。

(2) 搬入に便利なこと。

(3) 分別等適正処理の対応が出来ること。

５　広域処理体制の確立

市等は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

第３　し尿処理体制の整備

１　趣旨

災害時に発生した、し尿を適正に処理する体制を整備する。

２　し尿処理要領の習熟と体制の整備

市等は、廃棄物等の処理活動の要領及び内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

災害時においてし尿を迅速に処理するため、災害廃棄物等と同様に、指定避難所の仮設トイレのし尿等の処理を含めた災害時の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定しておく。

また、県及び市等は、あらかじめ民間のし尿処理関連業者・団体を把握し、災害時において迅速に収集運搬ができるようまた、それに伴う資機材、人員の確保等について、積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておく。

３　災害用仮設トイレの整備

県及び市等は、あらかじめ民間の仮設トイレ等を扱うリース業者・団体を把握し、災害時に積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておくとともに、ライフラインの被災を想定して対応を検討しておく。

４　し尿処理排出量の推定

被災した家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う必要があるので、平常時における量に加え一時的であるが、処理量の増加があるものと考えられる。

そのため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場においてもそれに対応できるようにしておく。なお、被災世帯の処理量のほか、流失・損壊家屋の便槽のし尿分が加わるものと想定しておく。

第４　応援協力体制の整備

県は、市等における廃棄物処理体制への指導・助言・広域的な協力体制の確保・被害情報収集体制の確保のため、市町村等・他県・廃棄物関係団体・関係省庁との連絡調整等をスムーズに実施できる体制を整備しておく。

廃棄物の処理は市等が個別に行っている事業であるため、被災地域が局所的となるような直下型地震に対しては、市町村等間での廃棄物等の収集運搬体制の整備、被災した処理施設の復旧作業期間における廃棄物等の処理に関する応援協力体制の整備が必要となる。

そのため、市等は、災害廃棄物等の処理の応援を要請する相手方の業者、各団体について、あらかじめその応援能力等について十分調査のうえ、応援協定の締結を図ること等により体制を整えておく。

第１７節　防疫・保健衛生体制の整備

第１　基本的な考え方

地震災害時の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するとともに、被災者の健康状態を把握し、必要に応じた対策を行うための防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を整備しておく。

第２　防疫・保健衛生体制の整備

県（保健所）及び市における災害防疫のための各種作業実施組織の編成について、あらかじめ、以下の体制を整備しておく。

１　市の防疫班の編成

市は、防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。

防疫班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

２　県の検病調査班の編成

県（保健所）は、検病調査のための検病調査班の編成計画を作成する。

検病調査班は、各保健所１班とし、１班の編成は医師１名、保健師又は看護師１名、臨床検査技師１名、事務連絡員１名の４名を基準とする。

３　防疫・保健衛生活動要領の習熟

県、市及び関係機関は、活動方法・内容に習熟する。

第３　食品衛生、監視体制の整備

地震災害時は、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備するとともに、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、業者団体との連携の強化に努める。

第４　防疫用薬剤及び器具の備蓄

県及び市は、消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等について、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時からその確保に努める。

第５　動物愛護管理体制の整備

市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップの挿入等による飼養者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図るとともに指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、あらかじめ担当部局等との調整を行う。

第１８節　消防団及び自主防災組織の育成強化と連携

第１　基本的な考え方

広域にわたり甚大な被害をもたらす地震災害による被害を軽減するためには、市民自らが警戒避難活動や救出・救助などの災害防止活動に取り組む必要がある。

そこで、市は、消防団及び自主防災組織の育成強化を図るとともに、これらの組織の連携、組織の活動環境を整備することにより地域コミュニティの防災体制の強化を図る。

第２　消防団の育成強化

１　基本方針

消防団は、災害時における水防、救助、災害復旧等の第一線での活動や平常時におけるコミュニティ活動の中心的役割等地域社会の中で重要な役割を果たしている。

このため、消防団を地域防災の中核団体と位置づけ、育成強化を促進する。

２　現状及び今後の取り組み

近年の社会経済情勢の変化は、消防団活動にも影響を及ぼしており、過疎化・高齢化の進展や就業構造の変化により、団員数の減少、団員の高齢化に伴う消防力に低下、団員の被雇用率の上昇に伴う昼間消防力の低下といった課題を抱えている。

今後は、市において、次のような点に留意し、地域の実情に応じて、消防団の育成強化を図り地域社会における防災体制の確立を図っていく。

また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

(1)　大規模災害等に備えた車両・資機材・拠点施設の充実やより一層の強化、高度化を図り、省力化を推進する。

(2)　団員の処遇改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図る等活性化対策を推進する。

(3)　消防団活動に対する地域住民や事業所の理解促進を図る。

(4)　団員募集方法の検討や事業所への働きかけなどを実施し青年層の入団促進を図る。

(5)　女性消防団員活動の積極的推進を図る。

第３　自主防災組織の育成強化

１　地域の自主防災組織の育成強化

(1)　全体計画

ア　基本方針

地震災害に際して、被害を防止し、軽減するためには、市民の自主的な防災活動が必要不可欠となる。市民自らが初期消火活動や自主避難等を行い、被災者を救出・救護することなどで、これらの防災活動を行うときは、市民が地域ごとに団結し、組織的に行動することによって、その効果が最大限に発揮できる。

このため、地域に密着した自主防災組織の結成等を促進する。

イ　自主防災組織の編成

以下の点に留意して、自主防災組織の編成を行う。

（ア）地域自主組織及び自治会等に防災部を設置している場合等、すでに自主防災組織と類似した組織がある場合は、その活動内容の充実、強化を図る。

（イ）地域自主組織及び自治会等があるが、特に防災活動を行っていない場合は、活動の一環として防災訓練等防災活動を取り上げることにより、自主防災体制の整備を推進する。

（ウ）地域自主組織及び自治会等がなく、新たに自主防災組織を設ける場合においても、その地域で活動している何らかの組織の話合いの場や防災訓練等を通じて、自主防災組織の設置を推進する。

ウ　自主防災組織の平常時の活動

（ア）コミュニティ活動

要配慮者を含めた自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯意識の醸成

（イ）防災知識の普及

災害の心得、応急手当の方法、避難の方法、消防水利の所在等防災に関する正確な知識の習得

（ウ）防災訓練

情報連絡訓練、消火訓練、避難訓練、救出救護訓練の実施

（エ）防災資機材等の備蓄等

消火用資機材、応急手当用医薬品等の整備、点検等

エ　自主防災組織の災害時の活動

（ア）情報の収集・伝達

（イ）出火防止、初期消火

（ウ）避難誘導

（エ）救出救護

（オ）給食給水

（カ）要配慮者の安全確保等

オ　自主防災組織等の育成

住民の自主防災組織に対する関心を高めるため、県、市、消防本部、関係団体が協力して、啓発活動を展開し防火防災意識を高め、組織化を図るとともに、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

市、消防本部は、研修の実施などによる防災リーダーの育成、組織への指導、助言を行うとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進に努める。

カ　民間防火組織の育成

日頃から火災予防に関する知識を身につけ、出火防止、初期消火方法、避難等の行動・知識を習得することは、安全な地域社会づくりに必要なことである。

そこで、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人（女性）防火クラブの育成強化を図る。

第４　自主防災組織等との連携

(1) 市は、自主防災組織等との連携を図るため、毎年地域円卓会議を開催し、市民との協働により防災対策を推進する。

(2) 災害時に必要に応じて自主防災組織間で連携が図られるよう、相互連携を推進する。

第５　住民による地区の防災活動の推進

(1) 市内の一定の地区内の住民は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行う。

(2) 市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

(3) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第１９節　企業（事業所）における防災の促進

第１　基本的な考え方

企業（事業所）は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合せによるリスクマネジメントの実施に努めるものとし、災害時の防災体制の整備や重要業務を継続するための取組が求められている。

県及び市は、企業（事業所）における防災組織の整備や事業継続計画（ＢＣＰ）の策定などを推進する必要がある。

第２　防災体制の整備

県は、企業（事業所）における防災組織の整備の促進を目的として、市とともに関係機関の協力体制の確立に努めるとともに、市が行う防災組織整備の支援を行う。

市は、消防法により自衛消防組織の設置が義務づけられている企業（事業所）に対して、自衛消防組織の整備・充実を支援するとともに、地域市民の自主防災組織との連携強化を図る。なお、設置が義務づけられていない企業（事業所）についても、自主的な防災組織の設置を促進する。

また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(1)　企業（事業所）においては、防災組織の整備や防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保などの防災体制の整備に努める。

(2)　企業（事務所）は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

(3)　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第３　事業継続の取組の推進

県及び市は、企業（事業所）における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供など、企業（事業所）の事業継続に向けた取組を推進するとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保を推進する。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

また、市町村、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

企業（事業所）は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努め

るとともに、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第４　事業者による地区の防災活動の推進

市内の一定の地区内に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行う。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第２０節　災害ボランティアの活動環境の整備

第１　基本的な考え方

大規模災害発生時には、救護活動をはじめ各種の支援活動が必要となり、公的機関の応急・復旧活動とともに、ボランティアによる被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援が求められる。

災害発生時に被災者の支援を目的として様々な活動を展開するボランティア団体・ＮＰＯ等の団体、個人を「災害ボランティア」という。

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるＮＰＯ等関係機関と連携し、災害中間支援組織（ボランティア団体・ＮＰＯ等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害発生時にボランティアニーズの把握、災害ボランティアの受け付け、登録、派遣調整など、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平時から活動環境の整備を図る。また、全国各ブロックの特定の都市等と平常時から交流を進めることにより、迅速かつ円滑な災害ボランティア派遣要請が可能となる仕組みづくりに努める。

第２　災害ボランティアの活動内容

災害時におけるボランティア活動には、以下に例示するような被災者の生活支援を目的とする一般ボランティアの活動と専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアの活動とがある。

また、これらの災害ボランティアが活動しやすいように、ボランティアニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行うボランティア・コーディネーターの活動がある。

一般ボランティア

(1) 災害情報・生活情報等の収集、伝達
(2) 指定避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援
(3) 救援物資、資器材の仕分け・配給
(4) 軽易な応急・復旧作業
(5) 災害ボランティアの受入業務
(6) 外国人被災者への情報提供、簡単な通訳（意思疎通の補助）

第３　災害ボランティアとの連携体制の整備

市は、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるＮＰＯ等関係機関の協力を得て、災害時の意思の疎通を円滑にするために、災害ボランティアの情報（活動内容、規模、連絡先等）を把握し、迅速な派遣のための災害ボランティアバンクの活用に努める。

第４　災害ボランティアの育成

市は、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるＮＰＯ等関係機関と連携し、災害ボランティア活動に必要な知識についての講習や訓練の実施に努めるとともに、活動上の安全の確保、災害救援ボランティアセンター運営のための人材育成に努める。

第５　災害ボランティアコーディネーターの育成

市は、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるＮＰＯ等関係機関と連携し、災害ボランティアコーディネーターの育成に努める。

第６　災害ボランティアの普及・啓発

市は、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるＮＰＯ等関係機関と連携し、災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民にも災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発に努める。

市は、災害ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第２１節　防災教育

第１　基本的な考え方

地震災害による被害を未然に防止し最小限にとどめるには、市民をはじめ各防災関係機関等が、地震に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため、各防災関係機関は、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、自主防災組織の取組みや地域での声がけなど、自助・共助による防災対策の重要性について、住民の意識啓発、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動の展開に努めるものとする。その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図ることに努める。

第２　市職員に対する防災教育

県及び市等の職員に地震災害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。

１　教育の方法

(1) 講習会、研修会の実施（自治研修所等で実施する県職員向け研修等）
(2) 各種防災訓練への積極的参加の促進
(3) 職員用防災活動マニュアル（活動手引き）や啓発用資料の作成・配布
(4) 過去の災害現場の現地視察・調査の実施

２　教育内容

(1) 地震についての一般的知識
(2) 防災対策の現況と課題
(3) 地域防災計画、防災業務計画の内容
(4) 各機関の防災体制と各自の役割分担
(5) 職員のとるべき行動
(6) 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用方法等）、及び医療・救護等の技能修得
(7) 総合防災情報システムの操作方法等
(8) その他必要な事項

第３　市民に対する防災教育

県、市及び防災関係機関は、市民に家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、最低３日間、推奨１週間の食料・飲料水等の家庭備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。この場合、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

１　普及の方法

(1) 社会教育事業、各種団体、地域コミュニティを通じての普及・啓発

地域自主組織、自主防災組織、ＰＴＡ、女性団体、自治会、事業所団体等各種団体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催、ビデオ、映画フィルムの貸出、自主的な防災マップづくりや防災資料の提供等を通じて災害に関する知識を普及啓発するとともに、交流センター等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での防災活動を促進し、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚をもち、地域の地震防災活動に寄与する意識を高める。

また、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関するさまざまな動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

(2) 広報媒体による普及

県及び市は、以下に示す多様な広報媒体により、防災知識の普及に努める。

ア　ラジオ、テレビ、ＣＡＴＶ、市ホームページ（防災に関するページの活用）等
イ　新聞、雑誌
ウ　広報紙やパンフレット等の印刷物
エ　防災ビデオ
オ　講演会・映画上映会等の開催
カ　防災マップ

２　周知内容

(1) 市の防災対策
(2) 地震災害に関する一般的知識と過去の災害事例
(3) 地震災害に対する平素の心得

ア　周辺地域における災害危険性（地盤災害、火災、危険物災害等）の把握
イ　負傷の防止や避難路の安全確保の観点から、家屋等の点検や家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
ウ　家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと
エ　火災の予防
オ　応急救護等の習得
カ　避難の方法（避難路、避難先の確認）
キ　食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等物資の備蓄
（ 最低３日（推奨１週間）分 ）
ク　非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食、マスク、消毒液、体温計のほか、紙おむつや粉ミルクなど家族構成にあわせて準備）
ケ　自主防災組織の結成
コ　要配慮者への配慮及び避難行動要支援者への支援
サ　ボランティア活動への参加
シ　飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備等
ス　ライフライン途絶時の対策
セ　保険・共催等の生活再建に向けた事前の備え
ソ　自動車へのこまめな満タン給油

(4) 災害発生時の心得
ア　地震発生直後にとるべき行動（場所別）
イ　出火防止と初期消火
ウ　自宅及び周辺地域の被災状況の把握
エ　救助活動
オ　テレビ・ラジオ等による情報の収集
カ　避難実施時に必要な措置
キ　避難先での行動
ク　自主防災組織の活動
ケ　自動車運転中及び旅行中等の心得
コ　災害用伝言サービスによる安否情報等の登録（運用開始時）
サ　マニュアルの作成や訓練を通じた、住民による主体的な指定避難所の運営管理のために必要な知識等

３　地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度である。火災保険では、地震・津波等による被害は補償されないことから、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであるため、県、市等は、その制度の普及促進に努める。

第４　市民による防災学習

自主防災組織、市民活動団体等による自主的な防災学習を推進し、市は必要に応じて支援する。
また、地域円卓会議等を通じて、自主防災組織同士、市民活動団体等同士による学びあいを推進する。

第５　学校教育における防災教育

１　趣旨

学校における防災教育は安全教育の一環として、幼児、児童及び生徒等（以下児童等）の安全確保及び防災対応能力の育成や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うため、下記の点をねらいとして、教育課程に位置づけ、教育活動全体を通じて、計画的、組織的に行う。
また、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。このほか、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

(1) 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断のもとに、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。

(2) 災害発生時及び事後に進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。

(3) 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、地震災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。

２　各教科・道徳・特別活動・総合的な学習（探究）の時間における防災教育

体育・保健体育科、理科、社会科、生活科などの関連教科において、自然災害の発生のメカニズムや地域の自然災害や防災体制など、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、それを働かせることによって意思決定ができるようにする防災学習を行う。

学級活動・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動、学校行事等の特別活動を中心に課外活動や日常の学校生活での指導なども含めた幅広い機会をとらえて、災害時に起こる様々な危険を理解して的確な判断のもとに安全に行動できるようにする防災指導を行う。

防災学習及び防災指導の基盤となる生命尊重や思いやりなどの心情や態度を育てるため、道徳科の指導との密接な関連を図る。

総合的な学習（探究）の時間において、学校の実情に応じて、教科などの発展として、防災に関する課題を設定し取り組む。

３　学校行事としての防災教育

訓練の内容は、学校の立地条件、校舎の構造などを十分考慮し作成する。

避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面を想定したり、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図るなど事前事後指導を意図的に実施する。

特に、休憩時間や放課後などの授業時間外や校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練も実施し、教職員がその場にいなくても、自らの判断で安全な行動がとれるよう指導しておくことが大切である。教職員にあっては、児童等及び施設の安全確認、校内の連絡体制などそれぞれの役割の習熟に努めることが重要である。

また、防災意識を高めるため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、地震体験車（起震車）等による地震疑似体験の実施及び市が行う防災訓練への参加等、体験を通した防災教育を実施する。

なお、市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

４　教職員に対する防災研修

災害時における児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火法、災害時の児童等の心のケアなど災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導に当たる教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速かつ適切な行動がとれるようにしておく。

第６　防災上重要な施設の職員等への防災教育

１　防災上重要な施設が行う防災教育

施設管理者等は職員に講習会や防災訓練等を通して防災学習の徹底を図ることとする。

２　防災関係機関が行う防災教育

防災関係機関は、施設管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努めることとする。

第７　事業所における防災の推進

事業所の防災担当者は、災害時の企業の役割（従業員や顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員教育等を積極的に進めるとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に努めることが必要である。

県及び市は、事業所におけるこうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備等に取り組む。さらに事業所職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災活動を積極的に評価する等により事業所の防災力向上の促進を図る。また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保を推進する。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

第８　災害教訓の伝承

(1) 国、県、市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるほか、過去に発生した災害の記録を活用した研修会を開催するなど、地域の特性を踏まえた防災教育に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(2) 市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。国、県、市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

第２２節　防災訓練

第１　基本的な考え方

地震災害時には、県、市及び各防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動を円滑に行うためには、平常時から自衛隊、警察本部、消防本部、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ＮＰＯ・ボランティア等、要配慮者等を含めた地域市民等の地域に関係する多様な主体と密接に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるほか、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

また、救出・救護等における要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第２　総合防災訓練

２　市（広域連携）

市は、県（各地区）、防災関係機関、市民、企業等と一体となって、初動活動訓練や各防災機関の連携訓練など災害応急対策について実践的で実効性のある総合的な防災訓練を実施する。これにより各機関相互の緊密な協力・連携体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

３　市（単独又は隣接市と共同）

市は、地域における第一次的な防災機関として円滑な災害対策活動を期すため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法に関する計画を定め、防災関係機関、自主防災組織及び市民の協力を得て、総合訓練を反復して実施する。

４　防災関係機関及び市民等

陸上自衛隊、警察本部、消防本部、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、地域自主組織、自治会、自主防災組織及び市民は、総合訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努めるものとする。

第３　シミュレーション訓練（図上訓練）

県、市、防災関係機関は、それぞれ定められた災害応急対策計画や活動マニュアルに基づき、シミュレーション訓練（図上訓練）による各種訓練を実施する。シミュレーション訓練は、様々な想定地震・想定事象のもとで図上で実施し、災害応急対策上の問題点・課題を明らかにすることを目的として、おおむね以下に示す訓練実施項目を実施し、訓練後は、適宜、評価・検討を実施する。

１　応急対策に従事し、又は協力する者等の動員・配備、指揮命令、情報収集・伝達

２　緊急避難等市民への救援活動及びこれに伴う措置
３　応急・復旧用資機材、救助物資等の緊急輸送

第４　個別訓練

県、市及び各防災関係機関等は、総合防災訓練のほか訓練種目を選定し、個別的な訓練を実施する。

１　予報及び警報等の伝達及び通信訓練

気象業務法、消防法に定める予報及び警報等の発表、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信施設を利用し、又は有線通信途絶の想定のもとに無線通信による訓練を行う。

予報及び警報等の市民に対する伝達及び徹底についての訓練並びに停電時等非常事態における伝達訓練も必要によりこれを実施する。

２　災害防御訓練

災害による被害の拡大を防御するための訓練は、おおむね次のとおりとする。

(1) 災害対策本部設置訓練

県及び市は、災害時における応急活動体制を確立できるよう、災害状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置・設営及び運営訓練を実施する。

(2) 非常参集訓練

県及び市は、災害時における応急対策に万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、各部局の配備計画に基づいて非常参集訓練を実施する。

(3) 情報収集・非常通信訓練

県及び市は、災害時には、一般加入電話の通信設備、地下・架空ケーブル等が被害を受け、通信が輻輳したり途絶する事態が予想されるので、このような事態に対処するため、災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。特に、迅速・正確な被害報告のための訓練を重視する。

(4) 消防、救急・救助訓練

消防機関は、消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域市民と一体となった消防訓練を実施する。

また、消防機関は、中国四国ブロックでの緊急消防援助隊合同訓練等により、緊急消防援助隊の受援体制及び応援体制の習熟を図る。

(5) 避難訓練

学校、病院、社会福祉施設等では、災害時における避難指示等に迅速かつ円滑に対応するため、定期的又は随時に実践的な訓練を実施し、職員や生徒、入所者等に行動要領を習熟させる。

また、訓練の実施に当たっては、ハザードマップ、防災マップ等を活用しつつ行う。

(6) 医療救護訓練

県、市及びＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ、医師会、日赤、薬剤師会等の医療関係機関は、災害時の効

果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。

(8) その他の訓練

県、市及び防災関係機関は、それぞれ定められた災害応急対策計画や活動マニュアルに基づき、図上訓練や防災活動従事者の動員訓練、必要資材の応急手配訓練などの各種訓練を実施する。

市は、定期的な訓練の実施により、市民に危険箇所、避難場所等を周知徹底する。訓練においては、訓練地区の地盤災害等による孤立可能性などの情報を提供するとともに、ＤＩＧ（Disaster Imagination Game　図上訓練ゲーム）の使用等により、市民が地域の災害対策を話し合い、共有する取り組みを促進する。

３　災害応急復旧訓練

災害の応急復旧を実施するための訓練は、おおむね次の項目について行う。

(1) 鉄道、道路の交通確保
(2) 復旧資材、人員の緊急輸送
(3) 決壊堤防の応急修復
(4) 電力、通信施設の応急修復

４　防災訓練時の交通規制

県公安委員会は、県、市が行う防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該訓練に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における交通規制を行うことができる（災害対策基本法第48条２項）。

なお、交通規制を実施する場合は、総理府令で定める様式の標示（規制標識）を設置しなければならず、これが困難な場合は警察官の現場の指示により交通規制を行わなければならない（規制の標識の様式は別記のとおり）。

災対法施行規則別記様式第１（第１条の２関係）

備　考

１　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
２　縁線及び区分線の太さは１センチメートルとする。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
４　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

第２３節　要配慮者等安全確保体制の整備

第１　基本的な考え方

災害時に迅速・的確な行動が取りにくく被害を受けやすい要配慮者は、本市の高齢化や国際化の進展に伴い、今後増加することが予想される。このため、県、市及び防災関係機関は、平素より要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

第２　避難行動要支援者等支援体制の構築

１　避難行動要支援者に配慮した避難計画の策定

市は、避難計画の策定に当たっては、特に以下の点に留意する。

(1) 要配慮者及び避難行動要支援者への高齢者等避難、避難指示等の伝達方法
(2) 要配慮者及び避難行動要支援者の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
(3) 要配慮者及び避難行動要支援者の支援における避難支援等関係者、市の役割分担

２　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

(1) 市は、地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(2) 市は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(3) 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

避難支援等に携わる関係者は次のとおりとする（以下同じ。）。

ア　消防機関（消防本部、消防署、消防団）
イ　警察機関（警察本部、警察署）
ウ　社会福祉協議会
エ　地域自主組織
オ　自治会
カ　民生委員・児童委員
キ　介護支援専門員
ク　相談支援専門員
ケ　その他市長が特別に認める者

(4) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(5) 市は、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿等を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(6) 市は、地域防災計画に定めるところにより、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支

援者本人及び避難支援等実施者の同意を得ることにより、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(7) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(8) 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(9) 避難行動要支援者名簿等の作成、活用等に当たり必要な次に示す事項等については、地域防災計画に定める。なお、その他必要な事項については、避難行動要支援者の避難支援のための計画等に定める。

ア　避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して決定し、その機関名等を定める。その際、地域の実状を踏まえ避難支援者を決めるとともに、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得る。

イ　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

要配慮者の避難能力の有無、要件の設定については、主として次のような点が想定されるが、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、避難支援等関係者の判断や、形式要件から漏れた者自らが避難行動要支援者名簿への掲載を市町村に求めることができる仕組みなど、きめ細かい要件を定める。

（ア）警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
（イ）避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
（ウ）避難行動をとる上で必要な身体能力
（エ）要介護状態区分
（オ）障がい支援区分

ウ　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市の関係部局で把握している情報の集約、要介護状態区分別・障がい別・支援区分別等の把握方法などのほか、県等関係機関への情報提供依頼、情報提供に当たり必要な事項について、定める。

エ　名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者名簿を更新する期間、仕組み等名簿情報を最新の状態に保つために必要な事項を定める。

オ　名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう次に示す事項を参考に、市が講ずる措置を定める。

（ア）当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する
（イ）市内の一地区の自主防災組織に対して、市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する
（ウ）災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する
（エ）施錠可能な場所へ避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する
（オ）受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する
（カ）避難行動要支援者名簿の提出先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する
（キ）名簿情報の取扱状況を報告させる
（ク）避難行動要支援者名簿の提出先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する

カ　要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

（ア）避難準備・高齢者等避難開始等の発令・伝達

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用し、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その情報伝達について特に配慮が必要な事項を定める。

a　高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする

b　同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する

c　要配慮者にあった必要な情報を選んで伝達することなど

（イ）多様な手段の活用による情報伝達

要配慮者の聴覚障がい・視覚障がい・肢体不自由等それぞれの障がいの状況に応じた具体的な伝達手段を定める。

キ　避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の安全を確保するために必要な措置、ルール等について定める。

(10) 個別避難計画の作成、活用等に当たり次のとおり定める。

ア 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方

市は、計画作成の全体像（市支援による個別避難計画及び本人・地域記入の個別避難計画の作成）や優先して作成する基準等について定める。

イ 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるが、地域によって異なるのが実情であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定する。

その際、必ずしも災害対策基本法で例示している消防機関、県警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決めること。

また、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保するのに当たっては、年齢等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得る。

ウ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

市の関係部局で把握している情報の集約、要介護状態区分別・障がい別・支援区分別等の把握方法などのほか、個人番号（マイナンバー）を活用した情報の集約・取得、県等関係機関への情報提供依頼、情報提供に当たり必要な事項について定める。

エ 個別避難計画の更新に関する事項

個別避難計画を更新する期間、仕組み等個別避難計画情報を最新の状態に保つために必要な事項を定める。

オ 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう次に示す事項を参考に、市が講ずる措置を定める。

（ア）個別避難計画情報には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、個別避難計画情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する

（イ）個別避難計画情報の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で個別避難計画情報を取扱う者を限定するよう説明する

（ウ）市内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の個別避難計画情報を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう説明する

（エ）災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する

（オ）施錠可能な場所への個別避難計画情報の保管を行うよう説明する
（カ）受け取った個別避難計画情報を必要以上に複製しないよう説明する
（キ）個別避難計画情報の取扱状況の報告を求める
（ク）平常時から個別避難計画情報を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、使用後に名簿情報の廃棄・返却等を求める
（ケ）個別避難計画情報の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する

カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

（ア）警戒レベル３高齢者等避難の発令・伝達

避難支援等関係者が個別避難計画情報を活用し、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その情報伝達について特に配慮が必要な事項を定める

a 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする

b 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する

c 高齢者や障がい者等にあった必要な情報を選んで伝達することなど

（イ）多様な手段の活用による情報伝達

聴覚障がい・視覚障がい・肢体不自由等それぞれの障がいの状況などに応じ、多様な伝達手段を活用して情報伝達を行う

キ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の安全を確保するために必要な措置、ルール等について定める。

３　避難行動要支援者の避難支援

(1) 市は、避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要な支援を受けることができるよう、上記の関係者等と協力して、個別避難計画等の作成に努める。

(2) 市は、避難行動要支援者があらかじめ定めておいた指定避難所等への移送手段が使えない場合に備え、福祉タクシー事業者等と協定を締結する等移送手段の確保に努める。

４　県の避難行動要支援者支援体制

県は、市における個別避難計画等の事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。また、大規模災害においても避難行動要支援者の避難等を広域的に支援するため、関係機関、団体等との協力体制を整備する。

第３　地域における要配慮者対策

１　防災設備、物資、資機材等の整備

市は、地震災害発生直後の食料・飲料水等については市民自らの個人備蓄によっても対応できるよう、家庭における事前の備えを推進するとともに、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

また、一人暮らしの高齢者や寝たきりの病人等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備、聴覚障がい者に対する災害情報の伝達のための文字放送受信システムの普及、在宅の要配慮者に対する自動消火器、住宅用火災警報器の設置の推進等に努める。

２　要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市は、要配慮者が地震災害時に出火防止や円滑な避難を行うことにより被害をできるだけ受けないよう、講習会の開催、パンフレット、広報紙の配布など要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。さらに、地域における防災訓練においては、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施するものとする。

また、市は、ホームヘルパーや民生委員など高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのでき

る者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識の普及を推進する体制を整備する。

３　防災基盤の整備

市は、要配慮者自身の災害対応能力及び地域の要配慮者の分布等を考慮し、指定緊急避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図るとともに、指定避難所については、段差解消、洋式トイレの設置等施設のバリアフリー化に努める。

また、あらかじめ福祉避難所を指定し、一般の指定避難所での生活が困難となる避難者を円滑に移送・受入れできる環境を整備するとともに必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

社会福祉施設設置者へも、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備）制度の周知を図る。

４　外国人対策

外国人に対しては、住民登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分に説明等を行うとともに、「やさしい日本語」や外国語による多言語での携帯メールマガジン、パンフレットの作成等による防災教育の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけなどを行う。

また、災害時における通訳など語学ボランティア活用体制や多言語による広報体制の整備、指定緊急避難場所・指定避難所・災害危険地区等に関する多言語表示の付記などを推進するとともに訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

大規模災害により、外国人住民の避難生活の長期化が予想される場合、県が、しまね国際センターと協議のうえ共同で設置される「災害時多言語支援センター」を活用し、多言語による災害情報の取得や、避難所等での翻訳・通訳等の支援に活かす。

第４　社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

１　防災設備等の整備

社会福祉施設、保育所、病院等の管理者は、要配慮者に配慮し、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品・医療用資機材等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機及び燃料等の備蓄・整備に努める。また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後７２時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

２　組織体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害発生時の迅速かつ的確な対応のため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制、病院等から避難した患者・入所者の転院・受入れ方策等に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日ごろから、市や他の類似施設、近隣市民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

３　緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、地震災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

また、社会福祉施設管理者は災害発生時には多数の避難者の緊急入所や他被災施設からの移送が

必要となることから、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備）の活用等を図り、避難行動要支援者等の処遇の確保に努める。

４　防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、地震災害時において適切な行動がとれるよう、防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

５　防災基盤の整備

県及び市は、避難行動要支援者等自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、指定緊急避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

第２４節　孤立地区対策

第１　基本的な考え方

地震の際には、地震動による土砂災害又は津波による漂流物の堆積等により交通が寸断され、集落が孤立するおそれがあるため、孤立が予想される地区については、地区の実態を詳細に把握して、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。

第２　通信手段の確保

１　多様な通信手段の確保

発災時には、断線等の通信施設の被災や輻輳により、固定電話、携帯電話等による通信がつながりにくくなることがあり、初動期の情報収集に支障を来すことが考えられる。

そのため、市、孤立予想地区において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努める。

２　地震の発生を前提とした通信設備の運用

市及び孤立予想地区において、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の確保を図る。設備面での対策のほか、防災訓練等を通じて、これら通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

また、携帯電話の通話可能範囲を把握しておく。

３　通信設備障害時におけるバックアップ体制

通信設備障害により孤立地区の状況が把握できない場合に備え、民間の協力員、地域自主組織、自治会、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制を整える。

第３　物資供給、救助体制の確立

１　孤立地区の市民ニーズの適切な把握

市民の救出や物資の適切な供給に当たり、伝えるべき項目をあらかじめ整理し、孤立予想地区や市、県等で共有するよう努める。

伝達項目例：負傷者の有無、負傷の程度、孤立地区内の人数、要配慮者の有無、備蓄状況（食料、飲料水、医薬品、毛布）等

２　ヘリコプター離着陸適地の確保

孤立地区発生時の適切な救助、避難、物資供給に資するため、孤立可能性のある地区へのヘリコプター離着陸適地を選定・確保する。

３ 無人航空機等の輸送手段の確保

孤立地区が発生した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

第４　孤立に強い地区づくり

１　備蓄の整備・拡充

孤立の可能性がある地区においては、備蓄の推進等を通じ、地域防災力を強化する必要がある。

備蓄に当たっては、食料、飲料水、燃料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の整備により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。公的な備蓄のみならず、地域自主組織、自治会、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。この際、要配慮者への配慮にも努めるとともに、公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。

また、多数の孤立地区において、けが人が発生した場合には、救援部隊が到着するまでに相当の時間を要する可能性があることから、医薬品、救助用器具など、地区内で最低限の応急処置がとれるための備蓄に努める。

２　避難体制の強化

地区の人口に応じた避難施設を指定するとともに、当該施設の耐震化の推進や少なくとも７２時間は連続運転可能な非常用電源の整備を行う。

また、防災マップ等の作成・配布や孤立を想定した定期的な訓練の実施により、市民への危険箇所、避難先を周知徹底する。

３　マニュアル等の整備

避難所運営マニュアル等の策定を進め、集団避難を想定した避難計画の策定及び周知を進める。

第５　道路寸断への対応

１　対策工事の実施

緊急輸送道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的な視点で優先順位の高いところから、整備計画を作成し、必要な対策を実施する。

２　道路寸断情報の収集・伝達体制の整備

発災後に迅速な孤立の解消を図るため、迅速かつ的確に道路被害情報を収集し、関係機関へ情報提供を行う。

第２５節　調査研究

第１　基本的な考え方

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、自然科学、社会科学等様々な分野からの調査研究が重要となる。

このため、市及び防災関係機関は、地震被害とその対策のあり方等について、総合的、科学的に調査・研究することが必要である。

また、市は、これら各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを積極的に実施するものとする。

第２　震災対策調査研究の推進

１　被害想定に関する調査研究

震災に関する総合的な被害想定は、震災対策を有効に具体化するための目標を設定することを目的とするため、実際の災害により近いことが適切である。したがって、被害想定調査は、工学的、実験実証等をおりまぜた、科学的な想定とし、対策の万全を確保するため最悪の条件下における災害を考慮して行う。

また、地震による被害が、どこでどの程度の規模で起こりうるかを究明し、応急対策の事前準備の指標とするとともに、被害の発生要因を検討し、改善事項を指摘してとるべき予防対策及び応急対策に資するものとする。

２　シミュレーション訓練手法の開発

実践的なシミュレーション訓練の実施要領（訓練の想定条件やシナリオの付与方法、シミュレーション訓練テーマの抽出方法、訓練参加組織間の連携・調整方法等）、並びに訓練により得られた結果を防災施策に反映する方法を研究する。

３　その他の調査研究

過去の災害記録の作成、資料化・データベース化に係る調査研究等。

第３　地域危険度調査研究の促進

市は、防災アセスメント[*1]を実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（地域自主組織単位、自治会単位、学校区単位）でのきめ細かな地区別防災カルテ[*2]等の作成を積極的に推進するものとする。

その他、地震被害軽減のための各種調査研究が求められる。

（注）

＊１　防災アセスメント:当該市等の地形分類資料等による航空写真判読や過去の災害履歴等の資料をもとにした調査により、地域の災害危険性を総合的・科学的に明らかにする作業。

＊２　地区別防災カルテ:防災アセスメントによって得られた災害危険地図に住家や防災施設を加え、コミュニティレベルでの総合的危険度を判別しうる大縮尺の防災地図

第 ２ 編

第 ２ 章

地震災害応急対策計画

第２章　地震災害応急対策計画

第１節　応急活動体制

第１　基本的な考え方

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市、防災関係機関及び市民は一致協力して、災害の拡大防止及び発生防止並びに被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため、市、防災関係機関は、組織、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立その他の応急活動体制を速やかに確立し、市にあっては、市災害対策本部の設置、市現地災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(1) 県

県下に地震災害が発生し、又は地震及び津波災害が発生するおそれがあるとの特別警報及び警報が発表された場合、県は総合防災情報システムによる携帯メールや個別連絡網を活用し職員を動員するとともに、災害対策本部の設置、「島根県大規模地震・津波災害業務継続計画」による業務の実施体制の確保など災害初動体制を確立し、災害応急対策に着手する。特に、県内の全体状況を的確に把握し、市町村が防災活動を円滑かつ迅速に実施できるよう支援するとともに、関係機関の防災活動を総合調整する。

県災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連絡調整等を図る。

また、県災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

(2) 市

県下に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は第一次的な防災機関として応急対策活動を円滑かつ迅速に実施出来るよう、職員を動員するとともに、災害対策本部の設置など災害初動体制を確立する。

市災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。

また、市災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。

(3) 防災関係機関等

県下に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関はそれぞれの機関等で定めるところにより、職員の動員、災害対策本部の設置等災害応急対策活動を実施する。

第２　県の応急活動体制

１　災害時の県の役割

地震災害時において県が果たす役割は次のとおりである。

(1) 県内外の防災機関の活動喚起

ア　県内の防災機関の活動喚起

県内市町村の防災体制の早期確立を促す。特に、甚大な被害を被っている被災市町村の活動体制確立を喚起するとともに、県民、県内企業・団体・ボランティア等の救援活動の協力体制の確立を促す。

イ　県外の防災力要請について必要性の判断

災害状況を踏まえ、自衛隊の派遣や都道府県、市町村・消防機関への応援要請の必要性を早い段階から検討し、災害派遣要請や応援要請に備える（県外の企業・団体等も同様。）。

⑵ 関係機関・団体、県民に対する災害時の活動・行動ルールの徹底

広報活動を早い段階から実施することなどにより、防災機関への不要不急な問い合わせの自粛、救援物資の適切な方法による送付など関係機関・団体、県民が地震災害時において遵守すべき防災活動・行動ルールを徹底する。

⑶ 広域的な防災活動の総合調整

ア　県内市町村の防災活動の統制

相互応援協定を活用し応援を必要とする市町村を把握し、必要な防災力を投入する。

イ　応援自治体・自衛隊の派遣先等の調整

複数の被災市町村に対する他県の応援部隊、自衛隊等の派遣先や活動内容を調整し、効果的な救援活動を実施できるようにする。

ウ　災害現場での活動調整

現地災害対策本部や地方機関が活動調整することにより、関係機関相互の組織的連携を確立し、災害現場での混乱を回避し、効果的な活動ができるようにする。

⑷ 市町村の防災活動の支援

ア　市町村の活動環境の改善

地震発生直後から市町村の活動状況を把握し、活動環境の悪化を防ぐとともに、その改善を促すため、以下に示す後方支援を行う。

・主な被災地、被害概況、二次災害危険情報など応急対策の必要情報の伝達・提供
・重要施設の機能確保等のためのライフラインの緊急復旧要請
・効果的な広報による混乱防止
・災害救助法の早期適用等による財政負担に対する不安の早期解消

イ　被災地への県職員の派遣

震度５弱以上の地震を観測した場合や、大津波警報、津波警報が発表された場合など必要に応じ、地区災害対策本部等の職員を市町村に派遣し、情報収集や連絡調整等活動支援に当たらせる。状況によっては、管理職員等による災害対策現地情報連絡員（管理職リエゾン）派遣制度に基づく職員などの派遣を行う。

また、危険施設や危険箇所の対策など県との協議を必要とする業務、あるいは市町村単独では意思決定が困難な業務について、市町村が現場で即決即断できるよう、必要に応じて現地の状況を把握する能力・技術を有した県職員を被災地に派遣する。

ウ　激甚な被災市町村の業務の代行

災害救助法による事務は、法定受託事務として県が実施するが、多くの事務は市町村に事前に委任されている。ただし、委任された市町村が激甚な被害を受け、委任事務を遂行するのに支障がある場合には、県がそれを執行する必要が生じる。

２　防災ヘリの活用

大規模地震災害時においては、以下の要領で臨機応変に県防災ヘリを運用し、その機動性を最大限に発揮できるようにしておく。災害状況によっては、警察本部、自衛隊、消防機関等と緊密に連携することにより、防災ヘリを活用した効果的な救援体制の確立に努める。

⑴ 県防災ヘリの活用体制の確立

ア　活動体制

県防災ヘリの活用体制を確立するに当たっては、関係法令によるもののほか、「島根県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「島根県防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「島根県防災ヘリコプター緊急運航基準」の定めるところによる。

イ　市等からの応援要請

市等（消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合含む）の長は、県知事に対して、「島根県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

ウ　関係機関との調整体制の確立

県は、災害時において、自衛隊のほか、ヘリコプターを保有する他の都道府県、警察本部、消防本部と調整することにより、効果的かつ機動的なヘリの運航体制を確立する。

(2) 県防災ヘリの運用

ア　活動内容

県防災ヘリを活用した防災活動の内容としては、次のものが該当する。

（ア）災害対策活動（被害状況等の情報収集・伝達、避難指示、緊急輸送等）
（イ）火災防御活動（空中消火、消火資機材搬送等）
（ウ）救助活動（事故等による捜索・救助等）
（エ）救急活動（傷病者の救急搬送、転院搬送等）
（オ）その他

イ　ヘリの運用

原則として、「島根県防災ヘリコプター緊急運航基準」の定める上記アの該当事由について、「島根県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「島根県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定める運航要領に基づき運用する。

また、県下の市町村等が、災害による被害を最小限に防止するために、県が所有する防災ヘリの応援を求めた場合は、その方法等について定めた「島根県防災ヘリコプター応援協定」に基づく運用を徹底する。

特に、県の地域に震度５弱以上の地震を観測し、又は県沿岸に大津波警報、津波警報が発表されたときは、直ちに防災ヘリコプターを投入して、ヘリＴＶ映像等による災害情報を収集することにより、より迅速かつ機動的な情報収集を行う。

なお、これらの要綱や協定に定めのない事由については、関係機関相互の協議により適切な運用方法を検討する。

ウ　離発着場の選定

災害時においては、事前に整備・指定済みの離発着場（ヘリポート）の中から、適当な場所を選定し、活用する。離発着場の選定後は、速やかに関係者・機関にその旨を周知する。

第３　市の応急活動体制の確立

１　応急活動体制

市は、住民に対する災害対策の第一義的な実施主体であり、その役割の重要性に鑑み、地域防災計画に規定された防災体制を早期に確立し災害応急対策に着手する。

⑴ 市災害初動体制

市は、住民に対する救援活動を遅滞なく実施するため、災害発生直後に災害初動体制を確立して災害応急対策に着手する。

⑵ 市災害対策本部等

市は、地域防災計画に規定された設置基準に基づき、災害対策本部を早急に確立して応急対策に着手する。本部を設置した場合は、その旨を総合防災情報システム等により県等に報告する。

また、市は、被災地への救援活動をより的確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において国・関係機関等と連携をとって災害応急対策活動を推進する。

雲南市業務継続計画（BCP）の発動が必要と判断したときは、災害対策本部長の宣言により発動する。発動した場合は速やかに市民及び関係機関に周知を行う。発動基準は次のうちいずれか１つ以上に該当したときとする。

ア　市内に震度６弱以上の地震が発生した場合
イ　市役所本庁舎に甚大な被害が生じている場合
ウ　市内の広範囲で被害が発生し、職員の大半が長期間災害対応を実施する必要がある場合
エ　その他、災害対策本部長が必要と認めた場合

⑶ 職員の動員配備

市は、地震災害に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定められた職員の配備基準（震度情報等による）に基づき配備体制を決定し、決定後は保有する情報・連絡手段を活用し速やかに関係職員に伝達し、職員を迅速かつ効果的に動員配備する。

２　地震災害体制の決定、動員及び本部等の運営

⑴ 災害体制及び動員の決定

地震災害の防止軽減並びに災害応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、地震災害体制及び動員計画に従って関係職員を動員する。

地震災害が発生した場合は、次頁の「地震災害体制の基準」に示す体制の基準に基づき、体制及び動員方法を決定し、災害対策活動を実施する。

⑵ 職員への情報伝達

勤務時間内は、庁舎内放送、庁内メール、職員参集メール等により参集命令を伝達する。また、所属長は予め部局内の緊急連絡網を定め、参集時間及び安否確認を職員参集メール、一般加入電話、携帯電話等により行う。

勤務時間外は、職員参集メール等により参集命令を伝達する。また、所属長は予め部局内の緊急連絡網を定め、参集時間及び安否確認を職員参集メール、一般加入電話、携帯電話等により行う。平常時の部局と災害時の動員部局が異なる職員への連絡は、平常時の所属部局から連絡する。

雲南市 震災体制の基準

体制	基　　準	体制の決定	動　　員
準備体制	1　雲南市内で**震度３**が観測されたとき	自動配備	防災安全課職員
警戒体制	1　雲南市内で**震度４**の地震が観測されたとき	自動配備	防災担当指定職員
災害警戒本部	1　雲南市内で**震度５弱**の地震が観測されたとき	自動設置	【本庁】 割り当てられた職員 （各部局の動員体制表による） 【総合センター】 全職員
	2　副市長が必要と認めたとき	総合センター所長と防災部長が協議の上、副市長が決定し、設置する	総合センター所長と防災部長が協議の上、副市長が決定し、指示する
災害対策本部	1　雲南市内で**震度５強以上**の地震が観測されたとき	自動設置	全職員 （各部局の動員体制表による）
	2　市長が必要と認めたとき	総合センター所長と防災部長が協議の上、市長が決定し、設置する	総合センター所長と防災部長が協議の上、市長が決定し、指示する

※　ここに掲げる震度は、雲南市内で観測された最大震度です。

震度階級関連解説表

※出典：気象庁震度階級関連解説表(H21.3.31改訂版)(一部改変あり)

(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
(2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
(3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
(4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
(5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
(6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※　気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※１　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
※２　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
※３　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５弱	―	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
５強	―	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
６弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
６強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注１） 木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
（注２） この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
（注３） 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５強	―	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注１） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
（注２）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

(3) 準備体制

地震災害時において災害警戒本部を設置する前の体制として、以下の体制を確立する。

ア　体制の基準、決定、設置の手続

市内の地域で震度３の地震が観測されたとき、準備班を設置する。

イ　動員

市内の地域で震度３の地震が観測された場合は、防災部防災安全課職員は、災害情報の収集等、初期の災害応急対策に従事する。

ウ　廃止の基準

初期の災害応急対策を実施し、特に本体制を要しないと認めたとき、防災部長の判断により廃止を決定する。

（4）警戒体制

地震災害時において災害警戒本部を設置する前の体制として、以下の体制を確立する。

ア　体制の基準、決定、設置の手続

市内の地域で震度４の地震が観測されたとき、警戒本部を設置する。

イ　動員

市内の地域で震度４の地震が観測された場合は、防災担当指定職員指は、災害情報の収集等、初期の災害応急対策に従事する。

ウ　廃止の基準

初期の災害応急対策を実施し、特に本体制を要しないと認めたとき、防災部長の判断により廃止を決定する。

（5）災害警戒本部体制

地震災害体制の基準に基づく、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の体制等については以下のとおりとする。

ア　警戒本部

（ア）体制の基準、決定、設置の手続、公表

以下の基準のいずれかに該当するとき、対策本部を設置する。

a　市内の地域で震度５弱の地震が観測されたとき。

b　副市長が必要と認めたとき。

（イ）動員

以下の基準のいずれかに該当するとき、関係職員を動員する。

a　市内の地域で震度５弱の地震が観測された場合は、本庁の動員体制表により当てられた職員及び総合センター全職員とする。

b　副市長が必要と認めた場合は、総合センター所長と防災部長が協議の上、副市長が決定し、動員体制を指示する。

（ウ）警戒本部の組織

a　警戒本部等

（ａ）警戒本部の概要

災害対策本部の設置に至るまでの措置及び災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を機動的かつ総合的に行うため警戒本部を設置する。

（ｂ）警戒本部の構成

警戒本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。警戒本部長は副市長、副本部長は教育長、防災部長をもって充てる。本部長は、地震災害初動体制について指示又は要請する。副本部長は、警戒本部長を助け、本部長が不在のときは副本部長がその職務を代理する。

警戒本部会議の構成員は、次の表に示すとおりであり、必要に応じ関係課長を加え、災害対策に必要な所要の措置を講ずる。

（ｃ）警戒本部会議の協議事項等

災害警戒本部において本部会議を置き、地震による被害その他の災害情報の収集及び連絡並びに、災害対策その他防災に関する事項等について協議する。

災害警戒本部の構成

本部長	副市長
副本部長	教育長　防災部長
本部員	部長級以上
本部連絡員	防災部防災安全課及び総務部総務課の職員

（エ）廃止の基準

警戒本部は、本部長が、災害に係る危険がなくなったと認めたとき、又は災害が発生するおそれがなくなったと認めたとき、又は災害対策本部が設置されたとき、これを廃止する。

（６）災害対策本部体制

震災体制の基準に基づく災害対策本部（以下「対策本部」という。）の体制等は以下のとおりとする。

ア　対策本部体制

（ア）体制の基準、決定、設置の手続、公表

以下の基準のいずれかに該当するとき、対策本部を設置する。

ａ　市内の地域で震度５強以上の地震が観測されたとき。

ｂ　市長が必要と認めたとき。

（イ）動員

以下の基準のいずれかに該当するとき、関係職員を動員する。

ａ　市内の地域で震度５強以上の地震が観測された場合は、全職員とする。

ｂ　市長が必要と認めた場合は、総合センター所長と防災部長が協議の上、市長が決定し、動員体制を指示する。

（ウ）対策本部の組織

ａ　対策本部等

（ａ）対策本部の概要

市内に地震災害が発生し、統一的な災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、対策本部を設置する。

（ｂ）対策本部の構成

対策本部は、本部長・副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

本部長は、市長をもって充てる。副本部長は副市長、教育長をもって充て、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

災害対策本部の構成

本部長	市長
副本部長	副市長　教育長
本部員	部長級以上
本部連絡員	防災部防災安全課及び総務部総務課の職員

（ｄ）本部会議の協議事項等

本部長は、対策本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を召集する。

本部会議では次のことを協議する。

ⅰ　対策本部の災害体制に関すること。

ⅱ　災害情報及び被害状況の収集並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

ⅲ　関係指定行政機関、関係指定地方機関、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携に関すること。

ⅳ　その他災害対策に関する重要事項

（エ）各部局等の所掌業務

各部局等の所掌業務は、次のとおりとする。

部名	分掌事務
各部共通	1　来庁者の避難誘導および安全確保 2　職員自身および家族の安全確保 3　対策本部の設置（各部局） 4　職員参集状況の確認（各部局）と災害対策本部への報告 5　データの保護・復旧措置（各部局） 6　部局内及び他部局との連絡調整 7　受援計画発動時の体制の確立

部名	部長・副部長	部員	分掌事務
総務部	部長 防災部長 副部長 総務部長 政策企画部長 議会事務局長	総務部、防災部、政策企画部、議会事務局及び監査委員・公平委員会事務局に属する職員 広域連合からの応援職員	1　災害対策本部会議開催及び運営 2　避難指示等避難情報の発令 3　県および防災関係機関との連絡調整 4　消防本部・警察署との連絡調整 5　消防（水防）団の出動要請 6　国および県等のリエゾン派遣要請 7　自衛隊の派遣要請 8　県防災ヘリコプターの要請 9　被災者の救出・救助の支援及び行方不明者の捜索支援

		（一般職）	10　災害救助法の適用申請 11　災害時応援協定締結先への応援要請 12　防災気象情報等の収集および 国・県・気象台との連絡調整（気象警報・水防警報の接受・伝達） 13　職員の動員・参集指示と参集状況の把握 14　職員への情報提供 15　職員への災害用備蓄品（食料・寝具など）の調達と供給・貸与 16　他機関からの応援職員受援管理 17　住民からの問い合わせ対応 18　災害情報の収集・伝達および災害対応記録 19　住民への避難情報・災害情報伝達 20　報道機関（マスコミ）への対応 21　市民への指定避難所等避難施設の情報提供 22　災害対策本部設置場所確保（会場設営・代替庁舎の確保） 23　市有財産の災害状況の把握 24　通信連絡機能の確保（中国電力、NTT等との連絡調整） 25　庁舎の電力および通信連絡機能の確保 26　ICTの被害状況の把握 27　車両の確保 28　緊急輸送体制の確保 29　燃料等の確保 30　支援物資の受発送・管理 31　庁舎（議会関係）の被災状況を確認し議会災害対策会議の設置場所の決定 32　議会災害対策会議メンバーへの参集指示 33　議員の安否・所在確認と情報整理 34　市対策本部との連携確保・情報収集 35　議会災害対策会議の運営（随時） 36　市民バス運行委託事業者及び車両・施設の被災状況把握及び臨時運行・輸送計画調整 37　公共交通の被災運行状況の把握及び　連絡調整と情報提供（JR木次線・タクシー・民間委託バス等） 38　住民組織等（地域自主組織、自主防災組織、自治会等）との情報共有 39　ダム関係の安全確保に関すること 40　在住外国人の安否確認 41　定住関係施設等の被害状況の把握と連絡調整

部名	部長・副部長	部員	分掌事務
民生部	部長 　市民環境部長 副部長 　市民環境部次長	市民環境部に属する職員	1　市民・在住外国人の安否情報の収集・取りまとめおよび問合せ対応 2　行方不明者の捜索および報告 3　被災者等の安否確認支援 4　民生部内の業務に要する電源（非常用）の確保 5　遺体の安置・処理および埋葬 6　災害救助物資の確保および調達 7　災害用仮設トイレの確保・設置 8　災害廃棄物（汚物等）の処理 9　医療施設との連絡調整 10　防疫薬剤等の調達・配布 11　家屋被害等の調査 12　被災住宅状況調査 13　罹災証明書の申請・発行 14　市税等の納付相談 15　市税等の減免 16　遺体の埋火葬許可 17　問合せ対応・情報収集・情報の共有

部名	部長・副部長	部員	分掌事務
福祉部（市立病院と連携）	部長 　健康福祉部長 副部長 　健康福祉部次長	健康福祉部に属する職員 こども政策局に属する保健師（こども家庭支援Ｇの保健師を除く）	1　避難行動要支援者の安否確認と避難支援 2　日本赤十字社との連絡調整（社会福祉協議会経由）義援金の受付 3　災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付け（災害弔慰金の支給等に関する法律） 4　災害ボランティアセンターの設置・運営（社会福祉協議会と連携） 5　生活保護 6　生活困窮者自立支援 7　行旅病人及び行旅死亡人 8　福祉事務所の公印管理 9　福祉施設の被災状況の確認と連絡調整 10　福祉避難所の開設と運営 11　災害における福祉機器・用具の確保 12　障がい者(児)のサービス調整に関すること 13　介護保険各種申請受付、相談 14　雲南広域連合との連絡調整（システム連携含む） 15　養護老人ホーム入所措置に関すること 16　福祉施設の整備及び管理に関すること 17　コミュニケーション支援事業 18　障がい福祉システムに関すること

			19　地域包括支援センター・居宅介護支援事業所との連携に関すること（要配慮在宅高齢者等への支援） 20　救護所の開設および運営 （市立病院等と連携） 21　病院・診療所との連絡調整 22　医師会との連絡調整 23　雲南地域災害保健医療福祉対策会議（保健所長）との連携 24　医薬品、衛生材料の確保 （市立病院等と連携） 25　救護班の編成および派遣ならびに被災者の応急救護（市立病院等と連携） 26　避難者の健康状態の把握、保健指導 （市立病院等と連携） 27　避難者・支援者に対するメンタルヘルスケア（雲南保健所との連携） 28　感染症の予防、食品衛生（市立病院・雲南保健所等と連携） 29　統括的な役割を担う保健師による保健活動の部署横断的な総合調整・指導 30　統括的な役割を担う保健師による危機管理に関する調整（雲南保健所との連携）

部名	部長・副部長	部員	分掌事務
こども政策部	部長 　こども政策局長 副部長 　こども政策局次長	こども政策局に属する職員 （福祉部に属して活動する保健師を除く）	1　保育所（園）、認定こども園、幼稚園の入所（園）児の施設受け入れ時における安全確保および安否確認 2　保育所（園）、認定こども園、幼稚園との連絡調整 3　子育て支援施設（放課後児童ｸﾗﾌﾞ、子育て支援センター、病児･病後児保育施設を含む）との連絡調整 4　幼児期通級指導教室、LD教室の利用者・担当者の安全確保および安否確認 5　指定避難所となっている保育所（園）、認定こども園で避難所を開設する場合の協力 6　保育所（園）、認定こども園、幼稚園施設の被害状況の把握 （委託保育所、民間保育所を含む） 7　保育所（園）、認定こども園、幼稚園施設の応急復旧対応 8　必要に応じ保育所（園）、認定こども園、幼稚園の現場と協議し、入所（園）児及

			び保護者への対応 9　学校教育課（休園、登下校等）及び教育総務課（学校給食）との連絡、調整 10　保育所（園）、認定こども園、幼稚園の入所（園）児に対する心理ケア

部名	部長・副部長	部員	分掌事務
産業部	部長 農林振興部長 副部長 産業観光部長 農林振興部次長 産業観光部次長	農林振興部、産業観光部及び農業委員会に属する職員	1　農作物等の被害状況の確認と応急対策 2　主要食料、生鮮食品および農産加工品の確保 3　各種共済金・補償金、被災農家への融資対応 4　農業(畜産を除く)関係施設の被害状況の把握と連絡調整 5　塩田ダム　地震時点検　→　該当施設の被害状況の確認と応急対応 6　林業施設の被害状況の確認 7　山林の被害状況の確認・対応 8　畜産関係被害、畜産施設被害の確認・対応 9　商業関係施設および商工業関係施設の被害状況の把握と連絡調整 10　被災商工業者への融資対応 11　労働・観光施設の被害状況の把握と応急対応 12　観光客の対応 13　農業委員、農地利用最適化推進委員の安否確認

部名	部長・副部長	部員	分掌事務
建設部	部長 建設部長 副部長 建設部次長	建設部に属する職員	1　道路、橋梁および河川の被害状況の集約 2　道路の交通規制、迂回路の情報集約および周知 3　樋門、排水ポンプ等の災害時対応 4　「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく建設業者との連絡調整 5　土木関係災害対策用資材および機械の確保 6　道路、橋梁および河川等の被害状況の確認（道路防災総点検要対策箇所・橋梁点検異常個所を含む） 7　道路、橋梁および河川の被災箇所の応

			急復旧対応 8　公営住宅の被害状況の確認と応急対応 9　被災建物応急危険度判定の実施（一般住宅、事務所、事業所等） 10　被災建物応急危険度判定の実施（庁舎・総合ｾﾝﾀｰ・指定避難所含む） 11　被災宅地危険度判定の実施（庁舎・総合ｾﾝﾀｰ・指定避難所含む） 12　災害救助法仮設住宅の建設および応急対応 13　林地崩壊および地すべり被害状況の確認と応急対応 14　農地、農業用施設、農林道災害および治山地すべり等の被害状況の集約 15　治山および地すべりの被害状況の確認と応急復旧対応 16　地震時（※震度４以上）におけるため池の被害状況確認と応急対応 17　農地、農業用施設、農林道災害および林地崩壊の被害状況の確認と応急復旧対応 18　主要幹線農道の被害状況の確認と応急復旧対応

部名	部長・副部長	部員	分掌事務
上下水道局	部長 　上下水道局長 副部長 　上下水道局次長	上下水道局、上下水道部に属する職員	1　通信、情報伝達手段の確保 2　職員連絡（参集）体制の確保 3　関係機関との連絡体制確保 4　水道施設の電源（非常用）の確保 5　下水道施設の電源（非常用）の確保 6　市民からの通報（災害情報等）および問合せ対応 7　情報収集、記録、連絡による情報の共有 8　水道施設の被害状況の確認と応急対応 9　下水道施設の被害状況の確認と応急対応

部名	部長・副部長	部員	分掌事務
出納部	部長 　会計管理者	会計課に属する職員	1　災害関係費の執行 2　財務会計システムの確認 3　金融機関の被害状況確認と連絡調整 4　有価証券及び現金等の保管管理

部名	部長・副部長	部員	分掌事務
教育部	部長	教育委員会事	1　児童・生徒の安全確保および安否確認

	教育部長 副部長 教育委員会統括監 教育委員会次長	務局に属する職員	2　指定避難所としての教育施設の調整と対応 3　教育施設等の被害状況の確認と応急対策 4　教職員の安全確保および安否確認 5　指定文化財の被害状況の確認と応急対策 6　教育施設等の利用制限 7　被災児童・生徒への対応 （学用品の支給・補充など） 8　職員の安全衛生、保健衛生に関すること 9　教育施設等の安全管理に関すること 10　スクールバスに関すること（バス被害、バス路線状況の確認と応急対策） 11　学校給食に関すること（給食再開への検討と対応、避難所への炊き出し協力など） 12　学齢簿の作成・管理・転入出事務 13　文化施設の指定管理に関すること 14　史跡名勝天然記念物の現状変更に関すること

部名	部長・副部長	部員	分掌事務
総合センター災害対策（警戒）本部	部長 総合センター所長 副部長 総合センター次長	総合センターに属する職員 各部局からの参集職員	1　現地対策本部の設置 2　災害対策本部との連絡調整 3　樋門、排水ポンプ等の災害時対応 4　避難指示等の発令協議および周知・誘導 5　地域自主組織、自治会等への情報伝達 6　避難所の開設と運営 7　防災資材の確保および配布 8　住民からの災害情報の収集と問合せ対応 9　災害現場の確認と交通安全対策等の実施 10　災害等発生状況の把握と報告 11　市民・在住外国人の安否情報の収集・取りまとめ・報告および問合せ対応 12　消防（水防）団の出動要請協議 13　災害対応状況の確認・記録・報告 14　救援物資等の必要数の取りまとめと配布 15　総合センター庁舎の被害状況の確認と応急対応 16　関係部局との連絡調整 17　総合センター所管市有施設の被害状況（人的被害、物的被害）の確認と応急対応 18　バス運行の確認と応急対応 19　公用車の管理に関すること 20　埋火葬の許可証の発行交付に関すること 21　罹災届出証明書の交付

（オ）廃止の基準

対策本部は、本部長が、発生の予想された災害に係る危険がなくなったと認めたとき、又は当該災害に係る応急対策がおおむね終了したと認めたとき、これを廃止する。

２　消防組織の活動体制

⑴ 消防組織の初動体制

消防機関及び消防団は、大規模地震災害発生時に一次的な責任を有する機関の一つである。そのため、地震発生直後の人命救出活動等において率先して地域住民の救助活動等に協力できる初動体制を確立する。

⑵ 消火活動体制

地震による火災は地震の規模、発生時期、時間帯、気象条件などによって発生件数、延焼拡大要素も大きく変わることから、消火活動については、時間経過による火災状況に応じた部隊の投入、優先活動の実施、延焼阻止線の設定等柔軟な対応ができる体制を確立する。

⑶ 救助・救急活動体制

地震発生時においては、火災をはじめ建築物の倒壊等により広域的に多数の救助・救急事案が発生することが予測される。一方、傷病者を受け入れるべき医療機関も建築物の倒壊、医療機器の破損、ライフラインの機能停止等による診療機能の低下、さらには救急車等の出動、傷病者の搬送についても交通渋滞等による道路障害によりその活動が制約されることが予測される。

そのため、医師会、歯科医師会、医療機関、日本赤十字社、警察等関係機関との協力・連絡体制を確保し、消防職団員による救助活動、衛生部局との連携による救護所の開設、医療機関への搬送など迅速、的確な救助・救急活動を行う体制を確立する。

⑷ 消防広域応援体制

地震被害が数市町村の区域にまたがる場合は、県災害対策本部が情報収集・分析を積極的に行い、消防組織による広域応援活動が有効に実施されるように総合調整を図る。

被害が複数の市町村の区域にまたがり、又は市町村のみの消防力をもっては対処することができない場合は、消防組織法第43条の規定に基づく市町村間の相互応援又は消防組織法第39条の規定に基づく非常事態の場合の知事の指示により、県内の広域的な消防応援を実施する。

また、災害の規模、緊急度に応じて、消防組織法第44条に基づき、知事を通じ緊急消防援助隊の応援やヘリコプターによる広域航空応援等を消防庁長官へ要請するとともに受入体制を確立する。

第４　防災関係機関等の応急活動体制の確立

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、各々の防災業務計画に定めた応急活動体制を迅速に確立する。また、その他の公共的団体、防災上の重要施設の管理者及び市民は、各々の防災上の責務を踏まえ、応急活動体制を確立する。

１　防災関係機関

⑴ 応急活動体制

防災関係機関は、地震災害の発生に際して、各々の防災業務計画に規定された応急活動体制を確立し、防災対策を実施する。

⑵ 職員の動員配備

防災関係機関は、地震災害に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定められた職員の配備基準（震度情報等による）に基づき、配備体制を決定し、職員を動員配備する。

２　公共的団体・組織等

市内の公共的団体、防災上の重要施設の管理者や、生活協同組合、スーパーなど物資流通のネットワークを有する企業・事業所、婦人会、ボランティア、その他各種団体は防災活動の有力な担い手となる。そのため、これらの団体・組織は、各々の組織ごとにあらかじめ定めた方法により応急活動体制を確立する。

地震災害発生直後の人命救出等の活動は、近隣市民、地域自主組織、自治会、自主防災組織に依拠する必要があるが、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移を見ながら適宜これらの団体・組織間で相互に連携して活動体制を確立することに努める。

３　市民

市民自身は自らの生命・財産・安全を確保する責務を有するため、地域自主組織、自治会、自主防災組織等の組織的対応も含め、地震発生直後の災害初動段階において自らの安全を確保するとともに、近隣市民の救助活動等に協力出来る体制の確立に努める。

第２節　災害情報の収集・伝達

第１　基本的な考え方

地震災害時において県、市及び防災関係機関が災害応急対策を適切に実施するためには、相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達する必要がある。

そのため、各機関は、情報収集・伝達体制を確立するに当たって、保有している情報伝達手段を効果的に運用するほか、必要に応じ新たな情報伝達手段を増強・確保する。

また、被災地域の災害状況の実態を迅速・的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握するため、各機関は、各々の情報収集・伝達体制確立要領に従い、相互に密接な連携をとり災害情報等を収集・伝達することに努める。

なお、市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

収集した災害情報を各種応急対策活動に活かすため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を総合防災情報システム（SOBO－WEB）に集約できるよう努めるほか、災害状況が甚大な場合、インターネット等を利用し、被災情報の発信に努める。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

第２　情報管理体制の確立

災害時における迅速、的確な情報の収集及び伝達を図るための通信手段の確保については、総合防災情報システム（SOBO－WEB）、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、地域衛星通信ネットワーク、一般加入電話、携帯電話等の通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、電話の優先利用、各防災関係機関の専用電話及び無線通信施設等を利用し、防災関係機関相互の災害応急対策活動の円滑な遂行を図るものとする。

１　市の情報管理体制の確立

⑴　市の情報管理体制の確立

地震災害時の市の通信連絡系統として市防災行政無線（戸別受信機を含む。）を基幹的な通信系統とするほか、防災活動用の電話（災害時優先電話、各種携帯電話を含む）については、関係機関等との連絡用電話を指定して連絡窓口を明確化や、不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの措置を講ずることにより効果的な災害情報の管理体制を確立する。

⑵　市の情報連絡手段の確保

市は、地震災害時の市の無線通信連絡体制として、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）等をはじめ、防災相互無線等を含めた効果的な運用体制を確立する。

また、ＮＴＴ一般加入電話をはじめ地域ごとに整備されているＣＡＴＶ等を含む各種通信手段を適宜組み合わせ、地震災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

⑶　市における総合防災情報システムの活用

市は、地震災害時において、被害情報等の収集、県や防災関係機関との通信・連絡、震度・潮位等観測情報・基礎情報等の各種情報の収集・検索、災害発生即報等の登録等総合防災情報システムを効果的に活用することが可能であるため、平常時からシステムの防災端末を立ち上げ、運用体制を確立する。

２　防災関係機関等の情報管理体制の確立

(1) 関係機関等の情報管理体制

関係機関等は、地震災害に迅速・的確に対処するため、各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に運用し、災害情報を収集・伝達できる体制を確立する。

(2) 関係機関等の情報連絡手段の確保

関係機関等は、関係機関相互で通信可能な連絡手段である総合防災情報システムや防災行政無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

特に、総合防災情報システムの利用機関相互においては、システムを活用し、被害情報等の情報を共有化し、関係機関相互の連携を図る。

第３　地震情報の収集・伝達

災害時において、防災関係機関が災害対策の初動対応及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、震度速報、津波警報等、地震に関する情報、その他地震に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

１　地震に関する情報の発表、伝達及び種類

(1) 発表基準

ア　県内で震度１以上を観測したとき。

イ　その他、地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

(2) 発表・伝達

気象庁は発表基準により「震度速報」以外の情報を津波警報等伝達経路に準じ、関係地方公共団体の機関、関係警察機関及び報道機関等に発表、伝達する。

松江地方気象台は、知事から津波警報等及び地震・津波の現象の状況に関する解説について要請があった場合、職員を派遣する。

(3) 種類及び内容

ア　地震に関する情報の種類と内容は次のとおりである。

地震情報の種類	発表基準	内　　容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報

震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	・震度１以上 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）を発表した時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点名を発表
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値ほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード７．０以上 ・都市部など、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表

イ　その他、気象庁の提供資料

地震活動に関する解説資料等 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台 等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 （全国速報版・地域速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時　（遠地地震による発表時除く） ・(担当地域で)震度４以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の 発表はしない。)	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初 動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都 道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版）上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。

		・地震解説資料（地域速報版）上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で)震度５弱 以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後 1～2 時間を目途に第１号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他 防災に係る活動を支援するために、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向 等を示す資料。「島根県の地震」はこれに該当する。
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料。

※地震解説資料(速報版)はホームページでの発表をしていない。

(4) 緊急警報放送システム（EWS）

ＮＨＫは緊急警報放送システムにより「津波警報」を放送する。

地震情報（震源・震度情報）

地震情報（震源・震度情報）**の例**
地震情報（震源・震度情報）
令和○年○月○日○時○分 気象庁発表
○日○時○分ころ地震がありました。
震源地は、伊予灘（北緯３３．７度、東経１３１．９度）で、震源の深さは
約８０ｋｍ、地震の規模（マグニチュード）は６．１と推定されます。

この地震による津波の心配はありません。
この地震について、緊急地震速報を発表しています。

※印は気象庁以外の震度観測点についての情報です。
この地震により観測された最大震度は震度５強です。
［震度３以上が観測された地域］
震度５強 愛媛県南予
震度５弱 広島県北部 広島県南西部 愛媛県中予 高知県西部
山口県東部 山口県中部 大分県北部 大分県中部
大分県南部
震度４ 鳥取県中部 鳥取県西部 島根県東部 島根県西部
岡山県北部 岡山県南部 広島県南東部 徳島県北部
（中略）
［震度４以上が観測された市町村］
震度５強 西予市
震度５弱 安芸高田市 呉市 大竹市 東広島市 松山市 久万高原町
宇和島市 八幡浜市 伊方町 愛南町 宿毛市 柳井市
平生町 防府市 下松市 姫島村 国東市 臼杵市 佐伯市
震度４ 湯梨浜町 北栄町 米子市 出雲市 雲南市 浜田市 益田市
大田市 邑南町 吉賀町 新見市 岡山美咲町 真庭市
（中略）
震度３ 松江市学園南＊ 松江市鹿島町佐陀本郷＊
松江市玉湯町湯町＊ 松江市宍道町昭和＊
松江市東出雲町揖屋＊ 出雲市今市町
震度１ （中略）

この地震による津波の心配はありません。

(5) 震度情報ネットワークシステム

県は、地震による被害状況を早期に把握し、迅速な初動活動を実施するため、県内の各市に整備した計測震度計により、市から震度情報等を収集するとともに、その情報を消防庁に発信する。

また、当システムにより得られた県内全体の震度情報等を、総合防災情報システムを利用し、各市・消防本部、県及び国の関係機関等に提供する。

更に震度情報を有効活用する観点から、松江地方気象台とオンライン接続し、気象庁の震度情報に含めて発表する。

島根県震度情報ネットワーク

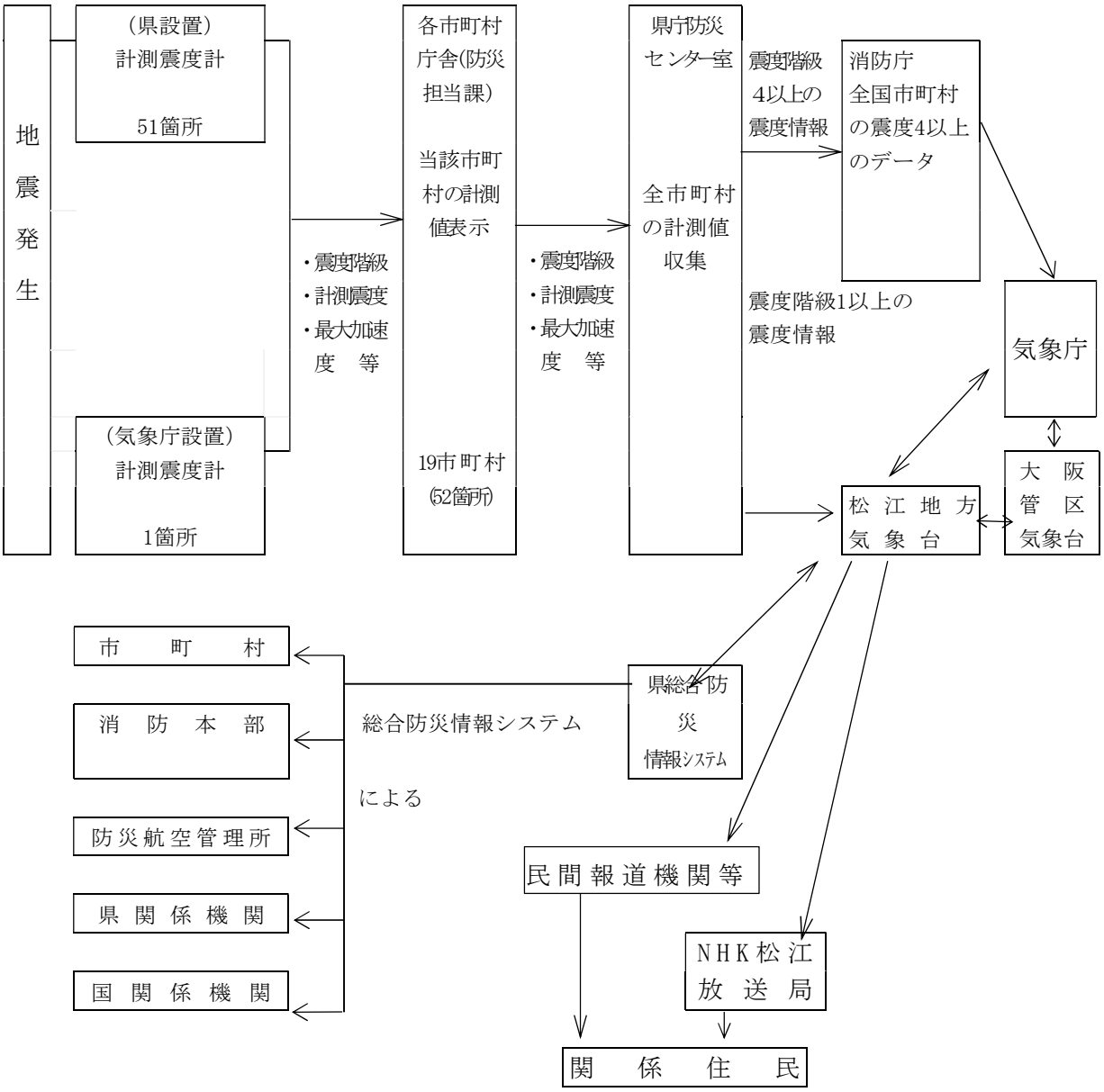

島根県内の震度観測地点　一覧表

	震度観測点名称	設置者	観測点所在地
1	松江市西生馬町	気象庁	松江市西生馬町14-4（松江工業高等専門学校）
2	松江市西津田	気象庁	松江市西津田7-1-11（松江地方気象台）
3	出雲市今市町	気象庁	出雲市今市町70
4	出雲市坂浦町	気象庁	出雲市坂浦町3601
5	雲南市大東町大東	気象庁	雲南市大東町大東1405（雲南市大東体育文化センター）
6	浜田市大辻町	気象庁	浜田市大辻町235-3（浜田特別地域気象観測所）
7	益田市匹見町石谷	気象庁	益田市匹見町石谷ロ3751
8	島根美郷町君谷	気象庁	邑智郡美郷町京覧原277（君谷交流センター）
9	隠岐の島町西町	気象庁	隠岐郡隠岐の島町西町大城ノ一2番23（西郷特別地域気象観測所）
10	隠岐の島町山田	気象庁	隠岐郡隠岐の島町山田2031-1
11	松江市学園南	防災科研	松江市学園南1-427
12	松江市美保関総合運動公園	防災科研	松江市美保関町下宇部尾556-1
13	出雲市塩冶有原町	防災科研	出雲市塩冶有原町2-20
14	安来市広瀬町広瀬祖父谷丁	防災科研	安来市広瀬町広瀬753-13
15	奥出雲町横田	防災科研	仁多郡奥出雲町横田1037（奥出雲町役場横田庁舎）
16	浜田市野原町	防災科研	浜田市野原町859-1
17	益田市水分町	防災科研	益田市水分町488-172
18	邑南町淀原	防災科研	邑智郡邑南町淀原818-10
19	吉賀町六日市	防災科研	鹿足郡吉賀町六日市648
20	西ノ島町浦郷小学校	防災科研	隠岐郡西ノ島町大字浦郷1379
21	松江市鹿島町佐陀本郷	島根県	松江市鹿島町佐陀本郷640-1（松江市役所鹿島支所）
22	松江市玉湯町湯町	島根県	松江市玉湯町湯町1793（松江市役所玉湯支所）
23	松江市島根町加賀	島根県	松江市島根町加賀1175-1（松江市役所島根支所）
24	松江市八束町波入	島根県	松江市八束町波入2060（松江市役所八束支所）
25	松江市東出雲町揖屋	島根県	松江市東出雲町揖屋1216番地1（松江市役所東出雲支所）
26	松江市八雲町西岩坂	島根県	松江市八雲町西岩坂355-1（松江市役所八雲支所）
27	松江市宍道町宍道	島根県	松江市宍道町宍道885-3（松江市役所宍道支所）
28	出雲市多伎町小田	島根県	出雲市多伎町小田74-1（出雲市役所多伎行政センター）
29	出雲市平田町	島根県	出雲市平田町3636-1（出雲市消防本部平田消防署）
30	出雲市佐田町反辺	島根県	出雲市佐田町反辺1747-6（出雲市役所佐田行政センター）
31	出雲市湖陵町二部	島根県	出雲市湖陵町二部1320（出雲市役所湖陵行政センター）
32	出雲市大社町杵築南	島根県	出雲市大社町杵築南1397-2（出雲市役所大社行政センター）
33	出雲市斐川町上庄原	島根県	出雲市斐川町上庄原1760-1（出雲市まめなが一番館）
34	安来市安来町	島根県	安来市安来町878-2（安来市役所）
35	安来市伯太町東母里	島根県	安来市伯太町東母里580（安来市役所伯太庁舎）
36	雲南市掛合町掛合	島根県	雲南市掛合町掛合2151-1（雲南市役所掛合総合センター）
37	雲南市三刀屋町三刀屋	島根県	雲南市三刀屋町三刀屋144-1（雲南市役所三刀屋総合センター）
38	雲南市加茂町加茂中	島根県	雲南市加茂町加茂中972-5（雲南市役所加茂総合センター）
39	雲南市吉田町吉田	島根県	雲南市吉田町吉田1066（雲南市役所吉田総合センター）
40	雲南市木次町里方	島根県	雲南市木次町里方521-1（雲南市役所）
41	飯南町頓原	島根県	飯石郡飯南町頓原2064（飯南町保健福祉センター）
42	飯南町下赤名	島根県	飯石郡飯南町下赤名880（雲南夢ネット飯南局）
43	奥出雲町三成	島根県	仁多郡奥出雲町三成358-1（奥出雲町役場仁多庁舎）
44	浜田市殿町	島根県	浜田市殿町1（浜田市役所）
45	浜田市金城町下来原	島根県	浜田市金城町下来原171（浜田市山林開発センター・みどりかいかん）
46	浜田市三隅町三隅	島根県	浜田市三隅町三隅1434（浜田市役所三隅支所）
47	浜田市旭町今市	島根県	浜田市旭町今市637（浜田市役所旭支所）
48	浜田市弥栄町長安本郷	島根県	浜田市弥栄町長安本郷542（浜田市役所弥栄支所）
49	益田市常盤町	島根県	益田市常盤町1-1（益田市役所）
50	益田市匹見町匹見	島根県	益田市匹見町匹見イ1260（益田市役所匹見総合支所）
51	益田市美都町都茂	島根県	益田市美都町都茂1803-1（益田市役所美都総合支所）
52	大田市大田町	島根県	大田市大田町大田イ1-3（島根県大田集合庁舎）
53	大田市仁摩町仁万	島根県	大田市仁摩町仁万562-3（大田市役所仁摩支所）
54	大田市温泉津町小浜	島根県	大田市温泉津町小浜イ486（大田市役所温泉津支所）
55	江津市江津町	島根県	江津市江津町1016-4（江津市役所）
56	江津市桜江町川戸	島根県	江津市桜江町川戸361-3（江津邑智消防組合江津消防署桜江出張所）
57	川本町川本	島根県	邑智郡川本町大字川本271-3（川本町役場）
58	津和野町後田	島根県	鹿足郡津和野町後田ロ64-6（津和野町役場津和野庁舎）
59	津和野町枕瀬	島根県	鹿足郡津和野町枕瀬218-18（津和野町役場本庁舎）
60	島根美郷町粕淵	島根県	邑智郡美郷町粕淵168（美郷町役場）
61	島根美郷町都賀本郷	島根県	邑智郡美郷町都賀本郷163（美郷町役場大和事務所）
62	邑南町下口羽	島根県	邑智郡邑南町下口羽484-1（邑南町役場羽須美支所）
63	邑南町矢上	島根県	邑智郡邑南町矢上6000（邑南町役場）
64	邑南町瑞穂	島根県	邑智郡邑南町淀原153-1（邑南町役場瑞穂支所）
65	吉賀町柿木村柿木	島根県	鹿足郡吉賀町柿木村柿木500-1（吉賀町役場柿木庁舎）
66	海士町海士	島根県	隠岐郡海士町大字海士1490（隠岐開発総合センター）
67	知夫村役場	島根県	隠岐郡知夫村1065（知夫村役場）
68	隠岐の島町下西	島根県	隠岐郡隠岐の島町下西78-2（隠岐の島町役場）
69	隠岐の島町布施	島根県	隠岐郡隠岐の島町布施218-24（隠岐の島町役場布施支所）
70	隠岐の島町都万	島根県	隠岐郡隠岐の島町都万2016（隠岐の島町役場都万支所）
71	隠岐の島町北方	島根県	隠岐郡隠岐の島町北方901-1（隠岐の島町役場五箇支所）

第４　被害情報等の収集・伝達

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

そのため、市をはじめ防災関係機関は、地震災害の発生に際して、市内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する必要がある。

１　被害情報等の収集・伝達系統

次図に示す災害情報及び被害情報の収集、伝達の系統図に基づき（災害対策基本法第51条、消防組織法第40条）、被害情報等を収集・伝達する。

災害情報及び被害情報の収集、伝達系等図（図2.2.2.1）

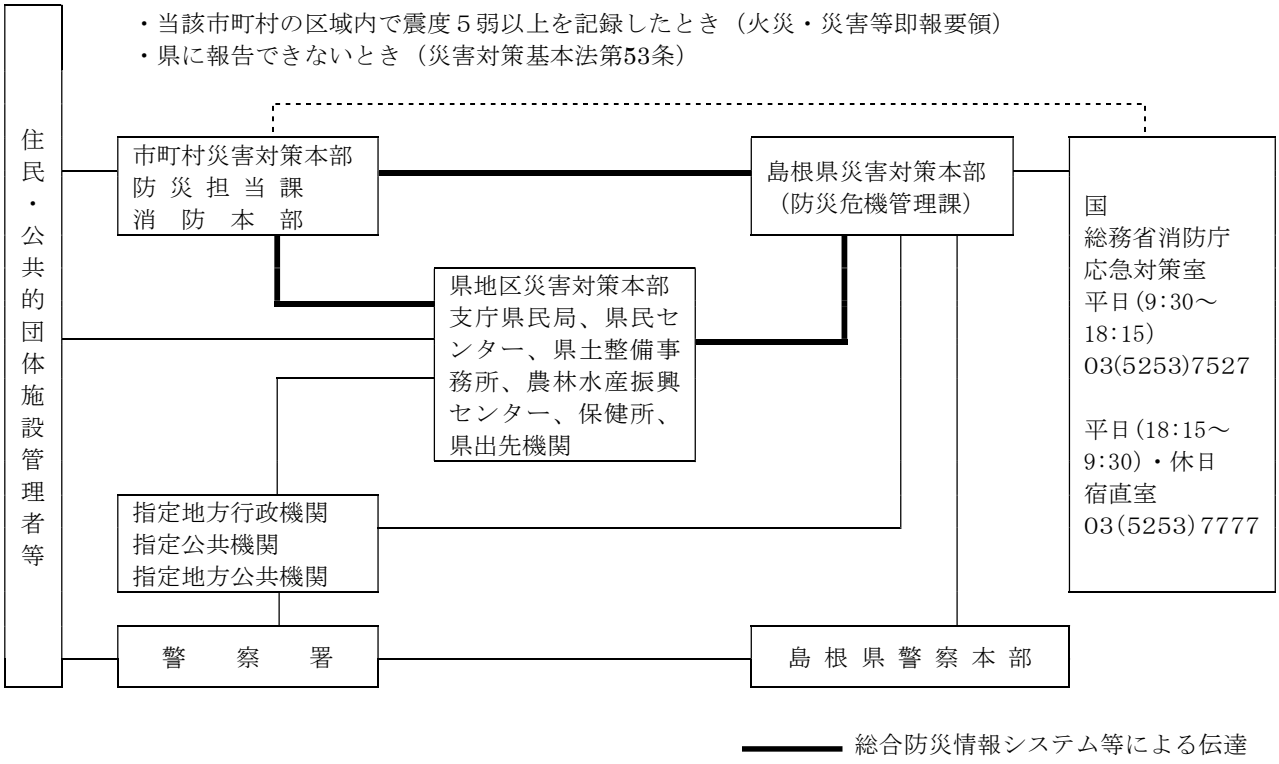

２　被害情報の収集・把握

概括的な情報も含め、多くの災害情報を収集し、災害の規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施するうえで不可欠である。このため、県は、総合防災情報システムの活用を基本として、以下に示す可能な限り多様な方法による情報収集に努める。

(1) 市、消防本部からの情報収集

県は、市（消防本部等含む）又は被災周辺市から総合防災情報システム等による報告を受信するほか、電話（１１９番通報含む）、FAX等により情報収集する。特に、震度５弱以上の地震を観測した場合、直ちに該当市に対し、支庁・県土整備事務所等の職員を派遣し、情報収集に当たらせる。状況によっては、管理職員等による災害対策現地情報連絡員（管理職リエゾン）派遣制度に基づく職員などの派遣を行う。

(2) 防災関係機関からの情報収集

県は、ライフライン、公共交通関係機関等が把握する情報を電話、FAX等により収集する。

(3) ヘリコプター等による情報収集

県は、震度５弱以上の地震を観測した場合、災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するため、直ちに防災ヘリコプターによる上空からの偵察等を行い、被災地のヘリテレ映像を県庁及び合同庁舎等に一斉放送する。また、県警ヘリコプターのヘリテレシステム、商用テレビ放送及びビデオカメラ、職員等のデジタルカメラ等による画像情報、自衛隊や海上保安庁の航空機等の上空からの目視情報等と併せて情報収集する。また、衛星車載局により地上からの情報も収集する。高所監視カメラ、消防庁映像共有システム等を活用した情報収集についても体制整備を進める。

情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

(4) 無人航空機による情報収集

市は、地震・風水害等の大規模災害の発生時において、迅速な被災状況の把握のため、市ドローンチームや協定事業者等による上空からの情報収集に努める。

(5) 現地災害対策本部からの情報収集

県は、現地災害対策本部を設置したとき、市又は関係機関から得られた情報を、派遣職員等が携帯電話、県防災行政無線等を活用して報告することにより情報収集する。

３　被害状況の調査

被害状況の調査は、的確な状況判断のもとに、適切な対策実施を行うための基本的条件となるので、迅速確実に行わなければならない。

(1) 関係機関における調査

災害応急対策実施機関においては、それぞれの機関の業務に関わる事項について、それぞれの機関において被害状況の把握に努めるが、関係機関における調査の方法等については、あらかじめ災害応急対策責任者において体制を整備しておく。

(2) 県及び市における調査

ア　調査の実施者

（ア）県が管理する施設の災害については、県の関係地方機関又は所管部課において調査を実施する。（ただし、私立学校も含む。）

（イ）県管理以外の被害については、市において行う。市は、市地域防災計画の定めるところによって調査を実施する。調査の実施が困難な市は、県に協力を要請することができる。

（ウ）市は、県管理の施設において災害が発生したことを承知したときは、その施設を管理する県の関係地方機関に通知する。

イ　調査の種類

調査の種類は、災害時期別に次のとおり行う。

（発生調査）

災害の発生についての通報を受けた関係機関は直ちにその概況を調査する。本調査は、災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、出来る限り短時間にその概況を調査する。

（中間調査）

災害発生後の状況の変化に伴い、出来る限り詳細に調査する。

本調査は、災害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従って出来る限りその都度行う。

（確定調査）

災害が終了し、その被害が確定したときに調査する。本調査は、災害に伴う応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また復旧費の費用負担に影響を与えるので、正確を期する。

ウ　調査事項

島根県地域防災計画（資料編）において定める被害報告様式の内容について調査する。

エ　被害状況等の判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害のうち、人的被害（行方不明者の数を含む。）、建築物被害、農地被害、漁船被害等については、判定基準(1)による。ただし、発生即報にかかる被害については、判定基準(2)による。

判定基準　(1)

被害等区分		判定基準
人的被害	(1)死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	(2)行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	(3)重傷者、軽傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける見込みのある者のうち「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、１月未満で治療できる見込みの者とする。
	(4)り災者	り災世帯の構成員
	(5)り災世帯	住家に(8)(9)(11)の被害を受けた世帯
	(6)世帯	生計を一つにしている実際の生活単位 （同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然２世帯となり、また主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を１世帯とし取扱う。）

被害等区分		判定基準
建物被害	(7)住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	(8)住家全壊（全焼、全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 住家被害戸数については「孤立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。（半壊、半焼も同様）
	(9)住家半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	(10)一部破損	(8)、(9)、(11)及び(12)
	(11)床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの及び(8)、(9)に該当しないが土砂、竹木の堆積等のため一時的に居住することができないもの。)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。 家屋の一部が破損した状態をいう。（窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含まない。ただし、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、半壊又は全壊として取扱う。
	(12)床下浸水	前各項に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達しないもの。
	(13)非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合は、当該部分は住家とする。
農地被害	(14)流失	その筆における耕土の10%以上が流失した状態のもの。
	(15)埋没	土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のもの。
	(16)流入	平均粒径0.25mm以上の土砂が、筆別に2cm以上流入したもの、又は平均粒径0.25mm以下の土砂が、筆別に5cm以上流入したもの。
	(17)冠水	作物全部が水中に没した状態のもの。
	(18)浸水	作物が平常時必要とする水量以上に浸水し、かつ冠水に至らない状態のもの。
漁船被害	(19)大破	復旧経費が、被災前におけるその物の価値の1/2以上に達するもの。
	(20)中破	復旧経費が大破には達しないが、被災前におけるその物の価値の1/10以上に達するもの。
	(21)小破	復旧経費が中破には達しないが、平常時における維持修理経費では復旧できない程度のもの。

判定基準　(2)（即報にかかる被害のみ適用）

被害等区分	判定基準
人的被害 住家の被害 農地被害	判定基準(1)と同じ
非住家	住家以外の建物で、半壊以上の被害を受けたもの。
道路損壊	国道、県道、市道、及び大型農道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度
橋梁流失	市道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度
山、崖崩れ	崖崩れ、地すべり等によって、負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の損害を与えたもの。
船舶被害（沈没・流失、破損）	櫓櫂のみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し所在が不明となったもの。 修理しなければ航行できない程度のもの。
櫓櫂等による舟	破損以上の被害を受けたもの。
鉄道不通箇所	汽車、電車などの通行が不能となった箇所
通信施設の破損	電信、電話が故障し、通信不能となった回線
有線放送	市､農協等が設置した有線放送が破損し､通信不能となった世帯数
水道障害	水道法に定める水道事業及び水道用水供給事業の水道施設が破損し、給水が不能となったもの。
溜池水路決壊	溜池及び水路が決壊し、応急復旧を要する程度のもの。
堤防の決壊	河川（湖）等の堤防護岸が決壊し、応急復旧を要する程度
清掃施設	ごみ処理及び尿処理施設で、機能に支障をきたす程度の被害
その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防施設、港湾及び漁港施設、農作物の被害で特に報告を必要とするもの。

４　災害状況の通報及び被害状況報告

関係機関において調査された被害状況等は、次のとおり通報又は報告する。

災害状況及び被害状況報告の系統図　（図2.2.2）

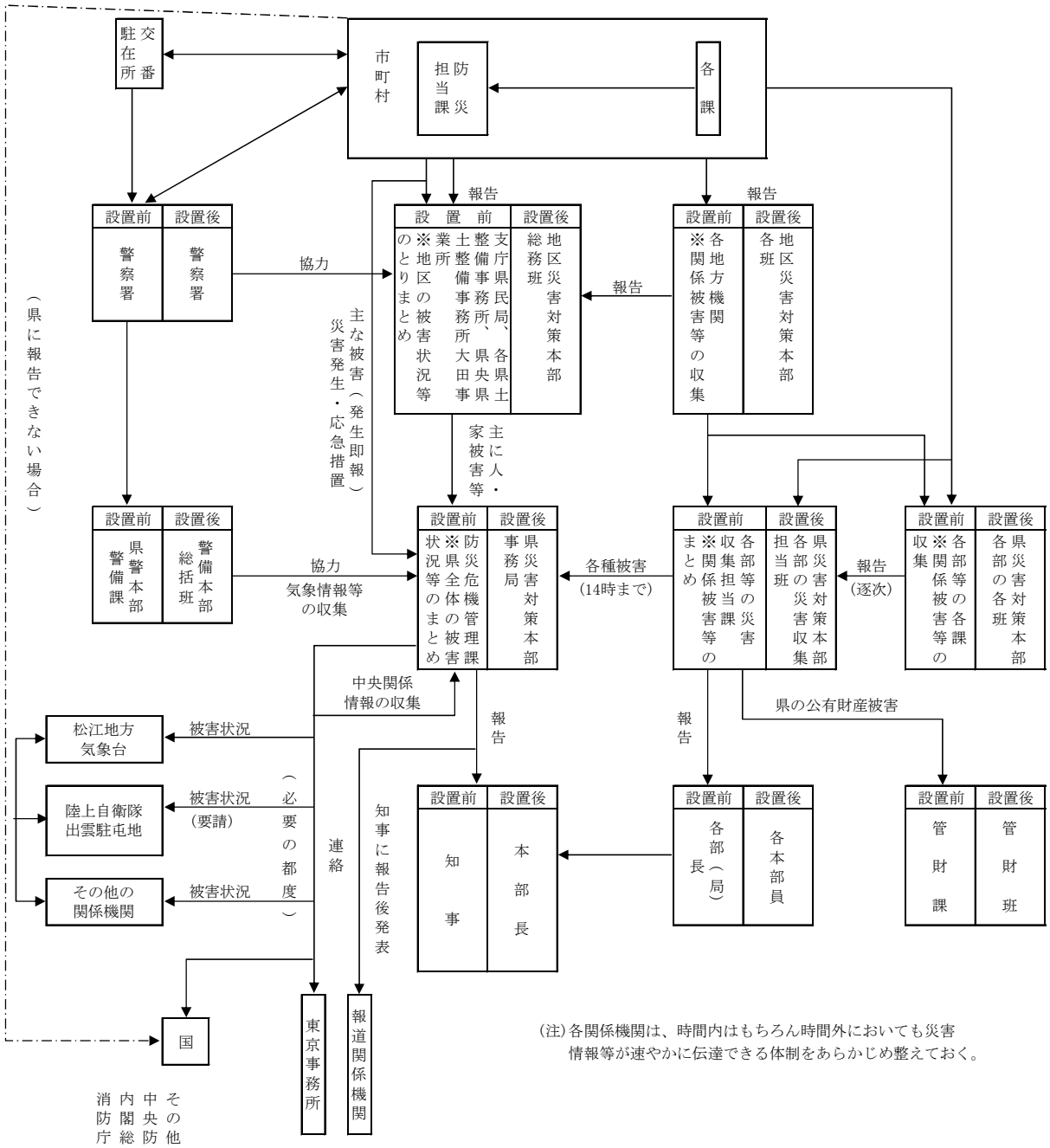

（注）各関係機関は、時間内はもちろん時間外においても災害情報等が速やかに伝達できる体制をあらかじめ整えておく。

連絡先　　総務省消防庁応急対策室
（　）内は、平日以外

ＮＴＴ回線	電話	03-5253-7527　(03-5253-7777)
	FAX	03-5253-7537　(03-5253-7553)
消防防災無線	電話	発信特番-90-49013(49103)
	FAX	発信特番-90-49033(49036)
地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ	電話	発信特番-048-500-90-49013(49103)
	FAX	発信特番-048-500-90-49033(49036)

(1) 関係機関の行う通報及び報告

ア　関係機関がその所掌事務又は業務に関し収集した災害情報等の報告は、各機関において定められた基準に従って系統機関に行う。

◎　通報事項

ａ　災害の原因
ｂ　災害発生の日時
ｃ　災害発生場所又は地域
ｄ　災害の程度（事項別内訳被害程度）
ｅ　応急措置（事前措置を含む）の概要
ｆ　復旧状況
ｇ　今後の措置方針
ｈ　災害対策本部設置の有無
ｉ　その他必要と認める事項

イ　県は、収集した情報のうち関係機関の業務等に関連するものは関係機関の災害応急対策責任者へ通報する。防災端末の設置してある関係機関は、必要に応じ情報を検索するよう指示し、設置していない機関については適宜FAXで伝達する。

(2) 県及び市における通報及び報告

ア　通報責任者

県本庁、地方機関、県警察本部、各警察署、県教育委員会及び市は、あらかじめそれぞれ通報責任者を定め、総合防災情報システム等による相互の情報伝達を円滑に行う。

イ　被害状況等の取りまとめ及び報告

○市から県への報告

市は人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から総合防災情報システム等により直ちに県へ報告する。ただし、総合防災情報システムによる報告ができない場合は、ＦＡＸ又は電話による。

特に、行方不明者の数は、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡する。

（ア）各所掌事務に係る報告は、所轄各部課に対し所轄の地方機関を通じ総合防災情報システム等による所定の様式により行う。

（イ）災害発生即報については、総合防災情報システムによる所定の様式により防災危機管理課（本部設置後は、事務局）及び各県土整備事務所に報告する。

（ウ）被害状況の報告に当たっては、可能な範囲内で現場写真などの画像資料を添付する。

（エ）被害規模を早期に把握するため、市（消防本部）は情報（119番通報が殺到する状況等）を積極的に収集し、県及び国に報告する。

なお、県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

○市から国への報告

市が県に報告できない場合又は特に迅速に国へ報告すべき災害等が発生した場合には、市は直接被害状況等の報告を消防庁にしなければならない。ただし、県と連絡がとれるようになった後の報告については県に対して行うものとする。

地震が発生し、当該市の区域内で震度５強以上を記録した場合、市は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市は、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行うものとする（第３直接即報基準）。

○県における情報収集要領

県は、市等から情報を収集するとともに、自らも地方機関や現地派遣職員からの報告に基づき、被害規模に関する概括的な情報を把握する。

また、被災市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報の把握に努めるものとする。

なお、情報の収集及び報告は原則として総合防災情報システムを活用したものとする。

（ア）地震災害が発生したときは、各課長等は、所掌事務に関する被害の状況及び応急措置を調査し、直ちに当該部等の災害情報収集担当課長に報告するとともに、その後の状況についても逐次報告するものとする。

（イ）各部等の収集担当課長は、(ア)により報告を受けた被害の状況等を部長に報告するとともに、県の公有財産に係る被害については、総務部管財課長にその状況を通知するものとする。

（ウ）各部等の災害情報収集担当課長は、(イ)の報告を取りまとめ14時までに防災危機管理課長（本部設置後は、事務局長）に報告するものとする。

ただし、災害の状況によっては、必要の都度報告するものとする。

県警察本部にあっては、これに積極的に協力するものとする。

（エ）防災危機管理課長（事務局長）は、各部等の災害情報収集担当課長に対し、各部等の所管に係る災害状況等について必要な報告を求めることができる。

（オ）防災危機管理課長（事務局長）は、各部等の災害情報収集担当課長からの報告を取りまとめ、知事（本部長）に報告するとともに、広報広聴課と連携し報道関係機関に発表する。ただし、防災危機管理課長が指示した場合には、各部等の災害情報収集担当課長が報告又は発表できる。

なお、関係機関及び東京事務所等へは、法律その他政令等に定めるもののほか必要に応じ通報連絡する。

（カ）被害状況の報告に当たっては、必要と考えられる被害については防災端末に配備されているデジタルカメラにより現場写真を撮影し、その写真データを地図情報とともに総合防災情報システムの被害地点報告として登録し、報告するものとする。

○県から国への報告

県は収集した情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡するものとする。県は、市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、調査のための職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努めるものとする。

（ア）県が内閣総理大臣に被害状況等を報告すべき災害は、以下のとおりである。

①　災害救助法の適用基準に合致するもの
②　県又は市が災害対策本部を設置したもの
③　災害が２都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
④　災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
⑤　災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
⑥　気象業務法第１３条の２に規定する特別警報が発表されたもの
⑦　自衛隊に災害派遣を要請したもの
⑧　地震が発生し、県の区域内で震度５弱以上を記録したもの
⑨　その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て、報告する必要があると認められるもの

（イ）消防庁への報告については、消防組織法第40条の規定に基づく災害報告取扱要領（昭和45年４月10日付消防災第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う。

ただし、県が行う災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の確定報告は、応急措置の完了後20日以内に、災害対策基本法第53条第２項に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法第40条に基づく消防庁長官あての文書を各1部ずつ消防庁に提出する必要がある。

ウ　報告の種類及び時間等

報告の種類及び時間等は原則として次表によるものとする。

区　別	報　告　内　容	報告の時期及び経路	連絡方法等
災害発生即報	①災害の発生状況 ②災害に対してとった措置の状況 ③県等に対する応援要請 ④被害の概要（判定基準（即報用）以上のもの）※様式第０号による	市→県土整備事務所等・防災危機管理課 ①②③④のいずれかが判明次第、直ちに	緊急を要するものであるので昼夜間を問わず電話電報、無線等を利用して報告すること。
速報	各種被害等の概況 ※様式第1号による	市→県土整備事務所等→防災危機管理課 概況が判明次第、随時 ただし、県土整備事務所等が行う集計確認の時期については、被害の発生状況により防災危機管理課より別途指示するものとする。	
詳報	各種被害等の状況 ※様式第２号～様式第23号による	市、県の出先機関→関係課→防災危機管理課 被害等の状況が判明次第逐次報告 ただし、県の出先機関が行う集約報告は13時まで、関係課が行う県計報告は、14時までに行う。	被害等の状況は諸応急対策の決定等のもとになるものであるので関係課等は迅速に被害等の収集ができるよう平素から体制を整えておくものとする。

区　別	報　告　内　容	報告の時期及び経路	連絡方法等
確定報告	同上	市、県の出先機関→関係課→防災危機管理課 災害に対する応急措置を完了した後20日以内に報告	災害復旧計画などのもとになるので正確を期すること。
災害対策本部	①災害対策本部の設置 ②災害対策本部の解散	市、県土整備事務所等、関係課→防災危機管理課	
被害地点報告	①被害現場の状況 ②被害現場の位置 ③被害現場の画像	全ての防災端末設置機関→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
ライフライン	電気、都市ガス、エルピーガス、電信電話、上水道、簡易水道、下水道被害の状況	市、関係課→防災危機管理課 販売事業者→県エルピーガス協会→消防総務課→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
交通情報	道路(高速道路、国道、一般県道の全面通行止め)、の被害状況及び規制状況	西日本高速道路株式会社、中国地方整備局、隣接県、県土整備事務所→道路維持課→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	道路の規制状況については、「島根県 道路規制情報」システムを活用する。
	鉄道、バス、空港、船舶の被害及び運行状況	各交通会社・事務所→交通対策課→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
林野火災	林野焼損面積20ヘクタール以上の火災	各消防本部→防災危機管理課 鎮火した月の翌月末日までに報告	

エ　報告様式及び様式別報告系統

速報、詳報及び確定報告の様式は、資料編に定めるとおりである。

報告様式別報告系統は次のとおりである。なお、県土整備事務所等とは、地区災害対策本部担当事務所（隠岐地区では支庁県民局、松江・雲南・出雲・浜田・川本・益田地区では各県土整備事務所、大田地区では県央県土整備事務所大田事業所）を指す。

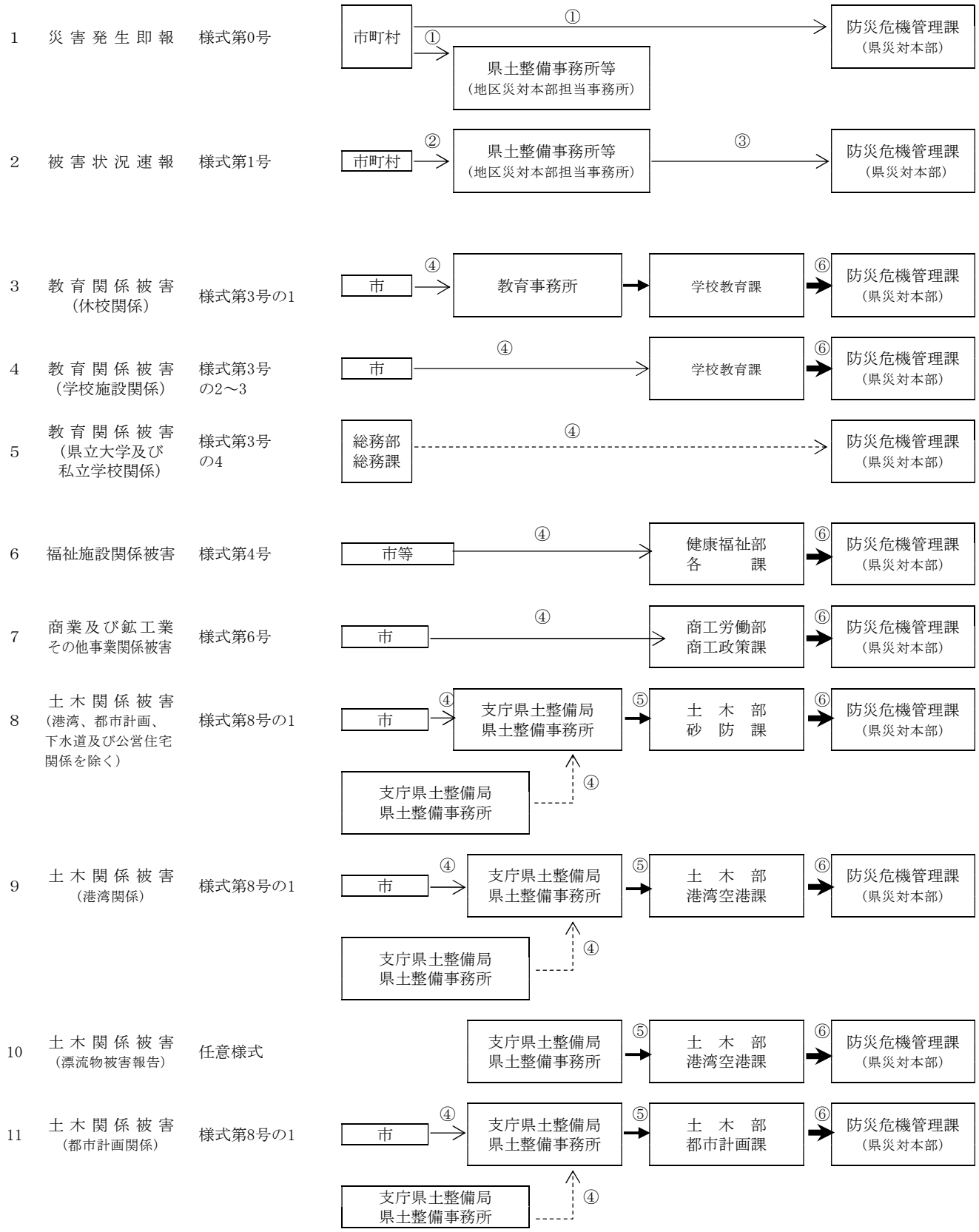

12	土木関係被害 （下水道関係）	様式第8号の1	市 ④ 支庁県土整備局 県土整備事務所 ⑤ 土木部 下水道推進課 ⑥ 防災危機管理課 （県災対本部） 支庁県土整備局 県土整備事務所 ④
13	公営住宅被害	様式第8号の2	市 ④ 支庁県土整備局 県土整備事務所 ⑤ 土木部 建築住宅課 ⑥ 防災危機管理課 （県災対本部） 支庁県土整備局 県土整備事務所 ④
14	農地農業用 施設被害	様式第9号	市 ④ 支庁県土整備局 県土整備事務所 ⑤ 農林水産部 農地整備課 ⑥ 防災危機管理課 （県災対本部） 支庁県土整備局 県土整備事務所 ④
15	農業被害速報	様式第9号の4	市 ④ 支庁農林水産局 農林水産振興ｾﾝﾀｰ ⑤ 農林水産部 農山漁村振興課 ⑥ 防災危機管理課 （県災対本部）
16	農作物関係被害	様式第10号の1	市 ④ 支庁農林水産局 農林水産振興ｾﾝﾀｰ ⑤ 農林水産部 農山漁村振興課 ⑥ 防災危機管理課 （県災対本部）
17	果樹等樹体 被害	様式第10号の2	市 ④ 支庁農林水産局 農林水産振興ｾﾝﾀｰ ⑤ 農林水産部 農山漁村振興課 ⑥ 防災危機管理課 （県災対本部）
18	農業非共同利用 施設被害	様式第10号の3	市 ④ 支庁農林水産局 農林水産振興ｾﾝﾀｰ ⑤ 農林水産部 農山漁村振興課 ⑥ 防災危機管理課 （県災対本部）
19	畜産関係被害	様式第12号	市 ④ 支庁農林水産局 農林水産振興ｾﾝﾀｰ ⑤ 農林水産部 農山漁村振興課 ⑥ 防災危機管理課 （県災対本部）
20	農業共同利用 施設被害	様式第13号	市 ④ 支庁農林水産局 農林水産振興ｾﾝﾀｰ ⑤ 農林水産部 農山漁村振興課 ⑥ 防災危機管理課 （県災対本部）
21	山林関係被害 （治山）	様式第14号の1	市 ④ 支庁県土整備局 県土整備事務所 ⑤ 農林水産部 森林整備課 ⑥ 防災危機管理課 （県災対本部） 支庁県土整備局 県土整備事務所 ④
22	山林関係被害 （林道）	様式第15号の1	市 ④ 支庁県土整備局 県土整備事務所 ⑤ 農林水産部 森林整備課 ⑥ 防災危機管理課 （県災対本部）

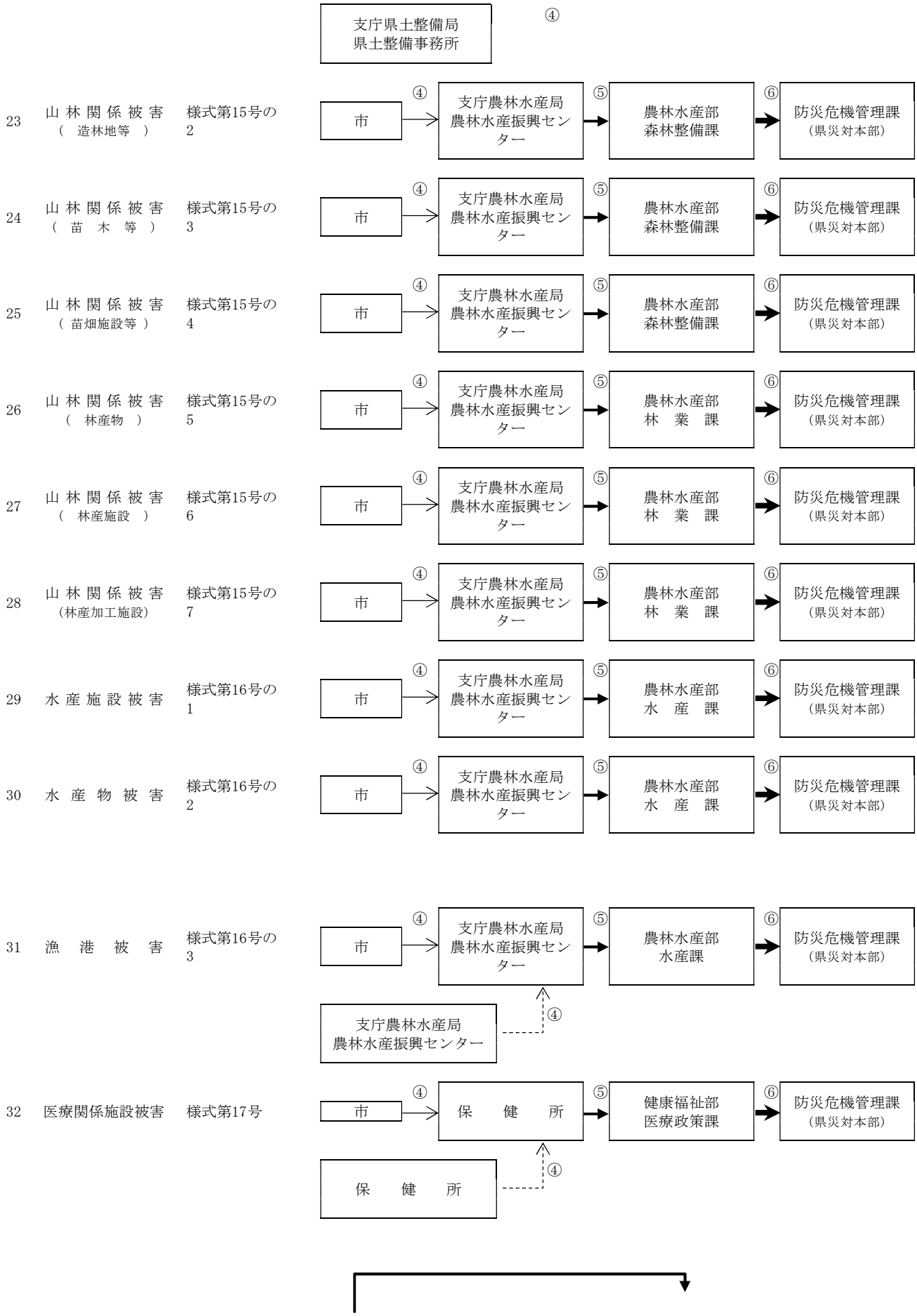
支庁県土整備局
県土整備事務所
④
23 山林関係被害（造林地等） 様式第15号の2
24 山林関係被害（苗木等） 様式第15号の3
25 山林関係被害（苗畑施設等） 様式第15号の4
26 山林関係被害（林産物） 様式第15号の5
27 山林関係被害（林産施設） 様式第15号の6
28 山林関係被害（林産加工施設） 様式第15号の7
29 水産施設被害 様式第16号の1
30 水産物被害 様式第16号の2
31 漁港被害 様式第16号の3
32 医療関係施設被害 様式第17号
市
④
支庁農林水産局
農林水産振興センター
⑤
農林水産部
森林整備課
林業課
水産課
⑥
防災危機管理課
（県災対本部）
支庁農林水産局
農林水産振興センター
④
保健所
⑤
健康福祉部
医療政策課
⑥
防災危機管理課
（県災対本部）
保健所
④

33　水道関係被害　様式第18号

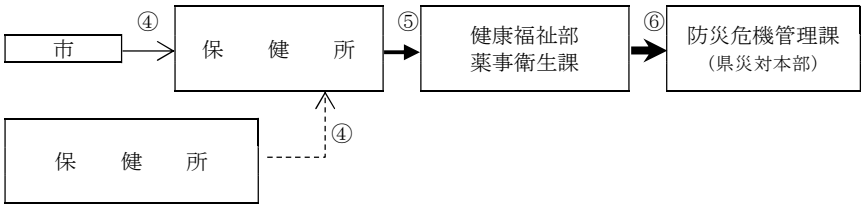

34　災害廃棄物関係被害　様式第19号

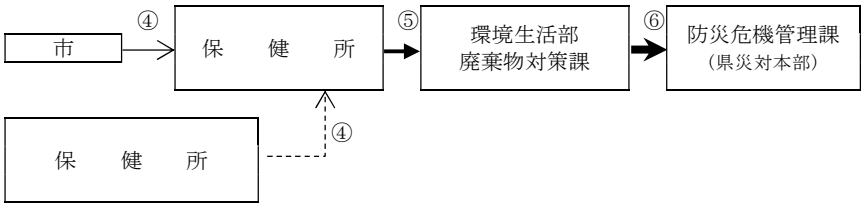

35　一般廃棄物処理場関係被害　様式第19号

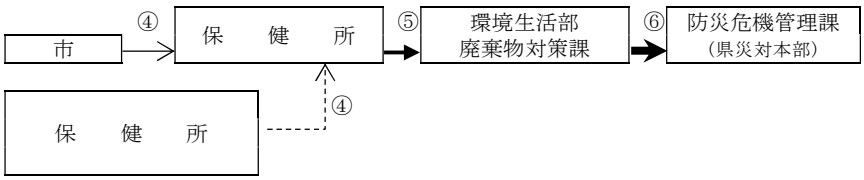

36　産業廃棄物処理場関係被害　様式第19号

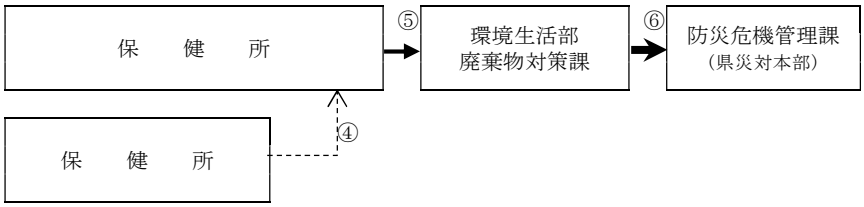

37　火葬場施設被害　様式第20号

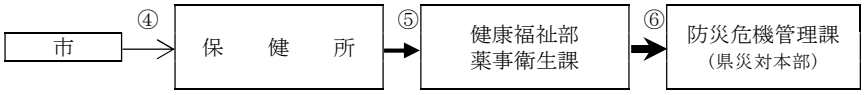

38　県企業局関係被害　様式第21号

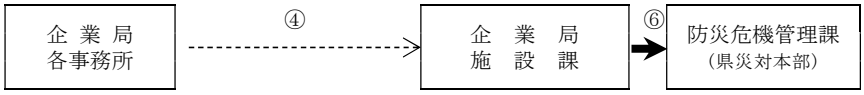

39　（削除）

40　自然公園関係被害　様式第22号

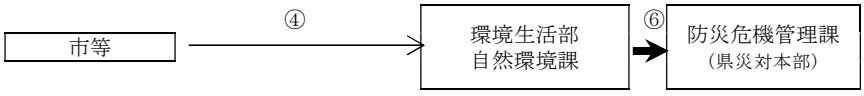

41　公有財産被害　様式第23号

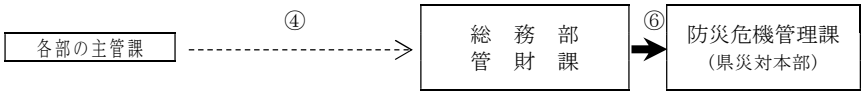

42　停電情報（状況一覧）　任意様式

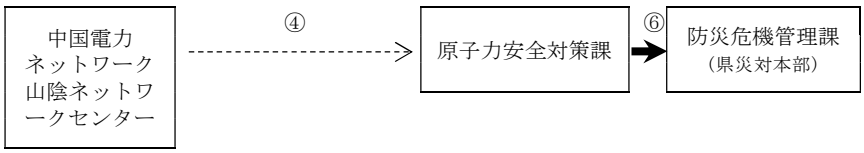

43　公共交通機関運航状況　任意様式

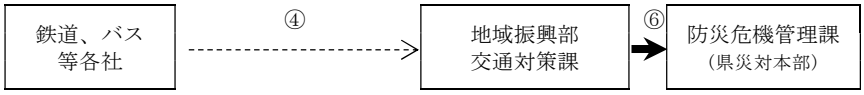

凡例
①:「即報報告」による報告
②:「被害報告」による報告
③:「被害速報集計確認」による報告
④:「被害詳報」による報告
⑤:「被害詳報集約報告」による報告
⑥:「被害詳報県計報告」による報告

→ :市町村管理分被害
⇢ :県管理分被害

→ :出先機関管轄範囲内
➡ :市町村範囲内
➡ :県内全て

オ　災害名称の決定
県災害対策本部は、速報並びに詳報により被害状況報告を受けた場合には、災害名称の統一を図るため、速やかに松江地方気象台と協議の上災害名称を決定し、関係機関へ通報する。

(3) 関係機関は、被害状況等の報告に係る被害が非常災害であると認められる時は、当該非常災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いることとする。

第３節　災害広報

第１　基本的な考え方

地震災害発生時においては、被災地や隣接地域の市民に対し、適切な判断による行動がとれるよう、様々な情報を迅速かつ的確に提供し、市・消防機関を中心に、市民、地域自主組織、自治会、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、県、市、防災関係機関は、各々が保有する広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関に放送要請するなど関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。

第２　市による災害広報の実施

１　基本事項

市は、市が保有する媒体を活用して災害広報を実施する。被害状況を勘案し必要と認める場合は、県に対し広報の協力を要請する。なお、報道機関への広報の要請はやむを得ない場合を除き、知事から行うものとする。

２　広報の内容及び方法

市は独自に、あるいは警察・ライフライン関係機関等と連携し、次の事項を中心に災害広報を実施する。

また、既に避難した者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難の指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

(1) 一般広報

ア　広報内容

（ア）地震発生直後の広報

a　地震に関する情報（気象庁発表の地震の規模、震度等の概要、大地震後の地震活動の見通し等今後の地震への警戒）

b　津波に関する情報（津波発生の有無、規模等、警報等発表状況）

c　避難の必要の有無等（大津波警報、津波警報を覚知し、避難指示等を実施した場合、即時広報等）

（イ）地震による被害発生時の広報

a　災害発生状況（死傷者数、倒壊家屋数、出火件数等の人命に係る概括的被害状況）

b　災害応急対策の状況（地域ごとの取組状況等）

c　道路交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、復旧状況等）

d　電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）

e　医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

f　応急危険度判定実施体制設置の状況（必要性と要請方法）

（ウ）応急復旧活動段階の広報

a　市民の安否（被災者台帳の作成、被災者支援への活用等）

b　給食・給水・生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報（地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

（エ）支援受入れに関する広報

a　各種ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）

b　義援金・救援物資の受入れ方法・窓口等に関する情報

（オ）被災者に対する広報
　　市による安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況
（カ）その他の必要事項
　　安否情報等についての災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど
（キ）帰宅困難者への広報
　　公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

イ　広報の方法

市が保有する以下の広報手段を最大限活用した災害広報を実施する。その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮する。なお、災害の程度により、広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関に協力を要請して災害広報を実施する。

また、指定避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。

（ア）市防災行政無線（屋外拡声装置）、音声告知放送、ＣＡＴＶ等による広報
（イ）広報車による広報
（ウ）ハンドマイクによる広報
（エ）広報誌紙、掲示板による広報
（オ）インターネットによる広報
　ａ　ホームページ等を活用した広報
　ｂ　携帯電話を活用した情報提供
　ｃ　ポータルサイト・サーバー運営業者の協力による広報

(2) 報道機関への広報

市広報担当課が定期的に記者発表の場を設け、広報を実施する。ただし、複数の市にまたがる広域的かつ大規模な災害時は、県による報道機関調整を要請する。

第３　関係機関等による災害広報の実施

１　基本事項

防災関係機関は、事前に定めた地震災害時の広報計画に基づき、市民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、市、報道機関に要請して広報を依頼する。

２　広報の方法

(1) 広報の内容

県及び市の広報事項のうち、各機関が所管する施設の被害・復旧状況や所管業務に係る応急・復旧対策状況等に関する広報事項とする。

(2) 広報の方法

各防災関係機関は、保有する広報手段を活用し、相互に連携を取りながら広報活動を実施する。

防災関係機関は、報道機関に対して広報を実施した場合、発表後速やかにその内容を市災害対策本部に報告するものとする。

また、市災害対策本部に定期的に所管施設の被害、復旧見通し等の情報を提供するなど、情報の共有に努める。

広報の実施に当たっては、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮するとともに、指定避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

第４　住民等からの問い合わせに対する対応

１　体制の整備

市等は、必要に応じ、発生後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

２　安否情報の提供

県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力やストーカー行為を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第４節　広域応援体制

第１　基本的な考え方

大規模地震災害が発生し、被害が広範囲に拡大して市や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、県、国の機関、被災していない他の都道府県、市、民間等の協力を得て災害対策を実施する必要がある。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、広域的な応援体制を迅速に構築するとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施し、災害活動体制を強化・充実していく。

また、県は災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

第２　市町村・消防における相互応援協力

１　市町村相互の応援

(1) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

ア　地震災害が発生した場合、隣接する市町村は、応急措置の実施について相互に応援協力を行うものとする。

イ　被害が更に拡大した場合、同一ブロック（県の地区本部の管轄区域）内の市町村は、被災市町村からの要請に基づき、応急措置の実施について必要な応援協力を行うものとする。

　また、必要な場合、被災市町村は、県に対し応援を要請する。この場合、基本的に地区本部を窓口にして応援を要請する。

ウ　災害が大規模となりブロックを越える応援が必要と判断される場合、被災市町村は県に対して応援要請又は県内市町村の相互応援の調整を要請する。

　また、県を通じて他県又は他県の市町村、防災関係機関等からの応援を要請する。

(2) 市内所在機関相互の応援協力

市の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市の区域を活動領域とする公共的団体等は、地震災害が発生し又は発生しようとする場合は、市が実施する応急措置について、応援協力を行うものとする。

２　県内消防本部の応援

(1) 島根県消防広域相互応援協定による応援

大規模地震災害の発生により所轄する市等の消防力で災害の防御が困難な場合には、被災市・消防一部事務組合は、県内の他の市・消防一部事務組合に対し、消防本部による応援の要請をする。

第３　市における広域応援体制

(1) 市は、災害対策基本法第67条に基づき災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求めるものとする。

(2)　応援の受け入れを決定した場合は、雲南市受援計画に基づき体制の確立を図る。受援調整チームによる全体調整のもと、各部において、受け入れルートや応援活動の拠点となる施設、

応援に係る人員の集結場所・宿泊場所・給食等の受け入れ体制の確立を図る。なお、受け入れにあたっては、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

また、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

(3) (1)による応援を求められた市は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、自らも被災し応援できないなどの特別な理由のない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、市の指揮の下に行動するものとする。

第４　緊急消防援助隊による応援

１　概要

大規模災害及び特殊災害の発生により、県内の消防力を結集しても十分な災害対応が困難な場合は、島根県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防庁長官に、全国の消防機関の相互応援による緊急消防援助隊の応援を要請するとともに、受援体制を整備する。

２　応援要請

(1) 被災地市町村長は、大規模な消防の応援等が必要と判断したときは、直ちに知事に緊急消防援助隊の応援が必要である旨を連絡する。この場合で知事と連絡が取れないときは、直接消防庁長官に対して連絡する。

(2) 知事は、連絡を受けて、又は自らの判断により消防庁長官に応援要請を行う。

(3) 知事は、要請に当たって事前に代表消防機関（松江市消防本部。被災等により松江市消防本部による連絡調整が困難なときは浜田市消防本部又は出雲市消防本部。）及び消防庁との間で事前調整を行うとともに、要請を行った場合は速やかにその旨を代表消防機関及び被災地市町村長に連絡する。

(4) 知事は、消防庁長官から応援決定の通知を受けたときは、速やかに代表消防機関及び被災地市町村長に連絡する。代表消防機関は必要な事項を県内すべての消防本部に伝達する。

３　緊急消防援助隊の指揮体制

指揮本部は被災地消防本部ごとに設置し、被災地市町村の市町村長（又はその委任を受けた消防長）が指揮者として県内消防応援隊と緊急消防援助隊の活動を指揮する。

指揮支援隊長は、被災地に設置された指揮支援本部の指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、その指揮の下で、緊急消防援助隊の活動の管理を行う（指揮系統図（図2.2.4.2）を参照）。

４　緊急消防援助隊の経費負担

緊急消防援助隊の経費負担については、「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」、「一般社団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程」等により処理する。

指揮系統図（図2.2.4.2）

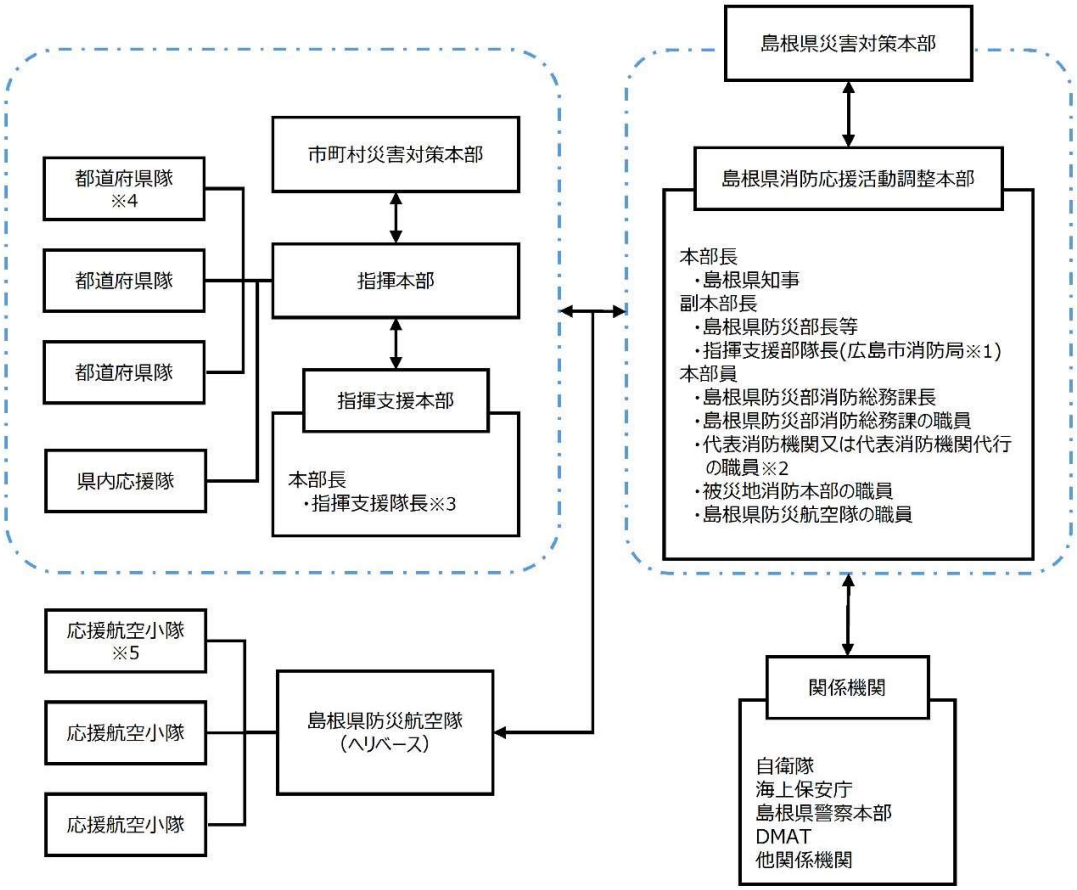

※１　広島市消防局が被災等によりその任務を遂行できない場合は、大阪市消防局がその任にあたる
※２　代表消防機関とは松江市消防本部、代表消防機関代行とは浜田市消防本部及び出雲市消防本部をいう
※３　指揮支援隊の所属する消防本部
　　広島市消防局・岡山市消防局・北九州市消防局・大阪市消防局・神戸市消防局
※４　第一次出動都道府県
　　鳥取県・岡山県・広島県・山口県
※５　第一次出動航空小隊
　　広島市・京都市・鳥取県・兵庫県・神戸市・岡山県・岡山市・広島県・山口県・愛媛県

第５節　自衛隊の災害派遣体制

第１　基本的な考え方

大規模地震災害が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。そのような場合において、知事は、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣要請をする必要がある。

このため自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣要請及びその受入れ体制を整える。

第２　自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

１　災害派遣の区分

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

⑴ 自衛隊法第83条第２項の規定に基づく派遣

ア　要請を受けての派遣

（ア）災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

（イ）災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

（ウ）災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

イ　要請を待たないで行う派遣

（ア）災害に際し、通信の途絶等により市長が知事に対する災害派遣要請の要求ができない場合に、自衛隊が、市長等からの災害の状況等の通知を受けて、直ちに救援の措置をとる必要があると認めて自主的に派遣する場合

（イ）災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合

（ウ）災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合

（エ）災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合

⑵ 自衛隊法第83条第３項の規定に基づく派遣

庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

２　災害派遣要請の手続き

⑴ 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は市長の派遣要請の要求により行う。

⑵ 要請手続

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する（別紙３「自衛隊災害派遣要請書」参照）。ただし、特に緊急を要する場合は、口頭、電子メール又は電話で要請し、事後速やかに文書を送達する。

ア　災害の情況及び派遣を要請する事由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　その他参考となるべき事項

(3) 要請文書のあて先

要請文書のあて先は、次のとおりである。

機　　関　　名	所　　在　　地	電　　話
陸上自衛隊出雲駐屯地第13偵察戦闘大隊	出雲市松寄下町1142-1	0853(21)1045（代）
航空自衛隊第３輸送航空隊	鳥取県境港市小篠津町2258	0859(45)0211（代）

３　知事に対する災害派遣要請の要求

(1) 災害派遣要請の要求者

市長又は防災関係機関の長は、知事に対して自衛隊災害派遣要請の要求を行う（別紙１「自衛隊災害派遣要請依頼書」参照）。

(2) 要求手続

市長又は防災関係機関の長が知事に対して自衛隊災害派遣要請の要求を行う場合は、次の事項を明記した文書を県防災部長あてに送達する。この場合において、市長は必要に応じて、その旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

ア　災害の情況及び派遣を要請する事由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　その他参考となるべき事項

(3) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事への要求ができないときは、その旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊要請先の駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

４　自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の災害派遣要請又は自衛隊の自主的決定により部隊を派遣した場合は、自衛隊は、速やかに知事に対し派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

５　災害派遣部隊の撤収要請

知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう当該市及び派遣部隊の長と協議して行う（別紙４「自衛隊災害派遣撤収要請書」及び別紙２「自衛隊災害派遣撤収要請依頼書」参照）。

自衛隊災害派遣要請系統

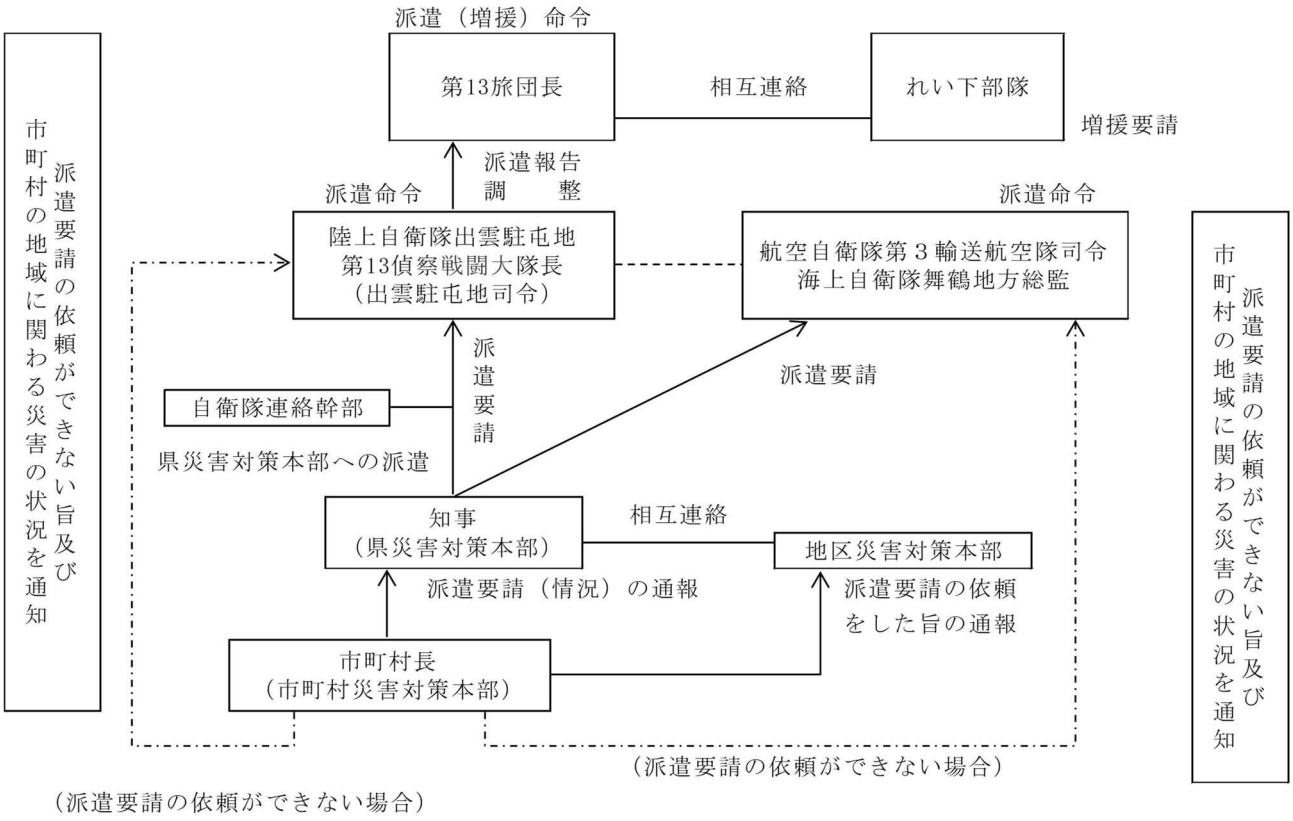

第３　自衛隊の災害派遣活動

１　自衛隊との連絡

(1) 情報の交換

県（防災部）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、自衛隊と相互に絶えず情報を交換する。

(2) 連絡員等の相互派遣

県に災害対策本部が設置されたとき、知事が要請したとき、又は自衛隊が必要と認めたときは、県（防災部又は災害対策本部）に連絡幹部が派遣される。

連絡幹部は原則として陸上自衛隊出雲駐屯地から派遣されるが、状況に応じて航空自衛隊、海上自衛隊等からも派遣される場合がある。

連絡幹部は、災害状況等の部隊への連絡、災害派遣に関する知事からの協議に対する必要措置等の任務を遂行する。

また、県は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係職員を県の連絡員として自衛隊の主要な活動地区へ派遣し、派遣部隊と市町村又は関係機関の連絡に当たらせ、派遣要請等の接受及び資器材等の迅速な措置がなされるようにする。

２　災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容はおおむね次のとおりである。

区　　分	活　　動　　内　　容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防本部に協力して消火に当たる。 （消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、防疫等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、防疫、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水、入浴支援	被災者に対し、給食及び給水、入浴支援を実施する。

区　　分	活　　動　　内　　容
救助物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第１号）」に基づき､被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。 災害対策基本法第63条第３項、第64条第８項～第10項及び第65条第３項に基づく警戒区域の設定等の措置

３　災害派遣部隊の自衛官の権限等

(1)　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通報する。

なお、当該措置を伴う補償等については、法令に定めるところによる。

ア　警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第３項）

イ　他人の土地等の一時使用等（災害対策基本法第64条第８項）

ウ　現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第８項）
エ　住民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第65条第３項）

(2)　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が自衛隊用緊急通行車両の通行の妨害となる場合において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとることができる（災害対策基本法第76条の３第３項）。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

第４　自衛隊の災害派遣に伴う受入れ体制等

１　派遣部隊の受入れ体制

(1)　県及び市は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておく。特に駐車場について留意する（地積、出入りの便を考慮する。）。

(2)　県及び市は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

(3)　災害地における作業等に関しては、県及び市当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。

(4)　その他派遣部隊の便宜を図るよう留意する。

２　使用資器材の準備

(1)　災害救助又は応急復旧作業等に使用する資器材類は、以下の物を除き市、県又は関係公共機関において準備する。
ア　部隊等装備資材
イ　食料
ウ　燃料
エ　衛生資材等

(2)　市、県又は関係公共機関において必要な資器材が調達不能な場合において、派遣部隊が訓練用物品等携行している材料、消耗品等を使用したときは、市等は、原則として部隊撤収後において部隊に返還又は代品弁償する。

(3)　使用資器材の準備については、以上のほかに現地作業に当たり無用の摩擦をさけるため、できる限り事前に受入れ側の準備する資器材の品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協議を行い、計画等を作成し、必要な準備を行う。

３　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した以下のような経費は、原則として派遣を受けた市が負担し、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

(1)　派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等

(4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損失の補償（自衛隊装備に係るものを除く）

(5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と県が協議する。

４　自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資、人員の輸送が考えられるので、市において次の条件を考慮し、地域ごとに適地を選定し、地域防災計画において定めるとともに、陸上自衛隊出雲駐屯地司令に通報しておく。

（別紙１）自衛隊災害派遣要請依頼書様式

文　書　番　号
年　月　日

島　根　県　知　事　　あて

発　信　者　名

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

１．災害の情況及び派遣要請を依頼する事由

(1)　災害の情況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）

(2)　派遣を要請する事由

２．派遣を希望する期間

３．派遣を希望する区域及び活動内容

(1)　派遣を希望する区域

(2)　活動内容

４．その他参考となるべき事項

(1)　連絡場所及び連絡責任者

５．要請日時

年　　月　　日　　時　　分

（別紙２）自衛隊災害派遣撤収要請依頼書様式

文　書　番　号
年　月　日

島　根　県　知　事　　あて

発　信　者　名

自衛隊の災害派遣撤収要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、撤収要請を依頼します。

記

１．撤収要請を依頼する事由

２．任務完了（予定）日時

年　月　日　時　分

３．撤収要請日時

年　月　日　時　分

４．その他必要な事項

（別紙３）自衛隊災害派遣要請書（記入例）

○ ○ 第 ○ ○ 号
○ 年 ○ 月 ○ 日

第１３偵察戦闘大隊長　殿

島根県知事　○　○　○　○
（ 防災部防災危機管理課 ）

自 衛 隊 災 害 派 遣 に つ い て　（要請）

土砂崩れにより家屋が土砂に埋まり、行方不明となった地域住民の捜索救助のため、自衛隊法第83条の規定によって、次のとおり貴隊の派遣を要請します。

１　災害の情況
　○○月○○日午前○時頃、○○郡○○町付近で発生した土砂崩れにより、○○町内では家屋約20戸が土砂に埋まり、多くの住民が行方不明になった模様と、○○町災害対策本部からの報告があった。
２　派遣を要請する事由
　○○町は消防団員、近隣住民を総動員し、警機動隊の応援を得て捜索救助活動を展開しているが、捜索救助に要する人員が不足する状況にあるため、同町から要請があったもの。
３　派遣を要請する期間
　○○月○○日　○○時○○分から捜索救助完了まで
４　派遣を要請する区域及び活動内容
(1)　区域　○○町
(2)　活動の内容　○○町内で行方不明となった地域住民の捜索救助

（別紙４）自衛隊災害派遣撤収要請書（記入例）

○ ○ 第 ○ ○ 号
○ 年 ○ 月 ○ 日

第１３偵察戦闘大隊長　殿

島根県知事　○　○　○　○
（ 防災部防災危機管理課 ）

自衛隊災害派遣部隊の撤収について（要請）

○○年○○月○○日付け○○第○○号で要請した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり撤収を要請します。
１　撤収要請事由
　○○郡○○町で発生した土砂崩れのため行方不明となった住民の捜索救助活動完了の見込みが立ったため。
２　撤収要請日時
　○○年○月○日　○○時○○分

第６節　災害救助法の適用

第１　基本的な考え方

地震災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて県、市は災害救助法を運用する。

第２　災害救助法の実施機関

知事は、災害救助法による救助を法定受託事務として実施し、市長は知事を補助するが、知事は救助を迅速に行うために救助の実施に関する権限の一部を市長に委任している（災害救助法第13条、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第２条及び島根県災害救助法施行細則第29条）。

(1)　「市への委任事項」避難所の供与
(2)　「市への委任事項」応急仮設住宅入居者の決定
(3)　「市への委任事項」炊き出しそのほかによる食品の給与
(4)　「市への委任事項」飲料水の供給
(5)　「市への委任事項」被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与
(6)　「市への委任事項」被災者の救出
(7)　「市への委任事項」被災した住宅の応急修理
(8)　「市への委任事項」学用品の給与
(9)　「市への委任事項」埋葬
(10)「市への委任事項」死体の捜索
(11)「市への委任事項」死体の処理
(12)「市への委任事項」障害物の除去

第３　災害救助法の適用基準

１　災害救助法適用基準（災害救助法施行令第１条）

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市の区域内において被災し、現に救助を必要とする者に対して行う。

県及び市は、以下の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する又は該当する見込みがあると認めた場合は第５に示す災害救助法の適用手続きを行う。

(1)　市町村の区域内の人口に応じ住家が滅失した世帯が、それぞれ次の表に掲げる世帯数以上に達したとき（１号基準）。

市　町　村　の　人　口	住家が滅失した世帯数
5,000　人未満	30世帯
5,000　人以上　15,000　〃	40　〃
15,000　〃　30,000　〃	50　〃
30,000　〃　50,000　〃	60　〃

50,000　〃	100,000　〃	80　〃
100,000　〃	300,000　〃	100　〃
300,000　〃		150　〃

(2)　島根県の区域内の住家が滅失した世帯が　1,000世帯以上の場合で、当該市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯がそれぞれ次の表に掲げる世帯数以上に達したとき（２号基準）。

市　町　村　の　人　口		住家が滅失した世帯数
	5,000　人未満	30世帯
5,000　人以上	15,000　〃	40　〃
15,000　〃	30,000　〃	50　〃
30,000　〃	50,000　〃	60　〃
50,000　〃	100,000　〃	80　〃
100,000　〃	300,000　〃	100　〃
300,000　〃		150　〃

(3)　島根県の区域内の住家が滅失した世帯が 5,000世帯以上に達した場合（３号前段基準）。

(4)　当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと（３号後段基準）。

[府令]被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与等についての特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊の技術を必要とすること。

[厚生省社会局通知（S40.5.11 社施第99号）]

令第１条第１項第３号に定める災害

災害救助法施行令第１条第１項第３号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成25年10月1日内閣府令第68号。以下「府令」という。）第１条の「被災者に対する食品生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること」とは、次のような場合であること。

ア　被害地域が他の村落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法等を必要とする場合

イ　有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合

(5)　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、府令で定める基準に該当すること（４号基準）。

[府令]次のいずれかに該当すること。

一　災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に居住する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

二　被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与等についての特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

［厚生省社会局通知（S40.5.11 社施第99号）］

令第１条第１項第４号に定める災害

ア　同号の基準は、災害による被害の発生前に適用することができるものであり、この場合においては、府令の定めるところにより、生命又は身体に対する危害のおそれの程度を十分に検討の上、法の適用について判断されたいこと。

イ　府令第２条第１号の「災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること」とは、次のような場合であること。

（ア）火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

（イ）紫雲丸事件等船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合

ウ　府令第２条第２号の「被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること」とは、次のような場合であること。

（ア）交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

（イ）火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

市別災害救助法適用基準一覧表

市名	人　口（人）	災害救助法１号基準（世帯）	災害救助法２号基準（世帯）	市名	人　口（人）	災害救助法１号基準（世帯）	災害救助法２号基準（世帯）
松　江　市	203,616	100	50	川　本　町	3,248	30	15
浜　田　市	54,592	80	40	美　郷　町	4,355	30	15
出　雲　市	172,775	100	50	邑　南　町	10,163	40	20
益　田　市	45,003	60	30	津和野町	6,875	40	20
大　田　市	32,846	60	30	吉　賀　町	6,077	40	20
安　来　市	37,062	60	30	海　士　町	2,267	30	15
江　津　市	22,959	50	25	西ノ島町	2,788	30	15
雲　南　市	36,007	60	30	知　夫　村	634	30	15
奥出雲町	11,849	40	20	隠岐の島町	13,433	40	20
飯　南　町	4,577	30	15				
				計	671,126		

（注）１．人口は、令和２年国勢調査

２．２号基準は、県下の住家滅失世帯が1,000世帯を超えた場合に適用

３．この表の世帯数は、半壊、半焼した世帯は２世帯をもって、床上浸水世帯は３世帯をもって、１世帯とする

第４　被災世帯の算定基準

１　被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。

２　住家の滅失等の認定（内閣府政策統括官通知「災害の被害認定基準」）

⑴　住家が全壊・全焼、流失したもの

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70％以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のものとする。

⑵　住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20％以上70％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のものとする。

⑶　住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

⑴及び⑵に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

３　住家及び世帯の単位

⑴　住家

現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

⑵　世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

第５　災害救助法の適用手続き

１　市

市における災害が、第３に示した災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は、直ちにその旨を県に報告する。

連絡先：島根県防災部防災危機管理課　電話：0852-22-5885

２　県

⑴　知事は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは（内閣総理大臣協議が必要な場合を除く）、直ちに法に基づく救助の実施について、市及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告する。

第６　災害救助の実施方法等

１　災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の３段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告するものとする。

２　救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

３　救助の程度・方法及び期間

救助の程度・方法及び期間は次の別表のとおりとする。基準額については、内閣府告示を受けて、県規則により原則として毎年改定する。

災害救助法による救助の種類、対象、期間

救助の種類	対　　象	期　　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を受け入れる。	災害発生の日から７日以内	１．費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２．避難に当たっての輸送費は別途計上。 ３．避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することができる。
応急仮設住宅の供給	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 災害発生の日から20日以内着工	１．費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費とする。 ２．同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） ３．高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ４．供与期間は2年以内。
		○賃貸型仮設住宅 災害発生の日から速やかに借上げ、提供	１．費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 ２．供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	１．避難所に受け入れた者 ２．住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （１食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	災害発生の日から７日以内	輸送費、人件費は別途計上。
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは棄損等によ	災害発生の日から10日以内	１．備蓄物資の価格は年度当初の評価額。 ２．現物給付に限ること。

	り使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者		
医　　療	医療の途を失った者（応急的処置）	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上。
助　　産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	分娩した日から７日以内	妊婦等の移送費は、別途計上。
被災者の救出	１．現に生命、身体が危険な状態にある者 ２．生死不明な状態にある者	災害発生の日から３日以内	１．期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 ２．輸送費、人件費は別途計上。
被災した住宅の応急修理	１．住家が半壊（焼）し若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ２．大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	災害発生の日から１か月以内	

救助の種類	対　　象	期　　間	備　　考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は棄損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から、教科書及び教材は１か月以内、文房具及び通学用品は15日以内	１．備蓄物資は評価額。 ２．入進学時の場合は個々の実情に応じて給与する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	１．輸送費、人件費は別途計上。 ２．災害発生後３日を経過した者は一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際に死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	災害発生の日から10日以内	１．検案は原則として救護班。 ２．輸送費、人件費は別途計上。 ３．遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生	災害発生の日から10日以内	

	活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者		
輸送費及び賃金職員等雇上費	１．被災者の避難に係る支援 ２．医療及び助産 ３．被災者の救出 ４．飲料水の供給 ５．遺体の捜索 ６．遺体の処理 ７．救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内	
実　費　弁　償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

（注）期間については、厚生労働大臣に協議し、同意を得た上で期間延長することができる。

４　応急救助の実施方法

災害救助法の適用とともに応急救助を実施するが、具体的な実施方法は、本計画の各節に定めるところによる。

救助の種類	本計画の該当章、節
救助の総括	第２章第６節　災害救助法の適用
被害状況等の調査・報告	〃　第２節　災害情報の収集・伝達
応急仮設住宅の供給	〃　第24節　住宅確保及び応急対策
避難所の設置運営	〃　第７節　避難活動
炊き出し等食品の給与	〃　第18節　食料、飲料水及び生活必需品等の供給
飲料水の供給	〃
生活必需品の給与	〃
応急医療の実施、助産	〃　第10節　医療救護
救出	〃　第９節　救急・救助活動
被災住宅の応急修理	〃　第24節　住宅確保及び応急対策
教科書・学用品等の給与	〃　第20節　文教対策
死体の埋火葬	〃　第23節　遺体の捜索、処理及び埋・火葬
死体等の捜索	〃
検案等死体の処理	〃
障害物の除去	〃　第24節　住宅確保及び応急対策
輸送（輸送費）	第２章第13節　緊急輸送
労務供給（賃金職員等雇上費）	〃　第１節　応急活動体制
・被災者の避難に係る支援	〃　第７節　避難活動
・医療及び助産	〃　第10節　医療救護
・被災者の救出	〃　第９節　救急・救助活動
・飲料水の供給	〃　第18節　食料、飲料水及び生活必需品等の供給
・死体の捜索	〃　第24節　遺体の捜索、処理及び埋・火葬
・死体の処理	〃
・救済用物資の整理配分	第３章第２節　生活再建等支援対策の実施

第７節　避難活動

第１　基本的な考え方

地震時の津波、火災、土砂災害等の発生に際して危険があると認められる場合、関係法令に基づき避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう避難のための立ち退きを指示する等の措置を取る必要が生じる。

特に、市長は、避難措置実施の第１次責任者として警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講じるものとする。

第２　要避難状況の早期把握・判断

１　要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示の措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置を取らなければならない。

特に市長は、避難措置実施の第１次責任者として警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

２　避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、市、その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 火災、危険物等の漏洩からの避難

地震災害時には、同時多発火災による延焼危険、又は危険物等の流出拡散危険が予測される場合に避難が想定されるが、市・消防本部その他は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講じる。

(2) 浸水、土砂災害からの避難

地震災害時には、ダム、護岸、農業用ため池の決壊等による浸水、土砂災害警戒区域等などにおける土砂災害の危険が予測される場合に避難が想定されるが、市・消防本部その他は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講じる。

第３　避難の指示の実施

１　避難の指示権者及び時期

避難指示の実施責任者及びその時期は表2.2.8.1に示すとおりである。

なお、孤立した地区については、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を指示する。

また、避難指示の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

表2.2.8.1　避難の指示権者及び時期

指示権者	指示権者	関係法令	対象となる災害の内容（要件・時期）	指示の対象	指示の内容	取るべき措　置
市長（委任を受けた職員又は消防職員）	市長（委任を受けた職員又は消防職員）	災対法第60条第１項、第２項、第３項	全災害 ・災害の発生又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立退きの指示 「屋内安全確保」の指示 立退き先の指示	県知事に報告 （窓口：防災危機管理課）
知　事（委任を受けた職員）		災対法第60条第６項	・災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同　上	同　上	事務代行の公示
警 察 官		災対法第61条第１項、第２項 警察官職務執行法第４条	全災害 ・市長が避難のため立退きを指示することができないと警察官が認めるとき又は市長から要求があったとき ・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者 危害を受けるおそれのある者	立退きの指示 「屋内安全確保」の指示 立退き先の指示 警告、避難の措置 （特に急を要する場合）	災対法第61条による場合は、市長に通知 （市長は知事に報告）
自 衛 官		自衛隊法第94条	・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	警告、避難について必要な措置（警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る）	警察官職務執行法第４条の規程の準用
知　事（その命を受けた県職員）		地すべり等防止法第25条	地すべりによる災害・著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に通知
知　事（その命を受けた県職員） 水防管理者		水防法第29条	洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき	同　上	同　上	水防管理者が指示する場合にはその区域を管轄する警察署長に通知

（注）「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。

避難指示系統図

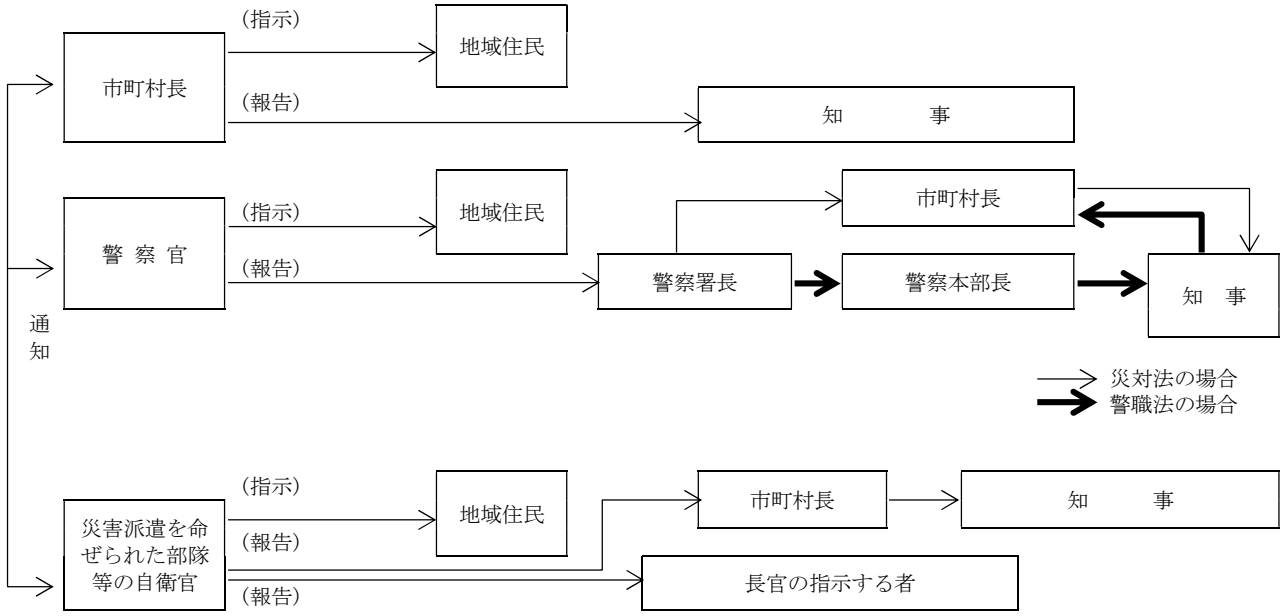

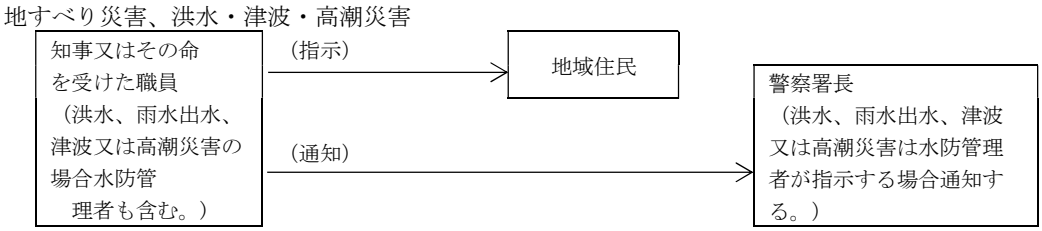

２　避難指示の基準と区分

避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施する。

(1) 避難指示の時期

地震災害時に津波が発生した場合、同時多発火災が拡大延焼し危険が大きいと予測される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他土砂災害危険から住民の生命及び身体を保護するため必要とする場合などに発する。

(2) 避難指示の意味

「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、拘束力が強い。

(3) 相互の連絡協力

関係機関（者）は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立退きの指示の措置を取った場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、的確に実施されるよう協力する。

３　市の実施する避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

市の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難指示等を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に周知するように努める。

ア　避難すべき理由（危険の状況）

イ　避難の経路及び避難先

ウ　避難後における財産保護の措置

⑵ 避難対策の通報・報告

ア　避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか、避難先の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。

イ　避難のための立退きの指示の避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県（防災部防災危機管理課（県災害対策本部設置時は事務局又は所管地区災害対策本部））に報告しなければならない。

ウ　避難の必要が無くなったときは、その旨を公示しなければならない。

エ　市は、避難措置の実施に関し「地域防災計画」に、次の事項を定めておく。

（ア）避難措置に関する関係機関の連絡方法
（イ）避難措置を実施する区域別責任者（市町村職員等の氏名）
（ウ）避難の伝達方法
（エ）各地域の避難先及び避難方法
（オ）その他の避難措置上必要な事項

４　警察官及び自衛官の行う避難措置

⑴ 警察官による避難のための立退きの指示（災害対策基本法に基づく措置）

警察官→警察署長→市長→県知事（防災部防災危機管理課）

⑵ 警察官の職権に基づく避難の措置（警察官職務執行法第４条）

警察官→警察署長→警察本部長→県知事（防災部防災危機管理課）→市長

⑶ 自衛官の行う避難措置（自衛隊法第94条）

自衛官→市長→県知事（防災部防災危機管理課）

５　県の実施する避難措置

⑴ 知事による避難の指示等の代行

表のとおり。

⑵ 重要水防区域及び地すべり区域における立退きの指示等

市内で浸水、地すべり等の災害が発生した場合、県（土木部）は、二次災害を防止するため、特に重要な水防区域及び地すべり防止区域等に、必要な職員を派遣し危険箇所のパトロールを行うとともに、市長若しくはその委任を受けた市職員の実施する避難のための立退きについて指導し、又は自らが実施する避難措置について協力を求める。

⑶ 市が行う避難指示に係る助言

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時期を失することなく避難指示が発令されるよう、市に積極的に助言する。さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

⑷ 市が行う避難誘導の指導・応援協力

災害が発生した場合、現地に派遣された県職員は、市の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置を取る。

ア　管内市町村の避難指示の状況を把握し、県災害対策本部事務局（防災危機管理課）に報告する。
イ　市から資機材、人員の提供等の協力要請があった場合、必要な応援を行う。

(5) 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の入所者等の避難誘導

県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の所管課は、必要と認める場合、各々の施設管理者等に指示し、入所者等を屋外等の安全な場所に避難させる。避難を行った場合、その旨を所管の各部を通じて県災害対策本部事務局（防災危機管理課）に通報する。県災害対策本部、地区災害対策本部職員は、状況に応じて、避難誘導の指導・応援を行う。

(6) 避難状況等に関する広報

県災害対策本部事務局（防災危機管理課）は、地区災害対策本部から避難状況等に関する情報を入手し、広報班（広報広聴課）を通じて報道機関に対して広報を依頼し、一般住民等に対して広報を行う。

６　病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

(1) 避難体制の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、地震災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防本部等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立する。

また、病院・社会福祉施設等の管理者は、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、入所者等の早期避難のための協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、地震災害に備え整備されている装置（消防本部等への早期通報が可能な非常通報装置等）や緊急時の情報伝達手段を活用するとともに、災害時の施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

７　駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

(1) 避難体制の確立

施設管理者は、地震災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防本部等への通報連絡の確保や人間の行動、心理の特性を考慮した利用者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難体制を確立する。

また、施設管理者は、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、地震災害時の協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、地震災害発生時は消防本部等への緊急通報体制、本社や必要な防災関係機関等

に対する緊急連絡体制を早急に確立する。

８　車両等の乗客の避難措置

(1)　地震災害時の公共交通機関車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確に実施する。

(2)　天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両等の乗務員は、速やかに当該車両等を停車させた地域の市町村長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

第４　警戒区域の設定

１　警戒区域の設定権者

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法によって行う。

なお、知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第１項に定める応急措置の全部又は一部を代行する（災害対策基本法第73条第１項）。

災害全般について	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員（災害対策基本法第63条第１項）
	警察官（災害対策基本法第63条第２項）
	自衛官（災害対策基本法第63条第２項）
火災について	消防吏員・消防団員（消防法第28条）
	警察官（消防法第28条）
水災について	水防団長・水防団員（水防法第21条）
	警察官（水防法第21条）
	消防吏員・消防団員（水防法第21条）
火災・水災以外について	消防吏員・消防団員（消防法第23条第1項）
	警察官（消防法第23条第1項）

２　警戒区域（災害対策基本法第63条関係）の設定

災害対策基本法第63条に定める警戒区域の設定は、以下のとおりである。

市長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずる。

なお、警戒区域の設定は、避難の指示と異なり、対象を地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするもので、罰則規定があり、災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

(1)　市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

(2)　警察官は、市長（権限の委託を受けた市町村の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市

長から要求があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。
この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を、市長へ通知する。

(4) 県は、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

(5) 国土交通省等は、被災により県がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。
県は、国による応急措置が迅速に行えるよう、あらかじめ応急措置の内容、応援の手順、連絡方法等を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

第５　避難指示の伝達

１　避難計画に基づく伝達

市長は、地域防災計画の避難計画においてあらかじめ定められた避難指示の伝達系統及び伝達要領に従って、危険地域の住民に周知・徹底を図る。
また、島根県避難情報等情報伝達連絡会で定めた「避難情報等情報伝達に関する申し合わせ」に基づき、放送事業者へ情報提供するとともに、状況により県、警察本部、消防本部等は、必要な協力をする。
なお、既に避難した者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難指示が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

２　災害状況に応じた伝達

避難指示は、避難を要する状況を的確に把握した上で、住民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう、当該市町村が保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。なお、避難の必要が無くなった場合も同様とする。

(1) 同報無線等無線施設を利用した伝達
(2) あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達
(3) サイレン及び鐘による伝達
(4) 広報車からの呼びかけによる伝達
(5) 「避難情報等情報伝達に関する申し合わせ」による、放送事業者による伝達
(6) テレビ・ラジオ（県は、市町村から広報に関する応援要請を受けた場合、又は状況により必要と認める場合は放送機関に対する放送要請等必要な措置を講じる。）、有線放送、電話、そ

の他の施設の利用による伝達
(7) コミュニティＦＭを利用した伝達
(8) 登録制メールによる伝達
(9) 携帯電話会社による緊急速報メールサービスによる伝達
(10) ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）による伝達
(11) Ｌアラート（災害情報共有システム）による伝達

３　要配慮者への配慮

市長等は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難指示の伝達には、特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力等を得て確実に伝達できるように努める。避難の必要が無くなった場合も同様とする。

４　各種施設等

学校・教育施設、駅・百貨店等不特定多数の者が出入りする施設、病院・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、館内放送設備、ハンドマイク等の各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講じる。

第６　避難の誘導等

１　地域における避難誘導等

(1) 避難誘導の実施

市は、地震災害時に津波、浸水、土砂災害、危険物漏洩等が予想され、地域に避難指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、警察や自主防災組織等の協力を得て、次のような方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

ア　避難誘導体制の確立

（ア）避難先が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者（自主防災組織や消防団員等の中から選ぶ）を定め、警察等の協力も得ながら、できるだけ早めに自動車・船舶等を活用し、集団避難できるようにする。

（イ）緊急を要する避難の実施に当たっては、警察等の協力を得て、誘導責任者・誘導員が十分な連絡の下に強い意思をもって誘導に当たり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるように努める。

イ　避難経路

（ア）避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めた指定緊急避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。

（イ）災害時に避難経路を選択するに当たっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。

ウ　避難順位

（ア）災害時の避難誘導は、原則として、要配慮者を優先して行う。

（イ）浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ　携帯品の制限

（ア）携帯品は、必要最小限の食料、飲料水、衣料、日用品、医薬品、貴重品等とする。

（イ）避難が長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、更に携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、指定避難所等の距

離、地形等により決定しなければならない。

オ　危険防止措置

（ア）避難先の開設に当たって、市長は、避難先の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

（イ）避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等の設置、誘導員を配置するなど危険防止に努める。

（ウ）避難者の携帯品は、最小限の物にして行動の自由を確保し、夜間にあっては、特に誘導者を配置し、避難者は、その誘導に従うようにする。

カ　避難者の移送

（ア）市は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難先が使用できない場合、あるいは避難先に受け入れることが出来なくなった場合には、県、警察及び隣接市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

（イ）県は、市から協力依頼があったときは、避難者の他地区への移送等について、関係機関に応援要請を行う。

（ウ）警察は、市から協力依頼があったときは、避難者を他地区へ移送する等の協力を行う。

⑵ 自主避難の実施

住民は、沿岸部で地震に遭遇した場合、危険物の漏洩や土砂災害等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等は、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

⑶ 避難が遅れた者の救出・受入れ

避難が遅れた者を救出する場合、市で処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に応援を要請し、状況に応じて救出、避難施設への受入れを図る。

２　病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間は、職員非常招集計画（以下「招集計画」という）を策定するとともに照明の確保が困難であることから、消防本部等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。（夜間における職員の招集計画を策定する等動員に努めることが必要：以下同様）

３　駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、避難誘導体制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間は、職員招集計画や照明の確保が困難であることから、消防本部等への通報連絡や施設利用者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

また、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行う。一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

４　避難誘導時の安全確保

避難誘導や防災対応に当たる消防団員、水防団員、警察官、市職員等は、避難誘導時の安全が確保されることを前提とした上で、避難行動要支援者の避難支援などの緊急支援を行う。

５　被災者の運送

(1) 県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

(2) 県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

(3) 地域に居住する避難行動要支援者の避難誘導は、事前に把握された避難行動要支援者の居住実態や傷病の程度に応じ、避難支援等関係者の協力を得るなど地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るほか、状況によっては、市が車両等を手配し、一般の避難施設とは別の介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置を取る。

第７　指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営

１　指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に受入れし保護するため指定緊急避難場所及び指定避難所を開設する。

また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。

(1) 市による指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

指定緊急避難場所及び指定避難所の開設の実施機関は市長であり、災害救助法適用時は、市長が知事の委任を受けて行うことになる（「避難所の供与」に係る救助活動の職権は、県知事から市長に事前に委任されている。）。指定避難所等の開設に当たっては、事後の事務に支障をきたさないよう災害救助法の定める実施基準に準じて以下のように行う。

(2) 開設の方法

指定緊急避難場所及び指定避難所は、事前に管理者との協議を経て指定した学校、公会堂、交流センター等の公共施設、神社及び仏閣等の既存建物を応急的に整備して使用する。ただし、これらの適当な施設を利用することが困難なときは、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定緊急避難場所又は指定避難所として開設するほか、野外に仮設住宅を設置し、天幕を借り上げ、又はその他適切な方法により開設する。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的な福祉避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、指定緊急避難場所又は指定避難所を開設したときは、市長はその旨を住民等に対し、周知徹底を図るものとし、避難所に受入れすべき者を誘導し保護しなければならない。あわせて、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

この場合、市は以下の点に留意する。

ア　緊急指定避難場所又は指定避難所の立地条件及び建築物の安全の確認

イ　地元警察署等との連携

ウ　開放指定緊急設避難場所又は指定避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底

エ　指定避難所責任者の配置

オ　避難者名簿の作成

カ　要配慮者に対する配慮

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者及び避難行動要支援者等の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

キ　次の事項を県への速やかな報告

（ア）指定緊急避難場所又は指定避難所開設の目的、日時及び場所

（イ）箇所数、受入れ状況及び受入れ人員

（ウ）開設期間の見込み

（エ）避難対象地区名及び災害危険箇所名等

（オ）指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りにきている被災者数及びその状況

⑶ 指定避難所の運営管理

市は、各指定避難所の適切な管理運営を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、指定避難所の運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村及び県に対して協力を求める。

また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう配慮する。

あわせて、指定避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、食料、医療、医薬品その他の生活必需品の配布及び保健医療福祉サービスの提供等避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

⑷ 県の対応

市から災害救助法による指定避難所開設について応援の要請を受けたときは、市に隣接する市町村に必要な応援等の指示をするとともに、必要に応じ警察本部に通知する。

２　開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営

市は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、避難所開設当初からパーティションや簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握等に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。併せて以下の点に留意する。

⑴ 避難所の運営方法

ア　グループ分け

イ　プライバシーの確保状況の把握
ウ　情報提供体制の整備
エ　指定避難所運営ルールの徹底
　円滑な指定避難所運営を行うための指定避難所運営ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。
オ　指定避難所のパトロール等
カ　避難行動要支援者等の社会福祉施設等への移送等
キ　福祉避難所の開設等
　福祉避難所（要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した指定避難所）の開設、必要に応じて民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保の検討と要配慮者の移送・誘導等
ク　年齢性別によるニーズの相違への配慮
ケ　食料の確保、食事給与の状況把握
コ　トイレの設置状況の把握
サ　簡易ベッド等の活用状況の把握
シ　男女双方の視点を取り入れた自主運営体制の整備
（ア）指定避難所運営における女性の参画の推進
（イ）女性専用の物干し場の設置
（ウ）女性専用の更衣室、授乳室の設置
（エ）女性用衛生用品、女性用下着の女性による配布
（オ）性暴力・ＤＶ防止に関するポスター等の掲示
（カ）男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保
（キ）女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所運営
ス　女性や子供等への安全配慮
　市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。
　また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
（ア）女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置
（イ）トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置
（ウ）照明の増設
セ　暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策
　利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる。
ソ　指定避難所の早期閉鎖を考慮した運営

⑵ 保健・福祉・衛生対策

県及び市は以下の点に留意する。
ア　救護所の設置
イ　巡回健康相談、栄養相談の実施
　医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回頻度等の状況把握に努め、避難後の安全対策や生活不活発病の予防、心のケアなど必要な措置を講じる
ウ　福祉的支援ニーズへの対応
　島根県社会福祉協議会に本部がある「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」から派遣された福祉専門職の協力を得て、介護等福祉的な対応が必要な要配慮者等の状況把握に努め、指定避難所等における個別ケア、相談対応など必要な措置を講じる

エ　仮設トイレ、簡易トイレ等の確保

必要に応じ、仮設トイレ、簡易トイレ等を早期に設置するとともに、トイレカー、トイレトレーラー等、より快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、要配慮者への配慮や、設置場所、夜間の安全対策、男女別の設置など女性等への配慮を行う。

オ　入浴、洗濯対策

利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる

カ　食品衛生対策

食品衛生、食事給与の状況把握、栄養管理・指導及び食物アレルギー等への必要な対策の実施

キ　し尿及びごみ処理の状況等、指定避難所の衛生対策の実施

ク　家庭動物（ペット）のためのスペースの確保と関係団体との連携

必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

ケ　感染症対策の実施

（ア）指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

（イ）感染症の発生拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

３　避難状況に応じた避難先の移動

県及び市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

４　指定避難所の早期閉鎖

県及び市は、災害の規模等必要にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、安全の確保された自宅への帰還、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用、応急仮設住宅の迅速な提供等により、指定避難所の早期解消に努める。

５　指定避難所に滞在することができない被災者への対策

県及び市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回相談の実施等保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

第８　広域一時滞在

(1)市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な

避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

(2) 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

(3) 県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる都道府県の市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。
　国は、県から求めがあった場合には、同様の助言を行う。

(4) 市は、指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

(5) 国は、市及び市を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。
　また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、市に代わって行うこととなる市を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行う。

(6) 県は、国が要請を受けた場合に作成する広域的避難収容実施計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施する。

第８節　消防活動

第１　基本的な考え方

地震に伴い火災が発生した場合、市、消防本部は、住民、地域自主組織、自治会、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力を得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防本部は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力をあげ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、関係機関等と効果的に連携し、消防活動を実施する。

第２　市・消防本部等による消防活動

１　市・消防本部の消火活動

消防本部は、消防計画に基づき統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。

⑴ 災害状況の把握

消防活動に際しては、１１９番通報、消防用高所監視カメラ、消防無線、参集職員からの情報等を収集し被害状況の把握に努め、初動体制を整える。

⑵ 通信体制の確立

消防・救急無線通信網を効果的に運用し、市及び他の消防本部の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

⑶ 災害状況の報告

消防長は、地震災害の状況を市長に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかける。

⑷ 同時多発火災への対応

ア　避難先及び避難路の確保

延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難先及び避難路確保のための消防活動を行う。

イ　重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ　消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

エ　市街地火災消防活動

市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に務め、避難の勧告・指示等を行う必要が生じた場合、その適切な広報を実施する。

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

オ　重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

⑸ 火災現場活動

ア　出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ　火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ　火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

⑹ 救急・救助

要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

２　消防団による消火活動

⑴ 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、消防団員の居住地付近の住民に対し、出火防止対策（火気の停止、ガス・電気の使用中止、避難に際してはガス栓を閉める、分電盤のブレーカーを切る等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

⑵ 消火活動

地域における消火活動若しくは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は消防本部と協力して行う。

また、損壊家屋、避難後の留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

⑶ 救急・救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

⑷ 避難誘導

避難の勧告・指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

３　市民の対策

市民は、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

４　惨事ストレス対策

消防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第３　他の消防本部に対する応援要請

１　消防相互応援協定による応援要請

市長は、自地域の消防力だけで十分な活動ができない場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防本部に応援を要請する。

２　知事による応援出動の指示

被害状況を把握した結果、被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、知事は県内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行う。

市長は、自地域の消防力だけで十分な活動ができない場合には、知事に対して県内の消防本部の応援出動の指示を要請する。

３　緊急かつ広域的な応援要請

(1) 県内で被害が発生した場合

県内に被害が発生した場合、知事は被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってしても対応が不可能と認めたときは、消防組織法第44条に基づき緊急消防援助隊等を要請する。

(2) 他都道府県で被害が発生した場合

消防庁長官は大規模災害時において被災都道府県知事の要請を待ついとまがない場合、要請を待たないで応援のための措置を他の都道府県知事に対して求めることができるが、消防庁長官から緊急消防援助隊の派遣等の措置を求められた場合、知事は、県内の市町村長に対し、応援出動等の措置を要求する。

特に、緊急を要し、広域的に応援出動等の措置を求める必要がある場合、消防庁長官は直接市町村長に応援出動の措置を求めることができるが、その場合、その旨は関係する都道府県知事に速やかに連絡され、措置を求められた市町村長は、直ちに応援活動を行う。

４　要請上の留意事項

(1) 要請の内容

市長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出するが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

ア　火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
イ　応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
ウ　応援要請を行う消防隊の種別と人員
エ　市への進入経路及び集結場所（待機場所）
オ　応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

(2) 応援隊の受入れ体制

他都道府県応援消防隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防本部は、連絡係を設け受入れ体制を整えておく。ただし、甚大な被害により次のような準備が困難な場合は、あらかじめその旨連絡し、応援隊に係る支援隊の派遣についても要請する必要がある。

ア　応援消防隊の誘導方法
イ　応援消防隊の人員、機材数、指導者等の確認
ウ　応援消防隊に対する給食、仮眠施設等の手配

第９節　救急・救助活動

第１　基本的な考え方

地震災害時において、家屋の倒壊、火災、土砂崩れ等の発生に際して、多数の救急・救助事象が発生した場合、市民を救出し、救急・救助する必要が生じる。この際、各関係機関は相互に連携し、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。

第２　救急・救助活動　　【総務部、健康福祉部】　　雲南消防本部

１　市、関係機関等による救急・救助活動

(1)活動内容

関係機関名		活動内容
市（消防本部を含む）	救急・救助活動	(1) 活動の原則 救急・救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 (2) 出動の原則 救急・救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 ア　延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 イ　延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 ウ　同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 エ　傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	(1) 傷病者の救急搬送は、緊急度・重症度に応じて振り分け、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断し救命処置を要する者を優先する。 なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療救護班、県等の車両のほか、重症患者などは必要に応じ県、自衛隊の航空機により行う。 (2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 なお、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、受入収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。 (2) 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
警察		(1) 救出地域の範囲や規模に応じ、警察本部及び各警察署に救助部隊を編成し、被災者の救出救助に当たる。 (2) 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐ。 (3) 救出活動は、当該市を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。

自　衛　隊	(1) 必要に応じ、又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。 (2) 救出活動は、当該市をはじめ関係機関と連絡を密に協同して行う。
消　防　庁	(1) 必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとる。
国土交通省、西日本高速道路株式会社、県及び市	(1) 高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。

(2) 部隊間の活動調整

県及び市の災害対策本部は、警察・消防・自衛隊の部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助・救急、消火活動等を行えるよう、国と共に活動調整会議等を開催し、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、安全確保に資する情報、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有や活動方針等の及び調整を行う。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

(3) 要救助者の位置情報の活用

県及び市の災害対策本部を含む救助機関において、生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、要救助者の位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用する。

２　市民及び自主防災組織による救急・救助活動

市民、地域自主組織、自治会及び自主防災組織は、自発的に被災者の救急・救助活動を行うとともに、救急・救助活動を行う関係機関に協力するよう努める。

３　惨事ストレス対策

救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第３　救急・救助用資機材等の確保　【総務部、健康福祉部】　雲南消防本部

１　救急・救助用装備、資機材等の調達

(1) 初期における救急・救助用装備・資機材等の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。

(2) 救急・救助用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。

(3) 損壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。

(4) 搬送する重傷者が多数で、所轄消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、市民、地域自主組織、自治会及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

第１０節　医療救護

第１　基本的な考え方

災害時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が出ることが予想され、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される。

このような状況下で被災者の救護に万全を期すために、県は、医療情報の収集伝達に努め、迅速に初動医療体制を確立する。

県、市、医療関係機関及び各防災関係機関は、密接な連携の下に一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を行い、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

一人でも多くの生命と健康を守るため、関係者全員が一体となって医療救護を実施することが肝要である。

第２　医療救護活動

災害時における医療救護は、市が第一次的に実施する。市長は必要に応じて救護所を設置し、医療救護を行う。なお、災害の種類及び程度により市医師会の医療救護班の出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。また、災害の程度により、市では対応が困難な場合は、県及びその他関係機関に協力を要請する。

市長は、災害救助法適用後、医療救護の必要があると認めたときは、県（健康福祉部）に医療救護についての迅速、的確な要請を行う。

１　活動体制の確立

災害が発生し、又は発生することが予想される段階において、迅速・的確な応急対策を実施するため、関係機関等は、第一に各々の活動体制を早急に確立する。

県（健康福祉部健康福祉総務課、医療政策課、障がい福祉課）は、必要に応じ、県災害対策本部に、保健医療福祉調整本部、ＤＭＡＴ調整本部及びＤＰＡＴ調整本部を設置し、適時に医療救護班調整本部を設置する。

災害発生の地区を管轄する保健所長は、可能な限り早期に雲南地域災害保健医療福祉対策会議を開催し、被災地における医療ニーズを把握し圏域内の医療救護活動を調整するとともに、必要な医療支援を県に要請する。

２　情報収集・伝達

災害時において県、市及び関係機関等が相互に密接な連携のもとに医療救護活動を実施するため、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等を活用し情報の共有に努めるとともに、あらかじめ定められた手段により迅速かつ的確に伝達する。

また、通信手段の途絶等が発生した場合は、あらゆる手段により情報を伝達する。

３　ＤＭＡＴの派遣・活動

県は、自ら必要と判断したとき及び消防本部から要請があったとき、災害派遣医療チーム設置要綱及びＤＭＡＴの派遣に関する協定書に基づき、ＤＭＡＴ指定医療機関の長に対し、ＤＭＡＴの派遣要請を行う。

また、必要に応じて、直接又は厚生労働省を通じて他の都道府県に対し、ＤＭＡＴの派遣を要請する。

派遣されたＤＭＡＴは、日本ＤＭＡＴ活動要領に基づき、本部活動、病院支援、傷病者搬送、現場活動、情報収集等の活動を行う。

４　災害拠点病院等における活動

災害拠点病院は、災害時に医療救護活動の中心となる医療機関として、被災地からの重症患者受入やＤＭＡＴの受入及び派遣などの活動を行う。特に、災害拠点病院のうち基幹災害拠点病院については、地域災害拠点病院では対応不能な重篤患者等の受入や医療資源の投入など、県における災害医療の中心的な役割を担う。

災害協力病院は、災害拠点病院を補完する医療機関として、災害拠点病院と連携して傷病者等を受け入れるとともに、被災地への医療救護班の派遣などの活動を行う。

５　医療救護所における活動

市は、必要に応じて、事前に定める場所に医療救護所を設置し、住民に周知する。また、医療救護所における医療救護活動について、単独の市による対応が困難な場合は、雲南地域災害保健医療福祉対策会議（保健所長）に支援を要請する。

雲南地域災害保健医療福祉対策会議（保健所長）は、医療救護所における医療救護活動状況の把握に努めるとともに、必要な医療救護班の派遣等を県医療救護班調整本部に要請する。

県医療救護班調整本部は、雲南地域災害保健医療福祉対策会議（保健所長）からの要請の内容に応じて、医療救護班の派遣調整や傷病者の搬送調整といった支援について迅速に対応する。

６　医療救護班の派遣・活動

雲南地域災害保健医療福祉対策会議（保健所長）は、医療救護所等での医療救護活動において、市から支援の要請があった場合、又は、管内の医療ニーズを把握した上で必要と認めた場合、県医療救護班調整本部に対して、医療救護班の派遣を要請する。

県医療救護班調整本部は、雲南地域災害保健医療福祉対策会議（保健所長）の要請により、日本赤十字社県支部、国立病院機構、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会等の県内医療関係団体、県内の被災地外の病院等に医療救護班の派遣を要請する。

また、県医療救護班調整本部は、災害の規模に応じて、他都道府県又は国に、医療救護班の派遣を要請する。

県医療救護班調整本部は、別に定める「災害時における医療救護活動に関する協定書」等に基づき医療救護班を編成し、被災地へ派遣する。

７　ＤＰＡＴの派遣・活動

県は、自ら必要と判断したとき及び市町村から要請があったとき、島根県ＤＰＡＴ実施要領及びＤＰＡＴ先遣隊の派遣に関する協定に基づき、島根県立こころの医療センターに対し、ＤＰＡＴ先遣隊の派遣要請を行う。

また、必要に応じて、直接又はＤＰＡＴ事務局を通じて他の都道府県に対し、ＤＰＡＴの派遣要請をする。

派遣されたＤＰＡＴは、ＤＰＡＴ活動マニュアル等に基づき、情報収集とアセスメント、災害によって障害された既存の精神医療システムの支援等の活動を行う。

８　医療関係団体による活動

日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会、島根県栄養士会等の関係団体は、県との協定等に基づき、医療救護活動等を行う。

第３　助産救護活動

市は、必要に応じて助産救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により市医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した助産救護活動を行う。また、災害の程度により市では対応が困難な場合は、県（健康福祉部）及びその他関係機関に協力を要請する。

１　助産救護班の編成・派遣

知事は、市長からの助産救護に関する協力要請があったとき、又は被災状況により助産救護の必要性を認めたときは、助産救護班を編成し、救護所へ派遣するとともに、必要に応じその他関係機関に協力要請する。

２　助産救護班の業務内容

(1) 分娩の介助
(2) 分娩前及び分娩後の処置
(3) ガーゼ、その他衛生材料の支給
(4) 新生児のケア

３　連絡調整

助産救護班に関する連絡調整は県が行う。

救護班の派遣は知事の要請によることを原則とするが、被災状況により国立病院機構自らの判断により出動する。

助産救護班の出動は、知事の要請によることを原則とするが、被災状況により日本赤十字社島根県支部自らの判断により出動する。

島根県医師会長及び市医師会長は、知事又は市長から助産救護に関する要請があったときは、助産救護班を出動し、又は医療機関及び受入仮収容施設において助産救護活動を実施する。

知事の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、助産救護活動を行う。

第４　医薬品・医療用資器材等の調達

１　医薬品・医療用資器材等の調達

県は、市から医療助産活動に必要な医薬品・医療用資器材等の要請があった場合は、健康福祉部薬事衛生班において、医薬品等取扱い業者等から必要な医薬品・医療用資器材等を調達する。

２　輸血用血液製剤の供給

県は、緊急時における血液対策として、血液センター等における輸血用血液製剤の在庫状況を把握し、血液の供給の万全を図る。

また、被災後直ちに、県内血液センター施設等の被災状況を調査し、その機能の保持に努めるとともに、日赤島根県支部を中心として、状況に応じた血液の確保を図る。

第５　傷病者等の搬送

災害発生時には、多くの傷病者が被災地内の医療機関に集まり、一つの医療機関の受け入れ能力には限りがあるため、傷病者を分散して搬送することが必要となる。さらに、重症患者については、十分な治療継続が可能な県内外の医療機関へ搬送することが必要となる。

このため、関係機関においてＥＭＩＳを活用しながら医療機関の被災状況や空き病床数（回復期の病床も含む）等、傷病者の搬送先決定に必要な情報を共有し、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送する。

第６　特別に配慮を要する患者への対応

１　透析患者等への医療対応

県及び市は、医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し情報提供できる体制を取る。さらに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料などの供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。

２　在宅難病患者への対応

県は、平常時から保健所を通じて難病患者の特性に配慮した「災害時個別支援計画」の策定に協力するとともに、必要に応じて、市、医療機関及び近県市町村等との連携により、後方医療機関へ搬送する。

様式１

救助実施状況　　年　月　日　○○医療班									
使用医療用品内訳					救助実施状況				
品名	数量	単価	金額	調整先その他	患者数	内訳			備考
						外科	内科	眼科	
計									

様式２

取扱患者台帳　　○○医療班								
年月日	住所	氏名	職業	年令	性別	病名	死体検案数	措置概要適用

様式３

医療班出動報告書　　○○医療班				
班長		班員		編成出動状況
資格	氏名	資格	氏名	

上記のとおり　　月　　日に出勤したので報告します。

年　　月　　日

（本隊、支、分隊、関係機関の別）

責任者　　印

本　隊

健康福祉部長　様

第１１節　警備活動

第１　基本的な考え方

県内に大規模な地震災害が発生した場合には、市民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持並びにその他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

このため、地震災害時には、島根県警察災害警備計画に基づいて早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、避難誘導、救出・救助、交通対策等の災害警備活動に警察の総合力を発揮して対処する。

第２　災害警備体制の確立

１　警備本部の設置

(1) 島根県警察甲号災害警備本部の設置

島根県内で震度５強以上の地震が発生し、若しくは県沿岸に大津波警報が発表された場合又は大震災が発生し、若しくは発生したと認められる場合、警察本部に甲号災害警備本部を設置し指揮体制を確立する。

(2) 島根県警察乙号災害警備本部の設置

島根県内で震度５弱の地震が発生し、若しくは県沿岸に津波警報が発表された場合、警察本部に乙号災害警備本部を設置し指揮体制を確立する。

(3) 警察署災害警備本部

震度５弱以上を観測した地域を管轄する警察署並びに被災地を管轄する警察署に、警察本部に準じて警察署災害警備本部を設置する。

２　警察職員の参集、招集

別に定める「島根県警察災害警備計画」による。

３　警備部隊の編成及び運用

別に定める「島根県警察災害警備計画」による。

４　警備体制の解除

災害の危険状態が解消し、警備体制を必要としなくなったときは、警備体制を解除する。

第３　災害警備措置

１　災害情報の収集

被害の実態を早期に把握し、災害警備活動を的確に推進するため、次に掲げる事項について速やかに情報収集を行う。

(1) 初期段階の把握事項

ア　死傷者、行方不明者等の状況
イ　警察施設の被害状況

ウ　家屋、ビル等の倒壊状況
エ　火災の発生状況
オ　主要道路・橋梁の損壊状況
カ　ライフライン、ＪＲ等交通機関の被害状況
キ　重要施設の被害状況
ク　災害の拡大状況及び見通し
ケ　住民の避難状況
コ　救出救助の実施状況
サ　その他必要と認められる事項

⑵ その後の段階の把握事項

ア　人的・物的被害状況
イ　警備部隊の配置及び運用状況
ウ　行方不明者の捜索実施状況
エ　交通規制の実施状況
オ　ライフライン等の復旧状況及び見通し
カ　関係機関の行った救護対策
キ　被災者の動向
ク　治安状況
ケ　流言飛語の状況
コ　火災の原因及び被害拡大の要因
サ　その他必要と認められる事項

２　避難誘導

⑴　被害状況に応じて、あらかじめ指定された避難場所及び避難路の利用の可否を総合的に判断し、関係機関等に必要な指示・連絡を行うものとする。この場合において、県外への避難等広域避難の必要性が認められるときは、避難経路、避難場所の調整等のため、関係県警察と連携するものとする。

⑵　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市長等と連携し、必要に応じて次により住民の避難のための立退きを指示するものとする。

ア　火災、津波、山（崖）崩れ等の危険から住民を保護し、その拡大を防止するため、特に必要があると認める場合において、市長が住民避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、災対法第61条第１項の規定に基づき、必要と認める地域の住民に対し適切に避難の指示を行う。

なお、上記の指示を行った場合は、直ちに市長に対し指示を行った日時、対象、避難先等を通知する。

イ　広域にわたって被害の発生が予想される場合には、避難指示を行う前であっても、市長と協議の上、避難行動要支援者に対しあらかじめ指定する避難場所又は安全な地域へ避難するよう指導する。

３　救出救助活動等

⑴　把握した被害状況に基づき、直ちに本部直轄隊や署警備部隊の編成を行うとともに、管轄区域内の被災状況等を踏まえながら各部隊の担当区域を決定して、救出救助活動を行う。とりわけ、高層建築物等において被害が発生した場合には、高度な救出救助能力を有する広域緊急援助隊員を中心に編成した即応部隊を迅速に投入する。

⑵　被災者が負傷している場合は、応急処置を施した後、現場の救護機関に引き継ぎ、病院等に収容する。
⑶　被災者の救出救助に当たっては、警察用航空機及び各種装備資機材等を有効に活用するほか、消防、自衛隊等関係機関と連携し、迅速かつ効果的な救出救助活動を行う。

４　緊急交通路の確保

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、次により緊急交通路を確保する。

⑴ 交通規制の実施

ア　災害応急対策を迅速かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、命の安全、被害の拡大防止等に十分配意した上で、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。
イ　被災地への流入車両等を抑制するため必要があると認めるときは、被災地域周辺の県警察と連携し、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。
ウ　ア及びイで実施した交通規制について、災害発生時の被災地の状況等に応じ、応急復旧のための人員及び資機材輸送の必要性に配意するなど、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

⑵ 緊急通行車両の輸送対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおり。

ア　第１段階
（ア）　救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
（イ）　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
（ウ）　政府災害対策要員及び地方公共団体災害対策要員並びに情報通信、電力、ガス、水道等の施設の保安要員等初期段階の災害応急対策に必要な人員及びこれに伴い必要な物資等
（エ）　医療機関へ搬送する負傷者等
（オ）　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
イ　第２段階
（ア）　アに規定する人員、物資等
（イ）　食料、水等生命の維持に必要な物資
（ウ）　被災地域外へ輸送する傷病者及び被災者
（エ）　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
ウ　第３段階
（ア）　イに規定する人員、物資等
（イ）　災害復旧に必要な人員及び物資
（ウ）　生活必需品

⑶ 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

⑷ その他緊急交通路確保のための措置

ア　交通管制施設の活用

本部長及び署長は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ　放置車両の撤去等

（ア）　緊急交通路を確保するため必要と認める場合は、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

（イ）　警察官は、災対法に基づく通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障を及ぼすと認めるときは、同法第76条の３の規定により緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を講ずる。

ウ　運転者等に対する措置命令

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ、運転者等に対する車両移動等の措置命令を行う。

エ　障害物の除去

緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、県、ＪＡＦ島根支部、消防、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置を講ずる。

(5) 関係機関等との連携

交通規制の実施に当たっては、道路管理者、関係機関等と相互に連携するとともに、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて県警備業協会との支援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

５　検視及び身元確認

市等と協力し、遺体収容及び検視場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集及び確保、医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な検視に努める。この場合において、被災地における検視に当たっては、次の点に留意し、迅速・適正な措置をとるとともに、その取扱経過を明らかにする。

(1) 多数死体に対応する検視要員の派遣要請、多数死体検視隊の編成及び派遣
(2) 検案医師の調整及び派遣要請
(3) 身元不明死体の身元確認
(4) 県に対する検視結果の連絡
(5) 死体ごとに発見から遺族に引き渡すまでの取扱経過の明確化
(6) 所持品等の管理の徹底
(7) 領事機関への通報及びその国の慣習に配意した外国人死体の取扱い

６　各種相談活動の実施

(1) 行方不明者（注１）相談への対応

ア　行方不明者の届け出や相談の対応、情報管理･データ入力等の処理体制を確立する。

イ　自治体との連絡体制を整備し、行方不明者の届出や相談内容の重複を排除する「名寄せ」や、住民基本台帳、避難者情報との突き合わせ等の精査を徹底する。

(2) 相談窓口の設置等

ア　行方不明者相談や被害状況の問合せその他の各種相談に対応するため、警察本部及び警察署に相談窓口を開設するとともに、行方不明者相談電話等を設置する。

イ　指定避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、指定避難所への警察官の立寄り等による相談活動を推進する。

⑶ 関係機関との連携

ア　各種相談を適切に処理するため、県災害対策本部その他の関係機関と緊密な連携を図る。

なお、他機関において処理することが適当と判断されるものについては、関係機関に確実な引き継ぎを行う。

イ　行方不明者の安否確認については、行方不明者情報等を把握している市町村との情報共有を図る。

（注１）ここにいう行方不明者とは、行方不明者発見活動に関する規則に規定する行方不明者であって、災害対策基本法に基づく行方不明者ではない。

7　社会秩序の維持

被災地域等の社会秩序の維持のため、次の事項を推進する。

⑴ 警戒活動の強化

被災後の無人化した住宅街、商店街等における治安維持や救援物資の搬送路、集積地、指定避難所での混乱等の防止のため、次の活動を実施する。

ア　巡回連絡等

被災家屋、避難場所に対する重点的な巡回連絡を実施し、被災世帯・避難者の実態を把握するとともに、その内容を被災世帯名簿及び避難者名簿により確実に記録する。

イ　各種パトロール等の実施

警ら用無線自動車等によるパトロールを実施するほか、地域の民間防犯団体のボランティア等とも連携したパトロールを実施して各種犯罪の予防に当たる。

ウ　地域安全情報の提供

あらゆる手段により災害関連情報、生活物資の配給場所等の生活関連情報、交通規制等の警察措置に関する情報等を広く住民に提供するとともに、被災者等の生命、身体及び財産の安全に影響を及ぼしかねない流言飛語の流布防止に努める。

⑵ 各種不法事案の取締り

被災地において発生が予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等大規模災害に便乗した各種犯罪の取締りを重点的に行う。また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努める。

8　援助要請

災害の規模が大きく、自県の警備力のみでは対処できない場合は、警察法第60条第１項の規定に基づき、警察庁等に対し速やかに警察災害派遣隊及び装備資機材の援助要請を行うものとする。

第１２節　交通確保、規制

第１　基本的な考え方

地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、路面、橋梁等の亀裂、陥没等交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保するとともに、これらの道路啓開（道路上の土砂を除去し、交通確保を図ること）し、破損箇所を修復すること（応急復旧）は、救援活動を円滑に行うための必要条件である。

地震後の救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関との協議の上、市地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させ緊急啓開道路網（緊急輸送道路ネットワーク）として位置付け、他の道路に先駆けて道路啓開・応急復旧を行うものとする。

第２　交通規制の実施

１　交通規制の実施方法

交通規制の実施方法は、次表のとおりとする。

実　施　者	実　　施　　の　　方　　法
道路管理者	(1) 災害時の交通規制 道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。 (2) 災害時における車両の移動等 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うことができる。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。
警察機関	(1) 交通情報の収集 警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。 また、隣接県警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。
	(2) 交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。
	(3) 緊急通行車両等の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両等の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア　交通が混雑し、円滑な緊急通行を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合に応じて車両別交通規制を行う。 イ　被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ広域

	緊急援助隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。
	(4) 警察官の措置命令等 ア　警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。 イ　アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。
	(5) 緊急通行車両の通行を確保するための要請 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。
自衛官又は消防吏員	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、上記(4)のア､イの措置をとることができる。

２　知事による緊急通行車両の通行ルート確保のための指示

知事は、市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

３　道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を、道路管理者は警察機関へ、警察機関は道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後にこれらの事項を通知する。

また、県の管理する道路内において災害等異常事態が発生したときは、県土整備事務所は土木部道路維持課へ報告する。

４　迂回路等の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため交通規制を実施した場合、適当な迂回路を指定し、必要な地点に標示するなどの方法によって一般交通に対し、出来る限り支障のないように努める。この際、緊急輸送ルート、道路啓開活動等との調整を図るため、道路管理者と警察との緊密な連携をとること。

５　規制の標識等

実施者が規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。

・災害対策基本法施行規則第５条（災害時における交通の規制に係る標示の様式等）

・道路交通法第４条（公安委員会の交通規制）

ただし、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たるものとする（災害対策基本法に基づく規制の標識は、様式１参照。）。

６　規制の広報・周知

実施者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、島根県道路規制情報システム及び報道機関を通じて一般市民に周知徹底する。

７　規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除を判断し、通行の安全を確保した後、速やかに行い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに、関係機関に連絡する。

８　緊急道路情報の提供

道路管理者は、災害により高速道路、国道、交通量の多い県道等を全面通行止めとする場合又は解除する場合は、緊急道路情報として、あらかじめ定める方法により、直ちに報道機関への情報提供を行う。

９　医療機関等への情報提供

県は、急患搬送等に影響を及ぼすおそれのある通行規制が行われる場合は、各消防本部、各救急告示病院及び島根県赤十字血液センターに情報提供を行う。

10　路上放置車両等に対する措置

(1)　警察官は、災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障を及ぼすと認められるときは、同法第76条の３第１項及び第２項の規定に基づき必要な措置を行うものとする。

(2)　自衛官又は消防吏員は、災害対策基本法第76条の３第３項又は第４項の規定に基づく措置等をとったときは、直ちに、当該措置等をとった場所を管轄する警察署長に通知するものとする（様式２）。

(3) 路上放置車両等をより効率的に排除するため、道路管理者等との連携活動に配意する。

様式１　規制の標示（災害対策基本法施行規則別記様式第２）

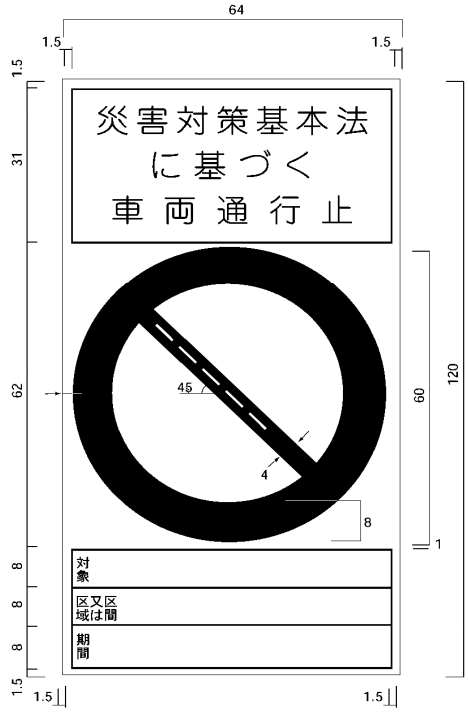

備　考

1　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

2　縁線及び区分線の太さは１センチメートルとする。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

4　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

第３　緊急通行車両の確認等

災害対策基本法施行令第33条第１項の規定に基づく緊急通行車両の確認は、次により行うものとする。

１　緊急通行車両の確認の申出

(1) 緊急通行車両確認証明書の申請

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両（道路交通法第39条第１項の緊急自動車又は自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって、特別の自動車番号標を有しているものを除く。）を使用しようとする者は、県知事（防災部防災危機管理課）、又は公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）に、緊急通行車両確認証明書の申請をする。

(2) 確認証明書の申請対象車両

確認対象車両は、確認の申出の対象車両（第２編第１章第12節第４の１(1)「確認の対象とする車両」）とする。

(3) 緊急通行車両確認証明書の交付

申請を受けた県知事（防災部防災危機管理課）又は公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）は、緊急通行車両であることを確認したときは、「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。

（標章及び証明書は、様式３及び様式４参照。）

(4) 標章及び証明書の提示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

２　規制除外車両の事前の届出

(1) 規制除外車両確認証明書の申請

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものとして、公安委員会が災害対策基本法に基づく交通規制の対象から除外することとした車両を使用しようとする者は、公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）に、規制除外車両確認証明書の申請をするものとする。

(2) 確認対象車両

確認対象車両は、緊急通行車両以外の車両であって、事前届出の対象とする車両（第１章第12節第４の２(1)「事前届出の対象とする車両」参照。）とする。

(3) 規制除外車両確認証明書の交付

申請を受けた公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）は、既に交付されている届出済証を提示させるとともに、規制除外車両確認申出書の提出を受け、規制除外車両であることを確認したときは、「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。

（標章及び証明書は、様式３及び様式５（第３関係）参照。）

(4) 標章及び証明書の提示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

様式 2 措置等通知書（災害対策基本法第76条の3 第6項）

（表）

措置命令
措　　置 通知書

年　　月　　日

署長殿

災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項の規定において準用する 第1項 / 第2項
の規程により措置命令
の規程により措　　置 を行ったので、同条第6項の規定により、下記のとおり通知します。

所属

氏名 ㊞

1　日　　時			年　月　日　午前 午後　時　分	
2　場　　所				
3　（命令・措置）を行った者			所属	
			氏名	
4	命令の場合	命令を受けた者	住　所	
			氏　名	
			番号表に表示されている番号	
	措置の場合	措置に係る物件の（占有者・所有者・管理者）	住　所	
			氏　名	
			番号表に表示されている番号	
5　（命令・措置）の内容				

（裏）

6　（命令・措置）を行った場所の前後の状況	
7　備　　考	

備考１　５には、破損を行った場合、破損の有無及び破損状況も記載すること。

２　（　）内については、該当するものを○で囲むこと。

３　破損を行った場合には、破損前後の状況を撮影した写真を添付すること。

４　所定の欄に記載できないときは、別紙に記入の上、これを添付すること。

用紙の大きさは、Ａ４とする。

様式３　標章（災害対策基本法施行規則別記様式第４）

備　考

１　色彩は、記号を黄色、緑、及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式４　緊急通行車両確認証明書（災害対策基本法施行規則別記様式第５）

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号

年　月　日

緊　急　通　行　車　両　確　認　証　明　書

知　　事　印
公安委員会　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に標示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td colspan="2">（　　）　局　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通　行　日　時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">通　行　経　路</td><td colspan="2">出　発　地</td><td>目　的　地</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備　考　　用紙は、日本産業規格Ａ５とする。

様式５　（第３関係　島根県警察本部長例規通達第５１７号））

<table>
<tr><td colspan="3">第　　号

年　　月　　日

規　制　除　外　車　両　確　認　証　明　書

島根県公安委員会　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">通　行　日　時</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">通　行　経　路</td><td>出　　発　　地</td><td>目　　的　　地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

備　考　　用紙は、日本産業規格Ａ５とする。

第４　発見者等の通報と運転者のとるべき措置　　【建設部】　雲南警察署

１　発見者等の通報

地震災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また、交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報するものとする。通報を受けた警察官は、その旨を市長及び道路管理者（県では県土整備事務所）に通報、市長はその路線を管理する道路管理者及びその地域を管轄する警察機関に通報するものとする。

２　災害発生時において運転者のとるべき措置

(1)　地震災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア　出来る限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

イ　停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ　車両を置いて避難するときは、出来る限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけ

たままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている区域又は区間の道路を走行中の車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア　当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。

イ　当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ　警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第５　道路啓開

地震発生直後の道路は自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、これらの障害物を除去（道路啓開）し、また、路面の亀裂、陥没等の破損箇所を修復すること（応急復旧）は、救援活動を円滑に行うための必要条件である。

地震後の救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関との協議の上、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させ緊急啓開道路網（緊急輸送道路ネットワーク）として位置付け、他の道路に先駆けて道路啓開・応急復旧を行うものとする。

１　緊急啓開道路の把握と優先順位の決定

(1) 緊急啓開道路の情報収集

緊急啓開道路（緊急輸送道路）に指定された路線の各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

また、市は、緊急輸送道路の状況について情報提供を行うなど、各道路管理者の情報収集に協力する。

(2) 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）との連携

中国地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、ヘリ、無人航空機等を活用した被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して県、市等が行う活動に対する支援を実施する。

救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊は、派遣された緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用させ、当該派遣隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行う。

(3) 優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

２　道路啓開作業の実施

(1) 啓開資機材等の確保

中国地方整備局、県及び市は、あらかじめ整備していた資機材及び建設業協会等との協定の締結等により確保した人員及び資機材等を活用し、道路啓開を的確、迅速に行う。

西日本高速道路株式会社では、応急復旧のため整備した資機材及び応急復旧業務に関する確認書により確保した協力会社の人員及び資機材等を活用する。

また、必要に応じて国土交通省が所有する災害用機械の要請を行う。

(2) 啓開作業

道路啓開に当たっては、関係機関等が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。国、県、市及び各道路管理者は、所管する緊急輸送道路等の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて啓開作業を実施する。

なお、道路啓開に当たっては、以下の事項に留意する。

ア　道路啓開は原則として「島根県道路啓開計画」で定めた、広域移動ルートを優先して行うが、災害の規模や道路の被災状況に応じ、啓開すべき道路を決定する。

イ　警察、自衛隊、消防本部等と協議し、人命救助を最優先させた道路啓開を行う。

ウ　道路啓開は、１車線、啓開幅５ｍを基本とし、緊急車両の通行に必要な通行帯を確保する。

エ　道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防本部及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。

オ　啓開作業時においては、あらかじめ立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者と調整した上で、重複等のないように調達する。

カ　道路啓開及び応急復旧に当たっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図るものとする。

キ　道路啓開で発生した土砂・流木や災害廃棄物の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。

ク　中国地方整備局は、被害を受けた道路の状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報の収集に努め、これらの情報を基に啓開作業を実施する。

ケ　西日本高速道路株式会社は、災害の規模その他の状況に応じ、速やかに啓開作業を実施する。

第１３節　緊急輸送

第１　基本的な考え方

地震災害時には、避難及び救出、救助等の応急対策を実施するために必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送を実施するために必要な措置を講じる。

第２　緊急輸送の実施

１　緊急輸送の実施責任者

緊急輸送の実施責任者は、次のとおりとする。

輸　送　対　象	実　施　責　任　者	輸送に当たっての配慮事項
被災者の輸送	市長	(1) 人命の安全 (2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施する必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

２　緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段　階	輸　送　対　象
第１段階 避難救援期	(1) 救助・救急、医療従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第２段階 事態安定期	(1) 上記第１段階の続行 (2) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第３段階 復旧期	(1) 上記第２段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

第３　緊急輸送手段等の確保

１　緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうち最も適切なものによる。

輸送手段	輸　送　力　の　確　保　等	関　係　連　絡　先
自　動　車	(1) 確保順位 ア　応急対策実施機関所有の車両等 イ　公共的団体の車両等 ウ　貨物自動車運送事業者等の営業用車両 エ　その他の自家用車両等 (2) 災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、県トラック協会等に対し、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援要請をする。	協力先 県トラック協会 （電話　0852-21-4272） 一畑バス株式会社 （電話　0852-20-5200）

輸送手段	輸　送　力　の　確　保　等	関　係　連　絡　先
鉄　　道	道路の被害などによって自動車による輸送が不可能なとき、あるいは他県等遠隔地において物資、資材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適切な場合、それぞれの実施機関において直接応援要請する。	人員輸送 西日本旅客鉄道株式会社 （電話　0859-32-8026） （　　夜080-5360-6844） 物資輸送 日本貨物鉄道株式会社 （電話　0859-22-5487） （　　夜0859-22-5487）
航　空　機	災害応急対策実施機関の長は、緊急に航空機による輸送が必要なときは、県（防災部防災危機管理課　電話0852-22-5885）に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。 県は直ちに第八管区海上保安機関及び自衛隊の機関に航空機の出動、派遣を要請する。	「本章第５節　自衛隊の災害派遣体制」参照。

各災害応急対策実施機関は、所管にかかる車両等の状況を十分に把握しておく。

２　輸送条件

災害応急対策実施機関の長は、車両等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

(1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
(2) 輸送を必要とする区間
(3) 輸送の予定日時
(4) その他必要な事項

３　強制確保

(1) 輸送命令等による方法

県は、災害時輸送手段の確保が著しく困難になったときは、中国運輸局による災害時における自動車応援手配及び自動車運送業者に対する輸送命令等の緊急措置を要請する。

(2) 従事命令等による方法

県は、災害救助法及び災害対策基本法に基づく知事の従事命令により、自動車運送業者及びその従業者に対して輸送業務への従事を命令し、輸送手段、輸送人員等を確保する。

４　費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。

なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出するものとする。

５　緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

第４　緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

１　緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な緊急輸送道路や迂回路を選定し確保する。

なお、緊急輸送道路については、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」により次のように定められている。

区　　分	緊　急　輸　送　道　路　の　内　容
第１次 緊急輸送道路	島根県と隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路。 東西、南北方向の広域的な連携を確保する高規格幹線道路、及び主要な一般国道を設定する。また、これらの路線と第１次防災拠点を連絡する路線を設定する。
第２次 緊急輸送道路	県内市町村相互の連携の確保及び第１次緊急輸送道路を補完し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路。 第１次緊急輸送道路と第２次防災拠点を連絡する路線を設定する。
第３次 緊急輸送道路	第１次及び第２次緊急輸送道路と第３次防災拠点を連絡する路線を設定する。

２　輸送拠点等の確保

市内の重要な防災上の拠点や各種輸送拠点、緊急輸送時における救援物資等の備蓄・集積拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を確保する。

拠点の種類	内　　容
市役所、総合センター 防災関係機関の所在地	・市役所［第１次］～［第２次］、総合センター［第２次］ ・防災関係機関の所在地［第２次］～［第３次］
ヘリポート 場外離着陸場	・市内場外離着陸場［第３次］
鉄道駅前広場	・市内ＪＲ駅広場（加茂中駅、出雲大東駅、木次駅）［第３次］
市物資集積予定地	・市内物資集積予定地（総合センター等）［第２次］
道路空間を利用した防災 拠点	・インターチェンジ等（三刀屋木次、吉田掛合等）［第２次］ ・広域的な防災拠点となる道の駅（道の駅「掛合の里」）［第１次］ その他の道の駅［第２次］
災害医療拠点	・地域災害拠点病院（雲南市立病院）［第２次］ ・救急告示病院（平成記念病院）［第２次］
災害応急対策・復旧拠点	・市内都市公園（大東公園、加茂中央公園等）［第２次］

※［第１次］～［第３次］
「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」により定められている第１次～第３次防災拠点

３　輸送拠点の開設

県は、広域防災拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保する。

市は、地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

４　関係機関及び市民等への周知

災害時において実施責任者は、緊急輸送道路、輸送拠点、救援物資等の備蓄・集積拠点等について、警察・消防等の関係機関及び市民等へ報道機関等を通じて周知する。

第１４節　浸水、土砂災害対策

第１　基本的な考え方

河川、護岸、ダム、ため池、急傾斜地等においては、地震後、施設の損壊及び地盤沈下による浸水や土砂災害による被害をもたらす可能性があり、それらの防止のため、監視及び応急措置等を講ずる必要がある。

このため、市、関係機関等は、浸水、土砂災害への警戒を行い、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を実施し、浸水、土砂災害による被害の拡大防止のための措置を講じる。

第２　浸水、土砂災害防止体制の確立

県及び市は、河川施設にかかる被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るため「雲南市水防計画」に定めた方法により体制を確立する。

また、急傾斜地等における土砂災害に対応するための体制を確立する。

第３　浸水被害の拡大防止

１　点検、警戒活動

河川の管理者及び砂防施設管理者は、地震発生後直ちに管理する施設の点検を実施し、対策の必要性を検討し、必要に応じて対策を講じる。許可工作物の管理者に対しても施設の点検報告を求め、安全性を確認する。

２　ため池の点検

ため池の管理者は、ため池地点周辺の気象台から発表された気象庁震度階級が4以上である地震が発生した場合「地震後の農業用ため池等緊急点検要領」及び「ため池管理マニュアル」に基づいて緊急点検を行い、県を通じて中国四国農政局長に報告する。対策については、点検の結果に応じて適正な措置を講ずる。

３　水防計画に準拠した活動

地震により、浸水対策の必要があると認められる場合には雲南市水防計画に準拠して浸水対策措置を実施する。

第４　土砂災害等による被害の拡大防止

１　土砂災害発生前

県及び市は、地域で地震に伴う土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合においては、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

２　土砂災害発生後

県及び市は、土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）及び地すべり危険地における土石流、斜面崩壊、地すべりなどにより土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、県においては、所管施設の被害の把握に努める。中国四国農政局、近畿中国森林管理局、中国地方整備局においては、所管施設の被害実態の把握に努めるとともに、応急復旧に係る対応

に努める。

なお、二次災害の発生に対処するため、市は、降雨等の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

３　土砂災害の防止措置

地震時に土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続きがけ崩れや地すべり等が懸念される場合は、各施設管理者、市において、崩壊危険区域及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等応急的な再崩壊防止措置を講じる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

４　警戒避難体制の確立

(1) 情報の指示・伝達

県及び市は、土砂災害の発生が予想される場合は、市民、ライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとする。特に、市は、具体的に危険が予想される危険区域の市民等に対しては、個別伝達等により最優先で伝達する。

(2) 警戒区域の設定

市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該危険区域に警戒区域を設定し、関係市民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域市民の避難措置を実施する。

(3) 専門家等の派遣による支援

県は、必要に応じ、市の警戒・監視活動に協力し、アドバイザー制度*1を活用するほか、砂防ボランティア*2、山地防災ヘルパー*3等の派遣や関係機関等に対し専門家の派遣要請を行う。

(4) 避難誘導

本章「第８節　避難活動」を参照。

＊１　アドバイザー制度：国において創設した砂防の専門家による助言組織であり、土砂災害等の発生が予想される事態において活用することを目的としている制度。

＊２　砂防ボランティア：平成８年に設立された島根県砂防ボランティア協会に登録されているボランティアをいう。風水害時に急傾斜地崩壊や地すべりなど砂防の専門的な知識を活用し、土砂災害警戒区域等を点検した結果を市等の警戒避難活動に役立てようとするもの。なお、この中には、斜面判定士の認定を受けている者も含まれる。

＊３　山地防災ヘルパー：平成18年に設立された島根県山地防砂ヘルパー協議会に登録されているボランティアをいう。風水害時に山腹崩壊や地すべりなど治山の専門的知識を活用し、山地災害危険地区や防災施設を点検した結果を市等の警戒避難活動に役立てようとするもの。

＊４　島根県農村災害ボランティア：平成17年に島根県における農地・農業用施設等の災害について、未然防止及び災害時の支援など、市の防災・災害活動に無償で協力することを目的として発足したものをいう。

第５　土砂災害防止法による緊急調査と土砂災害緊急情報

国土交通省中国地方整備局は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市が適切に市民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

第１５節　施設等の応急対策

第１　基本的な考え方

応急対策活動上重要な社会公共施設を始め、電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設、道路、鉄道等の交通施設等及び河川施設及びその他の公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動はもとより、地震災害発生時の応急対策活動においても重要な役割を果たす。

このため、施設管理者と県、市及び防災関係機関は、これらの施設等について相互の連携を図りながら迅速な応急対策を実施する。地震による建築物、構造物の倒壊等及び地盤沈下による浸水等に備え、応急対策を実施するとともに、二次災害防止施策を講じる。また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言を行う。

第２　社会公共施設の応急対策

社会公共施設の応急対策は、災害後の利用者の安全確保や市民生活及び社会・経済活動の確保の面からも迅速に行う必要がある。そのため、各施設所管各課及び施設管理者は、地震発生後各施設の被害状況を速やかに把握し、それらに対応した応急対策計画を策定し、実施する。

市各部局は、各社会公共施設の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全確保が図られると共に、自主的な災害活動により被害の軽減、及び災害後における災害復旧が順調に行われるよう以下のような措置を講じるよう指導する。

１　避難対策については、特に綿密な計画をたて万全を期する。
２　地震時における混乱の防止措置を講ずる。
３　緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
４　避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
５　施設入居者の人命救助を第一とする。

第３　建築物の応急対策

１　応急対策実施体制の整備

(1) 県

警戒本部が設置され、建築物に関する応急対策実施体制確立の要請があったときは、県が実施する建築物に関する応急対策業務を一元的に実施するために建築技術職員による応急対策実施体制（建築班）を確立する。

被害規模に応じて、建築関係団体に支援を要請し体制をとる。

(2) 市

建築物に関する被害の把握や応急対策を迅速に実施するため、明確な応急対策実施体制を確立するとともに、所轄する県民センターの建築担当部署と密接な連携をとり応急対策活動にあたる。

(3) 建築関係団体等

県より要請があったときは速やかに応急対策体制を確立し、県及び市が実施する応急対策活動に協力する。

(4) 応急対策実施体制の整備

平素から応急対策体制、連絡体系、応急活動の役割分担等を整備し関係機関の周知を図る。

特に、応急補修・復旧のための労務・資材等の確保については、各業界と動員体制や調達方法を取り決めておくことが重要である。

2　応急活動拠点等の被災状況調査と応急補修

(1) 市

市が管理する防災上重要な建築物の被害状況を調査し、被災によって機能上支障が生じた場合や仕上げ材等の落下のおそれがある場合は、速やかに応急補修を行う。ただし、市に建築技術職員がいないか人数が少ないため、調査や補修の検討を行うことが困難な場合は、県に支援を要請することができる。

3　応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物の地震による倒壊や、部材等が落下して二次災害が発生することを防止し、市民の安全の確保を図るため応急危険度判定を実施する。

(1) 県

平時から応急危険度判定士の養成・登録及び判定資機材の調達・備蓄を行うとともに、地震により建築物の被害が発生し市町村から被災建物応急危険度判定の実施に係る支援要請を受けた場合は、速やかに支援本部を設置し、応急危険度判定士及び本部要員等の派遣並びに判定資機材の提供等の支援を行う。なお、地震被害が大規模であること等により必要がある場合は、国土交通省又は他の都道府県に対し支援を要請する。

応急危険度判定士の派遣に当たっては、(一社)島根県建築士会に、応急危険度判定士等の招集について協力を要請する。

(2) 市

地震発生後速やかに建築物被害の状況を把握し、応急危険度判定を行う必要があると認めた場合は実施本部を設置し、市民に十分広報したうえで応急危険度判定を実施する。

応急危険度判定の実施にあたっては、応急危険度判定士の動員数、班編成及び責任者並びに判定実施区域、判定対象建築物及び判定方法など判定実施に必要な事項を定めるものとするが、市で対応できないものについては県に必要な支援を要請する。

(3) 建築関係団体

(一社)島根県建築士会は、応急危険度判定士等への連絡体制を整備し、県から応急危険度判定士の召集に関する要請を受けた場合は、会員等に判定活動への参加を要請する。

また、建築関係団体は、応急危険度判定の準備及び実施にあたって、県又は市から要請を受けた場合は必要な協力に努める。

4　市の応急対策業務への応援

市は、被災者のための相談所を設置する場合や建築物に関する災害対策を実施する場合に建築技術者等の専門家が必要であるときは、県に建築技術者等の派遣や業務の支援を要請することができる。

県は、市から建築技術者の派遣や業務支援の要請を受けたときは、建築関係団体からの動員者も含めて建築技術者を選定し派遣又は支援をする。

第４　宅地の応急対策

１　宅地危険度判定の実施

地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次被害を軽減、防止し、市民の安全の確保を図るため危険度判定を実施する。

(1) 県

地震により宅地に被害が発生し、市町村から宅地危険度判定の支援要請を受けた場合は、災害対策本部に支援本部を設置し、危険度判定士に出動を要請する。

市町村からの要請内容を整理し、班編制、責任者、業務の分担など必要な事項を定めた支援実施計画を作成し、関係団体に周知を図る。

(2) 市

地震発生後速やかに宅地被害の状況を把握し、危険度判定を行う必要があると認めた場合は、判定実施体制を確立し、県に支援を要請するとともに、市民に判定実施の周知を図る。

また、判定によって、宅地の使用を制限する必要がある場合は、宅地の管理者や使用者に十分な説明をし、二次被害の発生を防止する。

第５　危険物施設等の応急対策

危険物施設等は、災害時における、火災、爆発、漏洩及び流出等により、周辺地域市民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。したがって、これらの施設については、地震による被害を最小限にとどめ、施設の従業員並びに周辺地域市民に対する被害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する。

１　危険物施設の応急対策

県及び消防本部は、災害時に関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講ずるよう指導する。

(1) 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物が流出、爆発等のおそれがある場合は、直ちに取扱作業等を中止し、弁の閉鎖又は給油の緊急停止措置を行う。

(2) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の現状把握と災害発生の危険を防止するため、危険物の取扱施設、消火設備及び保安電源並びに近隣状況の把握等の緊急点検を実施する。

(3) 危険物施設からの出火及び流出の防止措置

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、必要に応じて応急補修、危険物の回収等適切な措置を行う。

(4) 災害発生時の応急活動事態の確立

危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

(5) 防災関係機関への通報

災害を発見した者は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。

(6) 従業員及び周辺地域市民に対する人命安全措置

被災した事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域市民の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

２　高圧ガス施設の応急措置

県及び消防本部は、災害時に関係事業者に対し、次のことを指導し、又は協力を受けて取り組む。

(1) 被害状況の把握

早急に正確な被害状況の把握に努め、適切な緊急措置を講じる。

(2) 二次災害の防止

ア　装置等の緊急停止措置

ガスの漏えいを防止し、爆発等の二次災害を防止するため、弁の閉鎖等の緊急停止措置を行う。

イ　施設の応急点検

施設の安全を確認するため、応急点検の実施、ガス濃度の測定等を実施する。

ウ　被害拡大防止措置

施設に損傷等が発見されたときは、応急補修、ガス抜き取り等の措置を行う。漏えいが確認されたときは、漏えい防止措置を行うとともに、ガスの性状により火気使用禁止措置等必要な措置を行う。

(3) 防災関係機関への通報

災害による被害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報する。

(4) 従業員及び周辺地域市民に対する人命安全措置

被災した事業所は、消防、警察等防災関係機関との連絡を密にし、従業員及び周辺地域市民の人命の安全を図るため、必要に応じて避難、広報等の措置を行う。

３　火薬類施設の応急措置

県及び消防本部は、早急に正確な被害状況の把握に努め、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要と認めるときは、法第45条及び法第45条の２に基づく緊急措置を命ずる。

各取扱業者は、近隣の消防や警察と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずるものとする。

(1)　保管、貯蔵又は運搬中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り役をつけて関係者以外の者の近づくことを禁止する。

(2)　道路が危険であるか又は運搬の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈める等安全な措置を講ずる。

(3)　搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火措置を講じ、かつ必要に応じて付近の市民に避難するよう警告する。

４　毒劇物取扱施設の応急措置

県は、毒劇物取扱施設に係る災害発生時の応急対策について特に保健衛生上の危害を最小限に防止するため、以下の措置を講ずるよう指導する。

(1) 保健所又は消防本部等への届出
(2) 毒劇物の流出等の防止措置及び中和等による除外措置
(3) 災害をまぬかれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置
(4) 毒劇物による保健衛生上の危害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制の確立
(5) 緊急連絡等情報網の確立により、災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携をとり、状況に即した活動体制の確保

第６　農作物、家畜及び関連施設の応急対策

市長は地震が発生した場合、農作物、家畜及び関連施設等の被害状況を管轄する農林水産振興センターに市の被害状況を報告する。

１　家畜防疫対策

(1) 家畜伝染病の発生及びまん延の防止

市、関係農業協同組合及び家畜診療所等の協力を得て、診療、防疫、消毒に必要な組織を編成し、必要な措置を実施する。畜舎施設並びに飼養畜及び死亡家畜に対する薬剤散布を実施し、家畜伝染病の発生及びまん延の防止を指導する。

死亡家畜の措置については家畜の飼育者に市長への届け出を行わせ、市の指示に従って死体の埋却又は焼却処分等を指導する。

(2) 防疫資材の確保

被災地域における円滑な防疫活動を実施するため、動物用医薬品等販売業者に対し必要数量の確保、供給要請を行う。

２　飼料等確保対策

被災地域における飼料を確保するため、飼料販売業者に対し必要数量の確保、供給要請を行う。また、生乳指定生産者団体と連携し集乳路線の確保を行う。

３　技術的援助

県は、市、島根県農業協同組合等の協力を得て、「作物気象災害対策指針」等に基づき、応急対策、事後対策等について技術指導を行う。

第７　ライフライン施設応急復旧体制

１　災害情報の収集・伝達

ライフライン施設災害への対応を効果的に実施するためには、災害による被害状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係部局・機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。

そこで、関係部局・機関は、災害発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携の下に、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

２　災害応急活動体制の確立

ライフライン施設災害が発生した場合、県、市、ライフライン施設管理者等は、相互連携のうえ一致協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるた

め、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

３　電気施設応急措置

【中国電力・中国電力ネットワーク】

災害により電気施設に被害があった場合、各管理者は、速やかに次のような応急措置を講じ、施設の機能を維持する。また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

被害状況により、応急送電・仮復旧の２体系に区分し、重要施設への緊急送電と被災者への生活用電力の早期供給を実施する。また、電源車等については県が決定した配備先に配備するよう努める。

(1) 応急復旧

ア　応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

イ　応急工事基準

災害時における具体的応急工事について、「災害復旧応援マニュアル」、「応急復旧工法マニュアル」等の手順・工法に基づき、次の基準により実施する。

（ア）水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

（イ）送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用及び予備品・貯蔵品の活用により、迅速・確実な復旧措置を行う。

（ウ）変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は、移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

（エ）配電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、迅速・確実な復旧措置を行う。

（オ）通信設備

可搬型電源、衛星通信システム、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

ウ　災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比べ悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

エ　復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各施設及び設備の被害状況並びに被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うことを基本とする。

なお、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道・ガス・官公庁等の公共機関、指定避難所、その他重要施設への供給設備を優先的に復旧する。

(2) 拡大防止対策

ア　災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

イ　災害時における広報

（ア）広報活動

災害発生が予測される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

（イ）広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関やインターネットホームページ、ＳＮＳを利用するほか、状況に応じ、広報車等により行う。

ウ　復旧要員の広域運営

他の一般送配電事業者、電源開発送変電ネットワーク株式会社、電源広域的運営推進機関等と復旧要員の相互応援のための体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予測され、又は発生したときは応援の要請を行う。

エ　災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、担当区域内の工事力に余力がない場合、又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合は、被災地域の県知事に対して、自衛隊の派遣を要請する。

4　ガス施設応急措置

(1) ＬＰガス施設応急復旧

県ＬＰガス協会は、ＬＰガス販売事業者に対し、次のことを指導し、又は協力を受けて取り組む。

ア　被害状況の把握

早急に正確な被害状況を把握し、適切な緊急措置を講じる。

イ　二次災害の防止

（ア）危険箇所（倒壊、焼失、流失家屋等）からの容器の撤収及び回収

（イ）洪水等による流出容器（県内外）の被害状況の確認及び容器の回収

（ウ）指定避難所等の臨時的使用箇所で使用されるＬＰガスの安全使用

ウ　ＬＰガス設備の修復と早期安全供給の開始

ＬＰガス販売事業者は、ＬＰガス設備の修復と早期安全供給の開始に努める。

復旧は病院、指定避難場所等を優先して行う。

エ　動員・応援体制

（ア）ＬＰガス販売事業者は、被災地の県ＬＰガス協会支部長に通報し、支部長は緊急体制を整える。

（イ）県ＬＰガス協会は災害対策本部を設置し、被害を受けた地域の支部長との連携を密にし、被害の少ない地域の支部長に対して応急復旧のための動員を要請する。

オ　電話相談窓口の開設（臨時）

県ＬＰガス協会は、指定避難場所等での応急的なＬＰガスの使用等に対応するため、電話相談窓口を開設して、市民からの相談に対応する。

(2) 拡大防止対策

ア　ＬＰガス設備の安全点検の実施

ＬＰガス販売事業者、保安機関、容器検査所等が相互協力し、ＬＰガス設備の安全点検を実施し、被害の拡大防止に努める。

特に、指定避難場所となる公共施設や老人ホーム等の要配慮者の施設を最優先に点検を実施する。

イ　動員・応援体制

県ＬＰガス協会は、被害を受けた地域の支部長と連携を密にして、被害の少ない地域の支部長に対して被害拡大防止の点検のための動員を要請する。

ウ　広報活動

県ＬＰガス協会は、危険箇所での火気使用禁止や容器バルブの閉止の確認等の二次災害防止のために必要な事項及び復旧計画等の広報活動を行う。

5　上水道施設応急措置

県は、市町村等間、協定締結組合等への支援・協力について、応援要請があった場合、又は、被害状況により必要と認めた場合は、斡旋、指導及び要請を行う。

被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、全国の水道事業者等に支援を要請する。

(1) 応急復旧

水道事業者は、迅速な応急復旧対策の実施に努める。

ア　給水の応急復旧

市民の生活用水確保のための応急復旧計画に基づき、送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いで、その他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水を図る。

イ　資機材等の調達

必要な応急復旧資機材については、備蓄資機材で対応するが、必要に応じて、工事業者への調達依頼により確保を図る。

(2)　拡大防止対策

浄水場、配水池付近における斜面崩壊や主要な管路等の基幹施設が埋設されている道路崩壊及び陥没、並びに河川取水口付近の堤防決壊など各施設における危険度データーを収集整理し、二次災害の防止措置を講じる。

また、関連する他のライフライン施設の被害を把握し、水道システム全体としての機能低下の程度、機能回復までの期間を検討し、広域的支援体制について連絡調整を図る。

なお、被災により断・減水が発生した場合、水質悪化が予想されため、水質管理や塩素消毒強化の徹底及び市民に対する飲料水の衛生指導について、周知する。

6　下水道施設応急対策

(1) 応急復旧

被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

(2) 拡大防止対策

二次災害のおそれのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査・点検を実施し、水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を講じる。

7　電気通信設備応急措置

各電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。また、発災後、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

【西日本電信電話株式会社　島根支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】

ＮＴＴグループ会社は関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅

速かつ的確に実施し通信サービスの確保を図る。

また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、島根県災害対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

(1) 防災組織

非常災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは災害対策本部を設置する。

(2) 応急措置と応急復旧

ア　応急措置

（ア）重要通信の確保

ａ　通信の利用制限

災害等により通信が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき通信の利用を制限（規制）する措置を行なう。

ｂ　重要通信の優先利用

防災関係機関については、通信の利用制限（規制）の対象としない『災害時優先電話』の承認を受けておくものとする。

（ａ）災害時優先電話の指定機関

重要通信を確保する機関（契約約款に基づく具体例）

順位	対象機関名等	具体的な機関名
第１順位	気象機関	松江地方気象台
	水防機関	県庁・市役所・町村役場
	消防機関	消防署・出張所・消防団
	防災関係機関	中国（総合通信局・財務局・森林管理署・経済産業局・地方整備局・運輸局等）・生活避難場所・日本郵便株式会社中国支社・指定避難所
	災害救助機関	日本赤十字社県支部・県・医師会・救急指定病院・県看護協会
	警察機関	県警察本部・警察署・駐在所
	防衛機関及び海上保安機関	陸上自衛隊出雲駐屯地・海上自衛隊地方総監部・第八管区海上保安本部
	輸送の確保に直接関係のある機関	ＪＲ西日本(株)・空港・県バス協会・県トラック協会等
	通信の確保に直接関係のある機関	(株)ＮＴＴドコモ中国支社・(株)ＮＴＴコミュニケーションズ(株)・ＫＤＤＩ(株)等
	電力の供給確保に直接関係ある機関	中国電力(株)・中国電力ネットワーク(株)
第２順位	ガス・水道供給に直接関係ある機関	水道局・市水道事業者・ガス事業者
	選挙管理機関	県・市選挙管理委員会
	預貯金業務を行なう金融機関	日本銀行支店・都市銀行・郵貯・国庫
	新聞社・通信社・放送事業者	新聞社等 ＮＨＫ等放送機関
	第１順位以外の国又は地方公共団体	市の火葬場・港湾・下水処理場・し尿処理場・市場（中央・東部）・ゴミ焼却場

第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの	

（イ）特設公衆電話の設置
　災害救助報等が適用された場合、孤立地域及び指定避難所等に特設公衆電話の設置に努める。
・臨時電話の設置
（ウ）公衆電話の無料化
　広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

イ　通信設備の応急復旧
　災害を受けた通信設備は、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。
（ア）災害対策用機器の活用
（イ）災害用伝言サービスの運用
（ウ）広報活動（拡大防止対策）
（エ）広報車による広報活動を行なう。
　a　被災地域と被災状況
　b　復旧のための措置と復旧見込み時期
（オ）必要に応じてテレビ･ラジオ等による放送を報道機関に、防災行政無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

【㈱ＮＴＴドコモ中国支社　島根支店】
　災害時等には、公共機関等の通信確保はもとより被災地域における重要通信の確保のため応急復旧対策を迅速に進める。
　また、被災設備の速やかな復旧に向け、復旧作業を迅速、円滑に行うための復旧対策の充実強化を図り、電気通信サービスの確保に努める。
　応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、中国総合通信局を通じて島根県災害対策本部に協力を要請するものとする。
(1) 応急復旧
ア　電気通信設備に被害が発生した場合は、以下の各項の応急措置を実施する。
（ア）通信の確保
　災害により通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限の通信ができるように措置する。
　a　被災地への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出しに努める。
　b　市等の災害対策本部に対し、携帯電話の貸出しに努める。
（イ）電気通信設備の応急復旧
　電気通信設備の被害に対処するため、移動基地局車等を使用し、基地局の応急復旧作業を迅速に実施する。
（ウ）通信の利用制限
　災害等により通信の疎通が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため契約約款の定めるところにより通話の利用制限等の措置を行う。
（エ）通信の優先利用
　災害等が発生した場合において取扱う非常扱いの通話、緊急扱いの通話を契約約款の定めるところにより一般の通話に優先して取扱う。
（オ）災害により、保有資材及び災害対策機器では、応急復旧に支障をきたすときは関係機関に対し応援要請又は協力を求める。
イ　災害のため通信が途絶したとき、又は通信の利用制限を行ったときは、トーキ装置による

案内、報道機関、窓口掲示及びインターネット等の多様な広報手段により、以下の各項について利用者に周知する。

（ア）通信途絶利用制限の内容と理由
（イ）通信の被害復旧に対してとられている措置
（ウ）通信利用者に協力を要請する事項
（エ）被災設備、回線等の復旧状況及び疎通状況
（オ）その他の事項

ウ　災害時における復旧対策、災害時の措置は、以下のとおりである。

（ア）災害により被災した基地局の復旧は、復旧順位により実施する。
（イ）移動基地局車及び移動電源車等の発動
（ウ）被災状況の把握

被災状況を迅速に把握し、電気通信設備の早期復旧に対処するため、直通回線、携帯電話等を利用して情報収集活動を行う。

（エ）通信の輻輳対策

電気通信設備の被災等により通信が輻輳した場合は、臨時通信回線の設置及び対地別の規制等の措置をとる。

（オ）電気通信設備の監視強化及び巡視点検を行い、不具合の発見とその復旧に努める。

【ＫＤＤＩ株式会社】

(1) 防災組織

災害が発生し、又は発生するおそれがあり必要と認められるときには、社内に災害対策本部等を設置する。

災害対策本部は、被災地と協力して被害状況や通信疎通状況の情報収集と通信の確保、設備復旧など災害対策に関する指揮を行う。

(2) 応急措置

災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設置、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに、関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信を確保する。

(3) 応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施する。

応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、中国総合通信局を通じて島根県災害対策本部に協力を要請するものとする。

【ソフトバンク株式会社】

(1) 防災組織

災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとっており、状況に応じた対策組織を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。

(2) 応急措置と応急復旧

ア　応急措置

大災害発生時に輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法に従って重要通信の疎通を確保するため、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。

イ　応急復旧

（ア）移動電源車・移動無線基地局車による復旧

基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源の確保に努める。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアの確保を推進する。

（イ）災害時のWEBサイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況などをWEBサイトで情報公開に努める。

ウ　安否確認手段提供

災害時、災害用伝言板による県民の安否情報の伝達に努める。

エ　公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出に努める。

８　災害広報等の実施

(1) 基本的事項

災害が発生した場合には、県、市、消防本部等は、現有の広報手段を駆使するとともに、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と連携し、災害広報を実施する。

(2) 災害広報の実施

ア　情報発信活動

（ア）各種情報の収集・整理

県は、関係機関との情報交換を密にし、災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

（イ）情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、市、指定行政機関、公共機関、ライフライン施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

イ　関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、利用者からの問い合わせや報道機関などからの取材等が集中する可能性がある。このため、問い合わせのための体制を確立し、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

問い合わせ先一覧

種　　別		機　　関	連　絡　先
電気		山陰ネットワークセンター 広報班 （ネットワークサービス課）	0852-32-0232　または 080-8232-6806
ガス	（ＬＰガス）	県ＬＰガス協会 各ＬＰガス販売事業者	0852-21-9716 各ＬＰガス販売事業者

水道	雲南市　上下水道局	0854-42-5322
下水道	雲南市　上下水道局	0854-42-3471
電話（ＮＴＴ）	ＮＴＴ西日本島根支店　事業推進担当	0852-20-7534
	㈱ＮＴＴドコモ中国支社　島根支店企画総務担当	0852-25-9501

第８　交通施設の応急対策

１　鉄道施設の応急対策

(1) 災害復旧実施の基本方針

社会経済活動の早急な回復を図るため、迅速な復旧作業を行うとともに早期の運転再開に努める。また、災害復旧に際しては再び同様な被害を被ることのないような耐震性の向上を図る。

(2) 災害応急計画及び実施

災害の復旧にあたっては地震災害対策本部を設置し、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

また、本復旧工事の実施にあたっては、被害内容の調査分析結果に基づく必要な改良事項を考慮してその適正を期する。

(3) 地震発生時の運転規制（地震警報機の感知、気象台等の発表時等）

震度５弱以上

運転規制区間の列車の運転を中止し、点検後安全を確認し最初の列車に限り、運転速度45㎞／h以下の速度制限を行い、その後の列車からは速度制限は解除する。

震度４

運転規制区間内の列車を一旦停止させた後、最初に運転する列車の運転速度は 15㎞／h以下の速度制限を行い、その後の列車については運転速度45㎞／h以下の運転規制を行い、施設等の点検後、安全を確認し運転規制を解除する。

(4) 情報の収集及び連絡

災害に関する情報を迅速かつ適確に収集するため、自治体、警察、消防本部等の関係機関と緊密な連携をとる。

(5) 旅客に対する案内、避難誘導

災害が発生した場合は、被災線区等の輸送状況、被災状況等を迅速かつ的確に把握し、旅客等に周知する。また、避難誘導体制を確立する。

(6) 建設資材、技術者等の現状把握及び調達体制の確立

ア　応急作業に必要な応急用建設資材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査・把握し、災害時に調達できる体制を確立する。

イ　災害復旧に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握し、関係箇所及び関係協力事業者に対し技術者等の派遣を要請する。

ウ　災害時における資材の供給等

災害時の応急作業に必要な資材の供給については、災害予備用貯蔵品を確保するとともに、必要なときに関係協力事業者から緊急調達できる供給体制を確立する。

(7) 通信連絡の方法

災害時における情報連絡、指示、命令伝達、報告等の手段を確保するため、必要に応じて非常用電話、通信回線の運用措置をとるとともに、非常無線通信規約により官公庁との相互活用を図る。

２　道路施設の応急対策

道路被害及び道路上の障害物の状況調査を実施し、被害状況に応じた応急復旧、障害物の除去並びに保安施設の設置等を行い、交通の確保に努める。被害及び措置状況については速やかに県に連絡を行うものとする。

【西日本高速道路株式会社】

(1) 地震発生時の交通規制

地震が発生した場合には、道路利用者の安全確保に万全を期するため地震の規模及び被災の状況に応じ、県公安委員会等と協議して、速やかに速度規制、入口ゲートの閉鎖及び本線の通行止め等の交通規制を実施する。また、避難措置等の情報を巡回車やラジオ等により、道路利用者に提供する。

(2) 地震発生時の震災点検措置

地震が発生した場合には、地震の規模に応じ、高速道路等の損傷状況、道路利用者の被害状況、交通の状況及び沿道沿線の状況等を迅速に把握するため、速やかに震災点検を実施する。

(3) 災害時の体制

営業中の高速道路等に地震による非常かつ重大な災害が発生した場合には、非常体制をとり、原則として中国支社及び当該高速道路事務所に災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、相互に情報交換を行ない、道路交通の確保及び被害の拡大防止を図るため、連携体制により速やかに応急復旧を行う。

第９　河川、砂防及び治山施設の応急対策

地震により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。

１　河川施設応急対策

河川の堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水が浸透することによる増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については故障、停電等により、運転が不能になることが予想されるので、土のう、矢板等により応急の締切を行い移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

２　砂防施設（地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設含む）応急対策

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

３　治山施設応急対策

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

４　応急復旧対策

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保することとしている。これにより主務大臣に災害の状況を報告し、災害査定を受けて復旧工事を実施するが、特に急を要する箇所について、災害査定を受ける前に着工する必要があるときは、事前工法協議を行い、応急復旧することとする。

第１６節　要配慮者の安全確保

第１　基本的な考え方

災害時においては、高齢者、病弱者（難病患者含む）、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、観光客・旅行者、外国人等のいわゆる「要配慮者」は、行動等に制約があり、迅速・的確な行動がとりにくく、自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多く、被災しやすい。特に、災害を契機に新たに要援護者となった者については、早急にその実態の把握が必要となる。

このため、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域市民等とも連携をとりながらきめ細かな各種支援対策を積極的に推進する。

第２　災害を契機に要援護者となった者に対する対策

１　市が実施する要援護者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要援護者となる者が発生することから、これら要援護者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、市は以下の点に留意しながら要援護者対策を実施する。

(1)　市において把握している平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に要援護者となった者に対する対策については、当該要援護者の同意を得て、状況に応じて以下の措置をとる。

ア　地域市民等と協力して指定避難所へ移送する。

イ　必要に応じ社会福祉施設等への緊急入所を行う。

ウ　居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。

(2)　要援護者に対するホームヘルパー・手話通訳者等の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を発災後１週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにする。そのため、発災後２～３日目から、すべての指定避難所を対象として要援護者の把握調査を開始する。

２　県が行う協力要請等

県は、市が実施する措置に関し、他の県内市や他都道府県へ協力要請するなど必要な支援を行う。

第３　高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動

１　市が実施する支援活動

市は、指定避難所や在宅の一般の要援護者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者、障がい者、難病患者等に係る対策を実施する。

また、市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

(1) 被災した高齢者、障がい者、難病患者等の迅速な把握を行う。

(2) 掲示板、広報紙、インターネット、ファクシミリ等を活用するとともに、報道機関の協力により、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用し、被災した高齢者、障がい者、難病患者等に対して、食料、飲料水、燃料等生活必需品の配布や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

(3) 指定避難所等において、食事摂取が困難な高齢者、障がい者、難病患者等に適した食事を工夫する。

(4) 指定避難所等において、被災した高齢者、障がい者、難病患者等の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー・福祉施設職員等の応援体制、手話通訳者等のニーズを把握するための相談体制を確立するとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。

(5) 指定避難所や在宅の高齢者、障がい者、難病患者等に対しニーズの調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。

(6) 緊急入所には至らないが一般の指定避難所での生活が困難な要援護者を受け入れるため、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

(7) 関係業界・団体・施設等を通じ、協力要請を行うなど必要な物資の確保を図る。

(8) 要配慮者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策を図る。

２　県の支援活動

県は、市及び各施設が行う前項の措置に対し、適宜支援する。

第４　児童、ひとり親家庭等に係る対策

１　要保護児童の援護

(1) 市の要保護児童の把握等

市は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア　指定避難所において、児童福祉施設から避難してきた児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、指定避難所の責任者等を通じ、市に対し通報がなされるような体制を確立する。

イ　住民基本台帳や市民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ　市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

(2) 県の要保護児童の援護等

県は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、親族による養育の可能性を探るとともに、児童福祉施設や里親への委託等の保護を行う。

また、孤児、遺児の養育あるいは社会的自立を支援するため、実情に応じて母子父子寡婦福

祉資金の貸付け等を迅速に行う。

２　児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネットの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び市や児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

３　ひとり親家庭等の支援

⑴　市が実施する対策

市は、被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の迅速な把握を行い、生活必需品やサービスの情報や利用可能な施設等の情報の提供を行う。

また、養育する児童のための手当の給付に関する情報の提供に努める。

⑵　県の支援活動

県は、市から情報収集するとともに、母子・父子福祉団体と連携し情報収集や情報伝達に努め、被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の悩みや要望の把握を行い、必要な施策を実施する。

特に、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等の手続きを迅速に行うとともに、日常生活支援事業の利用を促す。

第５　観光客及び外国人に係る対策

１　観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める（本章第８節「避難活動」参照。）。

また、市（消防本部を含む）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

２　外国人の安全確保

⑴　外国人への情報提供

市は、外国人に対して、「やさしい日本語」や外国語による多言語でのホームページ、メールマガジン、掲示板等の活用により、ライフライン等の復旧状況、食料・飲料水・燃料等生活必需品の配布、指定緊急避難場所及び指定避難所、医療、ごみ、入浴等の生活や災害に関連する情報の提供を行う。

⑵　相談窓口の開設

市は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、(公財)しまね国際センター等を介して通訳ボランティアの配置に努める。

第６　社会福祉施設等に係る対策

１　入所者・利用者の安全確保

(1)　各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する

(2)　県、市は、個々の入所者・利用者のニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受入先を確保し、施設入所者の移送を援助する。
　また、援護の必要性の高い被災者を優先的に、施設機能を低下させない範囲内で被災地に隣接する地域の社会福祉施設に入所させる。

(3)　保育所等については、児童の安全を確保した後は保護者等へ連絡をし、引き渡し場所の安全確認を行った上で児童を引き渡す。

２　県、市への応援要請等

(1)　各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、県（健康福祉部）、市に対し、他の施設からの応援の斡旋を要請する。

(2)　各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の社会福祉施設等の支援を行う。

３　県、市の支援活動

(1)　ライフラインの復旧について、当該社会福祉施設等の早期の機能回復が図られるよう優先的な対応を各事業者へ要請する。

(2)　ライフラインの復旧までの間、施設管理者は、各施設で備蓄している飲料水、食料、生活必需品等を入所者に配布するなどの対応をとるものとする。ただし、それらが不足する場合は、施設管理者の協力要請に基づき、県、市が当該物資等を提供するなど必要な措置を講ずる。

(3)　ボランティア、地域自主組織、自治会、自主防災組織、近隣市民等へ情報提供などを実施し、マンパワーを確保する。

(4)　県は、市及び各施設等が行う措置に対し、適宜支援する。

第１７節　孤立地区対策

第１　基本的な考え方

地震の際には、地震動による土砂災害により集落が孤立するおそれがあるため、孤立が予想される地区については、孤立の有無を確認するとともに被害状況の早期把握に努め、応急対策を実施する。

第２　孤立実態の把握

１　孤立実態の把握

通信手段が途絶した孤立地区においては、負傷者の発生等に係る緊急の情報が伝達できず、人命が危険にさらされるおそれが生じることから、市から連絡をとり住民の安否状況、要配慮者等の状況、必要な物資等を確認するとともに、被害状況の把握を行う。

２　通信手段の確保

市防災行政無線（戸別受信機を含む。）、音声告知放送、消防無線、アマチュア無線のほか衛星携帯電話等を活用し、あらゆる方法により情報伝達手段の確保に努めるものとする。また、必要に応じ職員の派遣、消防団や地域自主組織、自治会、自主防災組織等人力による情報伝達も行う。

第３　物資供給、救助の実施

１　救助の実施

災害発生時には人命の救助を最優先とした活動を行うこととし、負傷者、病人等に対してはヘリコプターを活用し、迅速な救急・救助活動を実施する。

２　物資の供給

アクセス道路の復旧までの間は、孤立地区市民の生活維持のためヘリコプターを効率的に活用して、食料品をはじめとする燃料等生活必需品の輸送を実施するほか、二輪車の活用、不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

３　集団避難の実施

人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を勧告あるいは指示する。

第４　道路の応急対策

１　道路の応急対策

道路の被災情報を速やかに収集・関係機関で共有し、避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、優先度に応じ啓開・復旧すべき被災箇所への迅速な対応を行う。

第１８節　食料、飲料水及び生活必需品等の供給

第１　基本的な考え方

大規模地震災害が発生し、被災者に対し救援物資を供給する場合、県、市、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。

そのため、県は、広域防災拠点の備蓄物資・資機材や、関係機関等から調達・確保した物資等を効果的に運用して被災市民に供給できるよう市、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の確保及び迅速な救援を実施する。この場合、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。また、物資の供給を円滑に進めるため、市は指定避難所等における物資の需要把握体制を確立し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関はその備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努めるとともに、県へ速やかに状況を報告する。

第２　救援物資の管理体制

１　救援物資の供給・輸送体制

⑴ 救援物資の供給体制

大規模地震災害時は、広域防災拠点の備蓄食料、飲料水、生活必需品、救助用資機材等を活用し、被災住民に効果的に供給する。その際、広域防災拠点においては、救援活動チャート図に従い、救援物資供給体制を確立し、これらの供給活動を実施する。

広域防災拠点は、備蓄物資等以外の県内外からの救援物資や流通備蓄業者からの調達物資の一時中継集積拠点となることから、民間物流事業者の集積拠点運営への協力による物資の供給体制を確立する。

⑵ 災害時の物資の供給方法

災害時に流通物資が必要になった場合、県担当各課は、事前に協定を締結している流通在庫物資等を扱う関連業者や輸送業者と連携をとり（業者団体又は個別業者に要請するなど）、必要な物資等の確保に努める。

被災地における需要の把握は基本的に市町村の業務であるが、災害の程度により本部に情報が集まらずその実態が把握しにくい場合も想定される。そのため、救援物資担当各課は、支庁県民局・県土整備事務所等の地方機関と連携するほか、必要に応じて職員を被災地に派遣して現地の状況等の概要を把握し、これらを踏まえ供給需要を本部に報告する。

また、県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送する。

広域防災拠点における救援活動チャート図 （図2.2.19.1）

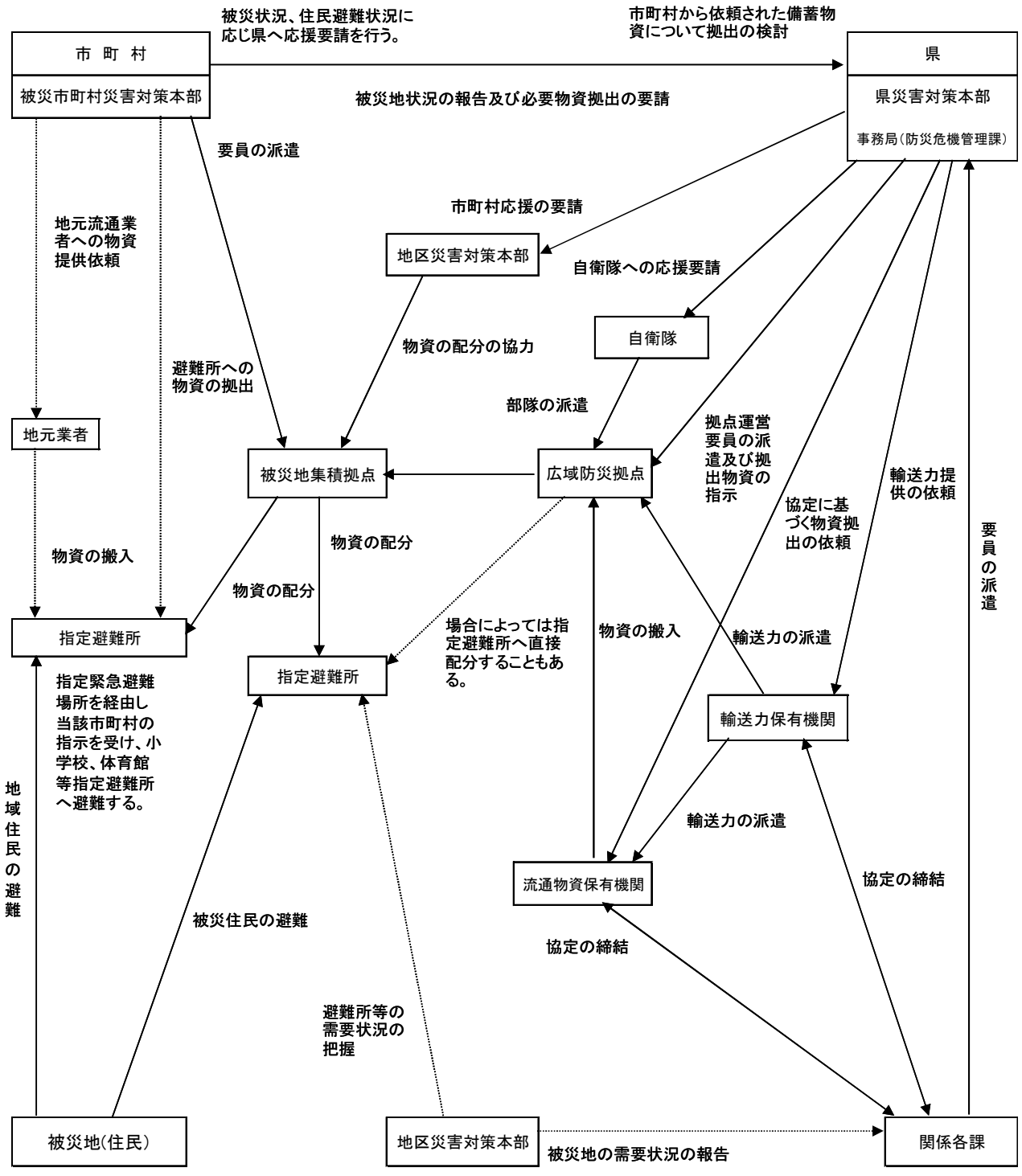

県庁関係各課においては関係機関との協定の締結を行う。また、発災時には災害対策本部事務局へ人員の派遣を行う。

第３　食料の確保及び供給

地震災害時には、建物の倒壊や焼失、ライフラインの途絶及び食料の販売機能等の一時的なまひ、混乱等により、食生活の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、市民の基本的な生活を確保することを目的として、生活維持に特に重要である食料の調達を図り、被災者に供給し、迅速な救援を実施するものとする。

食料の確保及び供給の直接の実施は、市が行う。ただし、市において実施できないときは、県若しくは隣接市等が応援又は協力して実施する。

被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、各地域の備蓄食料等の相互応援を円滑に行うことが重要である。

また、被災地方公共団体は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

なお、要配慮者のニーズ等に配慮する。

１　食料の調達

(1) 米穀の調達

ア　県は、地震災害時において広域的な見地から県が行う備蓄食料により市町村の備蓄食料を補完する。食料の確保が必要であると認めた場合には、市町村の要請に基づき農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）と協議の上、米穀販売事業者に対し保有米穀の供給を要請する。

イ　県は、米穀販売事業者の保有米穀で不足すると認めた場合は、農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に対し、政府所有米穀の引き渡しを要請する。

ウ　県は、災害救助法が適用された場合において、災害救助用米穀等として政府所有米穀の直接売渡しを受けることが適当であると認めた場合は、農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）と協議の上、他県からの応援を求めるほか、政府所有米穀の直接購入を行い、市町村に対し米穀の供給を行う。

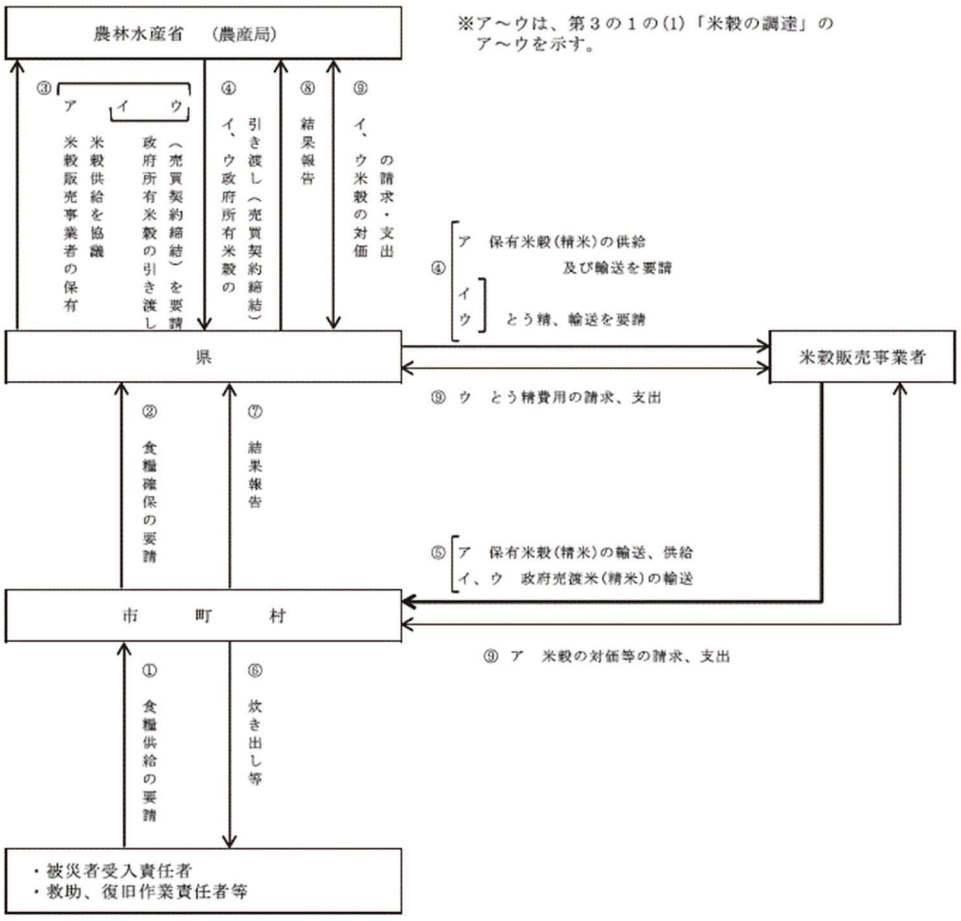

⑵ その他の食品等の調達

市は、被害の状況等から必要と認めたときは、供給する食料品等の品目及び数量を決定して調達を実施する。

また、県は、市から要請があった場合又は状況により市において確保が困難と認めた場合、必要な品目について県の備蓄食料等を放出又は自ら調達を実施し、当該市に供給する。

なお、県のみでは調達が困難な場合には、当該市、近隣市の協力を得るとともに、近隣県及び国（農林水産省）に対し、食料の供給を要請する。

（調達品目）

ア　調理の必要のないもの（緊急用）
　乾パン、パン、弁当、おにぎり、缶詰、漬物、牛乳、育児用調整粉乳（哺乳ビン含む）等

イ　調理の必要なもの
　米、乾燥米飯（アルファ化米）、即席麺、レトルト食品等

ウ　調味料
　食塩、味噌、醤油

２　食料の供給

⑴ 供給対象者

ア　指定避難所等に受け入れた者

イ　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者

ウ　被災地から一時縁故先に避難する者及び旅行者等で、食料品の持ち合わせのない者

エ　被災地において救助、復旧作業等に従事する者（注：災害救助法の対象者にはならない。）

⑵ 市及び県における食料供給の手段・方法

1）市

ア　被災者に対する食料の供給は、市があらかじめ定めて開設する実施場所（指定避難所等の適当な場所）において、災害救助法に定める基準に従って行う。

イ　被災者に対する食料の配分に当たっては、次の事項に留意する。

（ア）各指定避難所等における食料の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

（イ）市民への事前周知等による公平な配分

（ウ）要配慮者への優先配分

（エ）食料の衛生管理体制の確保

ウ　炊き出し等の体制が整うまでの間は、市及び県が備蓄食料や流通備蓄等から調達する加工食品等（乾パン、即席麺、弁当類、パン、クラッカー、レトルト食品（おかゆを含む。）等）を支給する。

エ　乳児に対する供給は、原則として液体ミルク、粉ミルク及び調整粉乳とする。

オ　炊き出しの体制が整った場合、原則として米飯による炊き出し等を行う（米穀の調達については「１　食料の調達」参照。）とともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等の加工食品の調達についても継続して実施する。

カ　炊き出しは、指定避難所又はその近くの適当な場所を選び、既存の給食施設を活用し、若しくは仮設の給食施設を設置し、自ら又は委託して行う。

キ　炊き出し要員が不足するときは、県又は日本赤十字社島根県支部に対し、他市の応援、日本赤十字奉仕団の派遣、自衛隊の災害派遣要請等を依頼するとともに、ボランティアの活用を図るものとする。

ク　米飯の炊き出しによる給食の実施に伴い、必要な梅干、つくだ煮等の副食品や味噌、食塩等の調味料等を調達し、供給する。

ケ　生鮮食料品については、必要に応じ県に要請し、各卸売市場等からの調達や他県等の応援により確保し、供給する。
コ　市が多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に対し、炊き出し等についての協力を要請する。
サ　炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

2) 県

ア　市の報告に基づき、食料の配分、供給状況及び被災地需要を把握するとともに、関係機関、業者と連携を図り、市への支援を行う。
イ　原則として発災後３日までは、県、市、市民の備蓄食料で対応し、４日目以降は、業者からの調達や県外からの応援で対応するようにし、順次、充実した内容のものを供給する。
ウ　被災地以外の隣接市長に対し被災市の救援に協力するように図る。
エ　市長から炊き出しの応援要請があり、県のみの対応では困難である場合、日赤奉仕団の派遣、自衛隊の災害派遣等を要請する。

(3) 給食基準

ア　配布基準

被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。

イ　市の対応

市長は、給食の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等についてあらかじめ定めておき、それらに基づき被災者に食品等の給与を実施する。

なお、１人当たりの供給数量については、次の基準を参考にする。（参考）

（１人当たりの供給数量）

品　　目	基　　準	
米穀等	被災者（炊き出し）	１食当たり精米換算 200ｇ以内
	応急供給	１人１日当たり精米 400ｇ以内
	災害救助従事者	１食当たり精米換算 300ｇ以内
乾パン	１食当たり	１包（ 115ｇ入り）
食パン	１食当たり	185ｇ以内
調整粉乳	乳幼児１日当たり	200ｇ以内

３　食料の輸送　　【防災部、政策企画部、産業振興部】

(1) 県及び市による輸送

ア　県は、広域防災拠点の備蓄食料を放出する場合、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」で指定された輸送拠点及び救援物資等の集積拠点を経由して市が選定する集積地等へ輸送する。
イ　県が調達した食料について、市が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が卸売業者等に要請して行う。
ウ　災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から ア、イにより難い場合は、県は、市と協議の上適切な場所を定め卸売業者等に輸送依頼し、又は市に供給する食料について当該市長に対し引取りを指示する。
エ　市が調達した食料の市集積地までの輸送及び市内における食料の移動は市が行う。
オ　他県等からの応援物資等は、広域防災拠点、輸送拠点及び救援物資等の集積拠点で引き継

ぎ、県が市の指定する集積地等に輸送する。

カ　県が輸送を実施する場合は、県有車両及び地域振興部の確保した輸送手段（輸送力提供依頼等）により輸送を実施する。

(2) 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの輸送を要請する。

(3) 輸送手段等

輸送手段は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、ヘリコプター、航空機等を利用する。

(4) 食料集積地の指定及び管理

ア　災害が発生した場合、広域防災拠点、輸送拠点及び救援物資等の集積拠点を県の備蓄食料や調達した食料等の集積配給基地とする。

イ　市は、災害時における交通及び連絡に便利な指定避難所、公共施設、公園広場等をあらかじめ食料の市集積地として選定し、同時に調達した食料の集配拠点とする。

なお、市は、県に対し選定した集積地を報告し、県は、地域の集積地等を把握しておく。

ウ　食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期するものとする。

第４　飲料水等の供給

地震災害時には、ライフラインが被災し、断水や水の汚染により、復旧までの間、飲料水・生活用水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、指定避難所において応急給水の需要が高まることが予想される。

このため、原則として市は、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

ただし、被災市において実施できないときは、協力要請に基づいて隣接市が実施する。

指定避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要のある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る必要がある。

１　給水の実施

水道局は、所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を樹立し、給水活動を実施する。最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資機材が不足するときは、近隣市又は県に速やかに応援を要請する。

(1) 情報の収集

水道局は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

ア　被災者や指定避難所の状況

イ　医療機関、社会福祉施設等の状況

ウ　通水状況

エ　飲料水の汚染状況

(2) 給水活動

ア　給水の対象

地震災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。

イ　給水方法の選択

給水の方法は、配水池で行う「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「運搬給水」を原則とし、その選択は被害の程度、内容等により臨機に対応する。

ウ　水質の確認

地震災害により給水する水の汚染が想定される場合又は遊休井戸等を活用する場合などは、直ちに水質検査により安全性を確認する。なお、必要に応じ、県（保健所）に協力を求める。

(3) 広報

水道局は、給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等（戸別受信機を含む。）や音声告知放送等を用いてきめ細かく市民に広報する。

なお、飲用井戸等を使用する市民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。

(4) 給水基準

被災地における最低給水量は、１人１日20ﾘｯﾄﾙを目安とするが、状況に応じ給水量を増減する（被災直後は、生命維持のための量（１人１日３ﾘｯﾄﾙ）とするなど。）。

(5) 要員の確保

災害時の応急給水活動は、広範囲にわたる場合があり、迅速に要員を確保する。

また、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

（給水の方法）

給　水　方　法	内　　容
配水池・浄水場・調整池等での拠点給水	市民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し有効利用を図る。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	(1) 指定避難所等への応急給水は、原則として市が実施するが実施が困難な場合は、応援要請等により行う。 (2) 医療機関、社会福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
水の缶詰、ペットボトル等による応急給水	必要に応じ、備蓄飲料水の放出又は協定締結飲料水メーカー等に提供を要請依頼することにより配給する。

(6) 応援要請

激甚災害等のため当該市だけで最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資器材が不

足するなど給水の実施が困難な場合には、近隣市又は県、関係機関に速やかに応援を要請する。

(7) 医療機関、社会福祉施設等の対応

医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

第５　生活必需品等の供給

地震災害時には、住居の倒壊・焼失等により、家財、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、しかも販売機構の混乱等によりそれらの入手が困難となる。また、一部では避難生活の長期化が予想され、特に気温の低下が予想されるときにおいては、防寒具や布団等の早急な給与が必要となる。

このため、迅速にそれら生活必需品等を調達し、被災者に給与又は貸与する。

生活必需品等物資の確保・輸送・配分計画及び各世帯に対する配分は市が行う。ただし、市において確保等が困難なときは、県又は関係機関等が協力して実施する。

なお、災害時要援護者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

１　生活必需品等の確保

地震災害により生活必需品を失った被災者の保護のため、市、県及び日本赤十字社島根県支部は、避難所生活者等を対象にした毛布、肌着、暖房用品、並びに避難所生活の長期化に対応するための備蓄物資の放出、又は関係業界等からの調達により供給する。

(1)　市は、災害時において被災者への生活必需品等の給（貸）与の必要があると認めた場合は、次の情報を収集し、被災者に対する給（貸）与の必要品目及び必要量の判断をする。

ア　被災者や指定避難所の状況

イ　医療機関、社会福祉施設の被災状況

(2)　必要な被服、寝具、その他生活必需品等の物資について、あらかじめ定めておいた各市の生活必需品等の給（貸）与のための備蓄・調達計画に基づき、備蓄物資の放出又は関係業界等からの調達により確保する。

(3)　状況により、市のみで対応が困難な場合には、隣接市、県に対し、必要な物資の供給・調達を要請する。

【日本赤十字社島根県支部】

(1)　市から生活必需品等の供給・調達要請があったとき、又は県が被害状況により必要と認めた場合は、隣接市に応援を指示し、また、状況に応じて県の備蓄物資を放出する。

(2)　さらに、不足が生じた場合、県は、販売業者から調達を行うとともに、日本赤十字社島根県支部、他都道府県、中国経済産業局、自衛隊等関係機関等に対し、応援要請、斡旋依頼、調達等を実施する。

２　生活必需品等の給与

被災者に対する生活必需品等の給（貸）与は、急場をしのぎ一時的に被災者の生活を安定させるものとする。

被災者への配布基準は、原則として、災害救助法施行細則の定めるところによる（本章「第７

節　災害救助法の適用」参照。）。

(1) 被災者への配分方法等については、あらかじめ定めてある配分計画等による。

(2) 自力で生活必需品等を受け取ることが困難な要配慮者を支援するため、又は被災者が多数発生した場合など、生活必需品の配布要員を確保するとともに、ボランティア等との連携を可能な限り図る。

(3) 激甚災害等のため当該市のみで実施困難な場合には、県、隣接市及び関係機関へ応援要請する。

日本赤十字社島根県支部、自衛隊等

(1) 県

県は、市のみでは生活必需品等の配布が困難と判断される場合は、必要とする要員等の情報を集約し、関係機関等（日本赤十字社島根県支部、他都道府県、自衛隊等）への応援要請など必要な措置をとる。

(2) 日本赤十社島根県支部

保管する救助物資を県支部配分基準に基づき、被災者に対して配布する。

(3) 陸上自衛隊

緊急事態の場合、知事の要請に基づき、その保管し、管理する救助物資を被災者に貸与し、県や市による救助物資の給与又は貸与が実施されるまでの間の被災者の保護を図るものとする。

(4) その他の防災機関

当該機関が管理し、保管する救助物資を積極的に放出して市又は県が実施する被災者の保護に協力するものとする。

３　生活必需品等の輸送

(1) 市及び県による輸送

ア　県は、広域防災拠点の備蓄物資を放出する場合、市が選定する集積地等へ輸送する。
イ　県が調達した物資について、市が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が調達業者等に要請して行う。
ウ　災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から (1)、(2)により難い場合は、県は、市と協議の上、適切な場所を定め調達業者等に輸送依頼し、又は市へ供給する物資について当該市長に対し引取りを指示する。
エ　市が調達した物資の市集積地までの輸送及び市内における物資の移動は市が行う。
オ　他県等からの応援物資等は、広域防災拠点で引き継ぎ、県が市の指定する集積地等に輸送する。
カ　県が輸送を実施する場合は、県有車両及び輸送業者等から確保した輸送手段（輸送力提供依頼等）により実施する。

(2) 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の

規定に基づき、自衛隊に災害地までの輸送を要請する。

⑶ 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、ヘリコプター、航空機等を利用する。

⑷ 物資集積地の指定及び管理

ア　災害が発生した場合、広域防災拠点を県の備蓄物資や調達した物資等の集積配給基地とする。

イ　市は、災害時における交通及び連絡に便利な指定避難所、公共施設、公園広場等をあらかじめ物資の市集積地として選定し、同時に調達した物資の集配拠点とする。なお、市は、県に対し選定した集積地を報告し、県は、地域の集積地等を把握しておく。

ウ　物資の集積を行う場合、市は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、物資管理の万全を期するものとする。

第１９節　災害ボランティアの受入れ、支援

第１　基本的な考え方

大規模地震災害時は、被災地の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できるよう、市は、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるＮＰＯ等関係機関と連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害ボランティア活動ニーズの把握、ボランティアの受付、登録、派遣調整など、受入体制を確立し、活動を支援する。

第２　災害ボランティアの受入れ、支援

災害救援ボランティアセンターの開設

被災地では、市、市社会福祉協議会等関係機関が連携し、災害ボランティアの活動拠点（以下、「災害救援ボランティアセンター」という。）を設ける。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。

特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

ア　災害及び被災状況の情報収集
イ　ボランティアニーズの把握
ウ　ボランティアの受付、登録
エ　ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
オ　ボランティアの派遣・撤収の指示
カ　ボランティア活動の企画・開発
キ　ボランティア活動の記録
ク　災害救援ボランティアセンターの要員の維持、管理
ケ　災害救援ボランティアセンターの運営に必要な資器材の調達
コ　関係機関との連絡調整　など

第２０節　文教対策

第１　基本的な考え方

公立の保育所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び教育施設（以下「学校等」という。）での防災体制・応急教育計画等を整備し、災害時における乳幼児、児童及び生徒（以下 「児童等」という。）や施設利用者の生命の安全確保と教育活動等の早期回復を図る。

また、教育関係施設及び文化財の管理者等は、防災計画・応急対策計画を整備し、被害を軽微にできるよう措置するとともに、いち早い復旧に備える。

県及び市においては、その所管の業務について、学校等及び各施設管理者と連携をとって文教対策に関する計画を作成し、災害時にその計画に基づいて対策を実施する。

第２　児童等の安全確認・施設被害状況確認

１　最優先課題

地震発生時に、学校等は児童等の安全確保を最優先しなければならない。中でも乳幼児や小学校低学年児童、特別支援学校の児童等など対しては、避難の指示・避難誘導に当たって最優先に行う等特段の配慮が必要である。

２　地震発生時の対応

地震発生時においては、揺れが収まった後、直ちに児童等の安全を確認するとともに、当面児童等がとるべき行動の指示を行う。

休憩時間や放課後等にあっては、児童等にとるべき行動を指示するとともに、教職員は速やかに児童等のもとへ駆けつけて掌握に努める。

３　児童等の保護者への引き渡し

安全を確保した後は保護者等へ連絡し、保護者の在宅の有無の確認、通学路等の帰路の安全確認、引き渡し場所の安全確認を行い、児童等を引き渡すこととする。児童等が自分で勝手に下校したり、また保護者が学校側のチェックなしで子どもを連れ帰ったりすること等のないよう、出席簿等の名表や事前に準備しておいた「引き渡し確認カード」等の利用など、各学校における具体的な行動マニュアルを作成し、により万全を期することとする。留守家庭や諸般の事情で、児童等を直ちには引き渡すことが困難な状況も予想されるため、一時的に学校等で児童等を保護する必要が生じることも考えられる。そのため必要な備品等を保管しておくことも必要となる。私立学校については、この対策に準じて自主的に対策を立てるよう指導するものとする。

第３　応急対策の実施

１　災害時の対応

県及び市は、早急に所管する学校等と連絡をとり、被災状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携をとり、各学校に必要な応急対策を講ずるものとする。

県は施設の危険性の判定を速やかに行うため、建築技師などの派遣が行えるよう準備を行うものとする。

(1) 校長は児童等・施設の状況を把握し、教職員、児童等に対し適切な指示を与える。校長が不在の場合の指揮系統については、事前に定めておく。

(2) 被害の状況により施設内の危険箇所については立入りを禁止するなどし、二次災害の防止に努める。施設の危険性判定を的確に行うため、教育委員会を通じて、建築技師などの派遣を要請する。

(3) 校長は施設の状況、通学路の状況、公共交通機関の運行状況等をもとに、必要に応じ、臨時休校、下校措置等をとる。

(4) 学校に指定避難所が開設される場合には、運営責任者である市災害対策本部に可能な範囲で協力する。例えば、必要に応じて学校防災本部内に指定避難所支援班を設置して業務に当たる。

(5) 校長は人的、物的な被害が発生したとき、臨時休校等の措置をとったときは、直ちに教育委員会へ報告する。

第４　応急教育の実施

県及び市は、所管する学校等の児童等及び教職員並びに施設の状況に応じて、心のケアへの支援、学校に代わる施設の斡旋などにより応急教育の実施を支援を行う。

教育委員会は、学校ごとに担当職員を定めるなどし、指導及び支援のための情報収集伝達に万全を期する。

また、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等、応急の教育に必要な措置を講じる。

(1) 校長は、児童等・教職員の被災状況、施設被害を勘案し、応急教育の内容を教育委員会と連携をとりながら決定する。同時に対応可能な教職員・関係機関・地域からの支援を得て、校舎内外の整備を行い、教育活動再開に向けた取り組みを行う。

(2) 教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として健康、安全教育及び生徒指導に重点をおく。

特に、児童等の状態の把握や心の健康相談活動の推進及び心的外傷後ストレス障がい（PTSD）等、心のケアについて十分に配慮することが重要であることから、児童・生徒を対象としたスクールカウンセラーを派遣するなど対策に努める。

(3) 学校と教育委員会及び保護者との連絡網の確保を図り、必要な情報伝達の徹底を期する。教育委員会及び保護者との連絡は緊密にし、教科書及び教材の給与等に係る必要業務に当たる。

(4) 避難した児童等については教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、指導を行うように努める。

(5) 指定避難所として学校施設を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、教育委員会とも協議し他の学校や公共施設等の確保を図ることにより、早急の授業再開を期する。

(6)　校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(7)　学校教育活動の早期再開に向けて、ＰＴＡや地域の地域自主組織、自治会及び自主防災組織等の協力が得られるよう、協議の場を設定するなど努める。

(8)　被災に伴う疎開等により児童等が転学を希望する場合には、教育委員会とも連絡の上、手続きは必要最小限のものにとどめるなど簡素なものとなるよう留意する。

第５　学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置

１　学用品の給与対象者及び給与時期

(1) 学用品の給与の対象

地震により災害救助法が適用された場合、住家に被害（全壊焼、流失、半壊焼又は床上浸水）を受け、喪失又は損傷したことにより学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む）、及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう）であって、市長により罹災者として確認された児童、生徒であること。

(2) 給与の時期

地震災害発生の日から、教科書（教材を含む）については１か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

２　給与の実施

(1) 教科書、教材の給与

罹災児童生徒の調査は、学校設置者の協力を得て市長が行うものとする。
学用品の調査報告は市長から知事へ行うものとする。
学用品の給与は市長が行うが、市長において調達困難なときには、知事が調達を行う。

(2) 文房具、通学用品の給与

文房具及び通学用品については、市が被害の実状に応じ現物をもって行う。

３　授業料等の減免措置

(1) 市

公立小・中学校においては、被災により費用（公立高等学校にあっては授業料、以下同様）の支払いが困難と認められる児童等について、費用の支払いの延期、減額・免除等必要な措置を検討するものとする。

(2) 県立学校

県は、被災により授業料の減免が必要と認められる者について、関係条例及び規則の定めるところにより授業料減免の措置を講じる。

(3)　私立学校

県は、被災により授業料の減免が必要と認められる者に対して、学校法人が減免した場合においては、当該学校法人理事長の申請に基づき補助を行う。

第２１節　廃棄物等の処理

第１　基本的な考え方

災害の発生により排出された廃棄物等を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。
具体的対策は以下によるほか、雲南市災害廃棄物処理計画（令和３年３月策定）による。

第２　廃棄物処理

１　災害廃棄物の発生量

⑴　災害廃棄物として排出されるごみとして、倒壊家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、焼失家屋等の焼け残り、建築物の破損物等が考えられる。

⑵　災害により発生する廃棄物については、発生量を的確に把握する必要がある。

⑶　発生量を把握するため、市は事前にトラック等における廃木材やコンクリート殻類等の積載量を把握し、その台数から発生量、処理量を推定し、処理計画を勘案する。（積載量については、例えば「４ｔ車輌には、廃木材６㎥、土砂類３㎥、１０ｔ車輌にはコンクリート殻類５㎥、土砂類７㎥の積載とする。」）

２　応援体制の確保

被災市等は、被災地における環境保全の必要性等を考慮し、必要に応じて他の市等の応援を求める場合には、県に対し連絡調整等の協力を要請する。

３　処理対策

⑴　生ごみ等腐敗性の高い廃棄物

被災市等は、被災地における防疫及び保健衛生対策上、生ごみ等腐敗性の高い廃棄物を優先した収集運搬体制の確立を図る。

⑵　災害廃棄物の仮置き

ア　災害により発生する廃棄物は、大量の廃木材やコンクリート殻類等であるが、廃棄物処理施設への大量搬入は処理が困難となる場合が想定されるので、必要に応じて環境保全上支障が生じない仮置場（河川敷、公共広場等）を指定し、暫定的に積み置き保管するなどの方法を講じる必要がある。

イ　災害廃棄物の収集にあたっては、現場においてできるだけ分別収集を行い、仮置場に搬入する。

ウ　仮置場においては、衛生害虫が発生しないよう、また、災害廃棄物以外の物（生ごみ等）が持ち込まれないよう管理の徹底が必要となる。

エ　仮置場の選定にあたっては、以下の基準とする。

（ア）環境衛生に支障が生じないこと。

（イ）搬入に便利なこと。

（ウ）分別等適正処理の対応ができること。

⑶　倒壊家屋からの災害廃棄物等

倒壊家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、焼失家屋の焼け残り等については、原則とし

て被災者自らが市等の指定する場所に搬入する。しかし、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合や生活環境に支障が生じる場合など、緊急に処理を要する場合には、管理者等と連携し、市等が処理を行う。

また、市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建築業者等と連携した解体体制を整備する。

(4) 災害廃棄物の処分

ア　災害廃棄物については、円滑かつ迅速に処理する。また、適切な分別の実施により可能な限り再利用等によりその減量が図られるように適切な配慮をするとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行う。

イ　環境汚染の未然防止及び住民・作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

ウ　廃棄物処理施設が被災して使用が不可能な場合は、事前に市等が県と協議のうえ代替措置を講ずる。

第３　し尿処理

１　し尿処理量の推定

(1)　処理量を推定するにあたり、各市等は、事前に市内における汲取便所の平均的総容量を把握しておくことが必要である。

（処理量＝被災家屋数×総容量×定率）

(2) 指定避難所等に仮設トイレを設置した場合は、その処理量が加算される。

２　応援体制の確保

被災市等は、被災地における環境保全の必要性を考慮し、必要に応じて他の市等の応援を求める場合には、県に対し連絡調整等の協力を要請する。

３　処理対策

(1) 倒壊家屋等

倒壊家屋や焼失家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫及び保健衛生対策上、収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬が行われるよう、被災市等は、第一にし尿処理体制を確立する。

また、被災により使用不能となった便槽に貯留されているし尿についても同様に収集を行う。

(2) 指定避難所等

市等は、指定避難所や必要に応じて適所に仮設トイレを設置した場合は、防疫及び保健衛生対策上から優先的に仮設トイレのし尿の収集を行う。

(3) 水洗トイレ等

市等は、水洗トイレ等を使用している世帯や団地において、災害により水洗トイレ等が使用不能となった場合、速やかに仮設トイレを設置する対策を講じる。

第４　応援協力体制の確保

１　被災市等は、被害状況を勘案し、自己のみではその区域内の処理が困難と判断した場合には、県に対して近隣市等からの応援が得られるよう、連絡調整等の協力を要請する。
２　県は、被災市等からの要請、あるいは要請がない場合であっても客観的判断のもとに近隣市等からの応援が得られるよう、連絡調整等を行う。

第５　廃棄物処理施設機能の復旧

１　被災市等は、廃棄物処理施設に被害が生じた場合、その被害状況を早急に把握し、応急復旧を図る。

２　被災市等は、被害状況から復旧に時間を要し、収集作業等に影響を与えると判断した場合は、県と協議のうえ期間を定めて他の処理施設にて処理を依頼する等の方策をたて、効果的な廃棄物処理活動を行う。

第６　事業者による廃棄物の処理

事業者の被災に伴って排出されるごみは、排出事業者が自己の責任において適正に処理する。なお、排出事業者は、市等が設置している廃棄物処理施設で併せて処理する場合は、市等と十分協議をするものとする。

第２２節　防疫・保健衛生、環境衛生対策

第１　基本的な考え方

地震災害発生時における被災地の防疫は本計画の定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

第２　防疫活動

１　防疫活動組織

市は、県の組織に準じ組織表を作成し、動員計画及び費用資材の確保計画を樹立しておき、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるようにする。

２　防疫活動内容

市は、県の指示を受け、消毒の実施及びそ族昆虫駆除を行う。

第３　保健活動

被災地、特に指定避難所等において生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、市は、次のように被災者の健康管理を行う。

(1) 必要に応じて指定避難所に救護所を設ける。

(2) 保健師は、「島根県災害時公衆衛生活動マニュアル」及び「雲南市災害時保健活動マニュアル」等を活用し、指定避難所における健康相談及び地域における巡回健康相談を行う。

第４　精神保健活動

１　ＤＰＡＴの編成

発生した地震災害の規模に応じ、迅速に被災者の精神的ケア（こころのケア）の対応を実施するため、ＤＰＡＴを組織し、有事に際し適切な活動を行えるようにする。この際は、医療・保健活動と一体的に取り組み、被災者の心身の健康管理を行う。

２　精神保健活動内容

(1) 被災者の支援
(2) 社会福祉施設等との連絡調整
(3) 被災者の精神保健福祉相談

３　精神保健の対象者

(1) 被災住民全般
　ア　指定避難所においては、被災者の心身の健康管理を行う。
　イ　自宅で生活している者へは、巡回健康相談を行う。
(2) 高齢者
(3) 障がい者

(4) 児童
(5) 外国人
(6) その他（公務員、災害救助要員）

４　応援体制

県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、被災地域外の医療機関、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）等の編成及び協力を求めるとともに、その活動に係る調整、活動場所の確保等を図る。

第５　動物愛護管理対策

災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。

市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。

(1) 県は、飼い主のわからない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。また、動物の一時預かりを保健所において行う。

(2) 県は、市等の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行う。ただし、市において実施できないときは、県が協力して実施する。

(3) 県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行う。

(4) 市は、指定避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。

第２３節　遺体の捜索、処理及び埋・火葬

第１　基本的な考え方

地震災害時において死亡した者及び行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者については、捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については埋・火葬を実施する。

第２　遺体の捜索

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索は、市長が、県警察本部（警察署）、消防本部及び地元奉仕団等の協力のもとに実施する。

第３　遺体の収容等

１　遺体の輸送

警察官による検視及び救護班による検案を終えた遺体は、市長が知事に報告の上、遺体収容所に輸送し、収容する。

２　遺体収容所（安置所）の設営及び遺体の収容

市長は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当な場所）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存施設がない場合は、天幕及び幕張等を設置し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

市長は、収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定めておくものとする。

県は、市町村から、納棺用品及び葬祭用品等の確保について、協力要請があったときは、関係機関（島根県葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会）への要請など必要な措置を講じる。

第４　遺体の検視等

警察は、医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等と密接に連携する。

第５　遺体の埋・火葬

１　広域的な火葬の実施

県は、市の要請があったときは、広域的な火葬の実施を支援する。

２　埋・火葬実施基準

身元が判明しない遺体の埋・火葬は、市長が実施する。

また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体対策を遅滞なく進める。

(1) 遺体の火葬

ア　遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ　焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引渡すものとする。

(2) 遺体の仮埋葬

ア　収容した遺体が多数のため火葬場で火葬に付すことができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。

イ　仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋葬又は納骨する。

第２４節　住宅確保及び応急対策

第１　基本的な考え方

住宅が地震による倒壊、火災、浸水、土砂災害により損傷を受けた被災者で、自己の資力では直ちに住宅を確保出来ない者に対し、住宅の応急修理、又は応急住宅の提供を行い入居させる。

また、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるように努める。

なお、被災者からの被災住宅の応急復旧に関する相談に対応する窓口の設置が必要であると判断した場合は、当該相談に対応する相談員の派遣を県に要請する。

第２　応急住宅の提供

１　方針

⑴ 入居者の選定

ア　対象者

・住家が全壊、全焼又は流失して生活できない状態となった世帯
・居住する仮住宅がなく、また借家等の借上げも出来ない世帯
・自らの資力では住宅を確保することが出来ない世帯。

イ　入居者の選定

入居者の選定は、市が行う。

⑵ 必要住宅戸数の把握

市は、住宅の提供が必要な世帯数をとりまとめる。県は、県内市町村の必要戸数をとりまとめる。

⑶ 応急住宅提供の方針

公的住宅の空き家で提供可能なものを提供する。なお、公的住宅の提供で足りない場合は、県及び市は、応急仮設住宅を建設し、提供する。

⑷ 応急仮設住宅建設の方針

ア　実施主体

・応急仮設住宅の建設は、市が行う。
・災害救助法が適用された場合は、市の要請に基づき県が建設し、提供する。

イ　建設用地の選定

敷地の選定に当っては、出来る限り集団的に建築出来る場所とし、公共用地等から優先して市が選定する。なお、病院、商店街等から離れた敷地を選定した場合、被災者の交通手段の確保に配慮する。

ウ　仮設住宅の構造・規模

・仮設住宅の構造は、鉄骨プレハブ造又は木造とする。
・規模は入居世帯の人数に応じて定める。
・要配慮者等に配慮し、バリアフリー、暑さ（寒さ）対策等を考慮する。

２　公的住宅の提供

⑴ 提供住宅の斡旋

市の要請に応じて、県提供可能住宅の提供及び他の市提供可能住宅の斡旋を行う。

３　公的住宅の提供にかかる市の対応

⑴ 必要住宅戸数等の把握

住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の家族構成、人数、男女別、年齢等必要な事項を把握する。

⑵ 提供可能住宅戸数の把握

提供が可能な住宅戸数を把握する。

⑶ 県への援助要請

市の提供可能住宅の提供だけでは必要戸数に満たない場合には、県に援助を要請する。この場合は、住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

⑷ 入居者の決定

市が決定する。

県及び他の市町村の提供住宅に入居させる場合は、入居する世帯主名、入居時期を速やかに県に報告する。

４　応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合、県が建設する応急仮設住宅は下記による。
（本章第６節「災害救助法の適用」参照。）

⑴ 建設用地の提供

市の要請により応急仮設住宅の設置計画に応じて、県公有地を提供する。ただし、当該市において県公有地の確保が困難な場合は両者で協議する。

⑵ 仮設住宅の規模

入居予定者の家族構成、人数に応じて建設する仮設住宅の規模、形式を定める。

⑶ 仮設住宅の維持管理

仮設住宅の維持管理は、知事が市長に委託する。

⑷ 仮設住宅の建設着工期限及び貸与期間

災害発生の日から20日以内に着工し、その供与期間は、原則として完成の日から２年以内とする。

⑸ 建設資材の調達

大規模な被災の場合の応急仮設住宅の建設は、一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会の協力を得て建設する。

５　応急仮設住宅の建設にかかる市の対応

⑴ 建設場所

建設予定場所は、原則として県又は市公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適切な場所とする。

⑵ 建設着工期限及び貸与期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は、原則として完成の日から２年以内とする。

⑶ 仮設住宅の規模

入居予定者の家族構成、人数に応じて建設する仮設住宅の規模、形式を定める。

⑷ 災害救助法の適用の場合

ア　県への要請

仮設住宅の建設場所、建設戸数、規模・形式及びその世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

イ　建設用地の選定

県と協議の上決定する。

６　応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

⑴ 応急仮設住宅における安心・安全の確保

⑵ 心のケア対策

孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアへの対策を実施する。

⑶ 地域コミュニティの形成

入居者による地域コミュニティの形成及び運営に努めるとともに、運営への女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

⑷ 家庭動物対策

応急仮設住宅における家庭動物の受け入れについて、建設や運営担当部局との調整を事前に行うとともに、飼養にあたってのルール作りや飼い主に対する適正な飼養指導や支援を実施するものとする。

第３　被災住宅の応急復旧

１　被災者からの相談への対応

⑴ 相談窓口の設置

市町村は、災害の被害状況から必要と判断した場合は、応急対策業務として被災住宅の応急復旧に関する被災者からの相談に対応するための窓口を設置する。

⑵ 相談員の派遣と相談への対応

市町村は、相談窓口の設置にあたり、当該相談に対応する相談員の派遣を県に要請することができる。

県は、市町村から相談員の派遣要請を受けた場合は、島根県建築住宅施策推進協議会に協力を要請する。

島根県建築住宅施策推進協議会は、要請に基づき、市町村が設置する相談窓口に相談員を派遣し、被災者からの相談に対応する。

２　応急修理

災害救助法を適用した場合、地震災害により、住宅が破損し、居住することができないもののうち、特に必要と認められる者に対して住宅の応急修理を行う。

住宅の修理については、借家は家主が、社宅、寮等については事業主が、また、公舎、公営住宅については設置主体が行うが、借家等では家主に能力がなく、かつ借家人に能力がないような場合に は対象とする。

⑴ 対象者

・住家が半壊、半焼し若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理を行うことが出来ない世帯
・大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊、半焼した世帯

⑵ 修理家屋の選定

市長は、民生委員その他関係者の意見を聞き、対象家屋の順位を定めて選定する。

⑶ 実施内容

応急修理は、災害救助法に則って行い（本章第６節「災害救助法の適用」参照。）、居室、炊事場、便所等生活上欠かすことの出来ない部分を対象とする。

なお、個々の修理部分については、より緊急を要する部分の応急修理で、例えば土台、床、壁、天井、屋根、窓、戸等の修理を行い、畳の入替え、基礎工事等は含まない。

第４　住宅関係障害物除去

住宅関係障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいう。

災害救助法に則って行う（本章第６節「災害救助法の適用」参照。）。

第５　災害復旧用材の確保

市の実施する住宅応急修理において、資材不足が発生した場合、県は資材調達に協力する。

第６　民間賃貸住宅の紹介、斡旋及び借り上げ

１　民間賃貸住宅の紹介、斡旋

県は、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合、島根県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会島根県本部及び全国賃貸住宅経営者協会連合会に協力を要請するとともに、その旨を被災市に通知する。

島根県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会島根県本部及び全国賃貸住宅経営者協会連合会

は、要請に基づき、無報酬で空き家の紹介、斡旋を行うよう努める。
　被災市町村は、民間賃貸住宅の紹介、斡旋について、被災者に周知を図る。

２　民間賃貸住宅借り上げのための支援

　災害時に民間賃貸住宅借り上げを希望する市に対して、関係団体と連絡調整を行い、情報提供の支援を行う。

３　借り上げ時期及び貸与期間

　災害救助法が適用された場合、災害発生の日から速やかに借り上げ、その供与期間は、原則として２年以内とする。

第 ２ 編

第 ３ 章

地震災害復旧・復興計画

第３章　地震災害復旧・復興計画

第１節　災害復旧事業の実施

第１　基本的な考え方

災害復旧計画においては、地震災害発生により被災した施設の原状復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。

災害復興計画においては、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のためのあらゆる場・組織に女性の参画を推進する。併せて、要配慮者の参画を促進する。

第２　災害復旧事業計画の作成

１　事業計画の作成方針の検討

(1)　県及び市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強い県土づくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

２　支援体制

復旧・復興に当たり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等協力を求める。

特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

第３　災害復旧事業の実施

１　公共施設の復旧等

(1) 基本方針

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

地震災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため県、市、その他の防災関係機関は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置をとるものとする。

(2) 実施計画

ア　被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

イ　被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から可能な限り、改良復旧を行うものとする。

ウ　地震災害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行うものとする。

エ　道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

オ　ライフライン交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

カ　被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

キ　建築物の復旧に当たっては、被災度区分判定を実施して該当建築物の取り壊し又は補修・補強の必要性を判断する。

ク　警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

ケ　事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の広域処理を含めた処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な分別、保管、収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

２　災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

ア　河川

イ　砂防設備

ウ　林地荒廃防止施設

工　地すべり防止施設

オ　急傾斜地崩壊防止施設

カ　道路

キ　水道

ク　下水道

ケ　公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(4) 公立学校施設災害復旧事業計画

(5) 公営住宅災害復旧事業計画

(6) 公立医療施設災害復旧事業計画

(7) 公共建築物災害復旧事業計画

(8)その他の災害復旧事業計画

３　被災地方公共団体への支援

県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方

公共団体の工事の実施体制等の地域の実状を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

第４　災害復興計画の作成

１　復興計画の作成

(1) 大規模地震災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、県及び市は、復興計画を作成し、関係機関の諸事情を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

(2) 県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

(3) 市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(4) 県は、特定大規模災害を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

２　防災まちづくり

(1) 必要に応じ、県及び市は、再度災害防止及びより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めるよう努めるものとする。

(2) 県及び市は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難先、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。

(3) 県及び市は、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

(4) 県及び市は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者におけ

る種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対して提供する。

(5) 県及び市は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

(6) 県及び市は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

(7) 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第５　被災市町村への支援

県は、被災市町村からの相談に対応するとともに被災市に対する行財政支援を行うものとする。

第２節　生活再建等支援対策の実施

第１　基本的な考え方

地震災害時に多くの人々がり災し、住居や家財の喪失、経済的な困窮や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、迅速で円滑な災害復旧を図るため、防災関係機関等と協力し、被災者の生活再建のための支援対策を講ずる。

第２　被災者の生活相談

災害時の被災者や事業者の自立復興を支援し、その基盤となる当面の生活の安定のための支援として、生活相談窓口を開設し、被災者の生活相談等に関する対策を行うとともに、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

第３　被災者の被災状況の把握

１　罹災証明書の交付

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

２　被災者台帳の作成

(1) 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(2) 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第４　義援金、義援品の受付、配分

県、市、日本赤十字社島根県支部及び関係団体、関係機関は、一般市民及び他の都道府県等から寄託された義援金及び義援品を、効率的に被災者に配分するため、その受付・保管、配分等について相互に協力する。

１　義援金等の受付、配分

(1) 義援金及び見舞金の受付、収納

県は、県に寄託された義援金及び知事あての見舞金を受け付け、収納する。

(2) 義援金の寄託

県で受け付けた義援金は、日本赤十字社島根県支部に設置される配分委員会に寄託する。

(3) 見舞金の取扱

知事あての見舞金の取扱については、別途知事が決定する。

(4) 義援金の受付

市は、市に寄託された義援金及び市長あての見舞金を受け付ける。そのため、義援金の受付体制を確立するとともに、義援金の受付に関する計画を樹立する。

(5) 義援金の配分

市は、県又は日本赤十字社島根県支部等から送付された義援金を被災者に速やかに配分する。その際、基本的な配分方法を決定しておくなどして、できる限り迅速な配分に努める。

(6) 義援金の受付

日本赤十字社島根県支部、共同募金会等関係機関は、県支部及び市（地区、分区）において寄託された義援金を受け付ける。

(7) 義援金の配分

日本赤十字社島根県支部、共同募金会等関係機関で受け付けた義援金の市に対する配分は、県、日本赤十字社島根県支部及び日本赤十字社島根県支部に協力する関係団体で設置する配分委員会を組織し、義援金の使用について十分協議の上定めるものとする。その際、基本的な配分方法を決定しておくなどして、できる限り迅速な配分に努める。また、被害が複数の都道府県に渡る広域災害時には、日本赤十字社等義援金収集団体は、寄託された義援金を速やかに地方公共団体に配分すべきであることから、義援金の受付方法の工夫や配分基準をあらかじめ定めておくものとする。

２　義援品の受付、配分

(1) 義援品の受付

義援品は原則として受け付けない。ただし、被災者のニーズにあったもので、まとまった単位で送付される企業等からの義援品等に限り受け付ける。その際、内容物の種類、数量等がわかるよう送付リストを事前に提示するよう求めるとともに、仕分け作業の手間がかからないよう配慮を求める。

(2) 義援品の配分及び輸送

県は、義援品を受け付けた場合、日本赤十字社島根県支部と協議し、義援品の市に対する配分を速やかに決定し、県内輸送業者の協力を得る（トラック協会等の輸送協定等による）ことにより指定避難所等市の指定する場所まで輸送し、市に引き渡す。また、日本赤十字社島根県支部に寄託された義援品の輸送に関し、協力する。

(3) 義援品の保管

県は、義援品を受け付けた場合、広域防災拠点、本庁舎等の倉庫、会議室等を臨時使用する等により、義援品を配分するまでの間の一時保管を行う。

(4) 義援品の受付

市は、義援品の受付に関する計画を樹立し、受付体制を確立する。

(5) 義援品の配分

市は、県又は日本赤十字社島根県支部から送付された義援品を受け付けた場合、災害ボランティアほか地域関係団体等の協力を得て、速やかに指定避難所等において被災者に配分する。

(6) 義援品の保管

市は、義援品の保管場所についてあらかじめ計画を樹立し、被災者に配分するまでの間、一時保管を行う。

(7) 義援品の受付

義援品は原則として受け付けない。ただし、被災者のニーズにあったもので、まとまった単位で送付される企業等からの義援品等に限り受け付ける。

(8) 義援品の配分及び輸送

日本赤十字社島根県支部は、義援品を受け付けた場合、義援品の市に対する配分を速やかに決定し、県の協力を得て輸送し、市に引き渡す。

(9) 義援品の保管

日本赤十字社島根県支部は、義援品を受け付けた場合、義援品を配分するまでの一時保管場所として、県支部の倉庫等を利用するが、状況によっては県に集積場所の確保を要請する。

第５　生活資金及び事業資金の融資

１　被災者個人への融資

(1) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対して速やかに自立更生を促進するため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員及び市の社会福祉協議会の協力を得て貸付限度額の範囲内において貸付を行う。

なお、この資金は対象世帯であって他の資金制度により借入れることが困難な場合に利用出来るものである。

(2) 住宅復興資金

独立行政法人住宅金融支援機構が指定した災害により被害を受けた住宅の所有者で、地方公共団体から「り災証明書」の発行を受けた者は、住宅金融支援機構法の規定に基づく災害復旧住宅融資を受けることができる。

県は、災害復興住宅融資の適用に関する相談や住宅金融支援機構から受託した工事審査の

業務を行う。

(3) 母子父子寡婦福祉資金

地震災害により被害を受けた母子家庭、寡婦及び父子家庭等に対して、必要に応じて資金の貸付けを行う。

２　被災中小企業への融資

地震災害により被災した中小企業の再建を促進するため必要な資金の融資等が迅速かつ円滑に行われるよう以下の措置を講ずる。

(1) 県中小企業制度融資及び高度化資金貸付制度を活用し、緊急融資等を行う。

(2) 日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫の災害復旧貸付等の適用について、関係機関に要請する。

(3) 設備貸与借主に対し貸付金（貸与料）の償還免除（対象物が滅失したとき）、あるいは、償還期間の延長を行うよう(財)しまね産業振興財団に指示する。

(4) 高度化資金借主に対し貸付金の償還期間の延長を行う。

(5) 金融機関、商工団体及び信用保証協会に対し、貸付手続きの迅速化、貸付条件の緩和等について特別配慮を要請する。

３　被災農林水産業関係者への融資等

県は、地震により被害を受けた農林水産業者又は団体の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持と経営の安定を図るために必要な資金の融通等が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の措置を講ずる。

(1) 天災融資法の適用に基づく天災資金の円滑な融資を図る。

(2) 農業経営資金及び漁業経営資金（災害資金等）の円滑な融資を図る。

(3) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の融資及び既貸付金の貸与条件緩和等を関係機関に要請する。

(4) 農業近代化資金、農業改良資金、林業・木材産業改善資金、沿岸漁業改善資金、漁業近代化資金の既貸付金の償還猶予等を行う。

(5) 農業保険法等に基づく農業共済組合及び漁業災害補償法等に基づくJF共済の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に共済金の支払いができるよう要請する。

(6) 漁船損害等保障法に基づく漁船保険組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合

は早期に保険金の支払いができるよう措置する。

第６　郵便・電話等の支援措置　　日本郵便株式会社中国支社、西日本電信電話株式会社島根支店

１　郵便関係

(1) 小包郵便物及び現金書留の料金の免除

日本郵便株式会社が公示した場合は、当該災害地の被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社に充てた救助用物資を内容とする小包郵便物及び現金書留の料金を免除する。

(2) 郵便はがき等の無償交付

災害救助法適用時に、り災世帯当たり通常郵便はがき５枚以内及び郵便書簡1枚を交付する。

２　電話関係

「災害救助法」の適用が想定される規模の災害等の発生に伴い、広域停電や交通機関の遮断等の社会的混乱が発生し、固定電話及び携帯電話の通話規制が発生する可能性がある状況等を総合的に勘案し、ＮＴＴ西日本が公衆電話の無料化を行う。

３　為替貯金関係

取扱局、取扱期間及び取扱事務の範囲を指定して払いもどし等の為替貯金業務の特別取扱を行う。なお、災害救助法が発動された場合は、日本郵便株式会社中国支社からの指示を待たず郵便局長限りで取扱いができる。

４　簡易保険関係

取扱局を指定して、保険証書等提出種類の全部又は一部が提出できない場合でも、保険金、貸付金等の支払い及び保険料の払込みの猶予を行う。

なお、災害救助法が発動された場合は、支社から指示を待たず郵便局長限りで取扱いができる。

５　災害寄附金の料金免除の取扱い

地方公共団体、中央共同募金会等からの申請を待って被災者救援を目的とする寄附金を郵便振替により省令で定める法人の口座に送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金の免除の取扱いを実施する。

第７　税等の徴収猶予、減免

被災した市民や事業者の自立復興を支援するため以下の対策を行うとともに、広報等による情報提供や情報提供窓口の設置を検討する。

１　県税の徴収猶予及び減免等

県は被災した納税者又は特別徴収義務者に対し、法律及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

２　国税等の徴収猶予及び減免

市は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

３　国民健康保険料の徴収猶予及び減免

保険者は、被災者が納付すべき国民健康保険料について、法令及び条例の規定に基づき、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。
県は、保険者に対して、必要な指導、助言を行う。

４　後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免

後期高齢者広域連合は、被災者が納付すべき後期高齢者医療保険料について、法令及び条例の規定に基づき、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。
県は、後期高齢者広域連合に対して、必要な指導、助言を行う。

５　国民健康保険被保険者に係る一部負担金の減免

保険者は、被災者が保険医療機関等で支払う一部負担金を支払うことが困難と認められる場合は、法令等に基づき減免の措置を災害の状況に応じて実施する。
県は、保険者の行う措置に対して、必要な指導、助言を行う。

６　後期高齢者医療被保険者に係る一部負担金の減免

後期高齢者広域連合は、被災者が保険医療機関等で支払う一部負担金を支払うことが困難と認められる場合は、法令等に基づき減免の措置を災害の状況に応じて実施する。
県は、後期高齢者広域連合に対して、必要な指導、助言を行う。

７　福祉施設の費用負担の減免

市は福祉施設の入所等に係る費用負担の徴収に関し、被災者については法令等に基づき期限の延長及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第８　災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給

県は、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付について次に示す措置を講じるべく、市を指導・助成する。

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について市が実施主体となり、条例に基づき実施する。

１　災害弔慰金の支給
２　災害障害見舞金の支給
３　災害援護資金の貸付

県は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金の支給対象とならない災害により死亡した県民の遺族に対して、市町村が独自に災害弔慰金の支給を行った場合、当該市町村に補助金を交付する。

県が市町村に対して交付する補助金の具体的な手順や内容については、「島根県災害弔慰金支給事業補助金交付要綱」に基づくものとする。

第９　被災者生活再建支援法等に基づく支援

被災地方公共団体のみでは対応が困難な一定規模以上の災害について、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づいて全国の都道府県が相互秩序の観点から拠出した基金を活用して、被災世帯に対し支援金を支給し、国がその費用を助成することにより被災者を支援する制度が創設された。

県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、支援金を支給するための措置を定め、その生活の再建を支援し、市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的に支援を行う。

また、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるものとする。

１　対象災害及び被災世帯

(1) 対象災害

法の対象となる災害のうち、地震災害関連の自然災害は、地震等の災害現象であり、人為的な原因により生ずる火災・事故等被害は含まれない。また、以下に示すように、一定の世帯数以上が全壊した自然災害である必要がある。

ア　災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害（同条第２項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市における自然災害。
イ　10以上の世帯の住宅が全壊した市における自然災害。
ウ　100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害。
エ　ア又はイの市を含む都道府県で５以上の世帯の住宅が全壊した市（人口10万人未満に限る）における自然災害
オ　ア～ウの区域に隣接し、５以上の世帯の住宅が全壊した市（人口10万人未満に限る）における自然災害
カ　ア若しくはイの市を含む都道府県又はウの都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市（人口10万人未満に限る）又は２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市（人口５万人未満に限る）における自然災害

※　エ～カの人口要件については、合併前の旧市単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く５年間の特例措置）

(2) 被災世帯

県は、(1)の自然災害により、その居住する住宅が全壊する等生活基盤に著しい被害を受けた者に対して支援金を支給する。

ア　その居住する住宅が全壊した世帯。
イ　その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。
ウ　火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が移住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。
エ　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である世帯（大規模半壊）
オ　当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（以下「中規模半壊」といい、イからエまでに掲げる世帯を除く。）

(3) 支給内容及び支給額

支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。（世帯人数が１人の場合は、各該当欄の3/4の額）

①　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度 ＼ 支給額	全　壊 ((2)ｱに該当)	解　体 ((2)ｲに該当)	長期避難 ((2)ｳに該当)	大規模半壊 ((2)ｴに該当)	中規模半壊 ((2)ｵに該当)
	100万円	100万円	100万円	50万円	―

②　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法 ＼ 支給額（注２）	建設・購入 （注１）	補　修 （注１）	賃　貸 （公営住宅以外） （注１）
	200万円～100万円	100万円～50万円	50万円～25万円

（注１）一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円
（注２）加算支援金の支給額は、住宅の被害程度により異なる。

２　支援金の支給

支援金の支給については、被災者の生活再建が速やかに行われるよう、国、県、市等は良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施の徹底を図る。

支援金の支給事務の流れは、以下に図示するとおりである。

市は、被災住民が提出した申請書を取りまとめ（住家等の被害の程度の調査は市が行う。）、県に送付する。なお、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

県は、県の区域内において、被災市から送付された申請書を取りまとめ、被災者生活再建支援法人（以下、「支援法人」という。）に送付し、被災世帯の世帯主に対し自立した生活を開始するために必要な経費に充てるものとして支援金の支給を行う。なお、県は支援金の支給に関する事務を支援法人へ委託している。

図１　支給事務の流れ

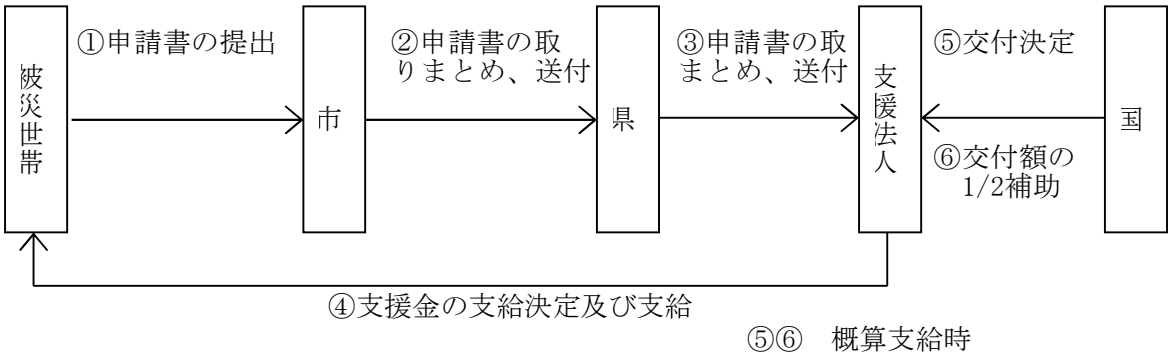

3　県単被災者生活再建支援制度に基づく支援

自然災害の規模が法に定める規模に達しないため、法による支援を受けられない世帯、又は県独自の拡充支援として、「半壊」及び「一部破損」の住宅被害を受けた世帯に対し、市が支援金を支給する場合、県は「島根県被災者生活再建支援補助金要綱」に基づき、当該市に対し支援金に相当する額の２分の１を乗じて得た額を島根県被災者生活支援再建支援金として交付する。

(1) 支給事務の基本的な流れ
支給事務の基本的流れは図２のとおりである。

図２　支給事務の基本的流れ

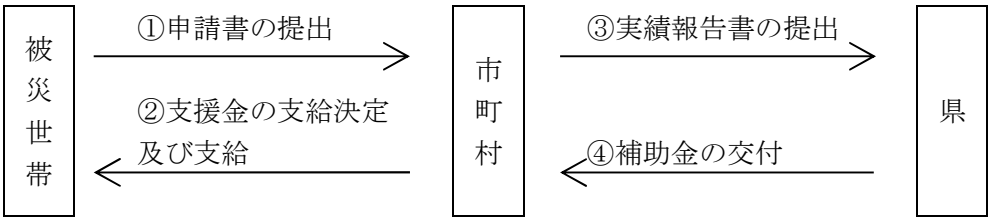

(2) 支給内容及び支給額
支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。（世帯人数が１人の場合は、各該当欄の３／４の額）

①　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度 ＼ 支給額	全　壊 ((2)ｱに該当)	解　体 ((2)ｲに該当)	長期避難 ((2)ｳに該当)	大規模半壊 ((2)ｴに該当)
	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法 / 支給額	建設・購入	補　修	賃　貸（公営住宅以外）
	200万円～100万円	100万円～50万円	50万円～25万円

（注 1）一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円

（注 2） 加算支援金の支給額は、住宅の被害程度により異なる。

(3) 支給内容及び支給額（半壊及び一部破損）

支給額は、以下のとおりとなる。（世帯人数が１人の場合は、各該当欄の３／４の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金

住宅の被害程度 / 支給額（注１）	半壊	一部破損
	100万円	40万円

（注１）被災した住宅の補修等に係る経費（以下、「実費」という。）が上限額を下回る場合は、実費の範囲内とする。

第３節　激甚災害の指定

第１　基本的な考え方

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）は著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。

県の地域に、大規模な災害が発生した場合、県としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため「激甚法」による助成援助等を受けることが必要である。

そこで、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努める。

関係法令

災害対策基本法（昭36法223号）第97～98条

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭37法150号）

第２　激甚災害指定手続

市長は、大規模な地震災害が発生した場合、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、県知事に査定事業費等を報告する。

県知事は、所定の指定行政機関を通じ、内閣総理大臣にこれを報告する。

報告を受けた内閣総理大臣は、中央防災会議の意見を聞き、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申することとなる。この手続きを図示すると次のとおりである。

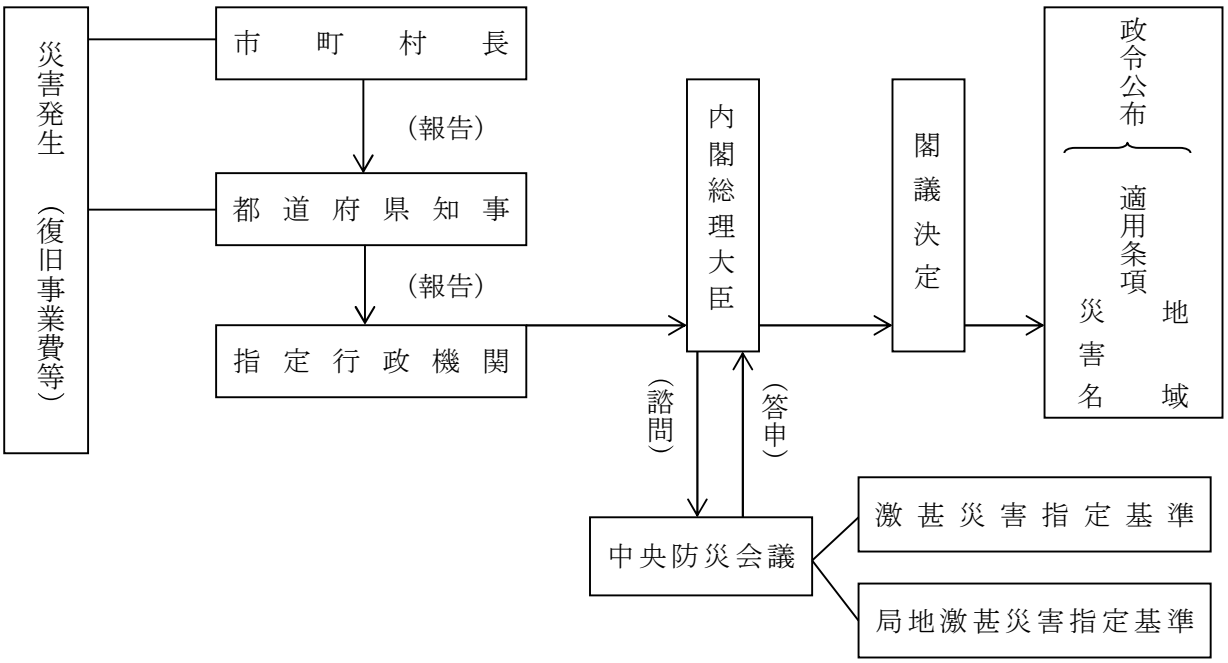

（注）局地激甚災害の指定については、１月から12月までに発生した災害を一括して翌年の１月～２月頃に手続きを行う。

第３　激甚災害指定基準

昭和37年12月７日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている（H28.2.9最新改正）。

適用条項	適用措置	指　定　基　準
第2章 （第3条） （第4条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	Ａ　公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5%
		Ｂ　公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ （１）一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25% ・・・・の県が1以上 又は （２）県内市の査定見込総額＞県内全市の標準税収入×5% ・・・・の県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	Ａ　農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5%
		Ｂ　農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ （１）一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4% ・・・・の県が1以上 又は （２）一の都道府県の査定見込額＞10億円・・・・の県が1以上
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	（１）第5条の措置が適用される場合 又は （２）農業被害見込額 ＞全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、(１)(２)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合は除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 （３）漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5% 又は （４）漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、(３)(４)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	Ａ　農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5%
		Ｂ　農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% かつ 一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者×3% ・・・・の県が1以上
		ただし、ＡＢとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	Ａ　林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5%
		Ｂ　林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% かつ （１）一の都道府県の林業被害見込額 ＞当該都道府県の生産林業所得推定額×60% ・・・・の県が1以上 又は （２）一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1% ・・・・の県が1以上
		ただし、ＡＢとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。
第12条	中小企業信用保険法に	Ａ　中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2%

	よる災害関係保証の特例	B　中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ （１）一の都道府県の中小企業関係被害額 ＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% ・・・・の県が1以上 又は （２）一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円・・・・の県が1以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第16条 第17条 第19条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	第2章（第3条及び第4条）の措置が適用される場合 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量は軽微であると認められる場合を除く

適用条項	適用措置	指　定　基　準
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A　被災地全域滅失戸数≧4,000戸 B　（１）被災地全域滅失戸数≧2,000戸 かつ 一の市の区域内の滅失戸数≧200戸又は住宅戸数1割以上 ・・・・の市が1以上 又は （２）被災地全域滅失戸数≧1,200戸 かつ 一の市の区域内の滅失戸数≧400戸又は住宅戸数の2割以上 ・・・・の市が1以上 ただし、（1）（2）とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する
第9条	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条	水防資材費の補助の特例	
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

第４　局地激甚災害指定基準

災害を市段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている(H28.2.9最新改正)。

適用条項	適用措置	指　定　基　準
第2章 （第3条） （第4条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	次のいずれかに該当する災害 ①（イ）当該市が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額＞当該市の標準税収入×50% （査定事業費が1千万円未満のものを除く。） （ロ）当該市の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市 当該市が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額＞当該市の標準税収入×20% （ハ）当該市の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市 当該市が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額＞当該市の標準税収入×20%＋（当該市の標準税収入－50億円）×60% ただし、この基準に該当する市ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く ②　①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 ①　当該市内の農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市の農業所得推定額×10% （災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ②　①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	次のいずれかに該当する災害 ①　当該市内の農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市の農業所得推定額×10% （災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ②　①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。） ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市の漁業被害額が当該市内の農業被害額を超え、 かつ 当該市内の漁船等の被害額＞当該市の漁業所得推定額×10% （漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。） ただし、これに該当する市ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	当該市内の林業被害見込額（樹木に係るもの）＞当該市に係る生産林業所得推定額（木材生産部門）×1.5 （林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く） かつ （１）大火による災害にあっては、要復旧見込面積＞300ha 又は （２）その他の災害にあっては、要復旧見込み面積＞当該市の民有林面積（人工林に係るもの）×25%

適用条項	適用措置	指　定　基　準
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業関係被害額＞当該市の中小企業所得推定額×10% （被害額が1千万円のものを除く） 　ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係わるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することとなっている。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

第５　特別財政援助等の申請手続等

１　市

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。

２　県

県関係部局は、激甚法に定められた事業を実施する。

激甚災害の指定を受けたときは、県関係部局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続その他を実施する。

第６　激甚法に定める事業及び関係部局

激甚法に定める事業及び関係部局は次のとおりである。

適 用 条 項	事　　業　　名	県関係部局名
第　３　条	１　公共土木施設災害復旧事業	農林水産部
	２　公共土木施設災害関連事業	土　木　部
	３　公立学校施設災害復旧事業	教　育　庁
	４　公営住宅施設災害復旧事業	土　木　部
	５　生活保護施設災害復旧事業	健康福祉部
	６　児童福祉施設災害復旧事業	
	７　老人福祉施設災害復旧事業	
	８　身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業	

適用条項	事業名	県関係部局名
第３条	9　障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者福祉サービス（生活介護、自律訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る）の事業の用に供する施設の災害復旧事業	健康福祉部
	10　婦人保護施設災害復旧事業	
第３条及び第１９条	11　感染症予防事業	
	12　感染症指定医療機関災害復旧事業	
第３条及び第９条	13　堆積土砂排除事業	農林水産部 土木部
第３条及び第１０条	14　湛水排除事業	
第５条	15　農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	農林水産部
第５条及び第６条	16　農林水産業共同利用施設災害復旧事業	農林水産部
第７条	17　開拓者等の施設の災害復旧事業	農林水産部 商工労働部
第８条	18　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置	
第１１条 第１１条の２	19　共同利用小型漁船の建造費の補助 20　森林災害復旧事業	
第１２条	21　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	
第１４条	22　事業協同組合等の施設の災害復旧事業	農林水産部 商工労働部
第１６条	23　公立社会教育施設災害復旧事業	教育庁
第１７条	24　私立学校施設の災害復旧事業	総務部
第２０条	25　母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例	健康福祉部
第２１条	26　水防資材費の補助の特例	土木部
第２２条	27　り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	
第２４条	28　公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への算入	総務部 農林水産部 土木部 教育庁
第２５条	29　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	商工労働部